

第52回 神戸市文化財保護審議会次第

日時 令和4年3月11日（金）14:30～

場所 市役所1号館14階 AV1会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 指定候補物件の調査報告の件

(2) 答申

(3) 文化財保存活用地域計画の策定について

(4) 報告事項

① 令和4年度予算案関連事項・神戸歴史遺産

② その他

4 閉 会

神戸市文化財保護審議会委員名簿

※委員任期 令和3年7月15日から令和5年7月14日（任期2年）

	担当部門	氏名	役職等、()内は専門分野
1	建築	黒田 龍二	神戸大学名誉教授 (建築史)
2	建築	橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授 (近代建築)
3	建築	大林 潤	奈良文化財研究所 建造物研究室長 (建築史)
4	建築	三輪 康一	神戸大学名誉教授 (伝統的建造物・都市景観)
5	美術工芸品	筒井 忠仁	京都大学大学院文学研究科准教授 (絵画史)
6	美術工芸品	岩田 茂樹	奈良国立博物館 特任研究員 (彫刻史)
7	民俗	大江 篤	園田学園女子大学経営学部教授 (民俗学)
8	歴史	市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授 (中世史)
9	歴史	藪田 貫	兵庫県立歴史博物館館長 (近世史)
10	歴史	戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授 (近代史)
11	歴史	黒崎 直	大阪府立弥生文化博物館名誉館長 (考古学)
12	歴史	菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授 (考古学)
13	記念物	林 まゆみ	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科客員教授 (庭園史)
14	記念物	石丸 京子	県立尼崎の森中央緑地 生物多様性 チーフコーディネーター (植物学)

令和3年度神戸市指定文化財答申予定物件一覧

種 類			名 称	数 量	所 在 地
			所有者 (管理者)		概 要
指 定	有 形 文 化 財	建 造 物	素盞鳴尊神社 本殿	1 棟	北区大沢町中大沢字法寺庵 6 0 6
			宗教法人 素盞鳴尊神社		(年代) 江戸時代前半 (17 世紀前期)
	彫 刻	木造十一面観音菩薩坐像	1 軀	西区櫨谷町谷口 2 5 9	
		宗教法人 如意寺		(年代) 平安時代後期 (12 世紀)	

令和3年度 神戸市指定文化財答申予定物件位置図



指 定 等 件 数 一 覧

種		類	令和2年度 までの累計	今 回 諮問件数	合 計
指 定	有 形 文 化 財	建 造 物	2 5	1	2 6
		絵 画	1 0	—	1 0
		彫 刻	2 2	1	2 3
		工 芸 品	7	—	7
		書 跡・古 文 書	5	—	5
		歴 史 資 料	1	—	1
		考 古 資 料	1 5	—	1 5
		石 造 物	1 5	—	1 5
	民 俗 文 化 財	有 形 民 俗	1	—	1
		無 形 民 俗	1	—	1
	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	史 跡	8	—	8
		名 勝	6	—	6
		天 然 記 念 物	7	—	7
小 計			1 2 3	2	1 2 5
登 録	有 形 文 化 財	建 造 物	1 9	—	1 9
	民 俗 文 化 財	無 形 民 俗	2 4	—	2 4
小 計			4 3	—	4 3
認 定	地 域 文 化 財	無 形 民 俗	4	—	4
		史 跡	1 1	—	1 1
小 計			1 5	—	1 5
指 定	文 化 環 境 保 存 区 域		9	—	9
選 定	歴 史 的 建 造 物		4 7	—	4 7
合 計			2 3 7	2	2 3 9

指定有形文化財
建 造 物

すさのおのみことじんじゃ ほんでん
素盞鳴尊神社 本殿 1 棟

所在地	北区大沢町中大沢字法寺庵 6 0 6
所有者	宗教法人 素盞鳴尊神社
管理者	宗教法人 素盞鳴尊神社
構造形式	三間社流造 正面軒唐破風 柿葺
建立年代	16 世紀後期

素盞鳴尊神社は、北区大沢町中大沢に所在し、美囊川と西畑川の合流地点付近の段丘上に位置する。本殿は東向きで、背後に比高差約 35m の丘陵を控える。『兵庫縣神社誌』によれば、当社の創建年は不詳だが、天正 8 年(1580)1 月の羽柴秀吉の三木攻めの折、焼失し、その後、寛永年間(1624～1644)に再建したと伝えるが、古式な技法から焼失後の早い時期、16 世紀後期の建設とみられる。神社は、中大沢地区の氏子によって護持されている。本殿の裏山は「素盞鳴尊神社の社叢」として平成 11 年に神戸市指定天然記念物となっている。

本殿の形式は三間社流造で、庇の正面に軒唐破風を付ける。身舎は桁行三間梁間二間、庇は中間の柱 2 本を抜いて柱間一間とし、両端の柱を頭貫で繋ぐ。身舎正面の建具は、三間とも格子戸引違である。身舎内部は奥行中央より少し後方に柱間三間の内外陣境を設け、各柱間に扉を設ける。正面と側面には縁、高欄を廻し、背面柱筋に脇障子を立てる。身舎と庇とは繋海老虹梁で繋ぐ。庇柱上の出組と同じ組物を軒唐破風の菖蒲桁位置にも置き、両組物を肘木で繋いで一体とする。また、身舎組物は二手先で、手挟や墓股、木鼻等に精緻な彫り物を多用するなど、全体的に華やかに仕上げられている。彩色も施された痕跡が残る。内法長押の断面形は矩形で、江戸時代にみられる台形の長押し引きではない点、また、その上面は手斧仕上げである点は、中世的技法であるため、16 世紀後期の建設とみられる。

この本殿は、同種の村落鎮守社のなかで、建設年代が古いこと、比較的規模が大きいことに加えて、特色のある華麗な細部を持つことが大きい特徴である。また、覆屋を備えることから保存状態がよい。



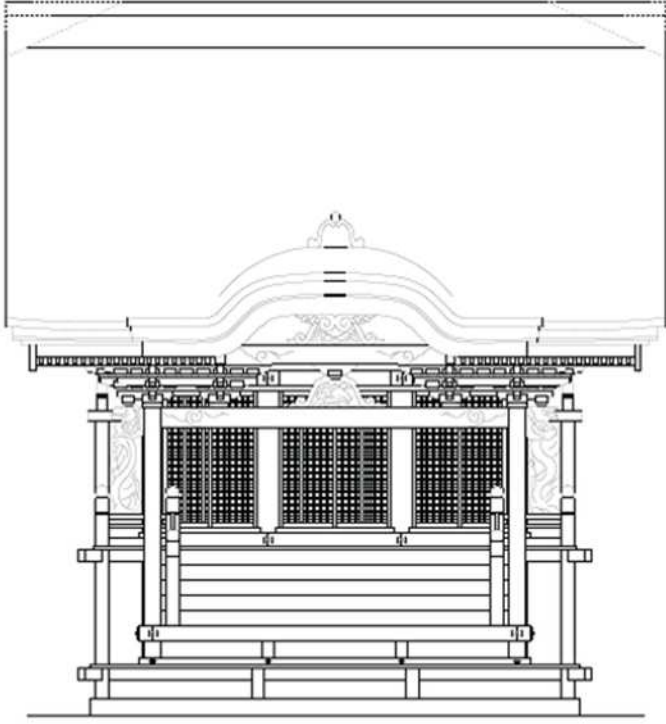
遠景



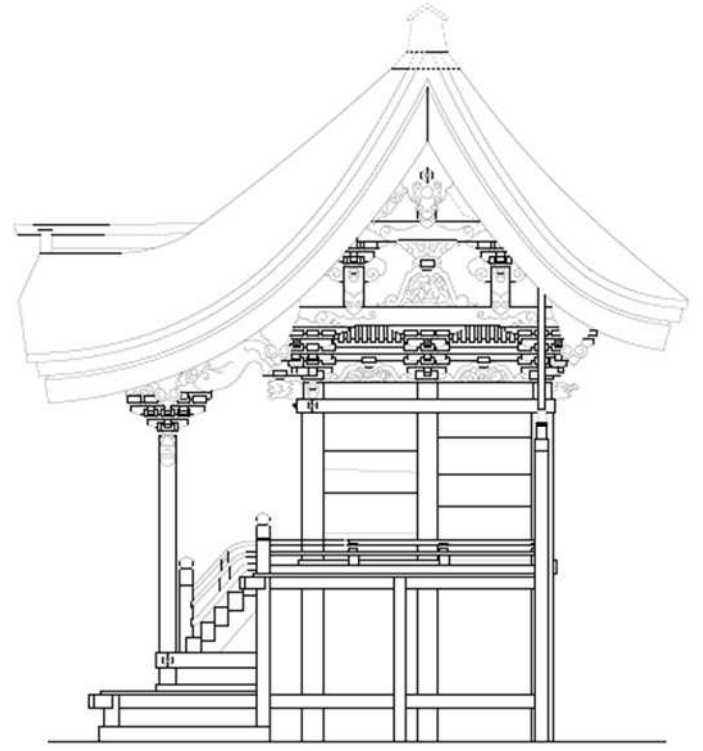
入口



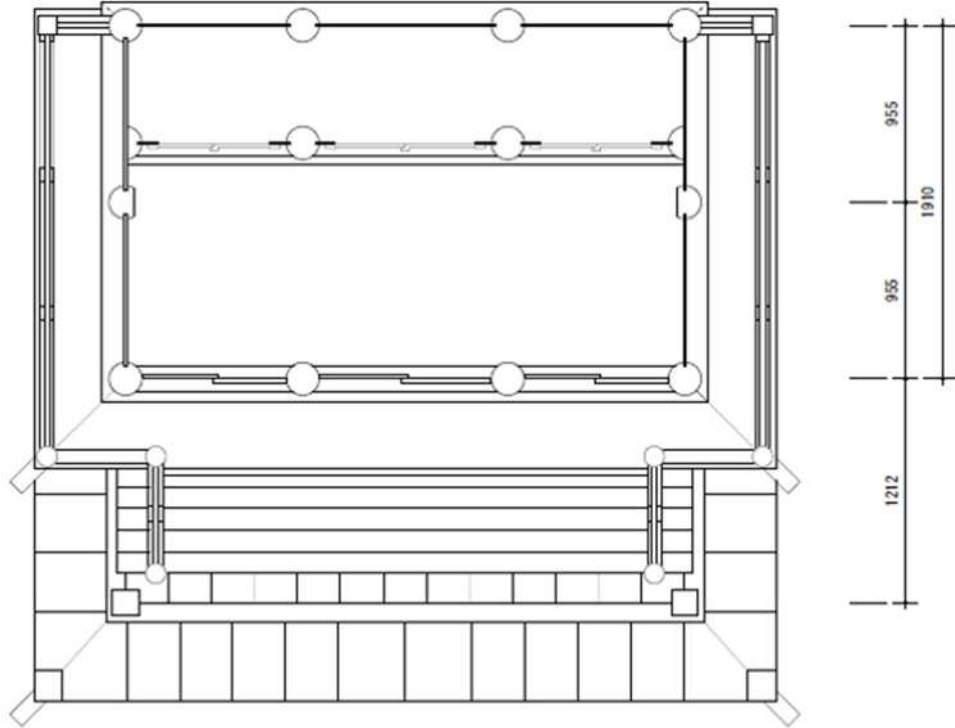
外観(覆屋)



東立面图



北立面图



平面图



正面



正面外陣内部



庇組物



庇見返



庇正面墓股彫刻



上:身舎正面墓股彫刻 下:庇裏手挟彫刻



身舎組物(背面)



正面内法長押 加工痕



背面



側面(南)



脇障子(南)



脇障子(北)



妻飾(南)



妻飾(北)



妻飾部分(南)



妻飾部分(北)



妻飾部分(南)



妻飾部分(南)



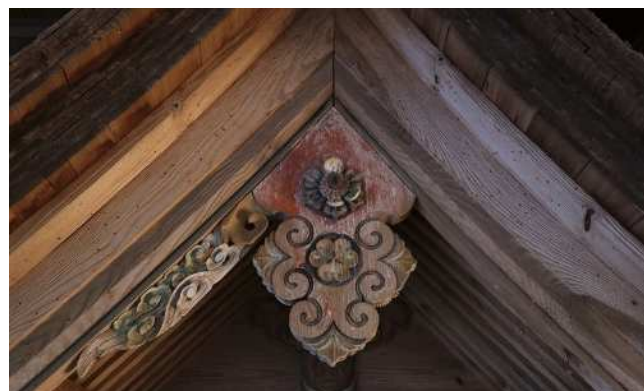
背面墓股彫刻



背面墓股彫刻



背面墓股彫刻



拝懸魚(北)

指定有形文化財

彫刻 もくぞうじゅういちめんかんのんぼさつぎぞう く
木造十一面観音菩薩坐像 1 軀

所在地 西区櫛谷町谷口259
所有者 宗教法人 如意寺
製作年代 平安時代（12世紀）

[法量] 単位 cm

像高	59.3	一尺九寸六分				
髮際高	45.4	一尺五寸				
仏面頂一顎	23.5		面長	9.6	面幅	9.6
面奥	12.0		耳張	11.2	胸奥 左	13.8
肘張	30.4		腹奥（含、条帛）	15.8	右	13.4
膝張	40.7		坐奥	26.4	膝高 左	7.6
					右	7.7
光背高	80.9		台座高	53.0		
幅	60.6		幅	73.2		

[形状]

垂髻。髻頂に仏面、髻基部の左右に各一面、地髮上に八面の頭上面をあらわす（うち一面亡失）。正面中央の天冠台上地髮部に化仏立像をあらわす。天冠台上の地髮および後頭部は平彫。天冠台下の正面のみ疎彫とする。垂髻各一条が耳前に垂下する。天冠台は上から花先形、列弁、紐一条、連珠文帯、紐一条とする。白毫相をあらわす。耳朶は紐状で貫通する。現状で二道をあらわす。胸の括りを左右各一条、腹の括りを一条あらわす。条帛を左肩から懸け、正・背面ともに末端は上から外回しに垂下させる。天衣は両肩から懸かり、ともに肘の内側を通り、腰脇に垂下する。両手は屈臂する。左手は掌を前に向け、第一・三指を相捻じ、第二指を伸ばす。第四・五指半ばから先は欠失しているが、ともに伸ばしていたと推定される。右手は仰掌、第一・五指を伸ばす（第二指は付け根から、第三・四指は半ばから先欠失）。腰布を着ける。裙（腰回りに折返し付）を着ける。右足を外にして結跏趺坐する。

[品質構造]

針葉樹材。一木割刳造。内刳。漆箔。彫眼。

頭・体を通し、像の幹部は両腰脇を含め、木心を右腰脇に籠めた針葉樹の縦一材から彫成

する。両耳の後方を通り、両腰脇に抜ける線で前後に割り矧ぐ。その前面部のみ^{さんどう}三道下で割首する。両脚部は横一材製。以上、各内割する。両手は肩(か)、肘前、手首にて矧ぐ。手指先を適宜矧ぐ。頭上面のすべて、宝髻、^{ほうけい}両天衣遊離部、^{てんね}裙先、^{くんさき}以上は別材。

[保存状態]

頭上面のうち一面、左手第四・五指半ばから先、右手第二指および第三・四指半ばから先、以上が亡失している。

像表面の漆箔、頭髪の群青彩、宝髻、残存する頭上面すべて、化仏、白毫、天衣遊離部、裳先、台座、光背、以上は後補。像底より内部をうかがうと、頭頂中央部に新補の材が見え、宝髻の底面かもしれないが、天冠台より上の頭頂部にも補修があり、これが見えている可能性も考えられる(地付より4.4cm高の位置から上の部位)。像内左頸部に挿し込んだ補強材およびその左の同じく補強用の小三角材、以上も後補。

[所見]

髪際高一尺五寸の坐像、すなわち立高に換算すると三尺(半等身)の像である。現在は享徳二年(1453)の建立と推定されている文殊堂内の右脇壇の厨子内にまつられている。

頭上面のすべてと宝髻は後補であるが、花先形のついた華やかな天冠台の形式、面長と面幅の等しい顔に伏し目の眼を刻み、小ぶりの鼻・口を配する点、抑揚を控えめとした肉身、浅めの衣文を整然とあらわす点、腰回りに折り返しをあらわす裙の着け方、先端を尖らせた条帛先端の処理など、いずれも平安時代後期に典型的な表現である。頭・体の幹部を針葉樹の一材から彫成しつつ、前後に割り矧ぎ、かつ三道下で割首とする技法もこれに矛盾しない。細い眼の醸し出す穏和な表情は、造像時期が平安時代後期も十二世紀後半までは降らないことを推測させ、同世紀前半から半ばにかけての製作と判断するのが妥当だろう。

バランスの良い体軀の造形から、京都を中心として活動した院派ないし円派のような中央の仏師、もしくは彼らの作風を中央で学んだ仏師の作と考えられ、彫刻作品としてのレベルは当時としても高い部類に属するだろう。

左腕は手先まで当初とみられ、右腕もこれと大きな差異は認められず、やはり当初の可能性はある。ただし、右腕を前に垂下させる通常の観音坐像のかたちではなく、掌を右胸前で仰がせる印については、他の現存作品や図像の類にも見いだしがたく、その意味については今後の検討を要する。

如意寺は天台宗に属する古刹である。『播陽明石之保比金山如意寺旧記』(貞享元年:1684以後/以下『旧記』)によると、大化元年(645)にこの地に飛来した法道仙人による開基とされ、正暦年中(990~95)に願西上人により中興されたというが、いずれも史実と証す根

抛に乏しい。ただし、仁平二年（1152）三月六日付の「僧某山野林木施入状写」により、同寺が十二世紀半ば以前に存在したことは確実である。したがって同世紀の作と推定される本像が、造像当初から当寺に存した可能性を認めうる。前述『旧記』には靈龜二年（716）に行基が一尺六寸の坐像の観音像を刻み、これを安置する堂宇を建てたとある。「十一面」の文字はないが、これが本像の由緒にまつわる伝承であるかもしれない。同じく『旧記』によると、応永十三年（1406）十一月一日の大地震で観音堂が楼門・浴室とともに崩れたという[補注]。この頃までは観音堂に安置されていたものかもしれない。

『如意寺本末分限改帳稿』（天保八年：1837以後）を見ると、本堂内に地藏菩薩・毘沙門天および十一面観音が安置されていることを記しており、観音堂崩壊の後、第二次大戦後の本堂撤去までは、本堂内にまつられていたものだろう。

ともあれ、平安時代後期のオーソドックスな作風を示し、当該期の美意識を具現化した本像は、神戸市指定文化財たるにふさわしい作品と思われる。

[補注] : この地震については、『教言卿記』・『菊亭家文書』・『仮名年代記』に記録があり、「大地震」であった旨が記される。

【用語】

条帛（じょうはく）：左肩から右脇にかけてまとう襷状の細い布。

天衣（てんね）：両肩から懸けるショールのような長い布。

裙（くん）：仏菩薩が下半身にまとうスカート状の着衣。裳（も）ともいう。

結跏趺坐（けっかふざ）：左右両足の甲を互いに反対の足の腿の上に乗せ、組んで坐る坐法。

一木割刳造（いちぼくわりはぎづくり）：一木でおおよその像形を彫り出してから、前後あるいは左右に割り放ち、割った面から内刳をして、再び元のように接合する技法。

内刳（うちぐり）：木彫像の内部を削り抜いて空洞にすること。木の心を除いて乾燥による干割れを防いだり、重量を減らすという効果がある。

彫眼（ちょうがん）：顔面に直接眼を彫り込み、彩色によって眼を表現する技法 ⇔ 玉眼（ぎょくがん）。

三道（さんどう）：仏像の頸部に刻まれた三本の皺。

宝髻（ほうけい）：菩薩等の仏像が頭頂に束ねた頭髪。

『教言卿記』 : 正二位権中納言山科教言（1328～1410）の日記。当該記事は宮内庁書陵部に所蔵される教言晩年の応永十二年（1405）より同十七年三月までの自筆日記12巻12冊のなかに見える。

『菊亭文書』 : 鎌倉時代後期の西園寺実兼の子兼季（1281～1339）を祖とする菊亭（今出川）家伝来の文書。年代は室町時代以降で、江戸時代が中心。

『仮名年代記』 : 水戸彰考館所蔵の編纂物。内題「大日本王代記」（神代～慶安二年（1649））



正 面



右側面



左側面



背面



両脚部



像底

資料 1

20220311

神戸市文化財保存活用地域計画

(案)

神戸市

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	計画作成の背景と目的	1
第2節	「文化財」・「歴史文化」の定義	2
第3節	文化財保存活用地域計画の位置づけ	3
3-1	文化財保存活用地域計画の位置づけ	3
3-2	上位・関連計画について	4
第4節	計画作成の経緯と体制	7
第5節	計画期間	9
第2章	神戸市の概要	10
第1節	神戸市の自然・地理的環境	10
1-1	位置	10
1-2	行政区	10
1-3	地形	11
1-4	地質・断層	12
1-5	気候	13
1-6	生態系・植生	14
1-7	景観	17
1-8	地域による自然・地理的環境の特徴	18
第2節	神戸市の社会的状況	19
2-1	人口動態	19
2-2	土地利用	20
2-3	交通	21
2-4	産業	22
2-5	多文化共生	27
2-6	市民による活動と市民参加のまちづくり	27
2-7	地域による社会的状況の特徴	28
第3節	神戸市の歴史的背景	29
3-1	旧石器時代から縄文時代	29
3-2	弥生時代	30
3-3	古墳時代	31
3-4	古代	33
3-5	中世	35
3-6	近世	36
3-7	近代（明治時代から第二次世界大戦前）	38
3-8	現代（第二次世界大戦後～）	40
3-9	災害史	42
第3章	神戸市の文化財の概要	46
第1節	神戸市における文化財保護行政の歩み	46
第2節	指定等文化財	51
2-1	有形文化財（建造物）	51
2-2	有形文化財（美術工芸品）	53
2-3	有形文化財（石造物）	55

2-4	民俗文化財・無形文化財	56
2-5	記念物	58
2-6	伝統的建造物群保存地区	61
2-7	文化環境保存区域	62
2-8	行政区別の指定等文化財の分布状況	63
第3節	埋蔵文化財	66
第4節	未指定文化財	67
第5節	日本遺産	67
第4章	神戸市の歴史文化の特徴	69
第5章	神戸市の文化財の保存・活用に関する現状	71
第1節	既存の文化財調査の概要	71
第2節	アンケート調査の概要	74
第3節	文化財の保存・活用に関する取り組み	76
3-1	神戸市の文化財の保存・活用に関する取り組み	76
3-2	民間の文化財に関する保存・活用の取り組み	85
第6章	神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿とその課題	88
第1節	文化財の保存・活用についての目指すべき姿	88
1-1	文化財の保存・活用における全体的な方向性	88
1-2	神戸市の地域性から見た文化財の保存・活用に関する方向性	88
1-3	保存・活用に関する方向性についての展望	89
第2節	文化財の保存・活用に関する課題	90
2-1	課題の整理	90
2-2	「文化財をまもる」にあたっての課題	90
2-3	「文化財をいかす」にあたっての課題	92
2-4	「文化財をつたえる」にあたっての課題	93
2-5	地域を特定した課題	94
第7章	神戸市の文化財の保存・活用に対する方針	95
第1節	文化財の保存・活用に対する方針の考え方	95
第2節	「文化財をまもる」ための方針	96
2-1	文化財の所在把握に対する方針	96
2-2	文化財を取り巻く環境の変化に対する方針	96
2-3	防災・防犯対策に対する方針	96
2-4	保存に対する方針	97
第3節	「文化財をいかす」ための方針	97
3-1	情報発信・公開に対する方針	97
3-2	日常における活用に対する方針	98
3-3	観光等産業における活用に対する方針	98
3-4	教育の場における活用に対する方針	98
3-5	人材の育成及び活用事業の連携に対する方針	98
第4節	「文化財をつたえる」ための方針	99
4-1	継承方法に対する方針	99
4-2	価値観の多様化に対する方針	99
第5節	地域を特定した文化財の保存・活用に関する方針	100
5-1	六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に関する方針	100

5-2 北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針.....	100
第8章 神戸市の文化財の保存・活用に関する措置	101
第1節 神戸市の文化財の保存・活用に関する具体的な措置	101
第2節 新しい取り組みにおける重点事業	116
2-1 神戸歴史遺産制度	116
2-2 様々な連携による歴史的建造物の保存活用事業	118
2-3 史跡等の整備	118
第9章 神戸市の文化財の保存・活用の推進体制	122
第1節 文化財の保存・活用の推進体制	122
第2節 現在の神戸市等行政の体制（令和3年度）	122
2-1 文化財を所管する部署・組織	122
2-2 関係部局及び部署	123
2-3 兵庫県関係部署	123
第3節 主な外郭団体及び地域の文化財関係機関	123
資料1 神戸市指定等文化財一覧	124
1. 建造物	124
2. 美術工芸品	128
3. 石造物	132
4. 民俗文化財	133
5. 無形文化財	133
6. 史跡	134
7. 名勝	134
8. 天然記念物	135
9. 伝統的建造物群	135
10. 文化環境保存区域	136
11. 歴史的建造物	136
12. 神戸歴史遺産（未指定）	137
資料2 アンケート調査結果	140
1. 市民意識調査	140
2. 文化財所有者調査	147
3. 観光企業調査	152

第1章 はじめに

第1節 計画作成の背景と目的

文化財の保護については、これまで明治時代以降に^{こしやじほぞんほう} 古社寺保存法、^{しせきめいしょうてんねんきねんぶつほぞんほう} 史蹟名勝天然紀念物保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、昭和25年（1950）には文化財保護法（以下、「法」という）を制定し、文化財の指定や規制及び助成などを規定し、保存・活用が行われてきた。しかし近年では全国的な過疎化や少子高齢化に伴う文化財の滅失や散逸、あるいは大規模な自然災害等による被害も頻繁に発生するなど様々な喫緊の問題が生じている。特に農村部では、**廃村**によりその土地の歴史や文化が消滅する危機に直面している。これまでのように文化財所有者（以下「所有者」という）及び保存団体や行政の文化財担当部局だけではその継承を担うことが困難になりつつある。

文化財の保存と活用は、**相反しているようにみえるが**、活用することによって多くの人々にその大切さを**共感**してもらい、保存**していくことへの理解**に繋がるため、互いに効果を及ぼしながら**継続性のある保護**を図っていく必要があると考えられている。

このような状況を背景として、文部科学省が平成29年（2017）に文化芸術基本法を改正した。「文化芸術に関する施策の推進にあたっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などと連携を図るよう配慮が必要」とされた。また、文化財分野も平成30年（2018）にこれまで法や条例で保護されてきた文化財と価値づけが明確でなかった未指定文化財も含めてまちづくり等に活かし、さらに地域社会総がかりでその継承に取り組むことを趣旨として文化財保護法の改正を行った。その具体的な方策として都道府県は文化財保存活用大綱を策定し、市町村は文化財保存活用地域計画を作成することが可能となった。

神戸市では、古くから地域住民や研究者などにより文化財が調査され、守られてきた。法や、昭和39年（1964）に制定された兵庫県文化財保護条例（以下、「県条例」という）と神戸市の文化財に関連する条例より文化財の保存・活用が図られてきた。しかし、平成7年（1995）1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、主に海岸部の多くの歴史的な建造物や歴史資料などがき損・滅失したことは、神戸市における文化財の保存・活用にとって非常に深刻な**出来事**であった。平成9年には、「神戸市文化財の保護及び文化財を取り巻く文化環境の保全に関する条例」（以下、「市条例」という）を制定し、**震災後の市内の文化財を包括的に保護することを目的とした方策を規定している**。震災後は早期の復旧・復興を果たすために力が注がれてきた**ことが影響し**、現在に至っても計画的に保存・活用が推進できているものは多いとは言えない。

近年では、神戸市の人口は阪神・淡路大震災以降、平成20年（2008）に震災前まで持ち直し、平成24年（2012）には1,542,128人になった。しかしそれ以降はわずかに減少している。**北区及び西区の農村部における減少傾向は顕著である**。人口の増加率についてみれば、平成12年（2000）をピークに減少し、同年には老年人口が少年人口を追い抜き、生産年齢人口の減少も進んでいる。事実、神戸市が令和元年度（2019）に実施した自治会等を対象としたアンケートでも役員の高齢化や後継者不足、行事への参加者の減少などが示されている。神戸市内文化財の所有者や管理者も同様に高年齢化しており、文化財の管理や継承が十分にできなくなりつつある。さらに歴史的な建造物が売却され、解体される事例も散見される。その上、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済的打撃や**伝統的な行事・祭り**

を行う機会の喪失など文化財を保存・活用していくための状況がより悪化している。

また、勢力の強い台風や豪雨などの自然災害により、文化財がき損、滅失する事例が相次いでいる。特に平成30年度には度重なる台風により茅葺建物をはじめとして多くの建造物が損壊した。さらに生活様式や周辺環境の変化に伴い、文化財を継承していくために必要な素材の確保も容易ではなくなっている。

このような状況を背景として神戸市においても文化財を次世代に継承するために障害となっている現状の課題を抽出し、市街地と農村部が一体となっている神戸市の特性を考慮に入れつつ、課題を解決していきたい。そのために、令和2年に策定された兵庫県文化財保存活用大綱を勘案の上、実効的な計画として文化財保存活用地域計画を作成し、更なる保存・活用の促進を目指すこととした。

第2節 「文化財」・「歴史文化」の定義

文化財という言葉は、一般的には法と県条例、そして市条例の指定等に基づく文化財を指すが、本計画では、指定等文化財だけではなく、これまで法や条例で文化財として価値づけできていない歴史的な建造物、伝統的な祭り・行事、植生などの文化的価値を有する事物や事象も対象とする。また後述するが、神戸市では、令和2年度から、指定等文化財及び認定した未指定文化財を神戸歴史遺産とし、それらを合わせて保護していく仕組みを作っている。詳細は、第8章に示している。

また、歴史文化とは、文化財とその周辺の歴史的・自然的な環境（自然環境、景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など）が一体となったものである。つまり、地域に固有の風土の下、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総体的に把握した概念と捉えられ、神戸らしさを表出させたものと位置づけることができるものである。

本計画では、文化財を後世に伝えていくために、文化財とその周辺の歴史的・自然的な環境も一体として保存・活用の対象として取り扱うものとする。

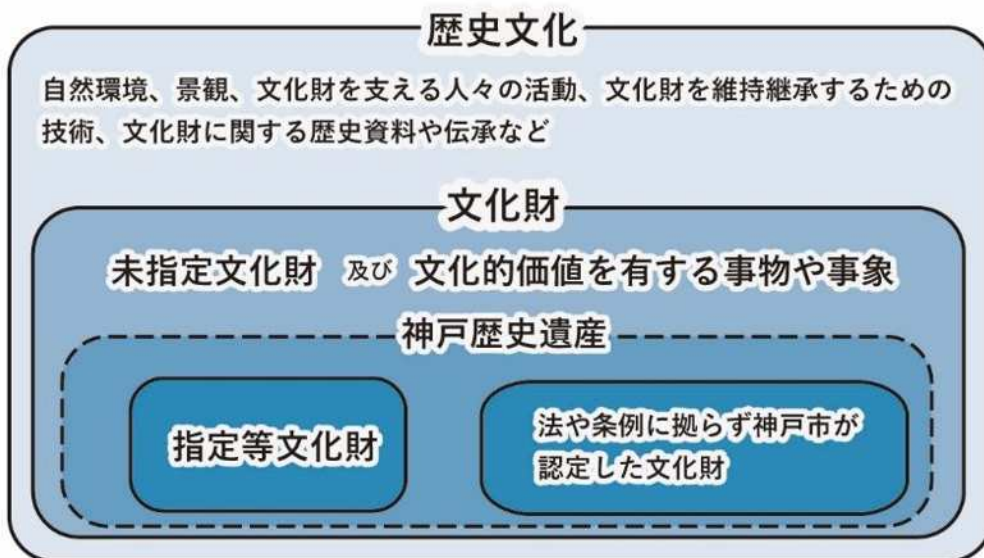


図1 「文化財」・「歴史文化」の定義

第3節 文化財保存活用地域計画の位置づけ

3-1 文化財保存活用地域計画の位置づけ

本計画は、神戸市の上位計画である新・神戸市基本構想、第5次神戸市基本計画（神戸づくりの指針）及び神戸2025ビジョンに示された将来像を目指し、実現するための本市の文化財行政における今後の方針を示す基本計画である。

その他、本市における他分野の関連計画及び兵庫県文化財保存活用大綱と整合性を図り、文化財保護法第183条の3において規定する法定計画として定める。

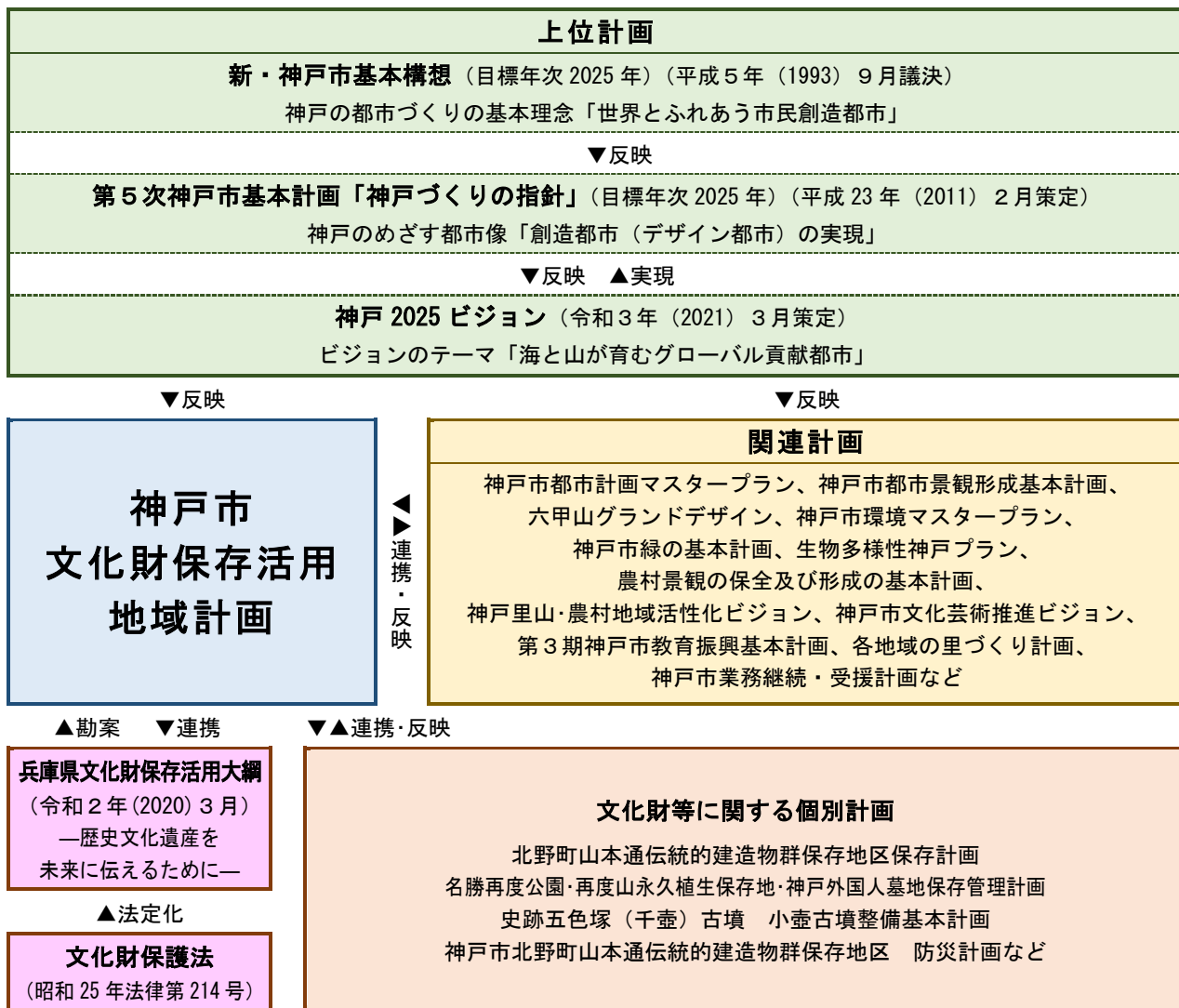


図2 上位計画及び関連計画との関連図

神戸市では、「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」[※]の達成に向けた取り組みを進めており、上位計画である神戸2025ビジョンでも整合性をとっている。本計画に基づく取り組みもSDGsの達成に寄与するものであり、第7章の方針には該当する目標のロゴを付すこととする。

※「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」とは、平成28年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際社会共通の目標である。経済・社会・環境をめぐる17のゴール・169のターゲットから構成されている。

3-2 上位・関連計画について

上位・関連計画における文化財等に関する方針・施策等は下表のとおり記載されている。

表1 上位計画における文化財等に関する方針・施策等

計画名	文化財等に関する方針・施策等
<p>新・神戸市基本構想（目標年次令和7年（2025）年） （平成5年（1993）年9月議決） 対象期間 平成5（1993）～令和7（2025） 年度</p>	<p>「魅力が息づく快適環境のまち」 ・農村地域の自然環境や農村文化の保全と活用を図り、人と自然が共生できる緑豊かな地域づくりを進める。 ・海、坂、山、そして街と田園という神戸の都市空間が持つ魅力や、地域の個性的な資源を生かし、発展させ、多彩で変化に富んだ都市空間を創出する。 ・歴史的な環境や神戸らしい景観を守り、育て、文化や芸術の香りあふれる都市整備を進め、より個性的で質の高い都市を未来へ継承する。 ・多様な魅力資源を生かし、つくり、回遊性を確保して都市に深みを与える。さらに、界限性を高め、人々が集い楽しめる、にぎわいのある都市を実現する。 「国際性にあふれる文化交流のまち」 ・神戸の文化環境や文化財を生かしながら生活文化・芸術文化を高め、世界に向けて発信できる神戸らしい文化を創造する。 「次代を支える経済躍動のまち」 ・神戸の歴史と風土を基盤に成長してきた地場産業を生活文化産業としてとらえ、さらなる発展を図る。</p>
<p>第5次神戸市基本計画「神戸づくりの指針」（目標年次令和7年（2025）年） （平成23（2011）年2月策定） 計画期間 平成23（2011）～令和7（2025） 年度</p>	<p>「くらしを守り経済を発展させる」 ・賑わいや心地よさなどが感じられるよう、六甲山・摩耶山、有馬温泉、須磨・舞子など都心近郊にある自然や、古代以来の国際港都の歴史に基づくみなどやまの観光資源の魅力向上に取り組む。 ・地域の自然や歴史・文化資源を活用したエコツーリズム、農村を活用したグリーンツーリズム、有馬温泉との連携によるヘルスツーリズム等のニューツーリズム（新しい形態の観光）を推進する。 「ひとを育み新たな豊かさを創造する」 ・市内各地に存在する有形無形の歴史的・文化的資源を活かし、文化に対する理解を促進し、まちや地域への愛着を育み、地域文化を振興する。 ・映画、ジャズ、洋菓子など神戸が日本での「発祥の地」となる文化資源や地域で育まれた文化の持つ物語性を活用し、都市のブランドを高め発信する。 ・文学・歴史の薫り高い「須磨」、「兵庫津」、知名度の高い「最古泉『有馬』」、「灘の生一本」などにおいて歴史が培ってきた文化資源を活かしたまちづくりを行う。 「安全を高め未来につなぐ」 ・港、異人館、酒蔵、温泉、田園などの神戸の特徴的なまちなみについて、そこでの人々の営み（風習や生活様式など）や様々な活動などを含めて保全・育成するとともに、自然景観と市街地景観が調和する良好な眺望景観を大切にすることにより、魅力ある景観形成をめざす。</p>
<p>神戸2025ビジョン （令和3（2021）年3月策定） 計画期間 令和3（2021）～令和7（2025） 年度</p>	<p>基本目標2 妊娠・出産・子育て支援と特色ある教育環境の充実 ・神戸の特色ある学び（創造的学び・国際教育など）の推進 基本目標3 多様な文化・芸術・魅力づくり ・心豊かな生活が送れるように街の魅力を高め、文化・芸術・スポーツを振興する。 ・文化財の新たな保存と活用の推進。 ・神戸観光の推進。 ・六甲山・摩耶山での観光と豊かな自然を活かしたアートシーンの推進。 ・須磨海岸・海浜公園の魅力向上。 ・地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域の活性化。 基本目標7 多様な市民の参画による地域コミュニティの活性化 ・地域活動の活性化</p>

表2 関連計画における文化財等に関する方針・施策等

計画名	文化財等に関する方針・施策等
<p>神戸市都市計画マスタープラン (平成 23 (2011) 年 3 月策定) 計画期間：平成 23 (2011) ～令和 7 (2025) 年度</p>	<p>「市街地・住環境の整備」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫南部・長田南部では、数多くの歴史資源の魅力を十分に活かし、世界に誇れるものづくり産業と調和したまちづくりを推進する。 ・良好な農村景観や伝統的農家住宅の保全などに取り組む。 <p>「都市デザイン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北野、旧居留地、南京町、都心・ウォーターフロントなど重点的に景観形成をはかる地区について、まちづくり団体などと連携しながら地域特性を活かしたまちなみの形成に取り組む。 ・地域のシンボルとなっている、近代建築物や地域文化を伝える古民家などについて、継続的な利用や新たな機能を加えた活用を促進することにより、良好な状態で保存するとともに、周辺地域と一体となった景観形成にも取り組む。 ・都心・ウォーターフロントにおいて、歴史的建築物など地域の資源などを活かし、歴史の重層性が感じられる魅力的な空間を創造する。 ・風致地区周辺など、社寺林や屋敷林などの緑が多く集まったエリアは、「緑地保存配慮地区」に指定し、地域住民による「緑をともに守り育てる」という共通認識のもと、協働と参画によりまちなみの保全・育成を図る。 ・風土・風習や生活文化、市民気質などが現れた、地域の活動やイベントなどの振興をはかりながら、神戸らしい文化的景観を大切に守り育てる。
<p>神戸市都市景観形成基本計画 (昭和 57 (1982) 年 7 月策定) 令和 3 (2021) 年 8 月改正 計画期間：昭和 57 (1982) 年～</p>	<p>「基本目標」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の発掘と保全・活用：歴史的連続性のある都市空間や歴史的建築物あるいは目になじんだランドマークなどは市民共有の貴重な財産である。これらの景観資源を新たに発掘し、都市や地域のシンボルとして保全し、市民の共感（アイデンティティ）を育むものとして活用していくことが大切である。あわせて、生活の長い積重ねの中で引き継がれてきた祭りや伝統行事も、重要な景観資源として継承していく。 <p>「景観類型別の景観形成計画」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(自然地域景観 田園集落景観) 茅葺民家の保全・活用、社寺等歴史的建築物の保全、農村環境の保全(里づくり)を図る。 ・(市街地地区景観 住宅地景観) 住宅地における文化環境を形成するために、伝統行事をはじめとする地域の文化的活動の展開を支援する。
<p>六甲山グランドデザイン (平成 31 (2019) 年 3 月策定) 計画期間：平成 30 (2018) 年～</p>	<p>「再度山ゾーン：学びと発見に満ちた山地」(自然と歴史を体感する空間を整備する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国名勝である再度公園や外国人墓地の PR。 ・自然、歴史などの資源を体験できるプログラム造成。 ・神戸の歴史(外国人墓地に紐づいた神戸の歴史、植生の変遷等)を学ぶ機会の充実。
<p>神戸市環境マスタープラン (平成 28 (2016) 年 3 月改定) 計画期間：平成 28 (2016) ～令和 7 (2025) 年度</p>	<p>「基本方針 3：生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指します」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地勢などの自然環境と相まって存在するという本市の文化的・歴史的資源の特色を生かす保全や活用に取り組む。 ・埋蔵文化財やその他の文化財等の実態調査により現状を把握するとともに、文化財の指定、保存、活用等を推進する。 ・市所有文化財建造物の保存修理、民有文化財の保存修理及び維持管理に対する助成等により、文化的・歴史的資源の保全を推進する。 ・歴史的建造物の保全・活用、異人館、五色塚古墳等の文化財の公開などにより、市民と文化財とのふれあいの機会の増大や文化財に対する普及啓発等を推進する。 ・建築専門家や活用促進団体など民間団体との連携強化を図り、所有者や活用事業者とのマッチングや保全活用のための資金収集の仕組みなどを構築することにより、地域の文化を伝える茅葺建物、開港以降に建てられた近代建造物や異人館など歴史的建造物の保全・活用を行い、神戸ならではの景観を次世代に継承する。 <p>「基本方針 4：安全・安心で快適な生活環境のあるくらしと社会を目指します」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸の特色である茅葺建物の維持のために、市民とともに茅(ススキ)を通じて循環型文化への理解を深める必要がある。 ・公害や災害を克服してきた経験は、神戸の環境と密接にかかわるものであり、環境学習を行う際には、歴史的、文化的な事柄もあわせて学び、神戸の環境への理解を深める取り組みとする。 ・「住んでよかった、これからもここに住み、働き続けたい」と思えるまちをつくるためには、その地域の歴史文化を知る必要がある。 ・市内には、ポートアイランドや六甲アイランドの海上都市から北西部の農村集落まで、様々な特色を持った地域があり、それらのよさを見つけ、伸ばしていく学習の機会を提供する。

計画名	文化財等に関する方針・施策等
神戸市緑の基本計画(グリーンコ ウベ 21 プラン) (平成 23 (2011) 年 3 月改定) 計画期間:平成 23 (2011) ~令 和 7 (2025) 年度	緑の将来像(2)「まちのゾーン」 ・神戸港の歴史や、須磨・舞子に広がる自然環境・景観を大切に守りながら、緑に 彩られたデザイン性に優れたオープンスペースの創出によって、新たな憩いや賑 わいが生まれ、歩いていて楽しくなるような魅力と活力あるまちをめざす。
生物多様性神戸プラン (平成 28 (2016) 年 3 月改定) 計画期間:平成 28 (2016) ~令 和 7 (2025) 年度	「基本戦略 1 :場をまもる・つくる」 ・多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを楽しむことができる場の保全・創出。
農村景観の保全及び形成の基本 計画 (平成 12 (2000) 年度策定) 計画期間:平成 13 (2011) 年~	「歴史に学び、文化を育てる」 ・土地を利用し、建築物を作る時には、近隣の文化財や史跡との調和に十分な注意 を払い、景観を保全する。 ・里づくりに、文化財、史跡、伝承を活用し、景観の歴史の蓄積としてつくりあげ る。 ・鎮守の森、社寺の大木を地域のシンボルとして守り、鳥や虫などと合わせ、人と 自然が歴史の中で一体となった景観を創る。 ・祭や伝統的行事、伝統芸能の伝承に、地域全体で取り組む。 ・途絶えてしまった祭や伝統行事を掘り起こし、もう一度、地域文化として根づか せるように取り組む。
神戸里山・農村地域活性化ビジョ ン (令和 2 (2020) 年 5 月策定) 計画期間:令和 3 (2021) 年~	「地域文化資源の保全、活用」 ・神戸歴史遺産認定制度の創設と文化財保護。 ・文化資源保存活動の支援。 ・地域文化資源のネットワーク化。
神戸市文化芸術推進ビジョン (令和 2 (2020) 年度策定) 計画期間:令和 3 (2021) ~令和 12 (2030) 年度	「将来像 4 :自然を活かす」 ・豊かな自然や街中の豊富な文化資源を活かし、エリアごとに異なる地域の魅力・個 性に磨きをかける。 ・「地域資源×アート」による地域のブランディングを図り、新しい神戸のイメージ を醸成する。 ・神戸の歴史を物語る文化財や伝統文化、郷土芸能の保存・継承・活用を進める。
第 3 期神戸市教育振興基本計画 (令和 2 (2020) 年 7 月策定) 計画期間:令和 2 (2020) ~令和 5 (2023) 年度	「豊かな心の育成」 ・専門家を派遣し、鑑賞や和楽器体験を行う「わが国の伝統音楽」出前授業等を通 じて、伝統文化に触れる機会を提供する。 ・博物館・美術館や文化財の公開施設など神戸の歴史や文化を学び体験できる施設 を積極的に活用することで、地域の歴史への理解を進めるとともに、地域への愛 着を一層醸成する。
里づくり計画 (平成 11 (1999) 年度以降策定) ※策定年は地区によって異なる	地域住民の主体的な取り組みによる良好な営農環境と農村環境の保全を図るため、 西区、北区の地区・集落を基本単位として里づくり協議会が策定する計画。地域の 特性に合わせて、地域の整備の目標及び方針や農業の振興、環境の整備、土地の利 用、景観の保全及び形成、交流などの計画を位置づけるもの。2021 年 1 月現在、西 区で 53 地区、北区で 39 地区が策定。 《里づくり計画の一例》 (西区伊川谷町小寺地区) 小寺集落内の美しい風景や歴史ある建築物といった次世代へ残すべき景観につい て、「小寺小道」散策マップの案内板を設置し、遊歩道として維持管理する。 (北区淡河町南僧尾地区) 地域の伝統文化や秋祭り・盆踊り等の伝統行事の伝承を図り地域の活性化を推進す る。観音堂等いたみのひどい歴史的建築物を保全するとともにその歴史由来等を調 査し、活用する。このため史実報告書及びマップの作成と標識の設置等を検討する。
神戸市業務継続・受援計画 (令和 3 (2021) 年 8 月策定)	神戸市地域防災計画の下部計画で、災害時における適切な業務体制を運用するための 基本事項として業務継続と災害支援の両面から定めたもの。 支援を要する経常業 務として「埋蔵文化財調査」及び「文化財の被害調査・保護」が位置付けられて、対 応計画に受援シート・業務フローが作成されている。

第4節 計画作成の経緯と体制

神戸市では、これまで法、県条例、市条例及び、庁内関係部局の条例及び計画、地域団体や市民の自主的な活動など様々な角度から**所有者と協力して**文化財を保存・活用してきた。しかし文化財を取り巻く環境の大きな変化が深刻になってきている。この事態にこれまで国及び県などと協力し個別に対処してきたが、神戸市内の文化財に対しての保存・活用がより実効性を持ち、計画的に推進される必要があるとの判断から、平成30年度の文化財保護法改正により位置付けられた文化財保存活用地域計画を作成することとなった。



図3 神戸市文化財保存活用地域計画協議会

神戸市文化財保存活用地域計画は、神戸市文化財保存活用地域計画協議会及び神戸市文化財保護審議会において意見聴取し、庁内関係部局の協力のもと作成した。

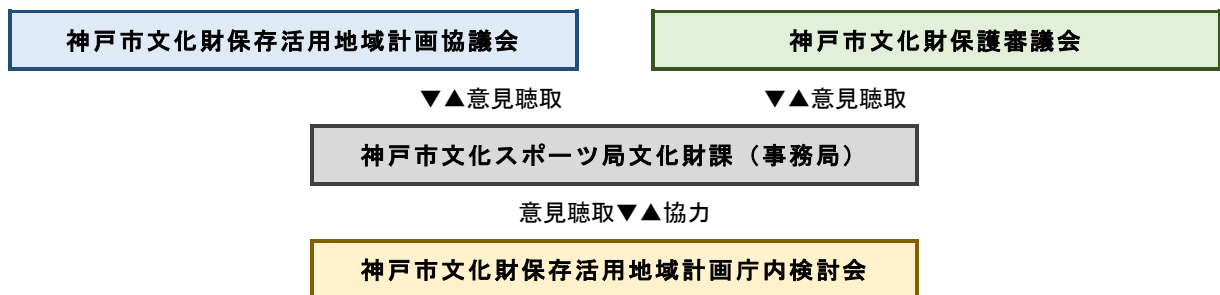


図4 文化財保存活用地域計画作成にかかる体制

表3 神戸市文化財保存活用地域計画協議会委員（令和2年～4年度）

菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授（神戸市文化財保護審議会副会長・歴史） ※協議会会長	学識経験者
黒田 龍二	神戸大学名誉教授（神戸市文化財保護審議会委員・建築）	学識経験者
三輪 康一	神戸大学名誉教授（神戸市文化財保護審議会委員・建築）	学識経験者
岩田 茂樹	奈良国立博物館特任研究員 （神戸市文化財保護審議会委員・美術工芸品）	学識経験者
市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授 （神戸市文化財保護審議会委員・歴史）	学識経験者
大江 篤	園田学園女子大学人間教育学部教授（令和2年度） 園田学園女子大学経営学部ビジネス学科教授（令和3年度） （神戸市文化財保護審議会委員・民俗）	学識経験者
石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地生物多様性チーフコーディネーター （神戸市文化財保護審議会委員・記念物）	学識経験者
大藪 典子	一般財団法人 神戸観光局専務理事	観光部門
勝盛 典子	公益財団法人 香雪美術館館長	文化財所有者
井上 舞	神戸大学大学院人文学研究科特命助教	地域研究組織
大国 正美	株式会社 神戸新聞社取締役（令和2年度）・常務取締役（令和3年度）	マスコミ
服部 孝司	公益財団法人 神戸市民文化振興財団理事長	文化芸術
高尾 ひろ子	神戸市婦人団体協議会副会長（令和2年度）・理事（令和3年度）	市民代表
慈 憲一	灘百選の会事務局長	市民代表

オブザーバー：甲斐 昭光（兵庫県教育委員会文化財課課長）

表 4 神戸市文化財保護審議会委員（平成 31 年～令和 4 年度）

黒田 龍二	神戸大学名誉教授（建築史）	建築
橋寺 知子	関西大学環境都市工学部准教授（近代建築）	建築
島田 敏男	奈良文化財研究所 文化遺産部長（建築史）～令和 2 年度	建築
大林 潤	奈良文化財研究所 文化遺産部長（建築史）令和 3 年度～	建築
三輪 康一	神戸大学名誉教授（伝統的建造物・都市景観）	建築
増記 隆介	神戸大学大学院人文学研究科准教授（絵画史）～令和 2 年度	美術工芸品
筒井 忠仁	京都大学大学院文学研究科准教授（絵画史）令和 3 年度～	美術工芸品
岩田 茂樹	奈良国立博物館 特任研究員（彫刻史）	美術工芸品
芳井 敬郎	花園大学名誉教授（民俗学）～令和 2 年度	民俗
大江 篤	園田学園女子大学人間教育学部教授（令和 2 年度）（民俗学） 園田学園女子大学経営学部ビジネス学科教授（令和 3 年度）	民俗
市澤 哲	神戸大学大学院人文学研究科教授（中世史）	歴史
藪田 貫	兵庫県立歴史博物館館長（近世史）	歴史
戸田 清子	奈良県立大学地域創造学部教授（近代史）	歴史
黒崎 直	大阪府立弥生文化博物館名誉館長（考古学） ※会長	歴史
菱田 哲郎	京都府立大学文学部教授（考古学） ※副会長	歴史
林 まゆみ	兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科特命教授 （庭園史）	記念物
石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地 生物多様性チーフコーディネーター （植物学）	記念物

表 5 神戸市文化財保存活用地域計画庁内検討会

所管課	分野
神戸市立博物館学芸課	博物館活動
経済観光局観光企画課	観光
経済観光局農政計画課	農村計画
都市局景観政策課	景観
北神区役所まちづくり課	まちづくり
垂水区役所まちづくり課	まちづくり
西区役所まちづくり課	まちづくり
危機管理室	防災
教育委員会教科指導課	学校教育
文化スポーツ局文化交流課	文化芸術
文化スポーツ局文化財課	文化財

表 6 計画作成の経緯（時系列）

令和 2 年 2 月 17 日	神戸市文化財保護審議会にて計画作成の実施について報告
令和 2 年 8 月 19 日	神戸市文化財保護審議会にて計画骨子について報告
令和 2 年 10 月 9 日	第 1 回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 計画骨子説明。歴史文化の特徴及び文化財の保存・活用に関する課題について意見聴取。
令和 2 年 10 月 16 日	第 1 回神戸市文化財保存活用地域計画庁内検討会開催 計画骨子説明。庁内関係部局における文化財に関する事業及び課題について情報共有。
令和 2 年 9 月 28 日～ 10 月 18 日	神戸市ネットモニターを対象に文化財の保存・活用に関する意識調査を実施。
令和 2 年 10～11 月	神戸市内文化財所有者に文化財の保存・活用に関する意識調査を実施。
令和 2 年 11～12 月	神戸市内観光事業者を対象に文化財の活用に関する意識調査を実施。
令和 2 年 12 月 14 日	神戸市文化財保護審議会開催 地域計画素案について主に歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する方針・措置について意見聴取。
令和 2 年 12 月 21 日	第 2 回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 地域計画素案について主に歴史文化の特徴、文化財の保存・活用に関する方針・措置について意見聴取。
令和 3 年 3 月 4 日	第 3 回神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催 計画素案について意見徴取。
令和 3 年 3 月 11 日	神戸市文化財保護審議会開催 計画素案について意見聴取
令和 3 年 12 月～ 令和 4 年 1 月	パブリックコメント実施
令和 4 年 3 月	神戸市文化財保護審議会開催
令和 4 年 3 月	神戸市文化財保存活用地域計画協議会開催

第 5 節 計画期間

計画期間は、令和 4 年度(2022)から令和 13 年度(2031)までの 10 年間とする。新・神戸市基本構想が令和 7 年度(2025)に終了することや社会状況や経済状況などを勘案し、毎年計画の進捗を確認した上で、5 年を目安に計画の見直しを行うとともに、計画終了時に自己評価を行い、次期計画へ反映させる。

また、計画中に計画期間やその実施に支障が生じるおそれがある変更(軽微な変更を除く)が生じた場合は、文化庁と協議の上変更の認定を申請する。なお、軽微な変更については、その内容について都道府県を通じて文化庁に情報提供を行う。

第2章 神戸市の概要

第1節 神戸市の自然・地理的環境

1-1 位置

神戸市は兵庫県の南東部に位置し、市域は東西約36km、南北約30kmで、総面積は約557km²を測る。神戸市と隣接する市町として、東側に芦屋市・西宮市、北側に宝塚市・三田市・三木市、西側に稲美町・明石市がある。市中央部にある六甲山系（最高峰標高931m）の山並みによって南北に隔てられ、南側は大阪湾に面している。北側は、内陸部となり丘陵地が広がっている。このことは文化や産業などの成立や発展にも大きな影響を与えてきた。なお、明治時代以前の国名でいうと、摂津国と播磨国せつづくに はりまのくにの一部にあたり、その境界は現在の須磨区にあったとされており、古代から様々な歴史や物語の舞台ともなっている。

関西では神戸市、大阪市、京都市の3都市を中心とした大都市圏が形成されている。神戸市はこれら3都市の中で西側に位置し、神戸市を中心とした神戸都市圏を形成している。

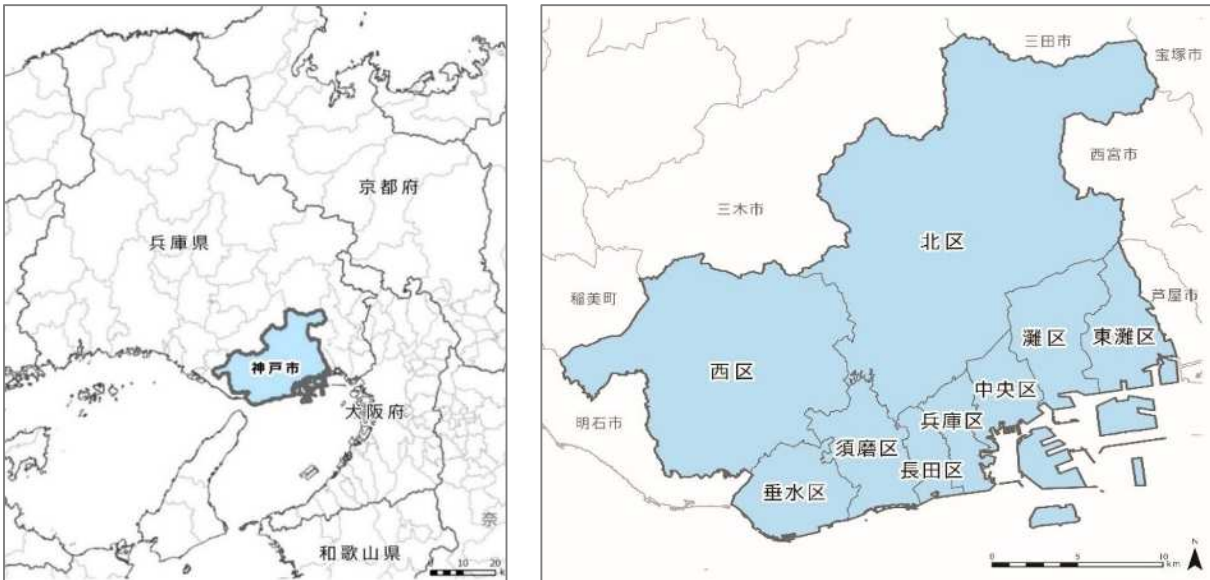


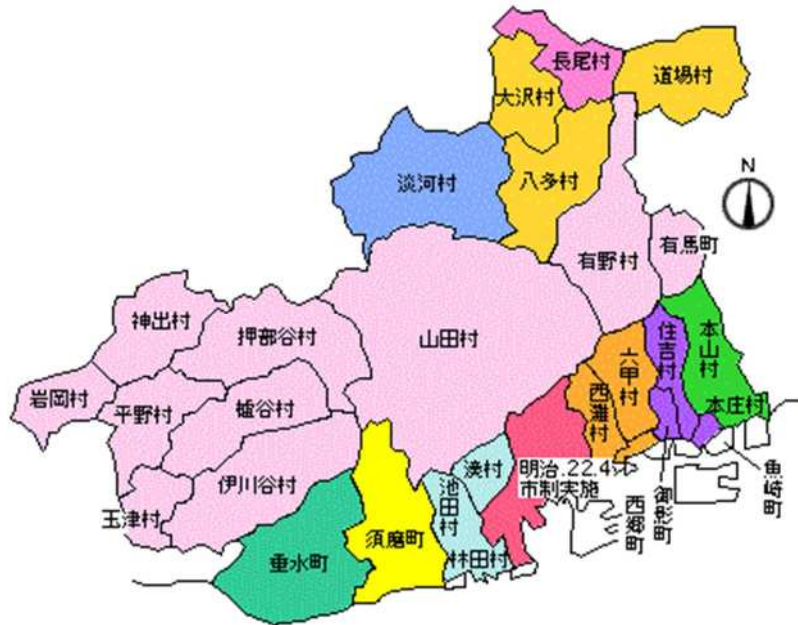
図5 神戸市の位置(左)と行政区界(右)

(白地図出典：国土地理院 地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>))

1-2 行政区

神戸市は、明治22年(1889)4月の市制町村制施行によって誕生した。発足当時の神戸市は、神戸区あらたむら、荒田村ふきあいむら、葺合村の区域(現在の中央区と兵庫区の一部)のみで、面積21.28km²と小規模であった。その後、東西に位置する西灘村や須磨町などの編入を経て、昭和6年(1931)9月1日に区制が施行された。六甲山系以南にある灘区、葺合区、神戸区そうとうく、湊東区そうせいく、湊西区、湊区、林田区、須磨区の8区が設置された。戦後、昭和22年(1947)には六甲山系以北にある有馬町や伊川谷村など10か町村の編入、昭和25年(1950)には臨海部東側の御影町みかげちょう、魚崎町、住吉村など周辺町村の編入を経て、昭和33年(1958)の淡河村おうごむらの編入により、現在の神戸市域がほぼできあがった。

神戸市は指定都市制度運用開始の昭和31年(1956)から政令指定都市であり、これ以降高度経済成長期に突入し、大規模な都市開発が進められた。現在は9区の行政区(東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区、西区)で構成されている。



凡 例			
明治 22 年(1889) 4 月 1 日 21.28km ²	昭和 4 年(1929) 4 月 1 日 83.06 km ²	昭和 25 年(1950) 4 月 1 日 404.66km ²	昭和 30 年(1955) 10 月 15 日 492.60 km ²
明治 29 年(1896) 4 月 1 日 37.02 km ²	昭和 16 年(1941) 7 月 1 日 115.05km ²	昭和 25 年(1950) 10 月 10 日 420.64km ²	昭和 33 年(1958) 2 月 1 日 529.58 km ²
大正 9 年(1920) 4 月 1 日 63.58 km ²	昭和 22 年(1947) 3 月 1 日 390.50km ²	昭和 26 年(1951) 7 月 1 日 479.88 km ²	埋立地

図 6 神戸市域の変遷

1-3 地形

神戸市域の地形は六甲山系によって隔てられ、南北で様相が異なっている。南側の六甲山系南麓地域は、山側から扇状地、海岸低地、埋立地などが続く地形となっている。北側及び西側の北部・西部地域は、^{たいしゃくさん たんじょうさん}帝釈山・丹生山系を中央にして、丘陵地が波状に広がっている。六甲山系は西側へいくほど高度を下げ、緩やかな丘陵地、台地につながっている。

高度経済成長期以降、六甲山系の土砂で臨海部の埋め立てを行うとともに、土砂の採取地に団地を造成する開発（いわゆる神戸方式の開発手法「山、海へ行く」）が行われた経緯があり、神戸市の地形はそれに伴い大きく変容している。

山と海の距離が短い六甲山系南麓地域では、六甲山系のある北側を「山側」、大阪湾に面する南側を「海側」と称しており、地形をベースとした空間認識が市民の間でみられる。また、六甲山は江戸時代までは里山として周辺の村々に恵みを与え、明治時代に神戸港開港とともにやってきた外国人によって別荘地やレジャーの場として開発され、現在も、ゴルフなどのレジャーや毎日登山などが行われる場となっており、六甲山の存在は神戸市の暮らしや文化の形成に大きな影響を与えている。

河川の流域は、六甲水系、明石川水系、加古川水系、^{むこがわ}武庫川水系に大きく四分され、いずれも瀬戸内海に注いでいる。六甲水系は都市部にあり、洪水の危険性や堤防による街の分断、神戸港への土砂流出などの諸問題を解決するため、生田川や湊川は河道の付け替え等の河川改修が行われてきた。

海域の地形は、六甲山系の隆起と大阪湾の沈降によって水深が深くなっている。神戸港は水深の深さに加えて、北西の季節風を遮る六甲山系、西側からの風や明石海峡の潮流の影響を抑える和田岬、錨を下ろしやすい粘土質の海底など、停泊しやすい自然条件に恵まれており、古くから天然の良港と呼ばれてきた。

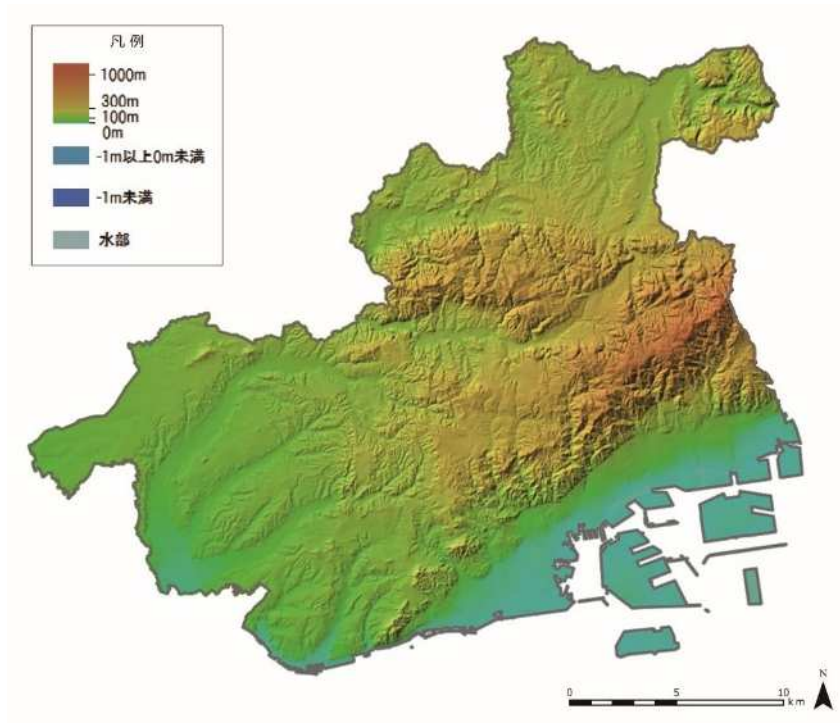


図7 神戸市域の色別標高図

(出典：国土地理院 地理院タイル (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>))



図8 神戸市の主な水系 (出典：神戸市ホームページ)

1-4 地質・断層

神戸市域の主な地質は、六甲山系を構成する花崗岩類、その北側に分布する有馬層群、主として北西にひろがる神戸層群、さらにその縁辺部にみられる沖積層や大阪層群からなる。

このうち、六甲山系の大部分に分布する花崗岩の中でも東部に分布するものは、固く耐久性が高いため石材として使用されてきた歴史があり、六甲山系は大坂城石垣の採石場の1つになっていた。また、六甲山系の花崗岩は良質なことで有名であり、その積出港であった「御影」の地名をとって、江戸時代から「御影石」と呼ばれるようになった歴史もある。花崗岩がもたらしたのは石材だけでなく、西宮神社の東南の地域で得られる「宮水」に代表される名水がある。六甲山系の花崗岩からミネラル分が

溶け出すことで、硬度が高く酒造りに適した成分になっており、灘の酒造りにとっても欠かせない存在になっている。これらの恩恵がある一方で、花崗岩は崩れやすい特性もあり、昭和13年（1938）の阪神大水害での土石流など土砂災害を繰り返し引き起こしてきた要因にもなっている。土砂災害の発生を抑制するため、六甲山系では長期にわたって治山・砂防事業が行われている。

地質構造的には、六甲山系は有馬-高槻断層帯と六甲-淡路島断層帯が交わる位置にあり、神戸市は活断層の多い地帯にある。そのため、活断層を起因とする直下型地震が発生することがあり、平成7年（1995）1月17日の阪神・淡路大震災では甚大な被害をもたらした。断層が見られる箇所はいくつかあり、長田区の国指定天然記念物丸山衝上断層^{まるやましょうじょうだんそう}はその一つである。また、有馬温泉は非火山性の温泉であり、湧出経路として断層との関連性が指摘されている。

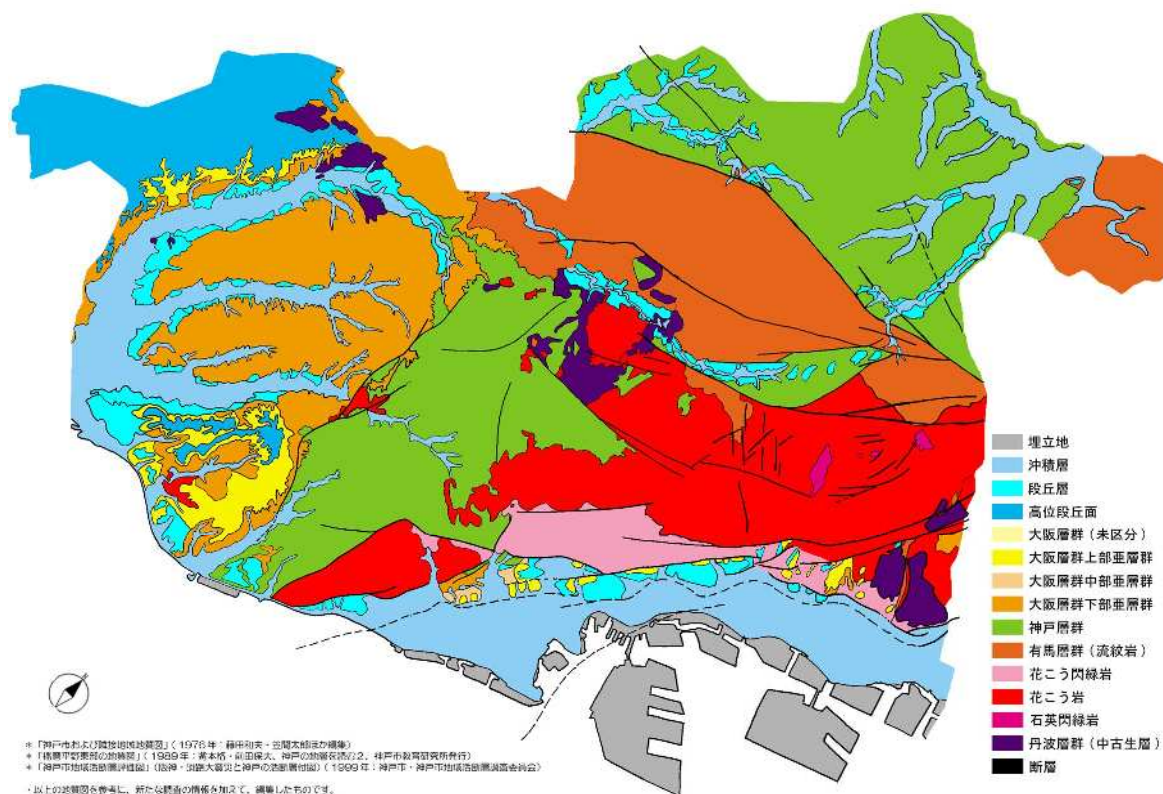


図9 神戸市の地質・断層（出典：神戸市教育委員会デジタル化・神戸の自然シリーズ）

1-5 気候

気象庁アメダス神戸観測所（中央区脇浜海岸通）のデータによると、年平均気温と年間降水量の平年値（1981～2010年）はそれぞれ16.7℃、1216.2mmであり、比較的温暖少雨である瀬戸内気候区の特徴を示している。

六甲山系南麓地域では、秋から冬にかけて、六甲山系から海側に向かって、冷たく強い北風である六甲おろしが吹く。灘の酒蔵では北側の窓を開けて六甲おろしを取り入れることで、酒造りに必要な冷涼な環境を生み出しており、灘の酒造業の発展に大きな影響を与えている。

一方で、六甲山系の北側は高度が上がり、冬の季節風の影響を受けるため、南側よりやや寒冷な気候となっている。

神戸市の西側の地域は、他地域に比べて年間を通じて降水量が少ない。さらに西部にはそれに加えて、集水面積が少ない台地が広がっているため、農業用のため池が多く作られている。

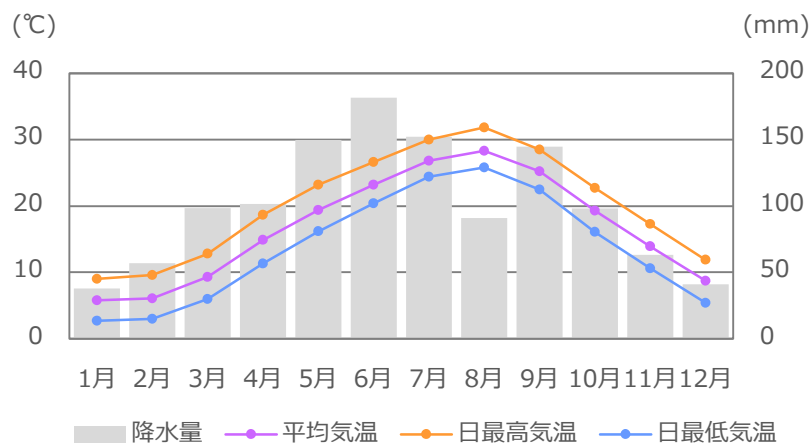


図 10 神戸市の月別降水量と気温 (平年値 1981~2010 年)
(出典：気象庁アメダス神戸観測所データ)

1-6 生態系・植生

(1) 動植物の種数

神戸市には、森林や田園、河川、海域、市街地といった様々な環境があり、約 8,000 種類もの動植物（海水に生息しているものを除く）が確認されている。このうち 932 種が神戸版レッドリスト 2020 として選定されている。

六甲山系南麓地域の市街地には都市環境でも適応できる生物が多く生息している。六甲山系の北側や西側の農村地域では、農地やため池、里山林など里山の環境下で豊かな生物相が育まれている。

瀬戸内海国立公園に指定されている六甲山系には、地理的立地と生育環境から北方系や南紀系、山陽系など様々な系統の植物種が分布している。

海域では、須磨海岸以東と比べて、自然海浜等が現存している須磨海岸以西の方が多くの種類の動物（魚類、甲殻類等）が生息・生育している。

日本最大の内海である瀬戸内海は、冬の水温が低いため、一部の魚類は水温の高い外海へと移動する。一方、カタクチイワシやイカナゴなどは、内海を生息域としている。

表 7 神戸市で確認している動植物の種数

分類		確認種数
動物	哺乳類	35
	鳥類	319
	爬虫類	18
	両生類	17
	魚類	70
	昆虫類	5038
	甲殻類	46
	貝類（陸産）	100
	貝類（淡水・汽水産）	132
	動物計	5775
植物（シダ植物・種子植物）	2224	
合計	7999	

出典：神戸の希少な野生動植物-神戸版レッドデータ 2020-

(2) 植生

神戸市域の植生は、温暖で湿潤な気候のため、基本的に照葉樹林で構成されていたと考えられる。しかし、六甲山系では明治時代以前から用材や薪炭利用のための伐採をはじめとした山林開発が行われたことで、現存植生は基本的にアカマツやコナラなどで構成される二次林になっている。二次林が多く分布している一方で、六甲山の山頂付近には冷温帯域の自然植生であるブナ林が点在している。

西区伊川谷町にある県指定天然記念物^{たいさんじ}太山寺の原生林は、面積約 11ha の暖帯常緑広葉樹林であり、コジイ林とウバメガシ林で特徴づけられ、カギカズラなどの貴重種も多数含み、六甲山系の代表的植物生態を保存する貴重な森林となっている。垂水区名谷町にある県指定天然記念物^{てんぼうりんじ}転法輪寺の原生林^{しゃくぶじ}や石峯寺、有間神社などの社寺林においても、規模の大きいコジイの自然林となっている。これらに代表される自然林は、北部・西部地区に比較的多く分布している。

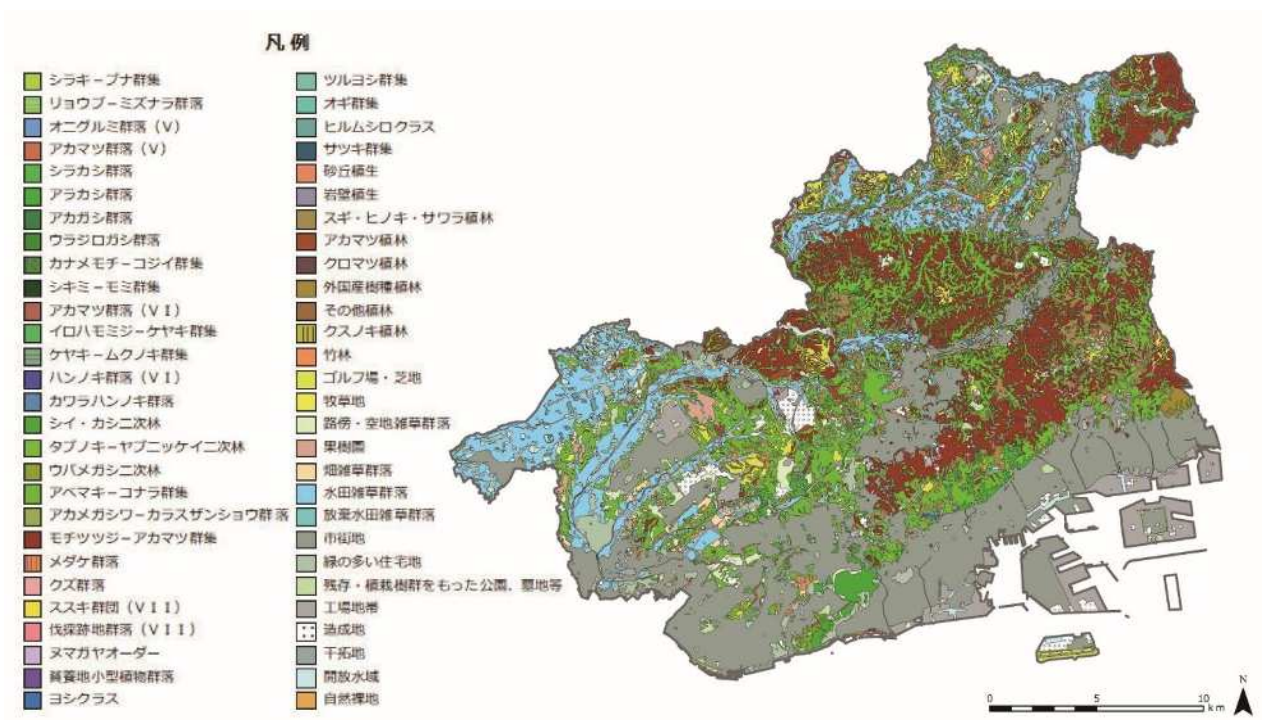


図 11 神戸市の植生 (出典：第 7 回自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター))

(3) 植物のある環境と人の営み

①里山管理・砂防植林

先述のとおり、六甲山系では古くから用材や薪炭利用を目的とした里山管理が広く行われていたが、度重なる自然災害に加え、江戸時代から明治時代にかけての過度の伐採が原因となって、六甲山系は所々ではげ山と化していた。六甲山系の荒廃によって多くの土砂災害が発生していたため、明治35年(1902)から水源涵養と砂防を目的とした砂防植林が行われ、クロマツやハゼノキ、クスノキなどが植樹された。六甲山の緑化発祥の地である再度山を中心とする植林地は、再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地として国指定名勝になっている。



図12 再度山の明治35年(1902)の緑化の様子(左)と現在の再度公園(右) (神戸市森林整備事務所提供)

②社寺林

社寺林は建造物などとして守られてきた森であり、時に信仰の対象として地域の歴史の中で守られてきた文化性だけでなく、都市化が進む現代において貴重な植生を構成している。さらに生態学的にも価値のあるものとなっている。神戸市内には、太山寺の原生林や有間神社の社叢など県や市の天然記念物に指定されている社寺林が存在している。また、樹林に限らず、県指定天然記念物神前の大クスなど境内等において巨樹となっている樹木も県や市の天然記念物として指定されている。その他にも、住吉川沿いのクロマツや湊川神社の社叢など市民の木や市民の森に指定されている社寺林や巨樹も存在している。



図13 湊川神社の社叢(左)と神前の大クス(右)

③公園緑地

公園緑地においては、日本最古の近代公園の1つである中央区の国登録記念物東遊園地や国指定名勝再度公園・再度山永久植生保存地・外国人居留地であった歴史と関連のある名勝地

がある。これら2つの公園と中央区の国登録記念物相楽園、須磨区の須磨浦公園、北区の瑞宝寺公園、垂水区の舞子公園は、日本の歴史公園100選（第2次選定含む）に選定されている。

阪神・淡路大震災の際、公園は避難地や救援活動の場としての役割を果たし、この教訓が全国で防災公園の位置付けの見直しや整備推進につながった。東遊園地では、毎年「阪神淡路大震災1.17のつどい」が行われており、慰霊の場となっている。

冷涼な気候である六甲山上には、昭和8年（1933）に牧野富太郎博士の指導を受けて、現在の阪神電気鉄道株式会社が日本初の高山植物園である六甲高山植物園を開園している。現在も民間企業が運営する珍しい植物園である。



図14 東遊園地の「1.17 希望の灯り」及び「慰霊と復興のモニュメント」（左）と相楽園(右)

1-7 景観

神戸市には、北野町山本通伝統的建造物群保存地区や旧居留地といった異国情緒あふれる町並みの景観や都心・ウォーターフロントなどの港町らしい景観、緑あふれる住宅街の景観、里山や田畑などの農村景観、六甲山系の山並みや明石海峡などの自然環境由来の景観など様々な景観が形成されている。

特に海・まち・山が近接している六甲山系南麓地域は、景観資源が相互に関係することで、神戸市を象徴する景観となっている。

良好な自然的景観を形成している区域のうち、自然環境の保全と開発の調和を図る区域である「風致地区」は、六甲山や木々の緑の中に家がとけ込み、閑静な街並みを形作っている地域など10箇所（約9,215ha（市域の約17%））が指定されている。

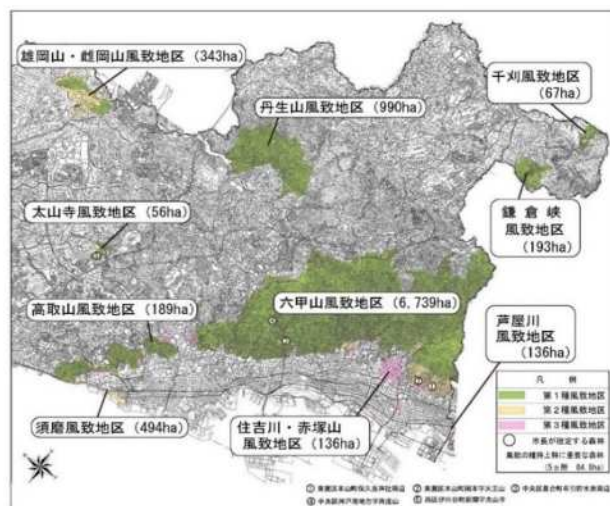


図15 神戸市の風致地区

神戸市では、昭和 53 年（1978）に神戸市都市景観条例を制定、昭和 57 年（1982）に神戸市都市景観形成基本計画を策定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための施策を推進している。この景観条例は、大都市での景観保全の動きがあった初期に制定されたもので、兵庫県で初の景観条例となっている。さらに平成 16 年（2004）には景観法も制定され、法と条例により都市景観政策に取り組んでいる。神戸市の行政区域全域（「人と自然との共生ゾーン」を除く。）を景観計画区域とし、条例に基づく景観資源の指定制度を運用している。さらに市民が主体的に景観の形成を図ることを目的として、景観形成市民団体及び景観形成市民協定を認定している。また、景観の保全だけに限らず、市民公募をもとに神戸らしい眺望景観 50 選・10 選や神戸都心夜景 10 選を選定するなど、景観の魅力化にも取り組んでいる。



図 16 ウォーターフロントの景観(左)と掬星台からの眺望景観(右)

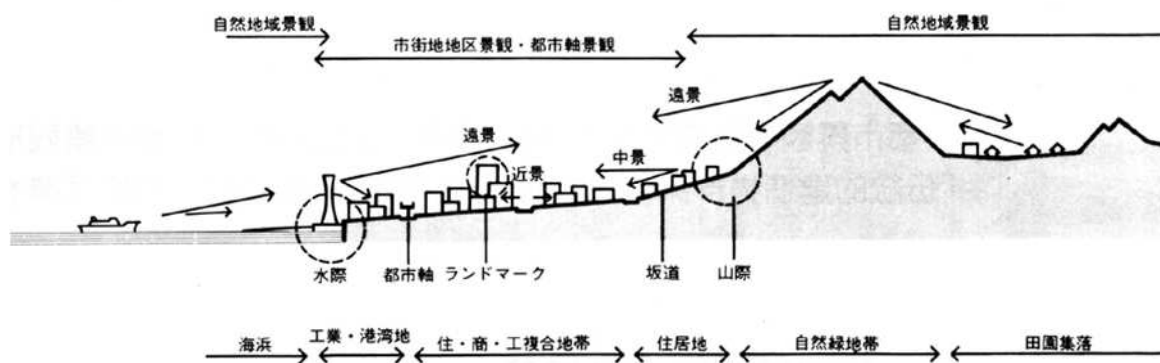


図 17 神戸市の地形特性と景観上の特色（出典：神戸市都市景観形成基本計画）

1-8 地域による自然・地理的環境の特徴

(1) 六甲山系南麓地域

六甲山地を背山として、主に六甲水系により形成された東西に延びる沖積地と、港に適した水深の深い海域地形が特徴的である。異国情緒あふれる町並みや都市及び港湾地域など特徴的な景観がみられる。また、六甲山や都市部の社寺林及び公園があり、自然を身近に感じることができる。

(2) 北部・西部地域

六甲山系と帝釈山系を中心に丘陵地が広がる。原生林が社叢などに維持されているところがあることに加え、水田など耕作地も多く、里山の景観が形成されている。その中で豊かな生物相がみられる。

第2節 神戸市の社会的状況

2-1 人口動態

神戸市の人口は、令和2年(2020)9月末の住民基本台帳人口によると1,526,860人である。第二次世界大戦や阪神・淡路大震災による人口減少はあったものの増加傾向は続いていたが、平成24年(2012)に人口が初めて減少に転じ、以降少子高齢化も進行している。

平成22年(2010)から令和2年(2020)の人口増減を区別にみると、中央区以東は増加しているが、それ以外の区については減少しており、北区、長田区、須磨区については2020年9月末現在高齢化率が3割を超えている。北区や西区を含む郊外は、高度成長期によるニュータウンなどの住宅開発によって人口が急増したが、現在は人口減少が進んでいる。また、農村部では高齢人口の増加が著しく、**農家の後継者不足が顕著**となっている。「神戸人口ビジョン(改訂版)」によると、令和12年(2030)には1,454,000人、令和42年(2060)には**1,110,000**人まで減少することが推計されている。

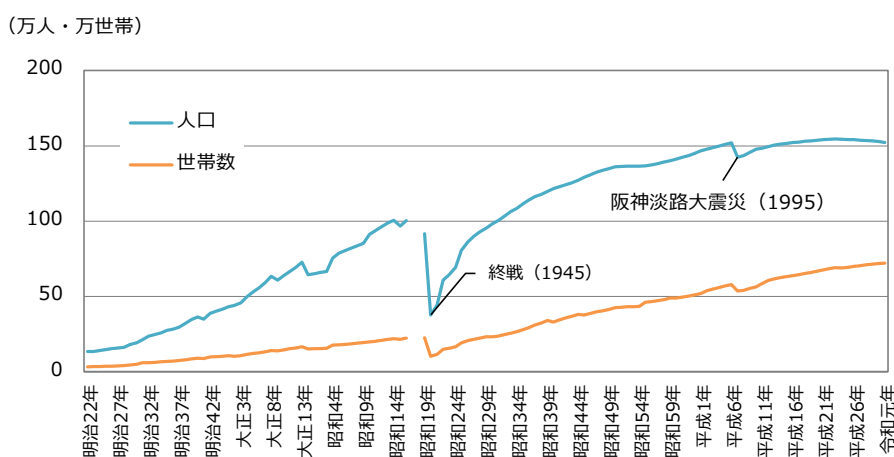


図18 人口・世帯の推移(明治22年(1889)～令和元年(2019)) (出典：神戸市統計書 令和元年度版)

表8 各区・年齢階級別人口(住民基本台帳人口(外国人を含む)) (出典：神戸市住民基本台帳人口)

	令和2年(2020)9月末				平成27年(2015)9月末	平成22年(2010)9月末	平成22年(2010)～令和2年(2020)人口増減
	年少人口(15歳未満)	生産年齢人口(15～65歳未満)	老年人口(65歳以上)	総人口	総人口	総人口	
全市	183,396 12.0%	911,058 59.7%	432,406 28.3%	1,516,638	1,547,494	1,556,787	-40,149 (-3%)
東灘区	28,271 13.2%	132,874 62.2%	52,528 24.6%	213,672	213,635	209,926	+3,746 (+1%)
灘区	17,132 12.9%	81,605 61.5%	34,049 25.6%	136,426	132,448	129,948	+6,478 (+4%)
中央区	14,163 10.2%	91,495 66.1%	32,796 23.7%	143,359	130,248	124,976	+18,383 (+14%)
兵庫区	10,790 9.9%	67,075 61.6%	31,095 28.5%	106,897	109,019	110,824	-3,927 (-4%)
北区	25,903 12.1%	122,415 57.0%	66,521 31.0%	210,775	223,869	230,094	-19,319 (-9%)
長田区	9,371 9.6%	55,316 56.9%	32,482 33.4%	94,213	100,868	104,943	-10,730 (-11%)
須磨区	18,289 11.4%	90,400 56.4%	51,716 32.2%	157,604	165,269	169,778	-12,174 (-8%)
垂水区	29,321 13.3%	125,075 56.8%	65,616 29.8%	214,936	224,550	225,624	-10,688 (-5%)
西区	30,156 12.5%	144,803 60.2%	65,603 27.3%	238,756	247,588	250,674	-11,918 (-5%)



【推計方法】2020年の推計値から「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」における仮定値（純移動率、生残率、出生率、出生性比）を用いて推計している。（出生中位・死亡中位仮定）

図19 人口の将来展望（推計結果）（出典：神戸人口ビジョン（改訂版））

2-2 土地利用

神戸市の土地利用は、六甲山系を境に様相が分かれる。六甲山系南麓地域は、中心市街地や住宅街などが広がり、湾岸部には工業地帯や人工島も存在するなど都市的な土地利用となっている。一方、六甲山系を挟んで北部・西部地域は、集合住宅や戸建て住宅が集まるニュータウンがあるものの、山林や農地が多くを占める。

都市計画としては、東灘区から垂水区にかけての臨海部の旧市街地や埋立地、北区や西区などのニュータウンを主とした市域の約4割（約20,395ha）が市街化区域であり、コンパクトなまちづくりが進められている。主に北区や西区で指定されている市街化調整区域では、無秩序な市街化が抑制され、良好な農村環境や自然環境が保全・継承されている。

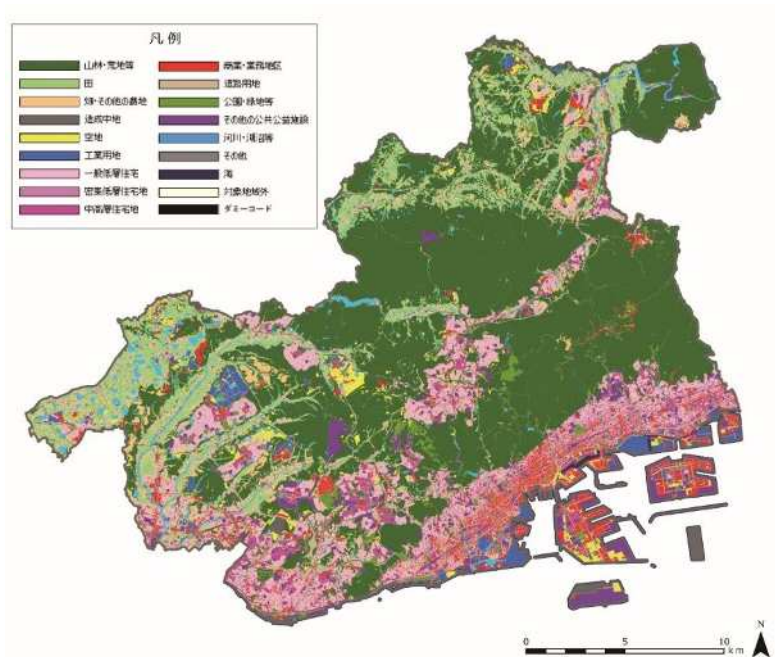


図20 神戸市の土地利用図（出典：数値地図5000（土地利用）2008年調査）

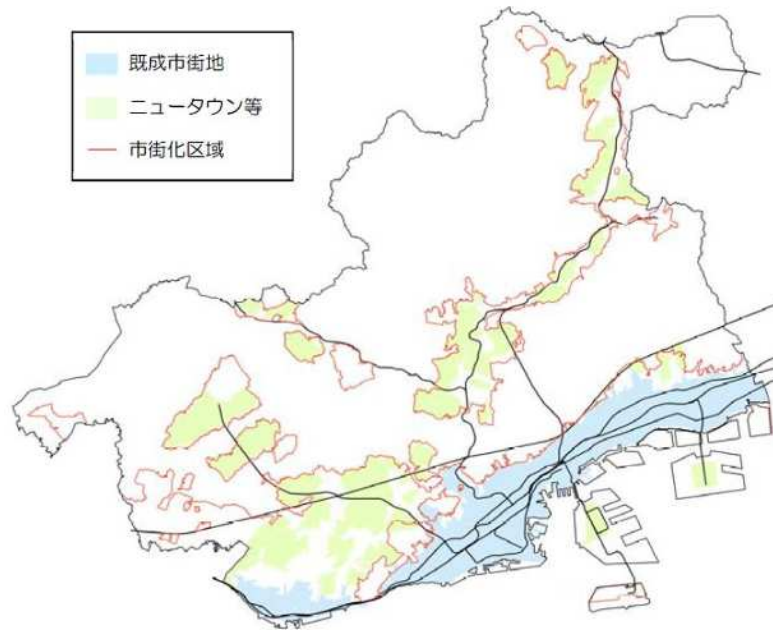


図 21 神戸市の市街地等の分布と市街化区域（出典：神戸市都市空間向上計画）

2-3 交通

（1）道路交通

旧街道としては西国街道や西国浜街道、有馬街道（湯山街道）などがあり、北区淡河町^{おうちょう}など宿場町の町並みが残る地域もある。

幹線道路としては国道 2 号線や国道 43 号線、新名神高速道路、阪神高速道路などがあり、広域的な交通ネットワークが構築されている。市内の各市街地を結ぶ道路網には、市と民間のバス路線が多く整備されている。これらの道路やバス路線のネットワークは六甲山系南麓地域の市街地では発達しているが、北部・西部地域の農村部（旧集落）では市街地に比べて十分に発達していない状況にある。

（2）鉄道交通

現在の神戸市域に鉄道が開通したのは、明治 7 年（1874）の大阪～神戸間が最初であり、日本で 2 番目の鉄道である。政府の路線開拓の経緯により、J R 神戸駅は東海道本線（東京～神戸）の終点であり、山陽本線（神戸～門司）の起点となっている。

J R 在来線・新幹線や私鉄、地下鉄、新交通システム、ケーブルカーなど様々な鉄道路線があり、各市街地間を結ぶ生活利用だけでなく、観光地へのアクセスや全国への広域的な利用が行われている。各交通機関が集まる三宮は神戸市のターミナル拠点となっており、これらの鉄道のネットワークは主に六甲山系南麓地域の市街地に集中している。北部・西部地域においては、ニュータウンと都心を結ぶ鉄道はあるが、農村地域（旧集落）の利便性は低い状況にある。

市内には鉄道事業者によって開発された住宅地がいくつかあり、その例として阪神急行電鉄（現、阪急電鉄）による東灘区の岡本住宅地や神戸有馬電気鉄道（現、神戸電鉄）による北区の鈴蘭台の宅地開発があげられる。一方で、別荘地やレジャーの場として開発された六甲山や摩耶山には、ロープウェイやケーブルカーなどの交通手段が整備された。

(3) 海上交通

現在の神戸市域に港が置かれたのは、奈良時代ぎょうきに行基が築いたとされる摂播五泊の1つせっぽんごはくである。大輪田泊おおわだのとまり（現在の兵庫区沿岸部）が始まりとされている。大輪田泊は、平安時代末期に平清盛たいらのきよもりが修築し、日宋貿易の拠点とされた。室町時代には、足利義満あしかがよしみつにより日明貿易の拠点となり、江戸時代には兵庫津ひょうごつと呼ばれ、北前船の発着港として栄えた。神戸港は、日米修好通商条約（安政5年（1858））が締結された10年後の慶応3年（1868）に開港し、神戸外国人居留地が造成された。

現在の神戸港は国際貿易港（五大港）の1つであり、旅客、貨物ともに多くの人に利用されている。上海や九州、四国などと往来する様々な旅客船とフェリー（定期航路）があり、クルーズ客船も入港する。

(4) 航空交通

ポートアイランド沖に整備されている神戸空港は、平成18年（2006）に開港した海上空港である。東京（羽田）や札幌（新千歳）、那覇など10都市以上に就航している（2020年10月現在）。



図 22 神戸市の公共交通網図（出典：神戸市地域公共交通網形成計画）

2-4 産業

(1) 農水産業

神戸市では北区、西区を中心として都市近郊型の農業が営まれており、野菜や果物、花卉かき、水稻など様々な農産物が生産されている。農林水産省発表の平成30年度市町村別農業産出額（推計）は146億8千万円であり、県下では2番目の農業産出額となっている。また、畜産も盛んであり、神戸ビーフや乳製品も多く出荷されている。

瀬戸内海に面していることもあり水産業も営まれている。明治時代はイカナゴやイワシなどを対象とした

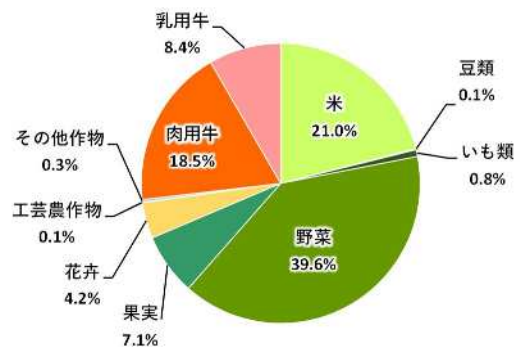


図 23 神戸市の種類別農業産出額の割合（出典：平成30年度市町村別農業産出額（推計）（農林水産省））

地曳網などの漁が主体であった。その後、漁船の動力化が進展し、近海漁業も行われるようになっていったが、高度経済成長による周辺環境の変化により漁場は縮小していった。現在、垂水・塩屋・舞子の3つの漁港と、須磨浦・須磨東・長田・兵庫の4つの漁船だまりを有している。

イカナゴは、春先になると各家庭で炊く郷土料理「いかなごのくぎ煮」として親しまれており、長田区や垂水区などが発祥と言われている。

表9 主な神戸市の特産品（農水産物）

特産品	概要	産地
野菜栽培 (こうべ旬菜)	近代以前まで米麦などが中心だったが、明治・大正時代から、都市の発展と呼応して、野菜を主とした食用農産物が生産されるようになった。その頃から、神戸や大阪などの市場にも出荷されていた。明治37年(1904)には、神戸市農会が設立され、西洋野菜や果実、花卉などの園芸作物の改良や、畜産業の改良が進められていた。そうした中、昭和4年(1929)の昭和恐慌を起因とする昭和農業恐慌が発生し、神戸市はその対策として、産米主義から野菜雑耕主義への転換を進めた。野菜・花卉栽培の奨励などがあり、大正時代・昭和戦前期にかけて次第に盛んになっていった。西神や北神地域での野菜供給は、臨海部での農地の宅地転用や自動車の普及などにより、重要な役割を果たすようになった。 現在、小松菜やチンゲン菜、キャベツ、トマトなどが兵庫県内の主要産地になっている。平成10年(1998)より、神戸市内で生産される人と環境の安全に配慮された「こうべ旬菜」が栽培されている。	主に西区、北区
山田錦（酒米）	六甲山系の北側は山田錦の生産に適した環境にあり、広く全国に出荷されている。山田錦のベースである“山田穂”の名称は、北区山田町藍那の地名が由来であるという説がある。	主に北区
花卉栽培	温暖で晴天の日が多いため、花の栽培に適した環境にある。新鉄砲ゆり、切花用、菊などが生産されている。花卉栽培は、明治時代末期頃に山田村において趣味として栽培した菊苗を本格的に栽培したのが始まりとされる。大正時代の生花の普及などによって切花の需要が拡大し、盛んとなっていった。	西区伊川谷町・岩岡町・平野町・押部谷町、北区淡河町・山田町
神戸ビーフ	兵庫県産の黒毛和種である但馬牛を素牛として生産されている。品質の高い牛肉のみが「神戸ビーフ」の称号が与えられ、世界的にも認知されている銘柄牛である。 神戸港開港以前から既に但馬産の牛肉は外国人の間で高い評価を得ていた。神戸港開港後、イギリス人が神戸で牛肉店を開業し、その後日本人の食生活にも浸透した。昭和40年代の畜産団地の造成などにより、肉用牛の頭数は大きく増加した。神戸ビーフのブランド定義は、昭和58年(1983)に神戸肉流通推進協議会が明確化した。	主に西区、北区
いかなごのくぎ煮	神戸市内沿岸漁業の主要漁獲物で、毎年2月末から3月にかけて漁期が始まる。いかなごのくぎ煮（佃煮）は、郷土料理として親しまれている。	長田区から垂水区など沿岸部
ちりめん	イワシの稚魚を食塩水で煮た後に乾燥させたものである。5月から11月に水揚げされる。	垂水区、須磨区など沿岸部
須磨海苔	兵庫県が有数の海苔生産地であり、11月から4月に本養殖される。海苔養殖は、昭和35年(1960)から須磨浦地区で試験的に行われ、その後浮き流し式による本格的な養殖が始められた。	垂水区、須磨区など沿岸部

(2) 工業

六甲山系南麓地域の沿岸部は、大阪湾沿いに立地する阪神工業地帯の一部であり、鉄道車両や船舶、鉄鋼などの重化学工業が盛んな一大工業地帯となっている。内陸部においても西区を中心に産業団地が開発されており、神戸複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）や西神インダストリアルパークなどが整備されている。

神戸市の工業は神戸港が開港されてから、海と山が近接している豊かな自然環境や国際貿易港の存在、外国文化との交流により発達してきた。当初はマッチ製造などの軽工業が中心であったが、明治時代末期頃から臨海部で造船所や製鉄工場が林立し、重化学工業の街として発展していった。また神戸市は、阪神淡路大震災後の経済活性化のために、ポートアイランドに先端医療技術の研究開発拠点を整備し、医療産業に関わる企業の誘致を推進している。

地場産業としては、自然環境を活かして発展した「酒造」、国際貿易港のある立地を活かして発展した「ケミカルシューズ」や「真珠加工」、外国文化を取り入れて発展した「洋菓子」や「近代洋服・アパレル」など様々な産業が存在している。これらの産業には、西洋文化が発祥とされるものが多い。

伝統工芸品としては、明治6年（1873）開催のウィーン万博に出品された有馬籠や室町時代より生産されているとされる有馬の人形筆があり、兵庫県指定伝統的工芸品として指定されている。また、江戸時代以前からの歴史のある有馬筆の作成に係る伝統的な技術は、兵庫県指定無形文化財として指定されている。



図 24 神戸市の産業分類別製造品出荷額等の割合
(出典：2020年工業統計調査(経済産業省))



図 25 有馬籠



図 26 有馬の人形筆(左)と有馬筆(右) (©一般財団法人 神戸観光局)

表 10 主な神戸市の地場産業

地場産業	概要	地域
酒造	灘五郷とは、今津郷（西宮市）、西宮郷（西宮市）、魚崎郷（東灘区）、御影郷（東灘区）、西郷（灘区）のことを指す。灘の酒造りは、室町時代から行われていたという記録があるが、寛永年間（1624～43）に伊丹の雑喉屋文右衛門が西宮に移り住み酒づくりを開始したのが最初とされる。18世紀以降、樽廻船によって江戸向けに輸送されたことで発展した。六甲山から吹く冷たい風である「六甲おろし」、硬水の「宮水」、酒米の「山田錦」、丹波杜氏等人材の集まりやすさなどの良好な環境が灘の酒造りを発展させた。	灘区、東灘区
ケミカル シューズ	神戸港開港後に発展していたゴム工業からゴム靴の製造が行われていた。戦後、物資不足に陥り、化学素材を原料としたケミカルシューズが製造されるようになった。長田区周辺は全国有数の靴の産地となっている。	主に長田区
真珠加工	昭和3年（1928）の真円真珠特許公開後に真珠の集散地として発展した。神戸市が真珠加工の街として発展した理由には、三重県や愛媛県など真珠の養殖地に近いこと、国際貿易港である神戸港があること、六甲山からの反射光が真珠の選別に適していたことなどが挙げられる。北野町には、「パールストリート」と呼ばれる通りがあり、真珠関連の会社が集積している。現在でも、世界に流通する日本の真珠うち約7割は神戸市から輸出されている。	主に中央区 （北野町周辺）
洋菓子	外国文化との交流の中で、ゴンチャロフ製菓やモロゾフ、ユーハイムなどに代表される企業が営業を開始し、神戸市で本格的な洋菓子づくりが始まった。その後、外国文化を取り入れた神戸市民によって洋菓子文化は発展した。	全域
近代洋服・ アパレル	神戸市で初めての洋服店は、明治2年（1869）にイギリスの洋服商であるカベルが旧居留地16番館に開業した洋服店とされている。その後、オーダーメイドのテーラーや婦人服、子供服など多くのアパレル企業が設立された。昭和48年（1973）の「ファッション都市宣言」以来、官民連携でファッション産業によるまちづくりを進めている。	中央区を主として 全域
神戸洋家具	神戸港開港後、海外から持ち込まれた洋家具を船大工が修理を行っていた。その後、洋家具の修理から製造へと成長し、神戸市は日本における洋家具発祥の地となった。	主に垂水区
コーヒー	神戸港開港によってもたらされた外国文化と神戸港からの生豆の輸入により、多くの焙煎業者が誕生した。明治11年（1878）に喫茶店の元祖であるコーヒー・ハウスが日本で初めて開業したとされる。コーヒー文化は現在もなお、市民生活に根付いている。	中央区、兵庫区、 長田区を主として 全域
マッチ	日本におけるマッチ産業は東京で始まったが、その後海外輸出に適した神戸市での生産が盛んとなった。ヨーロッパでのマッチ生産が滞った第一次世界大戦時には、多くのマッチが神戸市で製造されて、神戸港から大量のマッチが輸出された。現在は生産地を姫路市周辺に移しているが、兵庫県内のマッチの全国シェアは90%にのぼる。	

(3) 観光業

神戸市には、神戸ポートタワーや神戸海洋博物館などがある「都心・ウォーターフロント」や異国情緒溢れる「北野異人館街」「旧居留地」、日本三大中華街の一つである南京町、自然を活かしたレジャー施設が多く集まる六甲・摩耶^{まや}エリア、日本三名泉の一つである有馬温泉など集客性の高い観光資源が多く存在している。それ以外にも、西区の太山寺や北区の無動寺など重要文化財を有する古刹も多く、観光資源として活用を図れるものは多い。また、南京町春節祭や須磨大茶会・有馬大茶会、神戸まつり、神戸ルミナリエなど神戸市の歴史や文化性と関係の深いイベントが開催されている。

令和元年(2019)の神戸市のイベントを除く観光入込客数は、日帰り客 1,742 万人、宿泊客 477 万人の合計 2,219 万人となっている。観光客の訪問先は、六甲山系南麓地域(市街地(北野含む)、神戸港など)が多くを占めている。

神戸市では、神戸市ならではの観光資源の発掘・魅力化と滞在型観光を進めることで神戸観光の推進を図っている。市内の歴史的な建造物等を活用した映画等のロケーション誘致を行い、神戸の魅力を発信している。現在は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための移動制限などを背景として、インバウンドや県外旅行者による観光需要が低下したこともあり、地元を観光するマイクロツーリズムの機運が高まっている。神戸市としても近距離マーケットの開発を行っており、交通事業者と連携したスタンプラリーや神戸で世界旅行などの神戸愛向上を目的とした観光戦略を展開している。

古くから国際都市として発展してきた神戸市では、国際会議や展示会等を行う M I C E (Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・研修旅行)、Convention (国際会議)、Exhibition/Event (展示会・イベント)) の誘致に取り組んでおり、令和元年(2019)の国際会議開催件数は 438 件と東京(23区)に次いで多い(出典:日本政府観光局(JNTO)データ)。M I C E の会場として、歴史的な建造物のユニークベニュー (歴史的建造物などを会議・レセプションの会場とし、特別感や地域特性を演出できる場として利用すること) としての活用が求められている。

表 11 令和元年(2019)のエリア別観光入込客数(出典:神戸市統計データ)

エリア	観光入込客数 (万人)	前年比 (%)
市街地	2,520	-1.8
うち北野	147	+6.8
神戸港	536	+10.1
六甲・摩耶	191	+2.0
有馬	161	+3.7
須磨・舞子	378	+0.7
西北神	406	+17.5

※エリア間の移動があるため、全市の合計とは一致しない

2-5 多文化共生

開港と共に神戸市に持ち込まれた西洋文化が、市民の生活に取り入れられてきた。**日本における**活動写真やゴルフ、洋服、ジャズ、近代登山などは、神戸市発祥とされている。

明治時代末期から昭和時代初期にかけて、阪神間を中心として実業家や文化人が和を基調としつつ西洋文化を取り入れた生活様式等は「阪神間モダニズム」と呼ばれ、高級住宅街や別荘、ホテル、娯楽施設などの開発が進められた。ヴォーリズが設計したフロイドリーブ本店（旧ユニオン教会）や六甲山荘（旧小寺家山荘）（いずれも国登録有形文化財）などの建造物や六甲山上のゴルフ場内の建造物など、この時期に作られたもの**を目にすることができる。**

現在も多く外国人が住む神戸市では、人口の約3%**を占めている。**外国人居住者は中央区や長田区を主とした**六甲山系南麓地域**に多い。神戸市には様々な宗教や外国人コミュニティが形成されており、旧居留地や北野異人館に限らず南京町やモスクなど異国を感じさせる町並みや**春節祭・神戸まつり**で披露される**サンバ**などから見られるように多文化が共生する都市となっている。

表 12 神戸市内の外国人人口（2020年9月末）

（出典：神戸市住民基本台帳人口）

国籍	人口	全人口に対する比率 (%)
韓国または朝鮮	16,016	1.1
中国	13,028	0.9
ベトナム	7,224	0.5
フィリピン	1,388	0.1
台湾	1,328	0.1
ネパール	1,162	0.1
米国	1,045	0.1
インド	923	0.1
ブラジル	523	0.0
インドネシア	468	0.0
その他	4,434	0.3
合計	47,539	3.1



図 27 春節祭が行われている南京町の様子

2-6 市民による活動と市民参加のまちづくり

神戸市は古くから市民により様々な活動が行われてきた都市である。大正10年（1921）に日本初の市民による生活協同組合である「有限責任神戸購買組合」・「有限責任灘購買組合」（現、生活協同組合コープこうべ）が誕生している。また、市民による六甲山の緑化も古くから行われており、「六甲を緑にする会」の寄付金による植樹など様々な市民団体による緑化活動が行われてきている。

市民によるまちづくり運動は、1960年代の丸山地区や真野地区（ともに長田区）が始まりである。その後、これらの住民運動を受けて、昭和53年（1978）に制定された神戸市都市景観条例ではまちづくり協議会を制度化、昭和56年（1981）には神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（まちづくり条例）を全国に先駆けて制定し、地域提案型のまちづくりが進められている。平成16年（2004）には、協働・参画3条例（神戸市民の意見提出手続に関する条例、神戸市民による地域活動の推進に関する条例、神戸市行政評価条例）を制定し、地域組織等のゆるやかな連携によるまちづくりを推進している。各区役所にはまちづくり課が設立され、現在も地域からのまちづくりを推進する体制となっている。

いる。

阪神・淡路大震災からの復興では、協働と参画によるまちづくりが進められた。震災復興土地区画整理事業など都市計画事業の計画案の作成にあたって、まちづくり協議会の組織化、まちづくり専門家の派遣、現地相談所の設置が進められ、市民・事業者・行政による協働と参画のまちづくりが行われた。また、震災以前から地域活動が盛んであった真野地区（長田区）において、発災時の救助活動や復興に向けた取り組みが地域ぐるみで迅速に行われ、防災における地域コミュニティの重要性が再認識されたことや、消火や救助活動が行政だけでは対応しきれなかった教訓から、**震災直後に**防災福祉コミュニティが全市的に結成された。なお、阪神・淡路大震災が発生した平成7年（1995）は、被災地に1年間で約138万人ものボランティアが来たことから「ボランティア元年」と呼ばれ、被災者を支援するボランティア団体が数多く生まれた。ボランティア団体の中にはNPO団体となり、新たな地域の担い手として現在もなお継続的に活動を続けている団体もある。

東遊園地で毎年1月17日に行われている「阪神淡路大震災1.17のつどい」は、遺族、市民、ボランティアらと神戸市が連携して開催している。平成14年（2002）には、NPO法人「阪神淡路大震災1.17希望の灯り」が設立され、震災の体験を伝えていく活動を継続的に展開しており、鎮魂と震災経験の継承は市民が中心となって行われている。

北区や西区の農村地域は、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例に基づき、地域住民等で構成される里づくり協議会が里づくり計画を定め、地域の独自の里づくりが行なわれている。

2-7 地域による社会的状況の特徴

（1）六甲山系南麓地域

人口は、東部の東灘区から中央区で現在も増加しているが、兵庫区以西の西部は減少が著しい。海と山が近接している地形の制約を受け、道路・鉄道・空港・港湾など主要交通網が集中しており、それを背景に**工業地帯及び住宅地が形成されている**。また、大阪湾に面しており、近海漁業や海苔養殖など漁業も盛んに行われている。

六甲山系・北野異人館街・旧居留地・南京町・ウォーターフロントなど景観の優れた観光地も多い。また、現在でも外国人が居住し、洋館や教会やモスクなどの町並みや春節祭などの行事など外国文化を感じることができる。震災の被害が大きかった地域であるが、その経験を生かしたまちづくりを行う一方で、震災の鎮魂と経験を継承することも行われている。

（2）北部・西部地域

山林や農地が広がる農村地域の中にニュータウンが点在している。この地域では、人口の減少に加え、急速な高齢化が目立つ。近代以前に整備された旧街道が現在も主要幹線として生かされている。ただし、**六甲山系南麓地域と比較すると、鉄道などの公共交通機関が十分に整備されていない**。蔬菜栽培など近郊農業や山田錦の栽培など農業は盛んに行われている。近年は、里山の環境を生かした里づくりや移住誘致活動なども行われている。また、良質の温泉と風情のある町並みが魅力の有馬温泉や北区・西区の寺社は、この地域の観光資源として重要である。

第3節 神戸市の歴史的背景

3-1 旧石器時代から縄文時代

【神戸市域最古の人々】

神戸市域で最も古い人類活動の痕跡は、今から3万年以上前の後期旧石器時代にさかのぼる。市内各地で在野の考古学者により戦後の早いうちから石器の採集が報告されてきた。

兵庫区えげやまいせきの会下山遺跡、西区かなぼういけいせきの金棒池遺跡では、サヌカイト製のナイフ形石器が発見されている。国府こ型ナイフ形石器と呼ばれるもので、石核から連続して横長剥片をはぎ取る技法が特徴的である。大阪平野や瀬戸内地域でよくみられ、当時の文化圏、交流圏を考えるうえで重要な資料となる。また、国府型ではない小形のナイフ形石器や石器を作り出すための石核が垂水区おおとしやまいせきの大歳山遺跡、西区おおさらいけの大皿池遺跡、金棒池遺跡などで確認されている。

金棒池遺跡では、縄文時代への過渡期に位置付けられる石器である細石刃さいせきじんと細石刃核も採集された。後期旧石器時代を通じて人々の活動があったことがわかる。

【土器の出現と集落の形成】

縄文時代は、約16,000年前から数千年間続き、草創期、早期、前期、中期、後期、晩期の6期に区分される。氷河期がおわり、暖かい気候になるとともに、定住が始まり、土器や磨製石器の使用が始まった時代である。

縄文時代草創期の遺物としては有茎尖頭器ゆうけいせんとうきが見つかっている。東灘区もとやまいせきの本山遺跡、西区たまつたなかの玉津田中遺跡、金棒池遺跡、北区しもたにがみの下谷上、灘区たきのの滝ノ奥遺跡などで発見された。しかし、単体での出土が多いため、生活の場であるかどうか明らかではない。

最も古い定住の跡を確認できるのは、中央区くもちいせきの熊内遺跡である。今から1万年ほど前の縄文時代早期の竪穴建物が見つかった。中央区くもいせきの雲井遺跡では、神戸市域最古の早期の押型文土器（大鼻式、大川式）が確認されている。このほか、大鼻式に続く早期の縄文土器（神宮寺式、高山寺式）や石鏃などが須磨区おおてちやういせきの大手町遺跡、境川遺跡、天神町遺跡てんじんちやういせきで見つかり、このあたりにも集落があった可能性が考えられる。また、干潟を歩く縄文人の足跡が垂水区たるみひやうがいせきの垂水日向遺跡で見つかっている。約7,300年前の鹿児島県鬼界カルデラ噴火による火山灰でバックされた状態で検出されており、人々の生活が鮮明によみがえる遺構である。この遺跡では、縄文時代中期から晩期の土器を含む洪水の跡も確認されている。厚さ2mの土石流堆積層と上流から流されてきた大木が確認でき、自然災害の大きさがわかる。

縄文時代前期の遺跡は、あまり確認されていない。中でも、垂水区の大歳山遺跡は戦前から調査されてきた学術上重要な遺跡である。大正から昭和時代にかけて、明石原人人骨の発見で有名な直良信夫なおら氏が発掘調査を行った。出土した縄文土器は「大歳山式土器」と呼ばれ、縄文時代前期末の型式の一つとなっている。昭和40年代の開発と保存運動を経て、現在、一部を史跡公園として保存、整備されている。

【集落の発展と交流】

縄文時代中期には、遺跡数がやや増加する。東日本では遺跡数が爆発的に増加し、火焰形土器などに代表される装飾性豊かな縄文土器が作られる時期である。近畿地方でもやや立体的な文様の縄文土器が作られきたしらかわ（北白川C式土器）、中央区の雲井遺跡では竪穴建物とともに多くの土器が見つかっている。

縄文時代後期に入ると、中央区の生田遺跡^{いくたいせき}、北区の淡河中村遺跡^{おうごなかむらいせき}、原野・沢遺跡^{はらのさわいせき}、西区の長坂遺跡^{ながさかいせき}など、中期までとは異なり広範囲で遺跡が確認される。西区の元住吉山遺跡^{もとすみよしやまいせき}は、昭和2年（1927）に発見され、直良信夫氏と小林行雄氏の研究によって広く知られた。出土した土器は「元住吉山式土器」と呼ばれ、縄文時代後期後半の時代判定の指標となっている。また、北区の原野・沢遺跡では、竪穴建物の一角に完形の土器が埋められた状態で見つかった。埋設土器^{うめがめ}（埋甕）と呼ばれるもので、民俗例などから乳幼児の埋葬施設や儀礼ではないかと考えられている。当時の人々の世界観を知るうえで重要な事例である。

縄文時代晩期では、代表的な遺跡として灘区の篠原遺跡^{しのはらいせき}が挙げられる。出土した土器は「篠原式土器」と呼ばれ、縄文時代晩期の時代判定の指標となっている。また、東北地方の亀ヶ岡式系土器^{かめがおかしきけいどき}や遮光器^{しゃこうき}土偶、北陸地方の土器なども出土しており、当時のモノや人の交流を考えるうえで重要な遺跡である。



図28 垂水・日向遺跡で発見された足跡(左)と原野・沢遺跡で発見された埋甕(右)

3-2 弥生時代

【弥生時代のはじまり】

弥生時代は、水稻耕作が始まり、青銅器や鉄器を使用し始めた時代である。紀元前5世紀頃に北部九州に伝わり、その後神戸市域を含む近畿地方に広まったと考えられているが、さらに遡るという研究もある。

神戸市域における弥生時代の最も古い集落は、兵庫区の大開遺跡^{だいかいせき}で見ついている。弥生時代前期前半の環濠集落^{かんごうしゅうらく}で、断面V字形の環濠が竪穴建物などの居住域を取り囲んでいる。下層に縄文時代晩期の遺構も確認されており、縄文時代から弥生時代への過渡期に位置する遺跡として重要である。

須磨区の戎町遺跡^{えびすちやういせき}では、弥生時代前期後半以前のの水田跡が見つかり、水稻耕作が近畿地方に広まった初期のものと見られている。同時期の東灘区の本山遺跡では、弥生時代前期の木製農耕具や穂摘具の石包丁^{いしぼうちやう}などがまとまって出土しており、農耕文化開始期における重要な遺跡である。

弥生時代の墓制についても、多くの資料が集まっている。西区の新方遺跡^{しんぼういせき}では、弥生時代前期から中期にかけての墓が見つかり、埋葬された人骨も良好な状態で出土した。鹿角製の指輪^{ろっかくせい}を6つ装着した状態がわかるものや、上半身に17点もの石鏃を伴い埋葬されているものなどが確認されている。縄文時代的な抜歯や、石鏃から示唆される死因など当時の社会を紐解く貴重な資料である。

【拠点的な集落と高地性集落】

弥生時代中期になると、平野部では、中央区及び兵庫区の楠・荒田町遺跡や西区の玉津田中遺跡などの大規模で拠点的な集落が形成される。一方で、弥生時代中期から後期にかけて六甲山系南麓地域や

西区の河川沿いの標高 100～200mの丘陵上に集落を形成するようになる。高地性集落と呼ばれ、特徴的な立地であるため平野部の集落との機能差が議論となっている。代表的な高地性集落として、東灘区ひがしやまいせき きんちょうざんいせきの東山遺跡、金鳥山遺跡、灘区おぼのやまいせきの伯母野山遺跡、中央区ぬのびきまるやまいせきの布引丸山遺跡、西区ずこうざんいせきの頭高山遺跡、表山遺跡おもてやまいせき、城ヶ谷遺跡じょうがたにいせきなどが挙げられる。表山遺跡や城ヶ谷遺跡ではV字状の環壕が巡っていることが発掘調査で確認されている。また頭高山遺跡では 40 棟、城ヶ谷遺跡では 60 棟もの竪穴建物が確認されており、大規模な集落であったことがわかる。

弥生時代中期には、西区の玉津田中遺跡きたおうぎいせきや東灘区ほうけいしゅうこうぼの北青木遺跡で方形周溝墓とその埋葬施設である木棺が確認されている。弥生時代後期には、東灘区ふかえきたまちいせきの深江北町遺跡えんけいしゅうこうぼで円形周溝墓、北区の北神ニュータウン内第4地点遺跡ほしきせつかんで箱式石棺を埋葬施設とする台状墓だいじょうぼが見つかった。

【神戸市出土の銅鐸】

六甲山系南麓地域では、銅鐸どうたくなど青銅器の出土が多いことも特徴的である。これまでに8か所から計21個の銅鐸と、2か所から計8個の銅戈どうかが見つまっている。中でも灘区桜ヶ丘町では銅鐸14個、銅戈7個がまとまって出土した。弥生時代中期に製作されたもので、複数埋納されていた例は少なく、弥生時代の祭祀を考えるととても貴重な資料である。特徴的な絵画銅鐸である4号及び5号銅鐸には、昆虫や動物、人などが描かれており、人々の生活の様子や精神世界が伺える。この他にも、東灘区ふかえきたまちいせきの北青木遺跡と本山遺跡では、発掘調査によって銅鐸が発見されており、埋納の状況がわかる貴重な資料となっている。



図 29 戒町遺跡で検出された水田遺構



図 30 頭高山遺跡集落復元 CG 図

3-3 古墳時代

【古墳の出現】

3世紀後半になると、奈良県桜井市の箸墓古墳はしはかこふんに代表されるような大型の古墳が造られ始め、規格の整った古墳がヤマト王権の影響下にあることを示すように各地に築かれた。

神戸市内では、3世紀後半の築造と考えられる灘区にしもとめづかこふんの西求女塚古墳が出現期のもので、前方後方墳である。三角縁神獣鏡7面をはじめとした副葬品は、ヤマト王権との深い関わりを示している。同じく前方後方墳で東灘区おとめづかこふんの処女塚古墳、前方後円墳で東灘区ひがしもとめづかこふんの東求女塚古墳、へボソ塚古墳と3世紀後半から4世紀前半にかけて、六甲山系南麓地域東部に次々と大型の古墳が築かれており、ヤマト王権にとって重要な地域であったと想定できる。

六甲山系南麓地域西部では、兵庫区ゆめのまるやまこふんの夢野丸山古墳、会下山えげやまにほんまつこふん二本松古墳、須磨区とくのうざんこふんの得能山古墳などが3世紀後半から4世紀代の築造と考えられる。また、明石川流域では、西区しらみずひさごづかこふんの白水瓢塚古墳が4世紀

初頭がもんたいしんじゅうきょうの前方後円墳として確認でき、画文帯神獸鏡しゃりんせきや車輪石いしくしろ、石釧などの副葬品が出土している。北区の塩田北山東古墳しおたきたやまひがしこふんでは、三角縁獸文帯一仏三神四獸鏡さんかくぶちじゅうもんたいいちぶつさんしんしじゅうきょうという**仏像をモチーフとした**青銅鏡が出土している。全国でも9例しか知られていない特異なものである。

【巨大古墳の時代】

4世紀後半から5世紀代には、奈良県の佐紀古墳群さきこふんぐんや大阪府の百舌鳥・古市古墳群もずふるいちこふんぐんにみられるような200mを超える大型の前方後円墳が造られるようになる。同時期に、**神戸市域では全長194mを測る兵庫県下最大規模の古墳である**垂水区の五色塚古墳ごしきづかこふんが築造される。築造時期は4世紀後半と考えられ、この地域に突如として現れる大型の前方後円墳であることから、王権による何らかの政治的な情勢を反映していると思われる。また、瀬戸内海と淡路島を望む立地から、海上交通との関連も想定されるところである。しかし、五色塚古墳以後、同規模の大型前方後円墳は確認できない。

5世紀前半の前方後円墳としては、**陵墓参考地（被葬者を特定できないが、陵墓の可能性もあるもの）**である西区の吉田王塚古墳よしだおうづかこふんが知られている。

【変質する古墳】

5世紀後半から6世紀代には、市内各地で群集墳が確認されるようになる。東灘区の住吉宮町遺跡すみよしみやまちいせきでは、5世紀初頭から造営が始まり、発掘調査で約70基の古墳が見つかった。この他にも北区の中野古墳群なかのこふんぐん、南所古墳群みなみんじよこふんぐん、稲荷神社裏山古墳群いなりじんじやうらやまこふんぐん、尼崎学園古墳群あまがさきがくえんこふんぐん、垂水区の舞子古墳群まいこふんぐん、高塚山古墳群たかつかやまこふんぐん、西区の天王山古墳群てんのうざんこふんぐん、中村古墳群なかむらこふんぐん、出合古墳群であいこふんぐんなどがあり、全国的な動向と同じく、多くの古墳が築造された。

群集墳のほかにも6世紀から7世紀の古墳として、垂水区の狩口台きつね塚古墳かりぐちだいつかこふん、中央区の中宮黄金塚古墳なかみやこがねづかこふん、灘区の鬼塚古墳おにつかこふん、東灘区の生駒古墳いこまこふんなどが知られている。中でも狩口台きつね塚古墳は、二重濠を有しており、首長墳と考えられている。7世紀の飛鳥時代以降、権威の象徴としての古墳の役割は徐々に終わることとなる。

【古墳時代の生活】

古墳だけではなく、古墳時代の人々の生活の痕跡も発掘調査で明らかになってきている。平面形が隅丸方形の竪穴建物と、掘立柱建物からなる集落は市内各地で確認される。竪穴建物には、カマドが取り付けられ、須恵器すえきや土師器はじきが出土する。カマドや須恵器などは、半島からの渡来人によって5世紀頃にもたらされた生活様式と考えられ、各地に広まっていく。西区の出合遺跡では5世紀初頭と考えられる陶質土器を焼成した窯跡の存在が知られ、東灘区の郡家遺跡ぐんげいせきでは、朝鮮半島の土器の影響を受けた韓式系土器かんしきけいどきが出土している。人々の交流が広く行われていたことが窺える。

西区の新方遺跡では、5世紀末以降の玉製品の工房跡が見つかった。勾玉まがたまや管玉くだたまの製作を行っていたとみられ、原石から製品に至る各段階の遺物が出土している。

長田区の松野遺跡まつのいせきでは、6世紀初頭の豪族居館の一部と考えられる遺構が確認された。棟持柱むなもちばしらを持つ掘立柱建物と竪穴建物を溝や柵列で囲った遺構で、全国的にも類例の少ない貴重な遺構である。



図 31 五色塚古墳の全景(左)と出土品(右)



図 32 現在の西求女塚古墳の全景(左)と出土品(右)

3-4 古代

6世紀以降、東アジア情勢の動乱の中で、日本列島においても律令制に基づく国家制度の構築を目指すこととなった。畿内・七道の行政区のもとに国・郡・里が設けられ、中央集権化が進められた。6世紀半ばにもたらされた仏教も社会に大きな変化を与えることとなる。

神戸市域は、古代摂津国と播磨国に位置する。現在の須磨区一の谷町から垂水区塩屋町にかけての海岸線が、畿内の西の境界とされる「赤石の櫛淵」に想定され、摂津国と播磨国の境もこの辺りと考えられる。畿内に位置する摂津国は、難波を中心とした摂津職の段階から都の玄関口として重要視され、高位の官人が配置されている。また、播磨国も畿内に接する地域としての役割を重視されていたとみられ、大国としての位置づけであった。10世紀前半に作成された『倭名類聚抄』によると、神戸市域は摂津国菟原郡、八部郡、有馬郡、播磨国明石郡、美嚩郡が記載されている。

【公的な施設】

各郡には郡衙が置かれ、発掘調査により場所が推定できるものもある。東灘区の郡家遺跡では、飛鳥時代から平安時代の掘立柱建物跡が確認され、「郡家」という地名や周辺の小字名などから菟原郡衙跡ではないかと考えられている。その東に隣接する東灘区の住吉宮町遺跡では、「橘東家」「免」と墨書された土器が出土している。「免」は菟原郡の「菟」の一部ともみられ、郡家遺跡とともに郡衙との関連が想定できる。

兵庫区と長田区にまたがる上沢遺跡では、飛鳥時代から平安時代の掘立柱建物、井戸、硯、帯金具などの官衙に関わる遺構、遺物が確認されている。井戸から出土した銅鏡はほぼ完形品で、官衙だけではなく、寺院との関連も想定される。長田区の御蔵遺跡でも、掘立柱建物、赤色顔料の痕跡のある軒平瓦、帯金具、硯などが確認されている。これらの遺跡は『延喜式』記載の八部郡、もしくはその前身と

される^{おともぐん}雄伴郡に関連すると考えられるが、菟原郡も含めた六甲山系南麓地域の郡の変遷は複雑で、須磨区の大田町遺跡からは、文献史料には記載のない「荒田郡」と刻書された硯が^{あらたぐん}出土した。

西区の吉田南遺跡は、播磨国明石郡の郡衙と考えられている。掘立柱建物が整然と並び、木簡や墨書土器、円面硯、帯金具などが出土した。木簡には「播磨国 播磨国司移 撰津職」と書かれているものもある。

北区の宅原遺跡では「評」と墨書された7世紀後半の土器が見ついている。郡制成立前の播磨国有馬郡の前身となる官衙遺跡と考えられる。この他にも「五十戸」と書かれた墨書土器、祭祀に使用された人面墨書土器などが出土している。

山陽道沿いに設置された^{うまや}駅家と考えられる遺跡も確認されている。東灘区の深江北町遺跡では、「驛」と書かれた墨書土器が20点以上、「蘆屋駅長」等に宛てた木簡などが出土している。古代山陽道のルートについては諸説あるが、深江北町遺跡出土のこれらの遺物から『延喜式』にみえる^{あしやのうまや}葦屋駅家の位置を示しているといえよう。このほか、須磨区の大田町遺跡は^{すまのうまや}須磨駅家と想定されている。

【古代寺院】

神戸市域における古代寺院の様相は、あまりよくわかっていない。長田区の^{むろうちいせき}室内遺跡では、奈良時代から平安時代の^{のきがわら}軒瓦が採集され、「房王寺」「堂ノ前」などの地名から寺院跡ではないかと考えられている。近接する上沢遺跡出土の^{かみざわいせき}銅鏡も寺院関連と想定することもできる。西区の^{しらみずいせき}白水遺跡では、平安時代中期の^{ぼんしょうちゅうどういこう}梵鐘铸造遺構が確認された。付近の字名は「延命寺」であることから寺院の存在が考えられる。このほか、灘区の滝ノ奥経塚など平安時代末期の末法思想の影響を受け造営された経塚が市内各所で確認されている。

『延喜式』に記載^{しきないしや}された式内社は、各郡に多数挙げられている。先述した郡衙と同様に、律令制による枠組みの中で、地方の神事を司る役割があった。『延喜式』以前の様相は判然としないが、水上交通路との関係から読み取れるものもある。

【水上交通】

『古事記』『日本書紀』にみえるいわゆる^{じんぐうこうごうでんしょう}神功皇后伝承では、瀬戸内海、大阪湾沿岸地域の港や祭神との関わりとみられる「広田」、「^{いくたながさ}活田長狭」、「長田」などの名称が出てくる。神功皇后伝承はこの地域に多く分布しており、神功皇后が姿を映した泉とされる沢の井はそのひとつである。灘区の^{みぬめじんじや}敏馬神社は、『万葉集』に「敏売浦」や「敏売埼」と歌われる沿岸航路上の港と海洋祭祀の場であった可能性がある。また、難波とともに外交使節が畿内に入つての“もてなし”の場としても重視されていた。8世紀には大輪田泊が行基によって瀬戸内海航路の重要な港の一つとして整備され、神戸市域の沿岸部が重要な水上交通路として続いていくこととなる。



図 33 吉田南遺跡で検出された建物群



図 34 長田神社

3-5 中世

【平氏の発展と源平合戦】

西区の^{かんてようせきぐん}神出窯跡群からは、平安時代後期から鎌倉時代前期の^{す え き かまあと}須恵器窯跡が数十基発見されている。主な生産品の須恵器、瓦などは、平安京のみならず西日本各地から出土しており、播磨国の主要産業の一つであった。平安時代末期に台頭した平氏は、この播磨国を^{たいらのただもり}経済基盤の一つとしており、平忠盛やその子^{はりまのかみ}清盛は播磨守に任じられている。

清盛は、都の玄関口と言える摂津国の西部に位置する福原に^{ゆきみのごしょ}雪見御所と呼ばれる別荘を構え、大輪田泊を拠点とした日宋貿易に力を入れた。兵庫区の^{ぎおんいせき}祇園遺跡、中央区の^{くすのき あらたちょう}楠・荒田町遺跡からは、^{えんち}園池や建物跡、中国製の陶磁器が発見されており、この地に平氏の拠点があったと考えられている。また、清盛は兵庫の福原で^{せんそうくよう}千僧供養を催し、^{たんじょうさんみょうようじ ひ え さんのうごんげん}丹生山明要寺に日吉山王権現を勧請するなど、宗教面でも活発に活動した。さらに、^{じしやう}治承4年(1180)6月には安徳天皇らを福原に^{遷す}福原遷都を行ったが、僅か5か月で再び平安京へ還都したとされる。その後、平氏は生田から須磨を中心とした範囲で戦闘が行われた生田森・一の谷合戦で、多くの犠牲者を出しながら敗走することとなった。後世の人々は犠牲者を悼み、腕塚や胴塚などの供養塔や塚を築いた。これらの一部は、現在に至るまで各所に残されており、地域の住民によって手厚く敬われている。

【日明貿易と発展する兵庫津】

鎌倉幕府の滅亡後、^{ごだいごてんのう}後醍醐天皇は新しい体制の下統治を行ったが、^{あしかがたかうじ}足利尊氏らが^{離反}し、神戸では湊川などで激しい戦闘が繰り広げられた。当時の政治の中心である畿内と地方の境界であった六甲山系南麓地域全体が戦場と化したのは必然であったといえる。現在、湊川の戦いで戦死した^{くすのきまさしげ なん}楠木正成は「^楠公さん」として市民に親しまれ、正成を祀った湊川神社内の墓碑は国指定史跡となっている。

室町幕府の守護体制下では、当初摂津及び播磨の^{守護職}である赤松氏により、現在の市域内は統治されていた。また、日明貿易に注力した三代将軍足利義満により、外交使節を迎える場とされた兵庫津が再び繁栄期を迎えた。この頃から、興福寺が南関を、東大寺が北関を支配するようになり、文安2年(1445)の^{ひやうごきたせきいりふねのうちやう}『兵庫北関入船納帳』の記述事項から、南北両関を合わせて年間 5000 隻ほどの船舶が入港していたと推定されている。しかし、^{おうにん ぶんめい}応仁・文明の乱で再び焼亡し、国際港として役割は、堺へと移った。その後、安土桃山時代には西国攻めや朝鮮出兵などの^{へいたんこう}兵站港として整備されていくことになる。

【神戸における中世仏教文化の発展】

平氏の滅亡によって荒廃した大輪田泊は、^{ちやうげん}東大寺の重源によって修築されて以降、東大寺支配の下、^{ひやうごきたせき}兵庫北関が設けられ、^{つりやう}津料の徴収が行われた。交通の要衝であった兵庫津には、^{ひやうごつ}律宗の^{えいぜん}叡尊や浄土宗の^{ほうねん}法然など、多くの宗教者が布教に訪れた。^{じしゅう}時宗の祖である^{いっぺん}一遍は兵庫の^{にやうめつ}観音堂で入滅したといわれ、^{しんこうじ びやうしょ}真光寺には^{しんこうじ}廟所が設けられている。

兵庫津が興亡を繰り返す一方で、西区や北区を中心に、被災を免れた多くの中世建築が現存している。寺院建築では、市内唯一の国宝建造物である^{たいさんじほんどう}太山寺本堂をはじめ、^{にょい じさんじゅうのとう}如意寺三重塔、^{みなみそおかのんどう}南僧尾観音堂など多様な建築様式がみられる。そのほかにも、^{しゃくぶじ}石峯寺、^{しやうかいじ}性海寺、^{きんこうじ}近江寺など、中世以来の寺院が存在している。これらの^{寺院の中には現在まで仏像などの文化財を伝えているだけでなく、主に昭和49年(1974)に、文化環境保存区域に指定され、現在も周辺の景観と調和した良好な環境が保たれている場所になっているものもある。}



図 35 大輪田泊復元 CG



図 36 石峯寺

3-6 近世

【戦乱と天下統一】

永禄 11 年(1568)、織田信長おだのぶながによって摂津国も制圧され、和田惟政わだこれまさが配された。惟政の死後、荒木村重あらかむらしげが天正 6 年(1578)に信長に対して反乱を起こすと、一族の荒木元清あらかもときよは反乱に加勢した一向一揆と共に、兵庫津の防衛拠点として築城された花熊城はなくまじょうに立てこもり、天正 8 年(1580)まで抵抗を続けた。落城後は、池田恒興いけだつねおきによって花熊城の部材を用いて兵庫城が築かれた。この兵庫城をはじめとして、北区の松原城まつばらじょうや西区の端谷城はしたにじょうが近年発掘調査され、戦国時代の城郭の実態に迫る資料が発見されている。

信長の死後、後継者はしほひでよしとなった羽柴秀吉は、天正 11 年(1583)に甥の三好秀次みよしひでつぐに兵庫を与え、天正 13 年(1585)閏 8 月に直轄領とした。また、秀吉は、三木城攻略時からたびたび有馬湯山を訪れ、天下統一を果した天正 18 年(1590)10 月には、有馬茶会と称される大規模な茶会を催している。

文禄 5 年(1596)閏 7 月に発生した慶長伏見地震は、畿内に甚大な被害を及ぼし、須磨寺(福祥寺)の『当山歴代とうざんれきだい』に詳細な記録が残るだけでなく、西求女塚古墳などの遺跡にも痕跡が確認できる。また、秀吉の湯山御殿ゆのやまごてんは、この地震を契機に噴出した泉源に建てられた。



図 37 地震により崩壊した西求女塚古墳の石室



図 38 発掘された兵庫城跡

【交通と文化の発展】

市域内には、西国街道と呼ばれる主街道が西宮から灘、兵庫、須磨を經由し、明石へ向かう浜側に通っていた。そしてその脇往還として宝塚たからの小浜こはま、西宮にしのみやの生瀬なまぜから有馬あうま、淡河あふがを經由し、三木へ向かう山側(湯山街道)が整備された。浜側の兵庫では、岡方おかがたと呼ばれる自治組織が、この駅所を運営し、それらの記録は『岡方文書』として残されている。山側は、本陣の置かれた淡河をはじめ、有馬、道場川原どうじょうがわら

が駅所として公認された。これらの街道をつなぐ峠越えの道もいくつか存在し、人や物資だけでなく、文化の広がりも促した。北区には国指定重要有形民俗文化財である^{しもたにがみ ぶたい}下谷上の舞台をはじめ、江戸時代後期の歌舞伎舞台が現存し、農村部でも歌舞伎や人形浄瑠璃が盛ん^に行われていた。また、長田区の長田神社の古式追儼式^{こしきついなしき}や須磨区の車大歳神社の翁舞^{くるまおとしじんじや おきなまい}などの^{伝統的な祭り・行事}も現在に至るまで続いている。特に、鬼追い行事は市内西部の摂津国と播磨国の境界付近にある寺社に伝わっており、神戸市内にあっては特徴的である。

【産業】

市内の名産としては、酒や菜種灯油が『摂津名所図会』等から窺える。特に六甲山系南麓地域では、江戸時代中期から水車による絞油や製粉、精米など様々な産業が発展した。また、それに伴って、素麵業や灘五郷(魚崎・御影・西郷・西宮・今津)の酒造業が主要産業として成長していったのである。樽廻船^{たるかいせん}を用いて江戸へ輸送された灘五郷の酒は、「下り酒」として称賛され、現代まで続く清酒の基礎となった。江戸時代当時の酒蔵は、阪神・淡路大震災により多くが倒壊したものの、沢の鶴や白鶴酒造など一部の酒蔵は、再建され酒造に関する資料館として^{震災前と同様に}活用されている。

【兵庫津の繁栄】

兵庫津では、河村瑞賢^{かわむらざいけん}による西廻り航路の開発後、廻船問屋^{かいせんとんや}が勃興し、江戸時代中期以降は北前船などの買積船が急増していった。高田屋嘉兵衛^{たかだやかへえ}が新たに北前船の択捉航路^{えとろふこうろ}を開拓するなど、兵庫津の商人たちは大坂商人と比肩するまでに成長した。これらの大商人の中には、江戸時代の初めから西国大名の米や特産品の販売を請け負い、参勤交代の際には邸宅を宿舎として提供した者もおり、岡方が運営する本陣^{ほんじん}に対して、浜本陣と呼ばれた。この浜本陣には、^{慣例的に}朝鮮通信使^{ちょうせんつうしんし}も滞在し、商人たちは使節の接待にあたった。さらに、^{商人の力が増すとともに町場も拡大し}、その様子は兵庫津を描いた様々な絵図、そして発掘遺構からも読み取ることができる。

【幕末の海防】

こうして発展を遂げた市域内の沿岸部では、幕末の対外緊張の高まりにあわせて^{みなとがわだいば わだみさき}湊川台場、和田岬砲台^{ほうだい あかしはんまいこだいば}、明石藩舞子台場などの海防施設が築造されたほか、海軍操練所が勝海舟によって開かれた。さらに、神戸港が開国後は通商条約において横浜港などとともに開港地に定められ、明治時代以降の港湾都市へと展開していくこととなる。



図 39 伝豊太閤湯山御殿跡

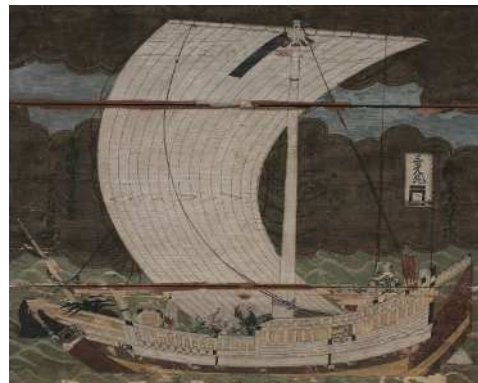


図 40 敏馬神社弁才船絵馬 (敏馬神社蔵)

3-7 近代（明治時代から第二次世界大戦前）

【居留地と外国文化】

政治的な紆余曲折を経て、1868年1月1日（慶応3年12月7日）に神戸港開港を迎えた。当初は、神戸事件など外国人との衝突もあったものの、開港を契機に様々な外国文化を取り入れつつ、神戸が国際港湾都市として新たな歩みを始めた。

外国人の居住・営業の場として神戸外国人居留地が造成され、多くの商館等の近代的な建造物が造られた。国指定重要文化財の旧神戸居留地十五番館は、当時の建造物の様子を今に伝えている。居留地の整備にあたったのは、英国人技師 J. W. ハートで、神戸に彼の計画図が3枚伝わっている。そこには整然とした区画、下水道やガス灯といったインフラなどが書き込まれている。当時の英字新聞には、「神戸はたしかに美しく、東洋における居留地として、もっともよく設計されている。」と称されるほどであった。現在、当時の区画が継承されているだけでなく、地中には当時の煉瓦造下水道も残されている。居留地では、米・茶・マッチなどの輸出品や綿布類・毛織物などの輸入品が交易品として取り扱われていた。特に茶については、近郊で栽培、製茶したものを居留地内で再加工しており、重要な輸出品の一つであった。また、明治時代に生産を開始したマッチも神戸港の主力産業となった。

居留地が開港当初建設中であったこともあり、居留外国人は周辺での雑居が認められていた。現在国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている北野町山本通や、元町の南京町などの地域がそれにあたる。開港とともにやってきた外国人は、生活面や文化的な面でも大きな影響を与えた。西洋食や洋装や教育、そしてスポーツやレクリエーションなど多岐にわたる。レクリエーションに関する施設として中央区の東遊園地や灘区の六甲山の別荘やゴルフ場などが挙げられる。また、海外からさまざまな人々がやってきたこともあり、キリスト教やイスラム教、中国の民間宗教など様々な宗教も神戸にもたらされた。神戸港の背山である六甲山がはげ山化していたため水害が多発しており、その対策として明治4年（1871）には生田川、明治30年（1897）には湊川の付け替え工事が行われ、さらに明治30年代には植林等の治山事業が始まった。

【周辺地域の状況】

一方で、神戸港開港まで港湾都市として栄えた兵庫港付近では、新川・兵庫運河の開削や湊川付け替えにより生み出された新開地しんかいちの開発が行われていた。貿易の中心は次第に神戸港へと移っていったが、新開地は、その後映画館や劇場などが次々に建設され、神戸市の一大歓楽街に成長し多くの人々が押し寄せた。聚楽館しゅうらつかんや神戸タワーなどの観光名所も建設され、「東の浅草・西の新開地」と呼ばれるほどの賑わいを見せた。

開港に伴う影響は、神戸港を中心とする海岸部だけではなく、近郊の農村部にも及んだ。西洋から安価な綿布が輸入されたため、現在の西区岩岡周辺の主要産業であった綿花栽培及び綿布生産が打撃を受けた。その対策として、稲作へ転換することを目的に北区の淡河川・山田川そすいから疏水を引いた。現在も各所で当時のため池や隧道ずいどうなどを目にする事ができる。



図 41 新開地の賑わい (出典：ヒョーゴアーカイブス)



図 42 山田池堰堤

【近代神戸の発展と災害】

その後、神戸港は国際貿易港として重要な位置をしめ、日清・日露戦争や第一次世界大戦による好景気を背景に造船業・鉄鋼業・紡績業・ゴム工業・マッチ工業、貿易業などが発展し、六甲山系南麓地域の海岸部に多くの工場などが建設された。**職を求めて**神戸港周辺に労働力が集まり都市化は進んだ。明治7年(1874)には大阪神戸間に鉄道が開業し、それに続いて阪神電鉄や阪急電鉄などの民間の鉄道も開業し、宅地化が進んだ。また、六甲山系南麓地域はその立地から風光明媚な場所として認知されており、当時の実業家たちは広大な敷地を有した邸宅や別邸を住吉・御影、須磨から舞子までの海岸部に建築した。その一方で、かつての外国人居留地には大正時代から昭和時代初期にかけて銀行やオフィスビルなどの建造物が次々に造られた。神戸港は主にブラジル移民の出発港ともなっており、日本各地から人が集まり旅立っていった。現在も移民に向かう人々が一時的に生活をした国立移民収容所が残されており、海外移住と文化の交流センターとして活用されている。

このように神戸市は発展を続けてきたが、世界恐慌、米騒動など不景気による社会不安や、昭和13年(1938)に起こった阪神大水害、そして第二次世界大戦末期には、主に海岸部の造船所や軍需工場などの壊滅などを目的とした神戸大空襲があり、人的にも経済的にも打撃を受けた。この空襲で神戸市全域において様々なものが失われ、建造物や祭りなどの多数の文化財にも深刻な影響を与えた。



図 43 居留地計画図 (神戸市立中央図書館蔵)



図 44 湊川隧道

3-8 現代（第二次世界大戦後～）

【第二次世界大戦】

第二次世界大戦敗戦後の都市部は、神戸大空襲により廃墟と化した。戦争から80年近く経過し、その記憶が薄れているが、**市内各所に残る**防空壕跡や、市内の発掘調査で発見される焼夷弾や爆弾、神戸市内に所蔵されている戦災資料、そして戦争の語り部がその様子を伝えている。

【市域の拡大】

神戸市は、敗戦後の都市計画を進める中で、「大神戸市」構想の一環として昭和22年（1947）から山田村や御影町など周辺の村を編入していった。その目的は、人口の分散、市街地の土地配分の適正化、都市部と農村部の交流を円滑にし、国際港湾都市として内容を充実させることにあった。そして昭和33年（1958）に淡河村を編入し、現在の神戸市域が形成された。一方で、神戸市の海岸部は平坦な土地が少なく、港湾や工業用地の確保が難しく、経済的発展には大変な足かせであった。昭和28年（1953）から昭和45年（1970）まで摩耶埠頭以東と兵庫から須磨の海岸部を、昭和41年（1966）から平成8年（1996）までポートアイランド・六甲アイランドの人工島を埋め立てにより造成した。この造成に伴う土砂は、後背山地である六甲山や須磨区の丘陵地の造成土により賄った。いわゆる「山、海へ行く」と呼ばれた神戸方式の開発事業が展開された。これにより海上の土地が増えるだけでなく、山麓部や丘陵部に大規模な宅地を生み出した。土砂を運搬したベルトコンベアは現在も残されており、貴重な土木遺産といえる。**開発の進展に伴い、遺跡が破壊される事例が増加し、遺跡の保存運動など埋蔵文化財保護に対する動きが活発になった。**

【産業の変化】

鉄鋼業や造船業などの重工業、紡績業、貿易業が戦後復興を牽引していった。戦災により大きな被害を受けた灘の酒造業は、生活水準の向上とともに昭和30年代から生産量が増加した。神戸市の地場産業の一つである真珠製品も輸出品として重要な位置を占めた。昭和45年（1970）以降の石油危機等の世界経済の激変に伴い、神戸市の主要産業が重工業から多角化に伴う新しい産業へと変革していった。

神戸市は、昭和48年（1973）には衣料や服飾だけではなく、酒造やケミカルシューズなどの地場産業を含めた概念として「ファッション都市」を宣言し、様々な産業を生かした観光なども展開された。さらに観光面ではテレビドラマ「風見鶏」の放送で始まった異人館ブームを契機に都市観光へと変化した。

【まちづくりの動向】

開発や経済的発展の一方で、工業化に伴い水質、大気汚染、交通状況の悪化など神戸市民を取り巻く環境が変化していった。それを背景に総合的に環境を守る動きも見られるようになる。神戸市は1970年代に入り神戸市民の環境を守る条例を制定し、昭和49年（1974）にはそれらを反映した新・神戸市総合計画を策定した。さらに昭和53年（1978）には全国に先駆けて総合的な都市計画形成の仕組みづくりのための神戸市都市景観条例を制定した。その中で都市景観形成地域、美観地区、景観形成指定建築物等届出地域、そして伝統的建造物群保存地区の指定、それに伴う助成制度を定め、文化的、歴史的な景観を守る努力が図られるようになった。また、同時期に丸山地区や板宿地区などでは地域住民がまちづくりに参画し、影響を与える動きがみられる。そのような動きに呼応して昭和56年（1981）に「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」が制定され、市民参加型の手法が表わされ、神

戸らしいまちづくりが進められた。

【阪神・淡路大震災】

平成7年（1995）1月17日には、兵庫県南部地震が神戸市を襲った。震度7の都市直下型地震で、建物の倒壊や地震に起因した火災など広範囲に大きな被害を被った。人的な被害はもちろんのこと、経済に関する被害も著しいものがあった。港湾にも設備が被災し、コンテナ取扱量が減少し、神戸市の産業への影響は大きかった。造船業やケミカルシューズなどは復旧が早かったが、鉄鋼業や酒造業は、製造施設の損壊が著しく、再建に時間がかかった。特に中小の酒造会社では再建することが叶わず、廃業したところも多かった。また、六甲山周辺は、昭和31年（1956）に瀬戸内海国立公園に編入されたことにより、新規の宅地開発が規制され、自然を保護しながら、それまでの施設を活用して観光や行事が行われるようになっていた。しかし、震災時には、ケーブルカーや道路などが損壊したため、しばらくは六甲山に行けないというイメージが付き、六甲山観光に大きな打撃を受けた。

【震災復興】

神戸市は、震災復興の過程で経済のみに目を向けるのではなく、神戸市のもつ多様な文化が見直され、「デザイン都市・神戸」を掲げ、都市の活性化や市民のくらしの質の豊かさを実現する都市を目指した。その過程で新しい産業振興と少子高齢化に対応した医療・福祉サービスの体制を構築することを目的として、新たに「医療産業都市構想」を打ち立て、ポートアイランドに先端医療に関する企業誘致などを行ない、震災後の産業開発のシンボリックな存在となっている。また、神戸ルミナリエ、フィルムツーリズム、ハイキングの再興、神戸ビエンナーレをはじめ六甲ミーツアートなどの芸術イベント、六甲山ゴルフ場などの近代化産業遺産を観光資源として生かすなど、地域の活性化を図っている。そして震災から27年が経過し、「選ばれるまち」を目指し、成長している。



図45 ポートアイランド（©一般財団法人 神戸観光局）



図46 震災メモリアルパーク（©一般財団法人 神戸観光局）

3-9 災害史

(1) 近世以前の主な災害

【中世以前】

発掘調査により縄文時代（垂水区垂水日向遺跡）、弥生時代（須磨区戎町遺跡、西区玉津田中遺跡）、古墳時代（東灘区住吉宮町遺跡）に大規模な洪水が発生したことが明らかになっている。

また、『日本三代実録』によると、貞観10年（868）に播磨国大地震（推定マグニチュード7.1）が発生し、平安京にも被害を及ぼすほどの災害であった。その19年後の仁和3年（887）には、再び畿内一円に大地震が発生し、摂津国付近は大規模な津波に襲われた。この地震は、広範囲の揺れと津波があったことから、南海地震だったと考えられている。

大風や洪水・高潮などに風水害も度々発生しており、『続日本紀』や『播磨国風土記』などにその被害状況をみることができる。



図47 垂水日向遺跡で出土した流木

【中世】

承徳3年（1099）に南海地震が発生した記録がある。神戸市域の被害についての記録はないが、周辺地域の被害記録から津波などの災害はあったと推測される。次に記録されている南海地震は、正平16年（1361）である。『太平記』に難波浦の大津波に関する記載があり、神戸市域の沿岸部においても同様の被害があったと考えられる。これら2つの南海地震の間にも南海地震が発生していたと想定されており、南海地震は100～150年の周期で発生し、神戸市域に津波等の被害を与えていたようである。

南海地震以外の地震災害としては、応永13年（1406）の大地震がある。この地震に先立って、大洪水・大風の被害があったようで、『假名年代記』や『如意寺旧記』などに記載されている。

永正元年（1504）の水害では住吉川が氾濫し、観音林（東灘区住吉本町一丁目付近）にあったとされる慈明寺が跡形もなく流失したという伝承があり、「慈明寺流れ」と呼ばれている。永正14年（1517）には妙法寺川が氾濫し、当時板宿村に祀られていた鳴滝明神が流失したとされる。このように風水害は度々発生しており、文明7年（1475）や弘治3年（1557）には高潮による大規模な被害もあった。

【近世】

京阪神の広い範囲に被害を及ぼした文禄5年（慶長元年）（1596）の慶長伏見地震により、兵庫津は壊滅に近い被害に見舞われたことが当時の記録や発掘調査で検出されている。福祥寺（須磨寺）の『当山歴代』には、この地震によって本堂や三重宝塔、権現堂が山とともに崩れ去ったという記録がある。灘区の西求女塚古墳はこの地震により主体部を含め崩れたことが近年の発掘調査により判明している。



図48 『当山歴代』（福祥寺所蔵）

安政元年（1854）には、遠州灘を震源とする安政東海地震（推定マグニチュード8.4）、その翌日に紀伊半島沖を震源とする安政南海地震（推定マグニチュード8.4）が発生し、太平洋側を中心に甚大な被害をもたらした。大阪市内の各所に安政大津波碑が建立さ

れており、神戸市周辺においても津波などの大規模な被害があったと考えられる。平成 22 年度 (2009) に旧神戸外国人居留地遺跡の発掘調査において江戸時代の津波に起因する堆積が確認されており、この地震若しくは、江戸時代中期に起こった地震による津波の痕跡と考えられている。

(2) 近代以降の主な災害

【風水害】

六甲山系の主な地質は脆く崩れやすい花崗岩であり、市街地のすぐ背後に山があることで河川の流れが急であるため、土砂災害が発生しやすい環境にある。そうした災害発生危険性を有しているにも関わらず、明治時代以前から薪炭利用等を目的とした過剰な森林伐採が進められた。その結果、六甲山系は部分的にはげ山と化し、風水害に対して非常に弱い状況にあった。

台風**に刺激された梅雨前線**による集中豪雨を原因として発生した昭和 13 年 (1938) の阪神大水害では、市内のほぼすべての河川が氾濫した。各地で土石流が発生したことで、都市機能の破壊など甚大な被害をもたらされた。被災後、内務省神戸土木出張所六甲砂防事務所 (現、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所) が設立され、以後六甲山系における砂防事業や六甲水系の河川改修は、国の直轄事業として行われている。市街地では、生田川の開渠化など河川改修が進められた。

昭和 36 年 (1961) 6 月に発生した集中豪雨では、山麓部の宅地造成地や傾斜地での被害が大きく、宅地造成等規制法の制定へとつながった。

昭和 42 年 (1967) 7 月に発生した集中豪雨では、阪神大水害を上回る雨量であったにも関わらず、砂防事業や河川改修等の効果によって、被害は阪神大水害より小さく抑えられた。この成果がその後、政令指定都市による河川改修制度の創設へとつながった。一方で、標高の高い山麓部での宅地開発が山腹崩壊や河川氾濫による大規模な被害を引き起こしたため、この災害を契機に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が制定されることとなった。



図 49 阪神大水害の様子 (左：三宮交差点付近、右：都賀川(阪神国道)) (神戸市立中央図書館蔵)



図 50 神戸市大水害スケッチ(神戸市立中央図書館蔵)
(阪神大水害：石屋川(高羽、鷹匠地区))

図 51 昭和 42 年水害(右：宇治川商店街)の様子
(出典：神戸市HP)

【戦災】

第二次世界大戦での本土空襲は昭和19年(1944)より本格化された。神戸市域では昭和20年(1945)2月4日に初めて行われ、その後3月17日、5月11日、6月5日の3回の大空襲により神戸市は壊滅状態となった。

3月17日の空襲では、現在の中央区東部・兵庫区・長田区を中心とする神戸市の西半分が壊滅した。5月11日の空襲では、東灘区にあった航空機工場が目標とされ、東灘区・灘区が被害を受けた。6月5日の空襲では、西宮市から垂水区までの広範囲に爆撃され、神戸市の東半分が焦土と化した。

戦後、昭和21年(1946)に「神戸市復興基本計画要綱」が策定されて、戦災復興事業として、最終的に11地区約2,200haの土地区画整理事業が施行された。本事業によって、浜手、中央、山手の3大幹線、王子公園や須磨海浜公園など都市公園等が整備され、現在の都市基盤の骨格が形成された。



図52 神戸空襲後の新開地周辺(左)と山手地区(右) (神戸新聞社提供)

【阪神・淡路大震災】

阪神淡路大震災の原因となった兵庫県南部地震は、戦後日本で初めての大都市直下型地震であり、神戸市域では震度6(東灘区から須磨区にかけて一部帯状に震度7)の激震に襲われた。多くの死傷者や建造物の破壊といった甚大な被害となり、被災後はライフラインの寸断や市役所・病院等の重要公共施設の破損といった被害により都市機能は完全に麻痺した。被災時・復興期には、多くのボランティアや地域による復旧・復興活動、そして地域主体・市民協働による復興まちづくりが進められた。都市基盤としては、平成7年(1995)に策定された「神戸市復興計画」に基づいて復興事業が進められ、現在の都市の姿となっている。慰霊の活動は現在も途絶えることなく実施されている。

震災は人的被害のみならず、文化財に対しても多くの被害をもたらした。北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区では、被災当時の伝統的建造物のほぼすべてがき損する被害があった。また、都市景観形成地域内にあっても、伝統的建造物に認定されていなかったフロイドリーブ邸(旧 M. J. シェー邸)など7邸は解体されることとなった。なお、フロイドリーブ邸は解体時の部材を用いて、北野物語館として平成13年(2001)に現在地に再建されている。旧居留地内では国指定重要文化財である旧神戸居留地十五番館が全壊したが、専門家など多くの協力を受けて完全に修復された。一方で灘五郷の酒蔵群が甚大な被害を受けるなど、神戸市内の歴史的風情を感じさせる景観資源であったが、当時指定文化財は少なく、多くの建造物が解体され、新しく建て替えられた。

当時文化財指定されていたものは、明治時代以前のもものがほとんどで、大正時代から昭和時代初期にかけて建築された未指定の建造物等は、部材の保存もされずに解体、処分されたものが多かった。多

くの未指定文化財が失われたことは、文化財登録制度創設の契機の一つとなった。

自然災害により被災した文化財を緊急的に保全する文化財レスキューが初めて組織されたのもこの震災であり、阪神・淡路大震災は文化財保護行政の大きな転換点となった。

復興にあたっては、まちづくりを進める上で地域コミュニティの再生が不可欠であったが、地蔵盆やだんじりなどの伝統的な祭り・行事が重要な役割を占めていた事例や、埋蔵文化財の発掘調査成果を知ることで地域へのアイデンティティを深めた事例もあり、非常時における文化財の重要性が明らかになった。東日本大震災や熊本地震でも同様の例が報告されている。



図 53 阪神・淡路大震災の被災状況(左上：JR 新長田駅～鷹取駅付近、右上：魚崎南町 5 丁目櫻正宗周辺、左下：旧神戸居留地十五番館、中央下：神戸市立博物館（神戸市立博物館提供）、右下：市内埋蔵文化財収蔵施設）

表 13 近代以降の神戸市における主な災害履歴

発生年月日	災害名称	被害状況
昭和 13 年 (1938) 7 月 3～5 日	阪神大水害	死者 616 名、家屋倒壊流失 3,623 戸、埋没 854 戸、半壊 6,440 戸、床上浸水 22,940 戸、床下浸水 56,712 戸
昭和 20 年 (1945) 3 月 17 日、5 月 11 日、6 月 5 日他	神戸空襲	戦災家屋数 14 万 1,983 戸、総戦災者数は、罹災者 53 万 858 人、死者 7,491 人、負傷者 1 万 7,014 人、市街地面積約 60% (約 590 万坪) 焼失
昭和 36 年 (1961) 6 月 24～27 日	昭和 36 年水害	死者 32 名、行方不明 9 名、家屋倒壊流失 106 戸、半壊 132 戸、床上浸水 8,759 戸、床下浸水 60,524 戸
昭和 42 年 (1967) 7 月 9 日	昭和 42 年水害	死者 84 名、行方不明 8 名、家屋倒壊流失 361 戸、半壊 376 戸、床上浸水 7,759 戸、床下浸水 29,762 戸
平成 7 年 (1995) 1 月 17 日 (5 時 46 分)	阪神・淡路大震災 (兵庫県南部地震)	死亡者 4,571 人、不明 2 人、負傷者 14,678 人 (H12.1.11 日)、建造物損壊 (全壊 67,421 棟、半壊 55,145 棟 (H7.12.22))、建造物焼損 (全焼 6,965 棟、半焼 80 棟、部分焼 270 棟、ぼや 71 棟、延べ焼損面積 819,108 m ²)、避難所生活 (ピーク時：箇所数 599 箇所 (H7.1.26)、避難人数 236,899 人 (H7.1.24)、避難所就寝者数 222,127 人 (H7.1.18))

第3章 神戸市の文化財の概要

第1節 神戸市における文化財保護行政の歩み

【文化財行政の始まり】

日本における文化財の保護に関わる行政は、明治時代以降の急速な西洋化や廃仏毀釈などを背景に、美術品が失われていくことを防ぐことから始まっている。一方、当時の阪神間には実業家が多く、彼らは、文化財の流出を防ぐため、美術品を収集していた。そしてそれらを公開するために設立した博物館施設も多く知られている。市内では池長美術館（のちに神戸市にコレクションが移譲される）、白鶴美術館、香雪美術館などがある。

【文化財保護条例の制定】

昭和25年（1950）に前年の法隆寺金堂焼損を契機に文化財保護法が制定され、国においても文化財保護の体制が確立されていくことになった。神戸市では社会教育法の改正に伴い、教育委員会社会教育課文化係が文化財を所管することになった。その後、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群の発見によって現在の神戸市立博物館の前身である神戸市立考古館を須磨離宮公園内に設置し、専門職として学芸員の採用を始めた。昭和40年（1965）からは日本で初めての古墳の国史跡整備事業が、五色塚（千壺）古墳 小壺古墳において始まった。この間、日本中で大規模開発が進行し、埋蔵文化財の発掘調査が大きな課題となったが、調査体制の整備が未成熟であったため、各地で保存運動が起こった。神戸市においても大歳山遺跡が調査を経ずに消滅の危機にあったが、一部を公園として活用することが決まった。またこの時期は、多くの公害問題を生み出し、変貌する景観や消滅する伝統的な祭り・行事への危機的な状況が顕在化した。神戸市は環境破壊に対して文化財とその周辺のある一定の範囲を文化環境保存区域とし、保護することを条例化するといった先駆的な施策をとった。

【文化財保護行政の進展】

昭和47年（1972）、教育委員会指導部文化係から社会教育部文化課が発足した。また、法が昭和50年に改正されたことに伴い北野町と山本通の一部を伝統的建造物群保存地区として位置づけ、都市計画部局と地元住民とともに歩み始めた。太山寺本堂や如意寺三重塔など解体を伴う大修理も行われた時期であった。

業務の拡大や体制強化のために、新たな施設や組織の拡充が図られていく。昭和56年（1981）、急増する開発事業に対応するため文化課に埋蔵文化財係を新たに置き3係体制とした。続いて神戸市立南蛮美術館と神戸市立考古館を母体として神戸市立博物館が昭和57年（1982）に開館した。さらに部局改正により、昭和58年（1983）に文化財課と改称した。その後、西神及び北神ニュータウン建設、市街地再整備、圃場整備に伴い大量に蓄積した考古資料を保存・活用するために、平成3年（1991）に神戸市埋蔵文化財センターを開館した。

【阪神・淡路大震災と文化財】

文化財保護条例の制定に向けて平成5年度（1993）から3か年計画で基本調査を始めたが、兵庫県南部地震が発生し、状況は一変した。建造物関係の被災状況は特に深刻であった。旧居留地内にある多くの近代建築が被災し、国指定重要文化財旧神戸居留地十五番館は強い地震動、液状化、耐震性不足を原因として倒壊した。重要伝統的建造物群保存地区でも倒壊こそなかったが、煉瓦煙突の落下等破損が

みられた。また、多くの酒蔵が倒壊し、収蔵されていた酒造道具を含めて大きな被害を受けた。建造物には未指定文化財が多く、撤去や建て替えが進んだ。当時は神戸市に文化財保護条例が制定されていなかったために、指定候補の建造物の滅失に影響したとの批判もあったが、この被害規模では当時の指定制度には限界があるのは明らかであった。さらに早期の復興を目指すために、公費解体の期間が定められ、瓦礫撤去推進とともに歴史資料の滅失も加速された。これらの事態を踏まえ、文化庁は文化財保護法を改正し、新たに文化財登録制度が創設された。

歴史的な建造物、古文書、仏像、古写真などの救出や修復が、様々な団体により行われた。これを契機に「文化財レスキュー」が生まれ、神戸大学を中心とする「歴史資料ネットワーク」の活動と兵庫県がはじめた「ヘリテージマネージャー」の養成は、現在全国各地に広がっている。

復興を進める上で、埋蔵文化財の発掘調査は必須の事業であり、全国から3年間にわたり兵庫県教育委員会に専門職員が毎年派遣され、各市町職員とともに調査に従事した。支援を行う側、受ける側ともに手探りで調査が行われ、課題も少なからず指摘された。その後、東日本大震災、熊本地震における埋蔵文化財発掘調査の支援のため、本市学芸員も含め全国の職員が派遣された。

【文化財保護に関する条例の制定】

平成9年度(1997)、中断していた条例策定作業を再開し、市条例を制定した。条例制定により、指定等文化財の補助制度をはじめ、全分野に及ぶ登録制度、神戸らしさを伝えている名所・旧跡・祭りの認定制度、周辺環境を含めた面的に文化財を保護する文化環境保存地区の指定など震災の経験を踏まえた保護施策の充実を図った。その後、法や県及び市条例に基づき、文化財所有者・庁内関係部局・関係機関と協力しながら、新たな指定等や修理事業、整備事業、調査事業、公開事業、情報発信などの文化財の保存・活用に努めている。令和3年(2021)6月現在、神戸市内には国、県、市の指定等文化財は585件を数える。

平成30年度(2018)の法改正ののち、令和2年度(2020)から文化財課、博物館、図書館などの社会教育部門を教育委員会事務局から文化スポーツ局に移管し、庁内関係部局とのより緊密な連携を目指している。そして、令和3年2月には指定未指定を含めた文化財の顕彰と支援を目的とした神戸歴史遺産制度をスタートさせ、文化財保護の強化を図っている。

表 14 神戸市の文化財に関する動向

年代	神戸市内の動向		国・県の動向
1868	明治元		神仏分離令の発令
1871	明治4		古器旧物保存方の太政官布告により破却への警告
1889	明治22	神戸市制発足	
1897	明治30		古社寺保存法の制定
1898	明治31		日本美術院結成
1889	明治32	外国人居留地返還	
1919	大正8		史蹟名勝天然記念物保存法施行
1921	大正10	五色塚(千壺)古墳 小壺古墳、和田岬砲台が国史跡指定	

1928	昭和 3		史蹟名勝天然紀念物保存法の所管が文部省に移管
1929	昭和 4		国宝保存法の制定による輸出等の禁止等
1933	昭和 8		重要美術品等ノ保存ニ関スル法律制定と大量認定
1934	昭和 9	白鶴美術館開設	
1938	昭和 13	阪神大水害	
1940	昭和 15	池長美術館一般公開開始	
1945	昭和 20	神戸大空襲	
1949	昭和 24		法隆寺壁画火災
1950	昭和 25		文化財保護法制定 文化財保護委員会を設置
1951	昭和 26	池長美術館が市に委譲（経済局観光課所管）、市立美術館となる	
1954	昭和 29		文化財保護法改正 無形文化財、埋蔵文化財、民俗資料の制度充実
1955	昭和 30		文化財防火デーの開始
1958	昭和 33	経済局観光課から教育委員会社会教育課への業務の移管を含め文化係を新設	
1964	昭和 39		兵庫県文化財保護条例制定
1964	昭和 39	桜ヶ丘銅鐸・銅戈群発見	
1965	昭和 40	史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳復元整備着手 市立美術館を南蛮美術館に改称	
1968	昭和 43	学芸員採用を開始	文化財保護法改正、 文化財保護審議会を設置、文化庁発足
1969	昭和 44	神戸市立考古館開館、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群常設展示開始	
1969	昭和 45	神戸市文化財専門委員会が発足	
		桜ヶ丘銅鐸・銅戈群が国宝指定	
1972	昭和 47	教育委員会指導部から社会教育部が分離し、部内に文化課が発足	
		神戸市民の環境をまもる条例により文化環境保存区域の指定	
		市内民俗芸能悉皆調査開始（昭和 53 年終了）	
		香雪美術館開館	
1974	昭和 49	大歳山遺跡一般公開開始	
		古文書調査の開始	
		呑吐ダム水没地区文化財調査団（9分野）（昭和 49～50 年）	
1975	昭和 50	史跡五色塚（千壺）古墳 小壺古墳の開園	文化財保護法改正
		日本建築学会近畿支部に委託し古民家の調査（昭和 50～52 年）	伝統的建造物群保存地区、文化財保存技術保護の創設、埋蔵文化財制度整備と民俗文化財制度充実
1977	昭和 52	箱木家住宅の移築復元修理（昭和 52～54 年）	

1978	昭和 53	神戸市都市景観条例制定	
1981	昭和 56	文化課に埋蔵文化財係新設（文化係、文化財係の3係体制）	
1982	昭和 57	神戸市立博物館開館	
1983	昭和 58	文化財課に改組。文化係は新たな市民局に移管	
1988	昭和 63	神戸市内の近代洋風建築物実態調査を神戸大学工学部が実施	
1990	平成 2	茅葺建物調査（奈良文化財研究所他）（平成2～3年）	
1991	平成 3	神戸市埋蔵文化財センター開館	
1993	平成 5	文化財保護条例制定のための文化財基本調査開始（3か年計画） アーバンリゾートフェア－神戸’93開催にて文化財を活用	
1995	平成 7	兵庫県南部地震発生（阪神・淡路大震災発災）	兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査 事務所に復興調査班設置
1996	平成 8		文化財登録制度（国）創設
1997	平成 9	神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例を制定 文化財保護審議会の設置 神戸市による文化財指定等の開始	文化財保護法改正
2000	平成 12	文化財係、埋蔵文化財指導係、埋蔵文化財調査係に組織改編 埋蔵文化財GISシステムの運用開始・埋蔵文化財包蔵地分布図のインターネット公開開始	
2001	平成 13		兵庫県ヘリテージマネージャー養成を開始
2004	平成 16		文化財保護法改正 文化的景観創設等
2007	平成 19	市所有内田家住宅（茅葺民家）公開開始	
2010	平成 22	文化財係を文化財保護活用係とし、埋蔵文化財指導係と埋蔵文化財調査係を合わせて、埋蔵文化財係とする組織改正	
2012	平成 24	伝統的建造物グラシアニ邸火災	
2014	平成 26	神戸市北野町山本通伝統的建造物群保存地区防災計画策定	
2015	平成 27		日本遺産認定制度創設
2018	平成 30	日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」の物語に追加認定	文化財保護法改正、文化財保存活用大綱・地域計画法定化
2020	令和 2	史跡五色塚古墳・小壺古墳整備基本計画策定。 神戸歴史遺産制度創設 日本遺産「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」認定	兵庫県文化財保存活用大綱策定
2021	令和 3		文化財保護法改正 無形文化財及び無形分民俗文化財登録制度 地方登録制度

市内の指定等文化財について文化財の分類に則し、下記の表にまとめた。なお、美術工芸品については、細分についても記載した。第2節については分野ごとに記述するため、指定等区分については、国指定など略称表記する。また、巻末に市内指定等文化財一覧を付している。

表 15 神戸市指定等文化財件数表（令和3年6月24日現在）

文化財の分類		国指定(国宝含)	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	合計件数	
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
文化財	有形文化財	建造物	23	109	-	17	25	19	0	-	-	-	193
		美術工芸品											
		絵画	48	0	-	0	10	0	0	-	-	-	58
		彫刻	21	0	-	6	22	0	0	-	-	-	49
		工芸品	20	0	-	4	7	0	0	-	-	-	31
		歴史資料	0	0	-	1	1	0	0	-	-	-	2
		書跡・古文書	12	0	-	3	5	0	0	-	-	-	20
		考古資料	14	0	-	0	15	0	0	-	-	-	29
	石造物	-	0	-	(9)*A	15	0	0	-	-	-	15	
	無形文化財	芸能	0	-	-	1	0	0	0	-	-	-	1
		工芸技術	0	-	-	1	0	0	0	-	-	-	1
		選択保存技術	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
	民俗文化財	有形民俗文化財	2	0	-	3	1	0	0	-	-	-	6
		無形民俗文化財	1	-	-	2	1	24	4	-	-	-	32
	記念物	史跡	6	0	-	2	8	0	11	-	-	-	27
		名勝	2	2	-	1	6	0	0	-	-	-	11
		天然記念物	1	0	-	4	7	0	0	-	-	-	12
	伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区	1	-	-	-	(1)*B	-	-	-	-	-	1
		伝統的建造物	-	-	-	-	-	-	-	40*C	-	-	40
	文化環境保存区域	文化環境保存区域	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9
		歴史的建造物	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	47
	合計件数		151	111	1	45	123	43	15	40	9	47	585

*A: 県指定建造物17件の内9件に関しては、神戸市の分類で石造物として再掲した。
 *B: 重要伝統的建造物群保存地区は、市の指定を受けた上で国の選定を受けている。
 *C: 伝統的建造物(洋風)には重要文化財2件が再掲されている。

※文化財類型の種類・分類

有形文化財	建造物 洋風建築 和風建築 民家 茅葺建物 堂宇 石造品等 美術工芸品 絵画 彫刻 工芸品 書跡 典籍 古文書 考古資料 歴史資料等
無形文化財	演劇 音楽 工芸技術
民俗文化財	有形民俗文化財 衣服・器具・家屋等 無形民俗文化財 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習 民俗芸能 民俗技術
記念物	遺跡 貝塚 古墳 都城跡 城跡 旧宅跡 名勝地 庭園 橋梁 峡谷 海浜 山岳等 動物 植物 地質鉱物
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地 棚田 里山 用水路等
伝統的建造物群	宿場町 城下町 農漁村等
文化財の保存技術	文化財の保存に必要な材料や用具の生産製作 修理・修復の技術等
文化環境	文化財、文化に関する施設等を取り巻く文化環境 ※神戸市独自の保護区分

2-1 有形文化財（建造物）

市内の指定等建造物の総件数は193件を数える。内訳は、東灘区31件、灘区23件、中央区31件、兵庫区7件、北区46件、長田区20件、須磨区7件、垂水区12件、西区16件である。

【東灘区・灘区】

東灘区及び灘区では、旧村山家住宅（国指定）や白鶴美術館本館（国登録）など近代の神戸や関西圏を支えた実業家たちが建設した私邸などの建造物が多く存在している。また、昭和時代初期に建てられた神戸大学の校舎の一部や^{むらのとうご}村野藤吾設計の甲南女子大学などの教育施設なども国の登録を受けている。一方、六甲山には、^{そまだにえんてい}柚谷堰堤（国登録）や^{ごすけえんてい}五助堰堤（国登録）などの近代の治山に関する土木施設やヴォーリズ建築で有名な六甲ゴルフ倶楽部クラブハウス（国登録）や六甲山荘（国登録）などかつての六甲山の開発を物語るような建造物が指定及び登録されている。

【中央区】

中央区は開港の場となった神戸港を有し、旧神戸外国人居留地十五番館（国指定）や風見鶏の館として有名な旧トーマス住宅（国指定）など明治時代の外国人に関連するものが多い。また、神戸市立博物館（国登録）や海岸ビル（国登録）など現在の居留地の景観を形成した大正時代から昭和時代の様式建築なども特徴的である。それ以外にも^{ふなやかた}船屋形（国指定）、日本真珠会館（国登録）、ポートタワー（国登録）、布引水源地五本松堰堤（国指定）など個性的な**建造物**が存在する。

【兵庫区・長田区】

兵庫区及び長田区は、他区と比べ建造物の指定及び登録の件数が少ない。近年の市街地化だけではなく戦災や阪神・淡路大震災の影響が大きいと考えられる。兵庫区では、^{からすはら}鳥原ダム（国登録）や^{みなとがわすい}湊川隧道（国登録）など神戸の近代化に係わりの深い土木施設がある。長田区は延喜式内社である長田神社に文化財が集中している。

【須磨区・垂水区】

須磨区及び垂水区は、市域東部と同様に近代の実業家に伴う建造物が指定及び登録されている。瀬戸内海から淡路島を望むその風光明媚な景観が、邸宅及び別荘地として選択されたためである。須磨区の西尾家住宅（県指定）や垂水区の旧武藤家別邸（国登録）などはその代表例といえる。一方で垂水区の旧ジェームス家住宅（市指定）や^{いじょうかく}移情閣（国指定）のように外国人実業家も邸宅を構え、独特の様式がみられる。

【北区・西区】

北区及び西区の農村部では、中世から近世の寺社建築や茅葺建物を中心に多くの指定等の建造物が存在する。北区淡河町には、石峯寺薬師堂（国指定）と石峯寺三重塔（国指定）、南僧尾観音堂（県指定）などの寺社建築、北区大沢町には^{とよとし}豊歳神社本殿（国指定）、北区道場町には塩田八幡宮本殿（市指定）、北区^{はた}八多町には八多神社本殿（市指定）、北区山田町には、八幡神社三重塔（国指定）や若王子^{にやくおうじ}神社本殿（国指定）など各地区に**寺社**建造物が存在している。茅葺建物も多く、民家としては山田町にある箱木家住宅（国指定）が室町時代ごろの建築として有名で、それ以外にも主に江戸時代から明治時代に建築された茅葺建物が北区及び西区に点在している。有形民俗文化財に分類されるが北区には江戸時代後期以降に建築された農村歌舞伎舞台も存在している。また、西区の太山寺には太山寺本堂（国

宝) や太山寺三重塔 (県指定)、如意寺には如意寺阿弥陀堂 (国指定)・如意寺文殊堂 (国指定)・如意寺三重塔 (国指定) **が有名で、それ以外にも**性海寺本堂 (市指定)、宗賢神社本殿 (県指定) や住吉神社本殿 (市指定) など寺社建築に優れたものがみられる。



図 54 旧トーマス住宅



図 55 箱木家住宅



図 56 太山寺本堂



図 57 布引水源地水道施設 (五本松堰堤)

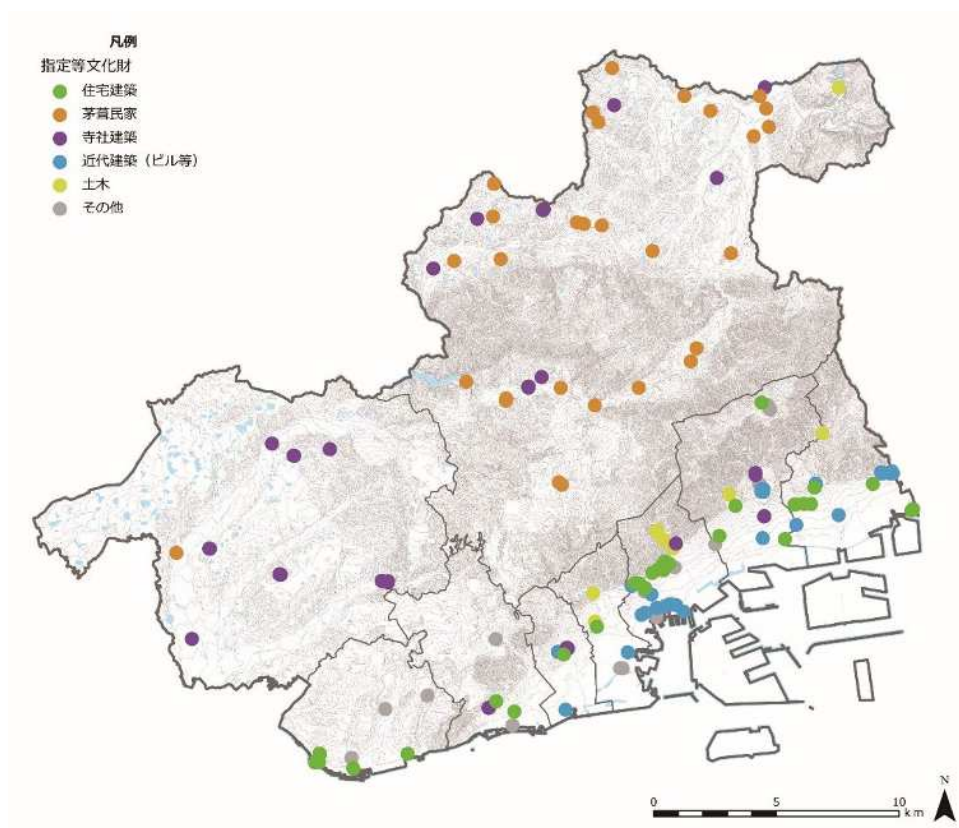


図 58 指定等文化財 (建造物) の分布状況 (下図出典: 基盤地図情報(国土地理院))

2-2 有形文化財（美術工芸品）

有形文化財の内、絵画、彫刻、工芸品、歴史資料、書跡、古文書、考古資料については、美術工芸品としての概要を述べるに留める。

市内の指定美術工芸品の総件数は189件を数える。区58件、灘区3件、中央区17件、兵庫区6件、北区24件、長田区5件、須磨区20件、垂水区5件、西区49件である。

【東灘区・灘区】

市域東部の東灘区及び灘区では、近代の神戸や関西圏を支えた実業家たちによって、国や時代を問わず多数の美術品が蒐集されてきた。その結果、東灘区の指定件数は突出して多くなっている。また、それらの多くは、香雪美術館や白鶴美術館などの民間美術館の収蔵品であり、現在では広く市民へ公開されている。絵画では、狩野元信筆紙本金地著色四季花鳥図六曲屏風（国指定）、絹本著色聖徳太子像（国指定）、工芸品では、金欄手獅子牡丹唐草文八角大壺（国指定）、志野山水文矢筈口水指（国指定）などである。書跡は賢愚経残卷（大聖武）、大般涅槃经集解の2点が国宝に指定されている。

【中央区】

中央区には、神戸市立博物館があるため、東灘区と同様に指定品の件数が多い。絵画では、池長孟氏の蒐集品の委譲を受けた神戸市立博物館の収蔵品が多くを占めている。紙本著色聖フランシスコ・ザビエル像（国指定）、狩野内膳筆紙本金地著色南蛮人渡来図六曲屏風（国指定）などが全国的にも知られている。一方で、彫刻では、木造菩薩立像（伝如意輪観音像）（大龍寺・国指定）、木造十一面観音立像（歓喜寺・国指定）、工芸品では、段威腹巻（湊川神社・国指定）、銅鐘（徳照寺・国指定）など寺社に伝わるものが多い。神戸市立博物館に所蔵されている和田岬・湊川砲台（台場）関係資料（市指定）は港湾都市神戸の地域性を表すものといえる。また、桜ヶ丘銅鐸・銅戈群（国宝）は、4号銅鐸など絵画銅鐸を含む資料で、器面に描かれた絵画は、弥生時代の世界を考える上で貴重な資料である。

【兵庫区・長田区】

兵庫区及び長田区は、兵庫津が所在していたこともあり、中世に起原を持つ寺社に伝わる資料が中心となっている。絵画では、絹本著色施餓鬼図（薬仙寺・国指定）、紙本著色遊行縁起（真光寺・国指定）、彫刻では、木造大日如来坐像（宝満寺・国指定）、木造十一面観音立像（能福寺・国指定）、工芸品では、黒漆金銅装神輿（国指定）、太刀拵（長田神社・国指定）など、被災を免れ、寺社に伝わっている。また、神戸市文書館に寄託されている岡方文書（市指定）は近世の兵庫津岡方の役割を明らかにする豊富な資料群である。

【須磨区・垂水区】

市域西部の須磨区及び垂水区には、地域の中核となる寺院が点在しており、寺院の伝世品が中心となっている。須磨区では、須磨寺と呼ばれる福祥寺に、紙本著色平敦盛画像（国指定）、木造十一面観音立像（国指定）など多くの優品が残されているほか、同寺の南北朝時代から江戸時代にかけての記録である当山歴代（県指定）も残されており、市内の歴史を紐解く上でも重要である。垂水区には、国指定の彫刻として、木造阿弥陀如来坐像、木造日光月光菩薩像（多聞寺・国指定）、木造阿弥陀如来坐像（転法輪寺・国指定）など優れた仏像が伝えられている。

【北区・西区】

北区では、2-1で記述したように無動寺、石峯寺、多聞寺などの中世寺院が現在まで法灯を継いで

きた。このうち、彫刻類が豊富であり、木造薬師如来坐像（石峯寺・市指定）、木造聖徳太子立像（南無仏太子像）（善福寺・国指定）、木造大日如来坐像・釈迦如来坐像・阿弥陀如来坐像（無動寺・国指定）、木造毘沙門天立像（多聞寺・国指定）など、多様性に富み、制作年代も平安時代まで遡るものが多い。湯治場として有名な有馬には、応永 24 年(1419)の銘を持つ黒漆厨子（伝信実筆）（清涼院・国指定）などが伝わり、古くから温泉のみならず、信仰の場所としても人々を集めていたことがうかがえる。また、廃仏毀釈によって廃寺となった丹生山明要寺を描いた紙本著色丹生山明要寺参詣曼荼羅図（市指定）からは、この地域の大規模寺院として多数の塔頭寺院を持ち、繁栄した同寺の姿をみることができる。

西区では、太山寺、如意寺、性海寺、近江寺などの中世から続く寺院が多く、仏画、仏像を中心に多くの美術工芸品が残されている。中でも太山寺には、絹本著色両界曼荼羅図（国指定）などの絵画、木造阿弥陀如来坐像（国指定）などの彫刻のほか、色々威腹巻（国指定）などの工芸品、紙本墨書妙法蓮華経（国指定）などの書跡といった多様な美術工芸品が伝世している。神戸市埋蔵文化財センターには、市内で出土した考古資料が収蔵されており、史跡五色塚古墳 小壺古墳出土品（国指定）や西求女塚古墳出土品（国指定）の他、市指定有形文化財が 15 件ある。



図 59 聖フランシスコ・ザビエル像
（神戸市立博物館蔵）



図 60 木造大日如来像（無動寺）



図 61 桜ヶ丘銅鐸・銅戈群
（神戸市立博物館蔵）

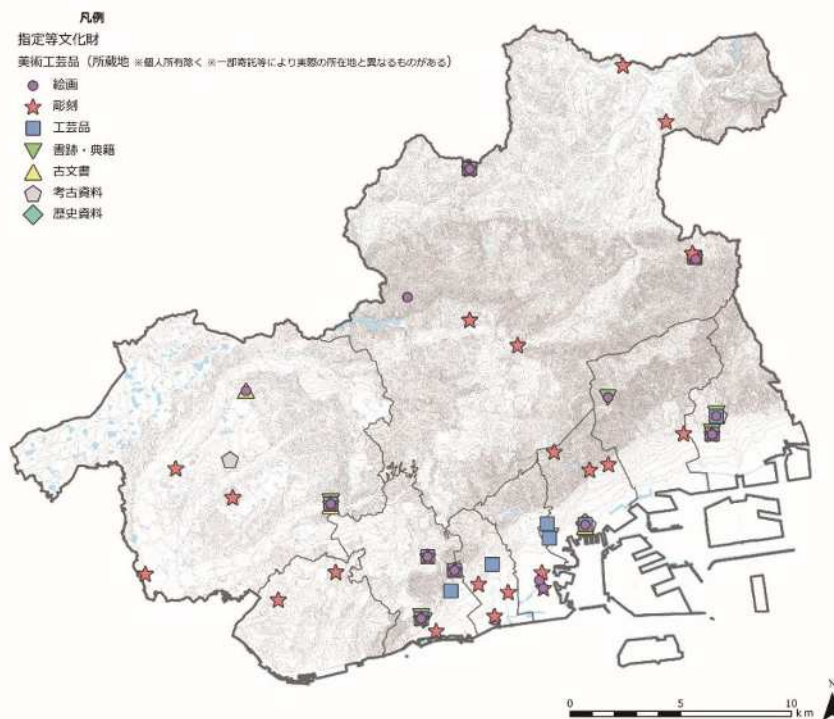


図 62 指定等文化財（美術工芸品）の分布状況（下図出典：基盤地図情報(国土地理院)）

2-3 有形文化財（石造物）

市内の指定等されている石造物の総数は24件を数える。内訳は、東灘区1件、兵庫区3件、北区9件、長田区1件、須磨区5件、垂水区4件、西区1件である。

国指定の石造物は市内にはなく、県指定の石造物として石造五輪塔・宝篋印塔・十三重塔、石燈籠ほうきょういんとうがあり、大半の石造物に在銘があり、基準資料としての価値が高い。兵庫区の清盛塚石造十三重塔や同区真光寺の石造五輪塔のように神戸にゆかりのある人物に関係するものが存在する。また、市指定については、北区に多く、在銘はないものもあるが、時代の特徴を表わすような優品が多い。また、素材は六甲山起因の花崗岩が多いが、中には砂岩や凝灰質砂岩などの素材で作られるものも見受けられる。

鎌倉時代や南北朝時代以降の石造物が指定・未指定問わず多く存在し、神戸市域が源平合戦や南北朝に関する争い、そして戦国時代などを通して、歴史の舞台として絶えずあり続けた結果と考えられる。石造物の多くは、真光寺など中世由来の寺院、西国街道や湯山街道などの街道筋によくみられる。



図 63 清盛塚石造十三重塔



図 64 石造五輪塔（真光寺・一遍廟所）

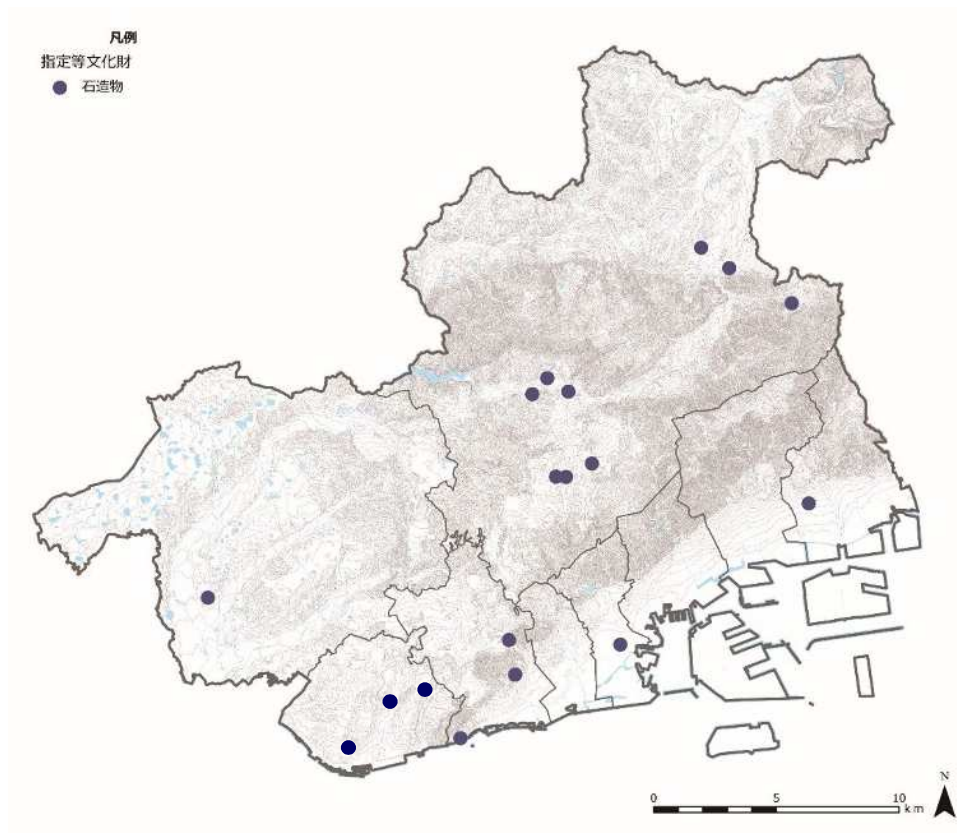


図 65 指定等文化財（石造物）の分布状況（下図出典：基盤地図情報(国土地理院)）

2-4 民俗文化財・無形文化財

市内の指定等民俗文化財の総件数は無形 32 件、有形 6 件を数える。内訳は、東灘区 6 件、灘区 4 件、中央区 2 件、兵庫区 2 件、北区 13 件、長田区 2 件、須磨区 5 件、垂水区 2 件、西区 5 件である。

【民俗文化財】

【東灘区・灘区】

東灘区及び灘区では、酒造が盛んな地域であり、酒造に関する技術や用具、建造物が包括的に指定されている点が特徴的である。灘の酒造用具（国指定）、灘区の沢の鶴株式会社大石蔵（前蔵・大蔵）（県指定）などがある。特に灘の酒樽製作技術は、灘の酒づくりには欠かせない技術として国により**記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている**。また、弁才船絵馬（敏馬神社・市指定）は、江戸時代に酒などを運ぶ廻船の航海安全のために作られ、酒造を中心に発展してきた地域性を表している。また、住吉神社のだんじり（市登録）をはじめとして、各地の神社を介しただんじりや獅子舞などの伝統的な祭り・行事が行われ、地域のコミュニティづくりに一役買っている。

【中央区】

中央区では、神戸港開港以来、雑居地に居住した華僑と関連の深い行事が行われている。南京町春節祭（市認定）では、市立神港橋高等学校や神戸中華同文学校の生徒たちが龍舞や獅子舞を行い元町中華街周辺は賑やかな雰囲気すいりくふどしやうえ かんていびやう うらぼんに包まれる。水陸普度勝会（関帝廟の盂蘭盆）（市認定）では、紙製の模型を並べる中国の様式に習った盆行事が行われている。

【兵庫区・長田区】

兵庫区の和田神社のだんじり（市登録）は、戦災などの影響で中断しながらも、勇壮なだんじりが引き継がれている。また、兵庫木遣音頭（市登録）は、船大工らが作業の合間に唄っていたものを原型に、第 1 回神戸みなとの祭の際に歌詞が追加されるなど、市民によって手を加えられながら親しまれている。長田区の長田神社古式追儺式（県指定）は、**かつて近隣寺院の修正会で行われていた行事で、明治時代以降長田神社で行われるようになった。鬼は災厄をはらうものとして位置づけられており、鬼役が厳格な精進潔斎しやうじんけっさいを行うなど古式による作法が保存されている。**

【須磨区・垂水区】

須磨区の車大歳神社の翁舞くるまおとしじんじや おきなまいは、現在の能楽にはない部分を含み、伝統的な芸能の変遷を辿る上でも重要であり、市内唯一の国指定重要無形民俗文化財に指定されている。垂水区、西区を含め、市内西部には、妙法寺など天台宗系の寺院で鬼追い行事が数多く執り行われているのが特徴的である。

【北区・西区】

西区では布団太鼓や獅子舞（一部指定等）といった行事も行われており、地域のコミュニティづくりに重要な役割を果たしている。

北区では、鎌倉時代から続くといわれる淡河八幡神社御弓神事おうごほちまんじんじやおゆみしんじ（県指定）があり、巨大な鬼の字を書き、それを塗り潰す鬼封じを行った後に、4 人の射手が的に向かって矢を射る。神事の最後は、地元中学生など 36 人が連続して射る三十六人的射が行われる。また、有馬温泉の正月行事として行われている有馬温泉入初式ありまおんせんいりぞめしき（市認定）では、明治時代以降、江戸時代から続く行列に湯女ゆなによる湯もみや祓はらえが付け加えられ、独特な民俗行事となっている。農村歌舞伎舞台が多く残っているのも特徴であり、下谷上の舞台しもたにがみ（国指定）、農村歌舞伎舞台（長床）ながとこ（県指定）、と上谷上農村歌舞伎舞台かみたにがみ（県指定）が

存在する。いずれも江戸時代に建てられ、舞台装置を備えており、この地域で農村歌舞伎が盛んであったことを示している。

【無形文化財】

無形文化財については、須磨に配流された^{はいる}在原行平^{ありわらのゆきひら}にまつわる伝承を持つ1本の弦のみで奏でる簡素な琴の演奏を行う須磨区の^{なまごといちげんきん}須磨琴(一弦琴) (県指定)、寺社筆の伝統的な技術を生かした筆づくりである北区の有馬筆(書画用)技術 (県指定)、といった、特徴的な文化財が存在している。



図 66 灘の酒樽製作技術 (©一般財団法人神戸観光局)

図 67 長田神社古式追儺式 (出典：神戸市HP)

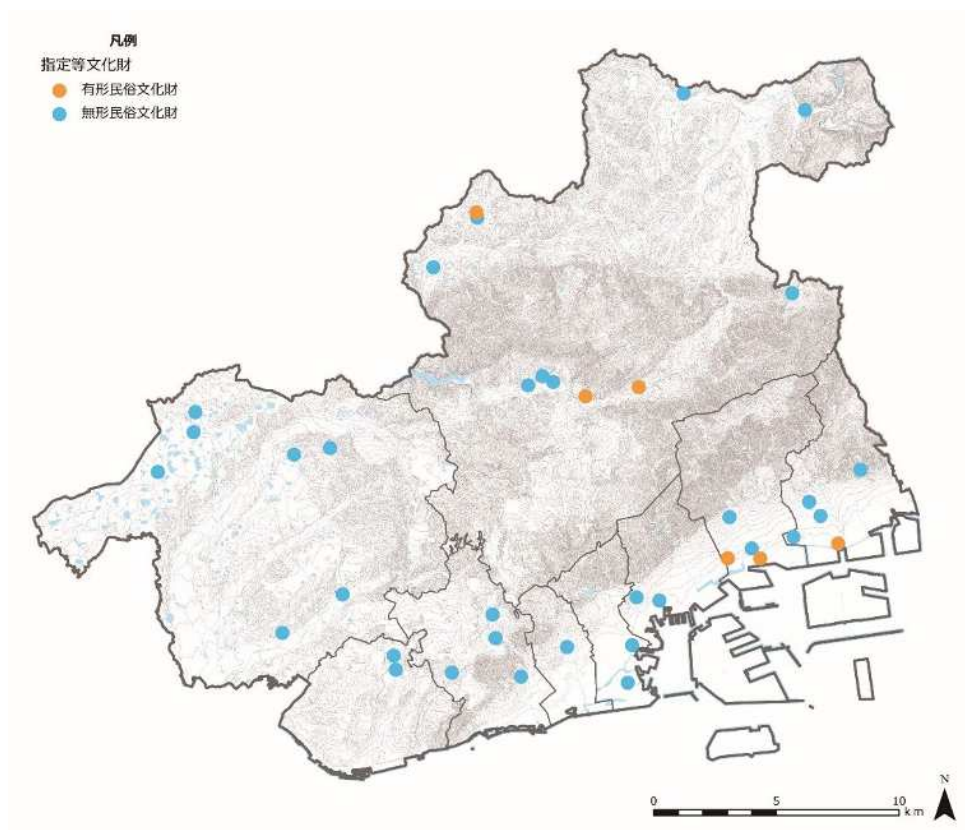


図 68 指定等文化財(民俗文化財)の分布状況 (下図出典：基盤地図情報(国土地理院))

2-5 記念物

(1) 遺跡（史跡）

市内の指定等史跡の総数は27件を数える。内訳は、東灘区2件、灘区1件、中央区2件、兵庫区3件、北区3件、長田区5件、須磨区2件、垂水区4件、西区5件である。

種類は古墳、墓碑・墓所、砲台、磨崖仏^{まがいぶつ}、城跡、遺跡、石碑など多岐に及んでいる。

【古墳】

古墳は、東灘区1件、灘区1件、垂水区2件、西区1件を数える。その中でも、特筆すべきものは、垂水区にある五色塚（千壺）古墳 小壺古墳（国指定）である。全長は197mで、**兵庫県最大の前方後円墳である**。古くは『日本書紀』に記述があるなど、その存在は古くから知られていた。大正10年（1921）3月3日には和田岬砲台とともに、兵庫県ではじめての国史跡に指定された。その後、**10年に及ぶ整備事業を経て**昭和50年（1975）には全国初の築造当初の姿を復元した古墳として、整備及び公開に至った。また、灘区の西求女塚古墳（国指定）は三角縁神獣鏡（国指定）などの青銅鏡が多量に出土したことでも有名である。

【砲台】

砲台は、兵庫区の和田岬砲台（国指定）と垂水区の旧明石藩舞子台場跡（国指定）がある。なお、兵庫区にはもう1基の湊川砲台が存在していたが、明治24年（1891）に木造部の火災により解体され滅失した。これらは幕末の諸外国に対する大阪湾防備のために建設された西洋式砲台で、当時の**政治的な緊張**を現代に伝えている。

【城郭】

神戸市域は、平安時代末から戦国時代に起こった様々な争いの舞台となっており、それに伴う戦跡や**城郭**が残されている。**城郭で**指定されているものは、西区の端谷城跡（市指定）のみである**が、それ以外にも100を超える城郭が確認されている**。

【地域文化財（史跡）】

神戸市では、独自に神戸らしい特色ある文化財を顕彰することを目的に、地域の歴史や伝統・文化を伝え、地域のシンボルとしても人々に親しまれ、長年大切に守ってきた文化的価値の高いものを地域文化財として認定している。東灘区の沢の井をはじめ市内で11か所が認定されている。源平合戦の舞台の一つとなった神戸市域では、腕塚や那須興市墓所^{なすのよいちぼしよ}などの史跡が認定されており、現在も地域住民によって清掃活動など維持管理が行われ、保存・活用も図られている。



図 69 和田岬砲台



図 70 端谷城址



図 71 平忠度腕塚

(2) 名勝地 (名勝)

市内の指定等名勝の総数は11件を数える。内訳は、東灘区1件、中央区2件、北区3件、須磨区1件、西区4件である。

【寺院の庭園】

名勝の中で最も多いものは、寺院に伴う枯山水式庭園である。西区の太山寺・如意寺と北区の石峯寺の塔頭寺院の庭園である。この中でも太山寺の塔頭寺院にある安養院庭園(国指定)は、庭園の構成などから安土桃山時代の作庭と考えられ、優れた構造と背後の原生林を借景した優美な枯山水式庭園である。

【明治時代以降の名勝地】

外国人居留地が返還された後、様々な企業が拠点を置いたことに加え、六甲山系南麓地域が実業家や中産階級の住宅地として開発されたこともあり、近代以降の優れた庭園が存在している。東灘区の旧乾家庭園(市指定)や中央区の相楽園(国登録)、須磨区の旧西尾邸庭園(市指定)は、戦前の実業家が神戸市に建築した邸宅に伴うものである。旧乾家庭園は、洋館と和館に伴い、洋式庭園と流水観賞式の和式庭園を作庭している。相楽園は池泉回遊式庭園で、昭和16年(1941)に神戸市に譲渡され都市公園となり、現在は原位置を留めた旧小寺家厩舎(国指定)だけではなく、旧ハッサム住宅(国指定)や船屋形(国指定)が移築されている。また、外国人のレクリエーションの場として作られた中央区の東遊園地(国登録)や、北区の再度山公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地(国指定)は、近代神戸の発展を物語る歴史的な遺産と言える。



図 72 安養院庭園 (安養院提供)



図 73 神戸外国人墓地 (神戸市森林整備事務所提供)

(3) 動物・植物・地質鉱物 (天然記念物)

市内の指定等天然記念物の総数は12件を数える。内訳は、東灘区2件、灘区2件、中央区1件、北区2件、長田区2件、須磨区1件、垂水区1件、西区1件である。

【地質鉱物】

唯一の国指定天然記念物は、長田区の丸山衝上断層である。この断層は、六甲山地を形成している花崗岩がそれを覆っているはずの神戸層群の上に逆に突き上げている逆断層で、渦ヶ森スラスト(県指定)とともに今から70万年から20万年前にかけて起こった六甲変動と呼ばれる六甲山地の隆起の貴重な痕跡である。また、指定にはなっていないが、戦後の開発工事の際に、六甲山系南麓地域の様々な場所で断層が発見されており、かつて起こった大きな地形変動の痕跡が明らかになった。

【植物】

樹木については、灘区の神前の大クス(県指定)、東灘区の弓弦羽神社のムクノキ(市指定)、灘区の

みょうぜんじ
 妙善寺のソテツ（市指定）、長田区の長田神社のクスノキ（市指定）、須磨区の白川の石抱きカヤ（市指定）などがある。いずれも樹齢 100 年～500 年の巨木で、地域のランドマークとして親しまれている。ただし、指定を受けた樹木は高齢であり、中には滅失するものもある。近年では、平成 29 年（2017）に、台風により東灘区の鷺の森のケヤキ（市指定）が倒木し、滅失する事例が発生した。

植生については、西区の太山寺の原生林（県指定）・垂水区の転法輪寺の原生林（県指定）や北区の素盞鳴尊神社の社叢（市指定）・同区の有間神社の社叢（市指定）・中央区の大龍寺寺叢及び周辺のスダジイ群落（市指定）がある。いずれも社寺林として古くからの植生が守られている。

【動物】

地域を定めない天然記念物であるオオサンショウウオは、かつて北区の河川で生息していたことが報告されている。そして兵庫区の石井川や同河川が流れ込む長田区の新湊川の河口などで不定期に発見されている。しかし、詳細な調査が行われていないため、実際の生息状況は不明である。また、近年では、西区を中心にコウノトリの飛来が確認されている。



図 74 鷺の森のケヤキ



図 75 丸山衝上断層



図 76 太山寺の原生林

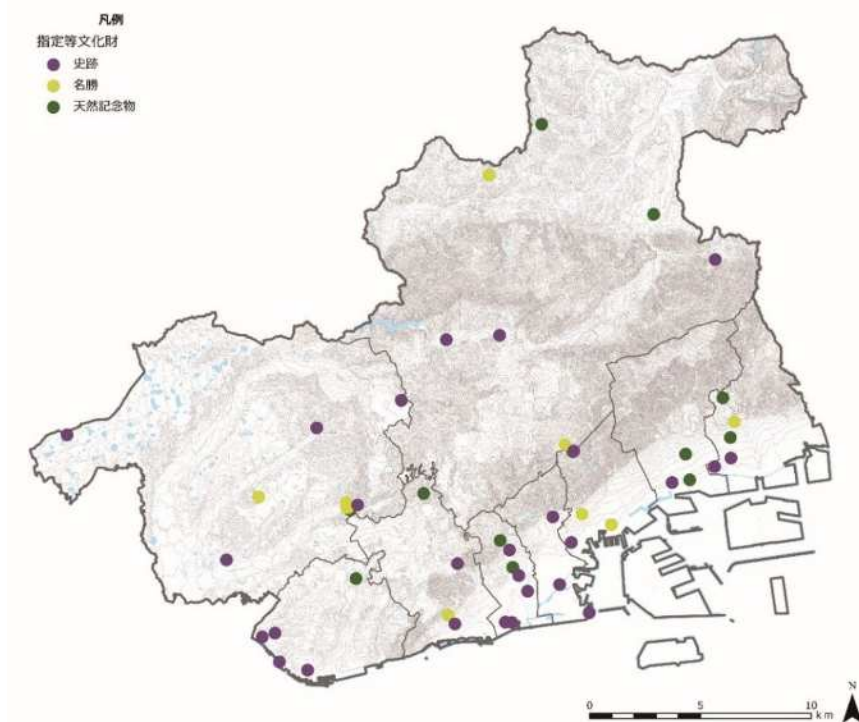


図 77 指定等文化財（記念物）の分布状況（下図出典：基盤地図情報(国土地理院)）

2-6 伝統的建造物群保存地区

「異人館街」と呼ばれ、神戸市の魅力の一つとなっている「北野町山本通伝統的建造物群保存地区」は、今からおよそ150年前の神戸港開港当時、見晴らしの良い田園地帯であった。その後、外国人住宅地として開発が始まり、明治20年代から本格的に整備が進められ、第二次世界大戦までに、200棟以上の洋風建築物と和風建築物が並び建ち、独特の雰囲気のある住宅地となった。その後、戦災による焼失や経済成長期の再開発に加え、建物の老朽化も進んだため、阪神・淡路大震災以前には約80棟にまで減っていた。しかし、今なお残っている洋風建築物は、それぞれ個性的な建ち姿を見せ、異国情緒豊かな当時の面影を残している。その特徴は、それぞれの意匠や色調に個性があり、現在の機能本位の建築物では味わえないゆとりのある空間に認められる。これらの建築物の優れた特徴や和風建築物が混在する町並みが評価され、昭和55年(1980)に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。その後、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災により、甚大な被害を受けたが、行政や住民などの協力により復興された。しかし、社会情勢などの影響は避けられず、現在ではその数をさらに減らしている。

保存地区内には旧トーマス住宅(風見鶏の館)と小林家住宅(萌黄^{もえぎ}の館)の2件の国指定重要文化財と、旧ドレウエル邸(ラインの館)をはじめとする40件の伝統的建造物が存在しており、神戸市では都市景観と文化財の両面から保護している。また、国により保存地区に選定された翌年の昭和56年(1981)には、地元住民を中心に「北野・山本地区をまもり、そだてる会」が設立され、官民一体となってまちづくりに取り組んでいる。

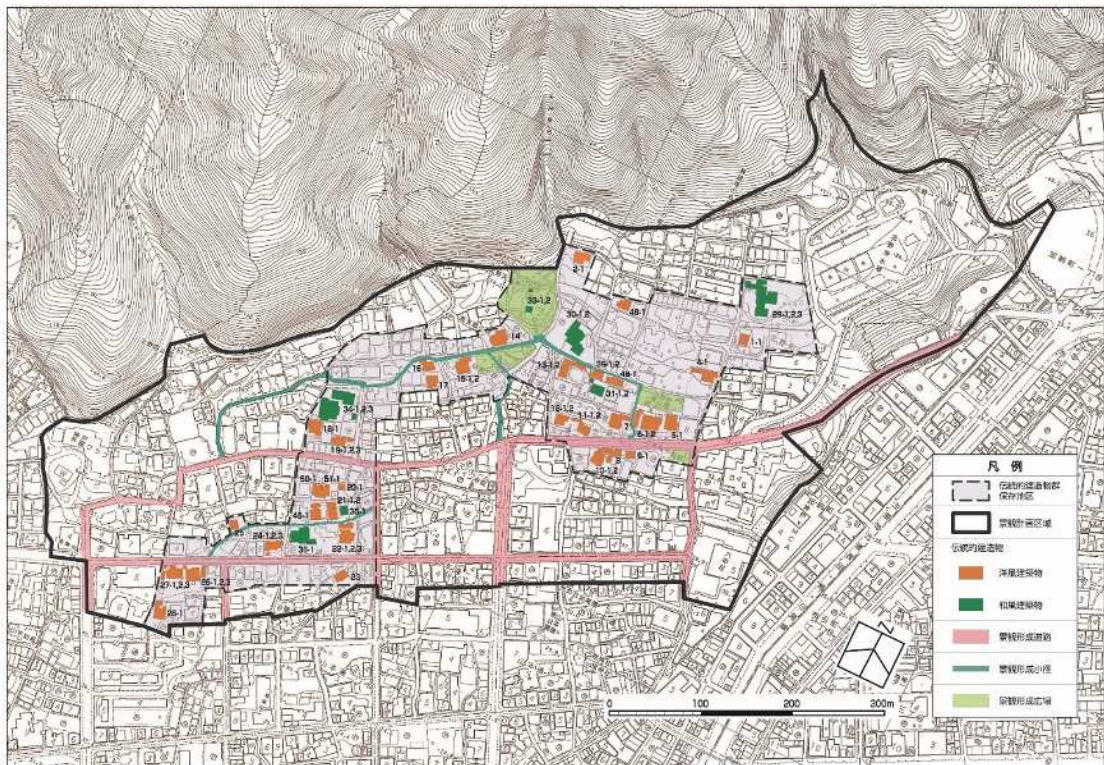


図 78 北野町山本通伝統的建造物群保存地区及び景観計画区域の指定区域

2-7 文化環境保存区域

文化環境保とは、所有者と地域の人々が継続して守り親しんできた文化財とその周辺の自然環境が一体となって形成された文化的且つ歴史的な環境である。そして、それらを総合的に保護するために、一定の範囲を指定したものが、文化環境保存区域である。

昭和47年（1972）に制定された旧「神戸市民の環境をまもる条例」に基づき、市民一人ひとりがより豊かな人間性を回復する基礎となる文化環境の保存と育成が、人間環境都市を掲げた当時の神戸市にとって中心的な施策であるという認識のもとに生み出された。

文化財を周辺の環境も含め広く保護する手法は、「神戸市都市景観条例」に基づく景観形成重要建築物等の指定と並び神戸市の歴史的なものに対する全国的にも先駆的で、神戸市独自の施策といえる。

その後、平成9年（1997）に制定された神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例に組み込まれ、区域内の保全に関する助成や開発指導を行っている。

現在、文化環境保存区域は、以下の9か所が指定されており、現地には、指定範囲とその範囲内で許可が必要な行為について明示した看板を設置している。

- ① 白鶴美術館及びその周辺（東灘区：指定面積約0.4 ha）
国登録有形文化財：3件
- ② 徳光院及びその周辺（中央区：指定面積約0.9 ha）
国指定重要文化財：1件 歴史的建造物：5件
- ③ 福祥寺（須磨寺）及びその周辺（須磨区：指定面積約18 ha）
国指定重要文化財：1件 県指定重要文化財：1件 歴史的建造物：8件
- ④ 石峯寺及びその周辺（北区：指定面積約5.1 ha）
国指定重要文化財：2件 県指定重要文化財：1件 歴史的建造物：7件
- ⑤ 無動寺・若王子神社及びその周辺（北区：指定面積約2.2 ha）
国指定重要文化財：1件 歴史的建造物：3件
- ⑥ 八幡神社及びその周辺（北区：指定面積約0.9 ha）
国指定重要文化財：1件 市指定有形文化財：3件 歴史的建造物：2件
- ⑦ 太山寺及びその周辺（西区：指定面積約17.9 ha）
国指定重要文化財（国宝含む）：3件 歴史的建造物：6件
- ⑧ 如意寺及びその周辺（西区：指定面積約28.0 ha）
国指定重要文化財：3件 歴史的建造物：5件
- ⑨ 性海寺及びその周辺（西区：指定面積約5.0 ha）
市指定重要文化財：2件 歴史的建造物：12件

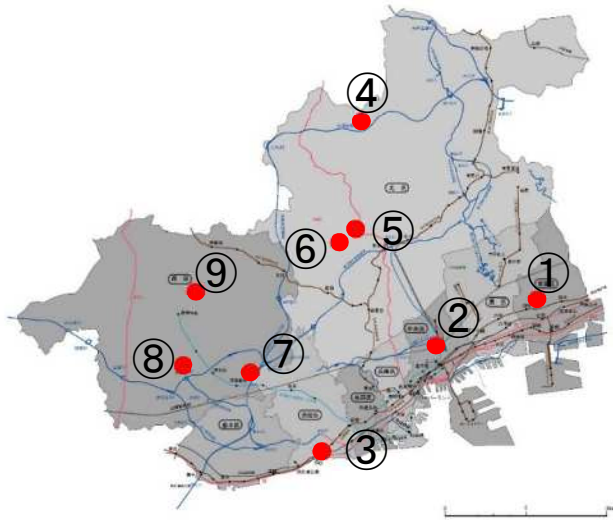


図 79 文化環境保存区域の指定箇所



図 80 文化環境保存区域内の範囲等を示す看板

2-8 行政区別の指定等文化財の分布状況

各分野の指定等文化財について、各区の分布状況の概要を示し、表にまとめた。

【東灘区】

香雪美術館や白鶴美術館といった民間博物館施設の収蔵品である美術工芸品の比率が高い。灘五郷のうち魚崎郷と御影郷が存在し、酒造に関する文化財も指定されている。また、住吉神社など地域の神社の氏子等によりだんじりが盛んに行われている。

【灘区】

六甲山荘など六甲山・摩耶山の開発や、神戸大学本館はじめとする教育施設など神戸の近代化に伴う文化財の比率が高い。また、灘五郷のうち西郷が存在し、酒造に関する文化財も特徴的である。

【中央区】

北野町山本通伝統的建造物群保存地区や旧神戸外国人居留地十五番館など神戸港開港に伴う文化財が特徴的にみられる。さらに南京町春節祭など華僑文化に関連する無形民俗文化財が認定されており、国際色豊かな神戸市の一面が表れている。また、神戸市立博物館があることから、多くの美術工芸品や歴史資料が伝わっている。

【兵庫区】

真光寺や能福寺など中世以来の寺院が数多く存在しており、一遍廟所など港湾都市である兵庫津の歴史を物語る文化財が残る。また、和田岬砲台は垂水区の旧明石藩舞子台場跡と併せて幕末の神戸の**政治的な緊張**を伝える特徴的な文化財と言える。

【北区】

茅葺建物が集中して分布しており、この地域を特徴づける文化財である。また、石峯寺や六條八幡神社などの指定等を受けた寺社建築が点在し、仏像などの美術工芸品、枯山水式庭園などの名勝、御弓神事などの伝統的な祭り・行事も数多く伝わっている。伝豊太閤湯山御殿跡や有馬温泉入初式など古くからの温泉場である有馬に関する文化財も存在する。

【長田区】

式内社である長田神社に文化財が集中する傾向がみられ、長田神社の追儺式や、社殿、神輿などが

伝わっている。また、腕塚や胴塚など平家の伝承に由来する史跡も多い。

【須磨区】

福祥寺（須磨寺）や妙法寺といった寺院に伴う建造物や美術工芸品が多く、追儺式を行うところもある。また市内では数少ない無形文化財である須磨琴（一弦琴）がある。

【垂水区】

須磨区と同様に海岸部に旧武藤家別邸洋館をはじめ事業家の別邸が多く建築されている。また、兵庫県下最大の前方後円墳である五色塚（千壺）古墳 小壺古墳が存在する。垂水区の丘陵部には転法輪寺などの中世寺院が存在し、仏像などの美術工芸品が伝わっている。さらに転法輪寺と明王寺では追儺式が行われている。

【西区】

太山寺などの中世寺院が地域の拠点として点在している。そこには建造物だけではなく仏像・絵画・古文書などの美術工芸品や、追儺式などの伝統的な祭り・行事が伝えられている。伊川谷町や神出町の神社で奉納される獅子舞なども市無形民俗文化財に登録されている。戦国時代には三木合戦に関わる戦場となっており、端谷城跡をはじめとした城館跡も残されている。西神ニュータウンには神戸市埋蔵文化財センターがあり、五色塚古墳出土品をはじめとした市内各地の出土品が収蔵・展示されている。

表 16 神戸市区別指定等文化財件数表（東灘区・灘区・中央区）（令和3年6月24日現在）

文化財の種類	東灘区										灘区										中央区													
	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文庫市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文庫市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文庫市指定	市選定	小計	
有形文化財	建造物	1	28			2					31	1	20		1	1						23	8	23									31	
	美術工芸品															1							1	6									6	
	絵画	26									26					1							1	2			1						3	
	彫刻	2								2				1									1	2									3	
	工芸品	13								13													0	2				2					4	
	書跡	8								8				1									1	1				1					2	
	歴史資料									0													0					1					1	
	考古資料	11								11													0	1									1	
石造物					1				1													0										0		
無形文化財	芸能									0													0										0	
	工芸技術									0													0										0	
	選択保存技術				1					1													0										0	
民俗文化財	有形民俗文化財	1								1				1	1								2										0	
	無形民俗文化財						4			4						2							2						2				2	
記念物	遺跡	1						1		2	1												1	1				1					2	
	名勝地					1				1													0	2									2	
	動物・植物・地質鉱物				1	1				2				1	1								2					1					1	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区									0													0	1									1	
	伝統的建造物									0													0						40				40	
文化環境保存区域	文化環境保存区域								1	1													0								1		1	
	歴史的建造物									0													0									5	5	
合計件数		63	28	1	1	5	4	1	0	1	0	104	2	20	0	5	4	2	0	0	0	0	33	22	25	0	1	6	0	2	40	1	5	102

※東灘区：書籍の国指定に国宝1件を含む

※中央区：考古資料の国指定に国宝1件を含む

表 17 神戸市区別指定等文化財件数表（兵庫区・北区・長田区）（令和3年6月24日現在）

文化財の分類		兵庫区									北区									長田区															
		国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	
有形文化財	建造物		5		2						7	6	5		4	14	17						46	19		1								20	
	美術工芸品	絵画	2								2	1				4								5											0
		彫刻	2			1					3	8			2	5								15	1			2							3
		工芸品									0	1		2										3	1		1								2
		書跡				1					1													0											0
		歴史資料									0				1									1											0
		考古資料									0													0											0
		石造物				1					1					9								9											0
無形文化財	芸能									0													0											0	
	工芸技術									0				1									1											0	
	選択保存技術									0													0											0	
民俗文化財	有形民俗文化財									0	1			2									3											0	
	無形民俗文化財							2		2				1		7	1						9			1				1				2	
記念物	遺跡	1		1			1			3					2		1						3							5				5	
	名勝地									0	1				2								3											0	
	動物・植物・地質鉱物									0					2								2	1			1							2	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区									0													0											0	
	伝統的建造物									0													0											0	
文化環境保存区域	文化環境保存区域									0											3		3											0	
	歴史的建造物									0												12	12											0	
合計件数		5	5	0	3	3	2	1	0	0	19	18	5	0	13	38	24	2	0	3	12	115	3	19	0	3	3	0	6	0	0	0	34		

表 18 神戸市区別指定等文化財件数表（須磨区・垂水区・西区）（令和3年6月24日現在）

文化財の分類		須磨区									垂水区									西区														
		国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計	国指定	国登録	国選択	県指定	市指定	市登録	市認定	伝建認定	文環市指定	市選定	小計
有形文化財	建造物	1	3	3						7	1	6	4	1								12	5		2	7	2						16	
	美術工芸品	絵画	1			4					5												0	12			1							13
		彫刻	2		1	5					8	3			2								5	1		1	7							9
		工芸品	1		1	3					5												0	2			2							4
		書跡			2						2												0	3			3							6
		歴史資料									0												0											0
		考古資料									0												0	2			15							17
		石造物				3					3												0				1							1
無形文化財	芸能			1						1												0											0	
	工芸技術									0												0											0	
	選択保存技術									0												0											0	
民俗文化財	有形民俗文化財									0												0											0	
	無形民俗文化財	1				3				4					2							2				1	4						5	
記念物	遺跡						2			2	2			2								4			1	3		1					5	
	名勝地				1					1												0	1		1	2							4	
	動物・植物・地質鉱物				1					1			1									1			1								1	
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区									0												0											0	
	伝統的建造物									0												0											0	
文化環境保存区域	文化環境保存区域								1	1												0							3				3	
	歴史的建造物									6	6											0									24		24	
合計件数		6	3	8	17	3	2	0	1	6	46	6	6	5	5	2	0	0	0	0	0	24	26	0	6	42	6	1	0	3	24		108	

※西区：国指定に国宝建造物1件を含む

第3節 埋蔵文化財

現在神戸市には、東灘区 48 件、灘区 27 件、中央区 42 件、兵庫区 29 件、北区 273 件、長田区 26 件、須磨区 26 件、垂水区 24 件、西区 226 件で合計 721 件を数える遺跡が存在している。(令和 2 年 4 月 1 日現在)

遺跡の件数は、面積の大きい北区及び西区が全体のおよそ 7 割を占めている。昭和時代後半以降に大規模なニュータウン建設や広範囲に行われた圃場整備事業に伴い、広範囲に及ぶ分布調査・試掘調査が行われたため、主に縄文時代から中世までの遺跡が確認されている。西区には弥生時代の拠点集落と考えられる玉津田中遺跡や高地性集落である頭高山遺跡、古墳時代前期の前方後円墳である白水瓢塚古墳などが注目される。北区には、山間部に古墳時代後期の群集墳や淡河城跡などの城館も多数存在している。

残りの 3 割は、東灘区から垂水区までの六甲山系南麓地域の狭小な平野部に密集している。瀬戸内海や山陽道及び西国街道などの存在から古くから交通の要衝として、多くの人や物が行き交っていたため、縄文時代以降の遺跡が各所で確認されている。中央区と兵庫区にまたがる楠・荒田町遺跡や須磨区の戎町遺跡などの大規模な弥生時代の拠点集落や、兵庫区の港湾都市遺跡である兵庫津遺跡、垂水区の五色塚(千壺)古墳 小壺古墳など枚挙にいとまがない。また、国宝桜ヶ丘銅鐸・銅戈群をはじめとして数多くの出土品が発見されている。六甲山系南麓地域は阪神・淡路大震災で大きな被害を受けたため、住宅の復旧などで広大な面積の発掘調査が必要になったが、全国からの調査協力により比較的短期間の調査が可能となった。これらの調査の積み重ねにより現在では、市街地の遺跡の分布状況が詳細に把握されつつある。

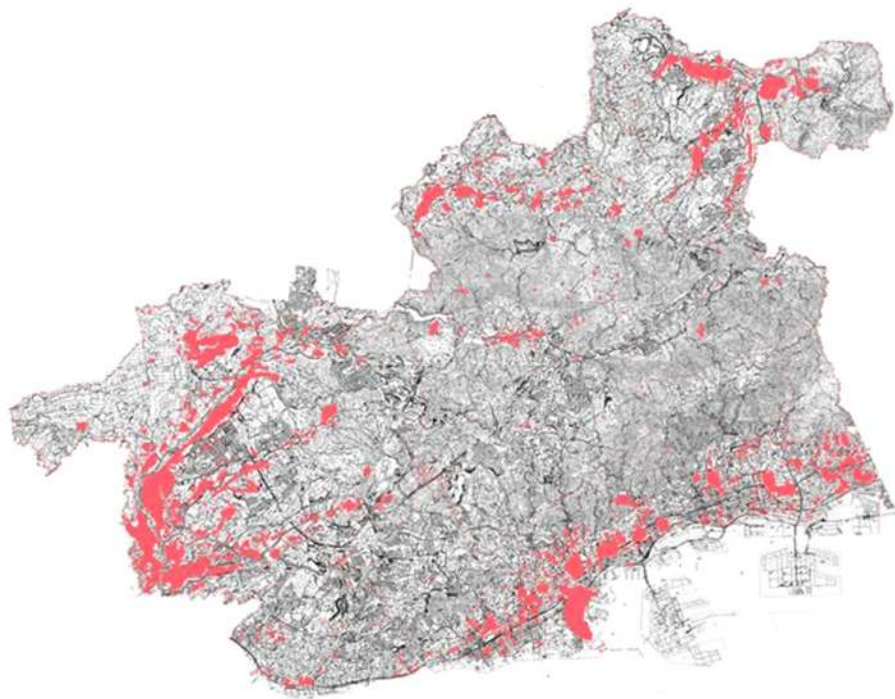


図 81 周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況(赤塗部)

第4節 未指定文化財

これまで、調査等により把握した中から、神戸市の歴史、文化、自然を理解する上で重要なものを指定、そしてそれに準ずる価値を有するものを登録、そして、伝承性など神戸らしい特色を持つものを認定し、保存・活用の対象としてきた。その一方で、その価値の位置づけが定まらない未指定の文化財が大半を占める。茅葺建物（金属板で屋根を被覆するものも含む）、近代化遺産、近代洋風建築物、近代和風建築物、近代産業遺産、古文書などの文献史料、伝統的な祭り・行事、伝統芸能、巨樹や植生、石造物などがある。後述する第5章第1節に挙げる調査などをはじめ様々な分野の調査が行われている。その結果、これまでに挙げた指定等文化財及び埋蔵文化財以外にも、建造物 4,140 件、文献資料 134 件、石造物 111 件、芸能及び行事 845 件、城跡 103 件、樹木等 73 件の未指定文化財を数える。なお、件数については、現在消滅しているものも含まれている。調査が行われた時期が数十年を経過しているものが多く、現状の把握が十分に行われていないため、現状確認調査を行いデータ整理が必要といえる。

また、現在指定されていない地蔵盆などの伝統的な祭り・行事は、震災復興の地域コミュニティづくりで一定の役割を果たしたとの評価があり、詳細な調査を行う必要がある対象と考えられる。

そして、令和3年の法改正に伴い、今後は食文化や伝統芸能などの生活文化といったこれまで文化財類型として捉えてこなかったものも対象とした調査を検討する必要がある。

第5節 日本遺産

神戸市には、平成30年度（2018）に追加認定された北前船に関するストーリー（「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」の物語）と令和2年度（2020）に認定された酒造に関するストーリー（「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷）の2件の日本遺産がある。いずれも複数の自治体が申請したシリアル型の日本遺産であるため、他自治体とも連携しながら事業を推進している。

①「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 北前船寄港地・船主集落」の物語

ストーリーの概要	「動く総合商社」ともいべき北前船は、「買積」によって一攫千金を夢見た男たちが、港々で仕入れた特産品を積み込み、日本各地と北海道を結び、北海道だけでなく全国の特産品の流通に一役買った。関西の食文化は北前船が作ったといっても過言ではない。大坂とともに北前船の拠点港であった兵庫。天然の良港として古くから瀬戸内海の交通の要衝として栄え、江戸時代末期には高田屋嘉兵衛が択捉航路を開き、北海道物産交易の基地としても大いに賑わった。現在にも彼らが残した遺産が各所に遺されている。
申請自治体	北海道（函館市、松前町、小樽市、石狩市）・青森県（鱒ヶ沢町、深浦町、野辺地町）・秋田県（秋田市、にかほ市、男鹿市、能代市、由利本荘市）・山形県（酒田市、鶴岡市）・新潟県（新潟市、長岡市、佐渡市、上越市、出雲崎市）・富山県（富山市、高岡市）・石川県（加賀市、輪島市、小松市、金沢市、白山市、志賀町）・福井県（敦賀市、南越前町、坂井市、小浜市）・京都府（宮津市）・大阪府（大阪市、泉佐野市）・兵庫県（神戸市、高砂市、新温泉町、赤穂市、洲本市、姫路市、たつの市）・鳥取県（鳥取市）・島根県（浜田市）・岡山県（倉敷市）・広島県（尾道市、呉市、竹原市）・香川県（多度津町）

	文化財の名称	種別	指定区分	所在地
神戸市内 構成文化財	神戸大学海事博物館北前船収蔵資料	美術工芸 文献資料 有形民俗	未指定	東灘区
	敏馬神社「弁才船絵馬」	有形民俗	市指定	灘区
	神戸海洋博物館北前船収蔵資料	美術工芸 文献資料 有形民俗	未指定	中央区
	高田屋嘉兵衛献上灯籠	建造物（石造）	未指定	兵庫区
	苦楽松右衛門の墓	建造物（石造）	未指定	兵庫区
	高田屋嘉兵衛本店跡地	史跡	未指定	兵庫区
	舞子延命地藏（たたき地藏）	建造物（石造）	未指定	垂水区

②「伊丹諸白（もろはく）」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷

ストーリーの概要	江戸時代、伊丹・西宮・灘の酒造家たちは、優れた技術、良質な米と水、酒輸送専用の樽廻船によって、「下り酒」と称賛された上質の酒を江戸へ届け、清酒のスタンダードを築いた。酒造家たちの技術革新への情熱は、伝統ある酒蔵としての矜持と進取の気風を生み、「阪神間」の文化を育んだ。六甲山の風土と人に恵まれたこの地では、水を守り米を育てる人々、祭りに集う人々、酒の香漂う酒造地帯を訪れ、蔵開きを楽しむ人々が共にあり、400年の伝統と革新の清酒が造られている。			
申請自治体	伊丹市、神戸市、西宮市、尼崎市、芦屋市			
神戸市内 構成文化財	文化財の名称	種別	指定区分	所在地
	兵庫県の酒造習俗	無形文化財	国選択	東灘区
	灘五郷・酒造り唄	無形文化財	未指定	東灘区・灘区
	魚崎郷・櫻正宗山邑家酒造用具、酒造関連資料	有形民俗文化財 歴史資料	未指定	東灘区
	魚崎郷・浜福鶴酒造用具	有形民俗文化財	未指定	東灘区
	灘の酒造用具	有形民俗文化財	国重文	東灘区
	御影郷・菊正宗嘉納家酒関連資料及び樽酒 マイスターファクトリー	歴史資料 無形民俗文化財 有形民俗文化財	未指定	東灘区
	御影郷・白鶴旧本店老号蔵出土遺構・遺物 白鶴酒造用具	建造物 考古資料 有形民俗文化財	未指定	東灘区
	御影郷・神戸酒心館酒造用具	有形民俗文化財	未指定	東灘区
	沢の鶴株式会社大石蔵附灘の酒造用具一式 槽場遺構	有形民俗文化財 史跡	県指定 未指定	灘区
	灘の酒樽製作技術	無形民俗文化財	国記録	東灘区
	兵庫津・樽屋権兵衛家酒樽・桶づくり道具一式	有形民俗文化財	未指定	
	兵庫津・酒造稼名前帳	古文書	未指定	
	敏馬神社弁財船絵馬	有形民俗文化財	神戸市指定	灘区
	神戸大学海事博物館樽廻船資料	歴史資料	未指定	東灘区
	賢愚経残巻(大聖武)甲巻四百六十一行乙巻五百三行多数	有形文化財 (美術工芸)	国宝 重要文化財	東灘区
	白鶴美術館本館、白鶴美術館事務棟、白鶴美術館土蔵、白鶴美術館茶室(松庵)	建造物	国登録	東灘区
	私立灘中学校・高等学校本館	建造物	国登録	東灘区
	甲南漬資料館(旧高嶋家住宅主屋)	建造物	国登録	東灘区
	御影公会堂	建造物	国登録	東灘区

第4章 神戸市の歴史文化の特徴

神戸市の自然・地理的、社会的、歴史的な環境及び文化財の状況を踏まえ、神戸市の歴史文化の特徴として、下記の3つの特徴を抽出した。

①兵庫津・神戸港と街道が育んだ多文化共生のまち（交流の側面からの特徴）

神戸市は、摂津国と播磨国に位置しており、山陽道や瀬戸内海航路など陸海の交通の要衝として古来重要な位置を占め、海外や日本各地の文物が集まってきた。

その重要性は、畿内への入り口と言える場所である明石海峡を見渡す位置に、兵庫県下最大の古墳である五色塚古墳が築かれたことから明らかである。奈良時代には、行基により重要な港の一つとして大輪田泊が築かれたことに始まり、平清盛による改修を経て近世に兵庫津と呼ばれた港を中心に栄えてきたこと、そして、開港五港として兵庫（実際は神戸港）が選ばれたことなどが示している。その後、神戸開港を機に建設された神戸外国人居留地が諸外国からの窓口となり、様々な出自の人々が訪れた。神戸港が国際港として開かれるとともに、関西でいち早く鉄道が開通した。現在では空の玄関として神戸空港も建設され、陸・海・空の結節点として多くの人やモノが神戸市域を行き交っている。

神戸に集まった人々は、様々な地域コミュニティを形成し、海と山が近接する地形を生かしながら暮らしやすい町を作った。そこで育まれた多様な価値観やゆとりのある生活をもとに、神戸らしい文化や芸術が醸成された。

また、六甲山地を挟み、北側にも東西をつなぐ街道が通っており、各時代を通じて人や文化を運んだ。それを示すように街道に沿って北区や西区に寺社や石造物が築かれ、現在に至っている。さらに都市部と農村地域は街道や河川などさまざまな“みち”を通して有機的な繋がりを持ち交流を続けてきた。

このような歴史が、地域コミュニティを基盤として新しいものをいち早く取り入れる一方で、伝統的な行事などを大切にす文化的な寛容さを育て、多様な文化が融合する都市となった。

②六甲山系と瀬戸内海とともに生きるまち（環境と文化の側面からの特徴）

瀬戸内海に面し、六甲山地やその北や西に広がる農村地域を有する神戸市は、非常に豊かな自然環境に恵まれている。人々はこの優れた海と山の景観を財産として親しみ享受してきた。さらにその地の利を生かし、須磨海岸や有馬温泉、六甲山でレジャーを楽しみ、寺社や公園の木々に癒され、瀬戸内海や農村地域でとれた新鮮な海の幸・山の幸を手に入れることができる。

このような環境の多くは、手付かずの自然環境というのではなく、地域の人々との関係により形成されたものである。時には過度な開発により阪神大水害のような災害を被る一方で、北区・西区の里山整備や明治時代の六甲山の砂防植林による植生回復、六甲アイランドや西神ニュータウンなどを生み出した神戸方式の開発など自らが望む形にまわりの環境を作り上げた。このように人々は様々な開発により常に新しい都市文化を創造してきた。その一方で、自分たちの地域コミュニティが安定して営まれるために、祭礼や習俗を継承してきた。そうした人々の活動により作り上げられてきたのが現在の神戸市と言える。大都市でありながらも今も伝統文化と自然に触れ合うことができる環境を守り育んだ。

③復興と創造のまち（災害復興の側面からの特徴）

平成7年（1995）1月17日、巨大地震が神戸市を襲った阪神・淡路大震災から早くも27年の月日が経過した。この地震により数多くの建造物が倒壊、焼失し、街の様子や人々の生活を一変させた。このような災害は決して初めてではなく、過去に様々な災害に見舞われている。文禄5年（1596）に発生した慶長伏見大地震は、須磨寺に伝わる『当山歴代』などにも記録され、発掘調査などでも市内各地でその痕跡が見つかっている。昭和13年（1938）の阪神大水害などの自然災害、源平合戦をはじめとした多くの戦災、そして第二次世界大戦における神戸大空襲などの人的災害など多くの災害があった。これらの災害は、神戸の地形や歴史的背景に起因するところであり、各時代を通じて重要な場所としてあり続けたためであった。

神戸市はこのような様々な災害に見舞われ、その度に復興を果たしたことを遺跡や歴史資料、人々の記憶の中に見ることができる。今も地域に多くの文化財が伝えられているのは、復興の過程で人々の暮らしにとって大切なものとして意識され、守られてきたからである。現在も伝わる伝統的な祭り・行事は、地域コミュニティの維持のために、重要な役割を持ち、継承されてきたといえる。また、阪神・淡路大震災では、復興の過程で失われる危機にあった被災文化財を保護することを目的として、文化財レスキューの活動やヘリテージマネージャーの養成が始まり、今ではその活動は全国に広がっている。

このように様々な災害の苦難を乗り越え、文化財を守り、生かして復興を遂げてきた。災害と復興の過程から得られた経験や知識を生かし、文化を創造し発信するまちである。

第5章 神戸市の文化財の保存・活用に関する現状

第1節 既存の文化財調査の概要

神戸市域においてこれまで国・県・市により下記のような文化財に関する調査が実施されて文化財の把握に努め、保存・活用に生かしてきた。その他神戸大学のような研究機関や地域団体が郷土史等の作成に際して調査を行ってきた。ただし、神戸市がその成果について取りまとめが十分できておらず、今後の課題と言える。

現在把握している調査から、建造物、石造物、民俗文化財、伝統的建造物については、比較的調査が進んでおり、一定の成果を挙げている。しかし、調査から一定の年月が経過しているため、現状把握が必要といえる。美術工芸品や無形文化財、そして遺跡以外の記念物については、市内において十分な調査が行われていないことが明確になった。

表 19 神戸市内における文化財調査

調査主体	分野	年代	報告書名
文化庁	名勝	H24	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』
		H25	『名勝に関する総合調査』
	近代遺跡	H26	『近代遺跡調査報告書-政治（官公庁等）-』
		H27	『近代遺跡調査報告書-軽工業-』
		H28	『近代遺跡調査報告書-重工業-』
		H30	『近代遺跡調査報告書-交通・運輸・通信業-』
		R2	『近代遺跡調査報告書-商業・金融業-』
		H14	『近代遺跡調査報告書-鉱山-』
	文化的景観	H15	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』
		H22	『採掘・製造，流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究』
兵庫県	建造物	S55	『兵庫県の近世社寺建築』
		H26	『兵庫県の近代和風建築－兵庫県近代和風建築総合調査報告書－』
	史跡	H24	『淡河川山田川疏水調査報告書』
		H25	『兵庫県の台場・砲台』
		H27	『広域に所在する文化財群の調査と活用－幕末・明治の海防関連文化財群の調査研究－』
	植生	H 7	『兵庫の貴重な自然－兵庫県版レッドデータブック－』
	民俗	S51	『兵庫の民俗芸能』
		S56	『兵庫県の民謡－兵庫県民謡緊急調査報告書－』
		S62	『兵庫県民俗地図－兵庫県緊急民俗文化財分布調査報告書－』
		S63	『兵庫県の諸職－兵庫県諸職関係民俗文化財調査－』
		H1	『兵庫県の方言－兵庫県方言収集緊急調査報告書－』
		H9	『兵庫県の民俗芸能－民俗芸能レッドデータブック－』
	城館	S57	『兵庫の中世城館・荘園遺跡－兵庫県中世城館・荘園遺跡緊急調査報告－』
			『兵庫の中世城館・荘園遺跡－兵庫県中世城館・荘園遺跡緊急調査報告－』
近代化遺産	H18	『兵庫県の近代化遺産－兵庫県近代化遺産（建造物等）総合調	

			査報告書ー』
	生産遺跡	H20	『徳川大坂城東六甲採石場ー国庫補助事業による詳細分布調査報告書ー』
	埋蔵文化財	S40	『兵庫県遺跡地名表』
	総合	H3	『歴史の道調査報告書第1集 西国三十三所巡礼道』
		H4	『歴史の道調査報告書第2集 山陽道（西国街道）』
		H24	『平清盛と源平合戦関連文化財群の調査研究報告書』
		H25	『広域に所在する文化財群の調査と活用ー播磨国風土記関連文化財群の調査研究1ー』
		H26	『広域に所在する文化財群の調査と活用ー播磨国風土記関連文化財群の調査研究2ー』
神戸市	建造物	S39	『神戸市文化財調査報告7 神戸の農村舞台ー歌舞伎舞台を中心にー』
		S56	『酒のふるさと・灘の酒蔵 東灘・灘酒蔵地区伝統的建造物群調査報告書』
		S59	『神戸市内の近代洋風建築』
		H2	『神戸の近代洋風建築』
		H5	『神戸市の茅葺民家・寺社・民家集落』
		H10	『神戸市の茅葺民家・寺社・民家集落 補遺編』
	石造物	S42	『神戸市文化財調査報告10 神戸の石造美術』
	美術工芸	S53 ~ H27	『神戸市文献史料』に掲載の古文書類
	民俗	S50~54	『神戸市の民俗芸能』東灘区~垂水区（5巻）
		H20	『無形民俗文化財調査報告書 東灘区のだんじり祭り』
	埋蔵文化財	S48	『神戸市埋蔵文化財遺跡分布図及び地名表〈垂水区・兵庫区〉第一集』
		S58~	『神戸市埋蔵文化財分布図』
	伝統的建造物群	S51	『異人館のあるまち神戸 北野・山本地区伝統的建造物群調査概要』
		S57	『異人館のあるまち神戸 北野・山本地区伝統的建造物群調査報告』
		H12	『異人館のある町並み 北野・山本』

表 20 調査状況

種類・分類		調査状況	
建造物		○	兵庫県・神戸市により調査が実施されており、多くの建造物を把握している。ただし定期的な現況調査が行われていないものが多い。
美術 工芸	絵画	×	全市的な調査は行われていない。
	彫刻	×	全市的な調査は行われていない。
	工芸品	×	全市的な調査は行われていない。
	書跡	×	全市的な調査は行われていない。
	典籍	×	全市的な調査は行われていない。
	古文書	△	官民により継続的な調査が行われているが、調査成果の集約ができていない。
	考古資料	○	市内発掘調査に伴い資料を確認している。
	歴史資料	×	全市的な調査が行われていない。
石造物		○	神戸市内において所在調査が実施されており、多くの石造物を把握している。ただし、それ以外にも石造物が存在していることが予想されるため、継続的な把握調査が必要。
無形文化財		×	全市的な調査は行われていない。
民俗 文化財	有形民俗	△	農村歌舞伎舞台など限定的な分野において調査が行われているが、それ以外は伝統的な祭り・行事の調査に伴い、それに使用する道具を確認するに留まる。
	無形民俗	○	神戸市内において伝統的な祭り・行事について悉皆調査が行われているが、それ以降十分な現状調査が行われていないものが多い。
記念物	遺跡	○	城館や古墳をはじめとして多くの遺跡が把握されている。また、幕末の台場跡や疎水に関する調査が行われている。
	名勝地	△	文化庁により全国的な庭園及び公園等に関する調査が行われているが、詳細は把握されていない。
	動物、植物、地質鉱物	△	市内の動植物の生息・生育状況の変化を反映させるため、概ね5年に一度レッドデータの改定を行っており、それに伴い調査を行っているが、文化財分野からの調査は行われていない。また、地質・鉱物については全市的な調査が行われていない。
文化的景観		△	文化庁により全国的な調査が行われているが、詳細は把握されていない。
伝統的建造物群		○	北野町山本通地区内において、神戸市により定期的に把握調査が行われている。
文化財の保存技術		△	近年では文化庁により酒造技術の調査が行われているが、それ以外の分野については調査が及んでいない
埋蔵文化財		○	開発に伴い埋蔵文化財調査が適切に行われており、包蔵地の範囲の把握などが行われている。ただし、史跡整備に関する調査は少ない。
その他		△	兵庫県により、石切り場や歴史の道などのテーマを絞った調査が継続して行われている。

第2節 アンケート調査の概要

文化財についての意識と継承についての現状を把握するために市民、文化財所有者、観光事業者に文化財の保存・活用に関するアンケート調査を実施した。各調査の概要は下記のとおりである。

○市民意識調査

実施期間	令和2年(2020)9月28日～10月18日
対象	神戸市ネットモニター約5500人
回答数	1,639件
調査内容	市内文化財の認知度と保存・活用に対する意識
調査結果概要 (主な問題点・ニーズ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財だと思えるものについて、建造物や美術品など有形文化財は 6割以上を占めるが、天然記念物や身近にある石碑や地蔵を文化財と思う人は 4割以下と少ない。 ・約9割の人が市内の文化財に関係するところに訪れており、その内訳としては博物館や美術館、旧居留地や異人館などの歴史的な建物が 8割以上を占める。一方で、北区・西区の茅葺建物や伝統的な行事、地域の祭りは 3割以下と少ない。 ・文化財の情報を得た媒体は、新聞・広報誌やHPが 5割前後を占める。 ・文化財や関連する施設に行く目的は、「実物を見るため」が9割弱を占める。 ・8割の人が文化財に関するイベントに参加したいと回答し、参加してみたいイベントとしては、非公開の文化財施設の公開や伝統行事・祭りの見学、まち歩きなどツアーの参加が多い。 ・文化財を保存・継承していくのに適した団体は、9割弱の人が行政と回答し、企業やボランティア団体、一般市民と回答した人は3割前後となっている。 ・文化財を保存・継承していくためにすべき取り組みとしては、文化財の指定等が8割弱を占め、維持管理に係る金銭的・技術的援助や学校教育との連携も 5割以上を占める。 ・約6割の人が市内の文化財を保存・継承するために協力したいと回答し、その内容としては、文化財に関するアンケートへの協力や講演会・公開イベントへの参加が多い。一方で、伝統行事の担い手としての参加は 2割弱と少ない。

○文化財所有者調査

実施期間	令和2年(2020)11月頃配布・回収
対象	文化財所有者及び管理団体
回答数	165件
調査内容	文化財管理の意識・問題・防犯、及び活用の意思
調査結果概要 (主な問題点・ニーズ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を所有(管理)していることについて、約半数の人が誇りに思っている一方で、約4割の人が負担に感じている。 ・文化財を所有(管理)するうえで困っていることは、維持管理費用が約7割と最も多く、災害対策や管理・継承に係る人材についても多い。 ・防火機器の設置や侵入防止措置を施している人が半数近くいる一方で、何も対策をしていない人が1割強を占める。 ・文化財を守っていくために、維持管理に係る費用の補助を求める声が約8割。 ・3割強が原則常時公開としている一方で、2割弱が非公開となっている。その内訳としては、住居として利用されている建造物が多い。 ・7割弱の人が所有(管理)する文化財を公開など活用することが望ましい

	<p>と思う一方で、居住しているなどの理由により 3 割弱の人は望ましくないと回答している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・望ましいと思う活用内容としては、公開の他、イベント開催や魅力の発信、地域住民・教育の場としての利用など様々な意見があげられている。また、活用するうえで協力したい団体は、地域住民が 5 割強で、行政も 5 割弱を占めている。 ・公開など活用を考える際の不安や問題点としては、公開・活用のための人材不足や損傷・劣化に対する不安が 3 割以上と、この質問では高い比率を示している。 ・5 割弱の人が所有（管理）している文化財を今後も自分で所有（管理）・活用したいと回答している一方で、地域での管理や文化財の譲渡・寄託、次世代への継承を求める声も 1 割程度みられる。 ・行政に期待することとしては、維持管理に係る資金援助が多く、保存・活用に係る助言・仲介など相談窓口の充実や普及啓発、記録・調査などもあげられている。
--	--

○観光企業調査

実施期間	令和 2 年(2020)11 月頃配布・回収
対象	神戸市内にある観光プログラム等を造成する観光事業者
回答数	11 件
調査内容	文化財の活用について現在の取り組みと活用方法の提案
調査結果概要 (主な問題点・ニーズ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・回答された全事業者が神戸市の文化財の活用について好意的である。 ・活用したいと思う文化財は建造物が最も多く、史跡や名勝、伝統的建造物群、神戸市の歴史文化の中で育まれた地域資源（有馬温泉、灘のお酒、異国の文化など）も比較的多いが、美術工芸品や民俗文化財、天然記念物については 1 割以下と少ない。 ・文化財を活用するうえで支障になっていることは、文化財に関する知識が最も多い。また、文化財を活用するうえであればよいと思う支援やツールは、歴史が分かるガイドブック・マップの発行や文化財を紹介する HP の整備、財政的補助が 5 割前後を占める。 ・文化財を活用した取り組み（市外含む）や今後行いたい取り組みは、観光コースへの組み入れが回答として最も多かった。 ・行政に期待することとしては、主に文化財の活用に関する情報発信や活用に向けた窓口の設置などを求める声あげられている。

3-1 神戸市の文化財の保存・活用に関する取り組み

現在の神戸市が実施している文化財の保存・活用に関する取り組みを、主に保存に関するものと活用に関するものに分けて以下に記載する。

【主に保存に関する取り組み】

(1) 文化財の現状把握とデータの管理

指定等文化財の現状把握については、文化財課による所有者などへの連絡や現状確認だけではなく、平成9年(1997)の条例制定に伴い設置された文化財巡視員制度を活用している。**この制度は、**ヘリテージマネージャーや文化財に関する有識者を文化財巡視員として委嘱し、定期的に市内各所にある指定等文化財**を目視により現状確認するものである**。巡視報告により文化財の現状把握が可能になり、速やかな対応に繋がっている。

埋蔵文化財については、昭和40年(1965)に兵庫県教育委員会が兵庫県遺跡地名表を作成し、神戸市でも昭和47年度(1972)から神戸市埋蔵文化財分布図を発行し、周知に努めてきた。その後も分布調査や試掘調査及び発掘調査等の成果から、毎年遺跡範囲の修正などを行っている。平成12年(2000)からGIS(地理情報システム)を活用した管理システムの運用を開始している。作成の背景には、昭和50年代以降からの様々な開発と阪神・淡路大震災により莫大な量の埋蔵文化財データを蓄積していたが、紙媒体による管理を行っていたため、埋蔵文化財に関する取扱いに十分活用できない状態であった。管理システムを導入することにより、住所や遺跡名から申請地の情報を確認し、周辺の既往の情報も含めて参照することができ、迅速な対応が可能となった。令和元年度(2019)からは、伝統的建造物群保存地区や文化環境保存区域についてもGISを活用し修理履歴等の管理を始めている。

(2) 文化財の指定・登録・認定と修理等助成

神戸市では、平成9年度(1997)から市条例に基づき文化財の指定・登録・認定を行っている。神戸市文化財保護審議会委員や有識者との詳細調査を実施し、神戸市文化財保護審議会において諮問し、答申を受けている。**また、神戸らしい特色のある史跡や伝統的な祭り・行事などは地域文化財として認定し、管理や継承などについての助成を行うことや、文化財とその周辺の一定の範囲を指定して保護する文化環境保存区域など、市独自の取り組みも規定している。**

国・県の指定文化財の修理等事業については、国・県の補助金に対して随伴補助を行っている。市指定等の文化財のうち、有形文化財及び記念物は、修理・復旧・防災設備設置及び改修、無形民俗文化財は、用具等の修理及び新調と保存・継承に関する取り組み、伝統的建造物や文化環境保存区域内の歴史的建造物等も有形文化財と同様の事業を対象として助成を行っている。修理においては、文化庁・兵庫県の担当者・文化財保護審議会委員の助言の下、所有者、修理業者等などと協議したうえで、実施している。建造物などでは修理経費が高額になり、所有者の経費負担が過度となる場合がある。そのため、個人や任意団体については、財政規模に応じて段階的な補助率の適用を行い、金銭的負担の軽減を図っている。

(3) 埋蔵文化財発掘調査

神戸市では、埋蔵文化財発掘届出書及び通知が年間およそ 700 件程度提出されており、各申請者と協議を行い、設計変更等により埋蔵文化財の保護に努めており、**工事により損壊する箇所が必要最小限になるように調整している。損壊の免れない箇所については発掘調査により記録保存を行っている。**

発掘調査は、昭和 50 年代以降の西神及び北神ニュータウン開発や圃場整備など大規模開発が急増した。さらに阪神・淡路大震災以降は、市街地再開発や区画整理事業など大規模な開発ほか、個人住宅の再建や共同住宅の建設など住宅供給や商業施設等に伴い実施されてきた。現在、発掘調査件数は、民間の共同住宅などを中心に過去 5 年間平均 25 件程度で、令和元年度（2019）は 26 件を数える。現地調査終了後は、神戸市埋蔵文化財センターで出土遺物及び現地で取得した写真や図面などの資料の整理を行い、その成果を発掘調査報告書として刊行し、一般に公開している。平成 21 年（2009）からは、現在、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が運営しているデジタルコンテンツ「全国遺跡報告書総覧」に報告書を順次掲載し、調査内容の公開の充実を図っている。なお、震災関連等の調査については、近年、刊行ができていなかった**震災復興として行われた個人住宅建設に伴う調査を対象として計画的に整理作業を進めており、発掘調査報告書刊行をはじめ調査成果の公開を行っている。**

(4) 景観の保全と建造物等活用への支援

神戸市では、全国に先駆けて昭和 53 年（1978）に制定された「神戸市都市景観条例」と平成 16 年（2004）に制定された「景観法」に基づき、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、作るための施策を推進してきた。そして良好な景観の形成に関する計画を定める区域として、旧居留地地区をはじめとして 13 か所を景観計画区域のうち**重点地域・地区**として指定している。これらの地区の中には様々な歴史ある建造物が存在し、神戸らしい景観を作り出している。それを守るために、市内にある近代洋風建築と茅葺建物等を対象として**神戸市指定景観資源**に指定し、保全・活用を図っている。それらの中には、国及び市の登録有形文化財も含まれており、多角的な保存・活用が可能になっている。

神戸市の魅力の一つである茅葺建物の活用を行う上では、様々な法制度による規制がある。そのため、それらの制度や規制をまとめた活用のガイドラインとして「こうべ茅葺トリセツ」を作成し、活用の事例や具体的な規制を明示し、適切な手続きについて周知している。また、北野町山本通伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等については、その外観を維持しながら大規模な修繕等を行うことができるよう建築基準法を緩和する条例を策定した。

さらに「神戸市空家等対策計画」に基づき、空家に関する調査及びデータベース化や所有者への助言などを行っている。市内の文化財及び歴史的な建造物についても、相続などに伴い空き家化・解体される可能性もあるため、庁内関係部局及びすまいまちづくり公社と情報を共有し、文化財に該当するものの有無など状況の把握に努めている。



図 82 こうべ茅葺トリセツ

(5) 民俗文化財をはじめとした未指定文化財等への支援

だんじりなどの伝統的な祭り・行事については、未指定のものも多く、支援には、文化庁助成事業である「地域文化財総合活用推進事業」を活用している。各区役所では、地域コミュニティの核となり、地域住民により守り伝えられてきた行事や民俗芸能等の伝統文化に関する物的資源に対して、修理や購入などの費用の一部を助成し、地域に特化した事業などを行っている。例えば、東灘区、灘区、垂水区、西区などでは伝統的な祭り・行事に、北区では地域団体と協力して農村歌舞伎の上演、茅場育成や茅葺建物への理解を深めるためのイベントなどを行っている。

また、市内に所在する古文書については**相談のあったものを中心に**調査し、記録化を行っている。ただし、未指定の仏像や古文書等の美術工芸品や法や条例による保護を受けてない建造物など、現在支援が及んでいないものも多い。

文化財課では、令和2年度から、「神戸歴史遺産制度」を創設し、幅広い分野の文化財を認定することで、神戸歴史遺産として広く周知し、**ふるさと納税を活用した助成**を行うことで保護の強化に取り組んでいる。



図 83 だんじりパレード



図 84 農村歌舞伎（上谷上）

(6) **大規模災害における**文化財に関する防災対策

神戸市では、阪神・淡路大震災の被災地として、その経験から神戸市立博物館や神戸市埋蔵文化財センターなどの展示資料の転倒防止・免震化や建造物の耐震化などを進めている。

旧ドレウエル邸など市所有の文化財では耐震化を進めているが、費用が高額になることなどもあり、多くの建造物で対策が進んでいるとは言えない。

阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側及び支援側として得た経験と教訓をもとに支援を要する業務や受入れ体制などを事前に、かつ具体的に定めた「神戸市災害受援計画」

(令和3年に「神戸市業務継続・受援計画」に統合)を策定している。大規模災害時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に、他の自治体や機関などの多方面からの支援を最大限に活かすことを目的としている。計画の中では、文化財についても緊急時の業務フローと受援に関する必要事項をまとめた受援シートを作成し、初動体制の構築、迅速な応援要請への対応、ボランティアの受入れなどについて定め、業務を行う体制を構築している。ただし、被災時の体制については、シミュレーションが



図 85 旧外国人居留地十五番館免振装置と点検状況（撮影協力：株ノザワ）

十分に行われていないため、効果の検証が必要といえる。

（7）指定等文化財の防火指導及び文化財防火デーに合わせた防火訓練等

文化財防火デーは、昭和24年（1949）1月26日の法隆寺金堂の火災に起因するもので、文化財の愛護に関する意識の向上を目的に、昭和30年（1955）から毎年1月26日に全国一斉に行われている。

神戸市でも、文化財防火デーの取り組みとして、寺社や市内にある文化財に関連する施設で、関係者による通報、消火、文化財救出、そして消防署による放水訓練などを行い、所有者への防火指導も併せて行っている。さらに訓練の様子を一般にも公開することで、市民に対しても文化財の防災への理解を促している。令和元年（2019）に起こったノートルダム大聖堂や首里城の火災を受け、今後は一層の理解と対策が必要になっている。指定等文化財については、自動火災報知機や防火施設が設置されている。主に国指定文化財については、防災設備の点検費用について助成を行っている。ただし、設備の老朽化や所有者・管理者の高齢化により、機能低下・操作不備など十分な防災の対応ができなくなる可能性がある。



図 86 文化財防火デーの消防訓練の様子
（太山寺本堂）

北部・西部地域に点在する茅葺建物は、火災に非常に弱く、さらに個人所有のものも多いため、消防設備点検経費の助成をはじめ、消防設備に関する支援を強化している。

（8）文化財の修理材料の確保

茅葺建物は、神戸市にとって貴重な文化財の一つであるが、その維持には茅の安定的な供給が必須といえる。かつては、身近にあった材料であるが、農地整理や生活様式の変化などから地元で手に入れることができず、現在は熊本県産や静岡県産などの茅を使用している。これからも茅葺建物を継承していくために、神戸市では平成28年度（2016）から神戸市の施設内で茅の育成を開始している。また、地域住民を主体とした民間団体も茅場の育成を行っており、神戸市内での素材供給への動きがみられる。



図 87 神戸市内で育成中の茅場

（9）文化財の収蔵と維持管理

市所有の美術工芸品などの有形文化財については、神戸市立博物館・神戸市立中央図書館・神戸市文書館・神戸市埋蔵文化財センター等に収蔵されている。特に埋蔵文化財調査の出土遺物については、膨大な量であり、かつ継続的に増加していくため、廃校になった校舎の空き教室なども活用して収蔵している。

いずれの施設についても収蔵スペースに制限がある。継続的な資料収集に加え、文化財所有者の高齢化や後継者不足などによる、文化財の寄託等の対応の増加が想定され、将来的な収蔵設備の改善や

拡充が必要となってくる。また、施設の老朽化などによる、文化財の収蔵環境の悪化も懸念されており、リニューアルなどを含めた対応が必要となっている。

(10) 希少動植物の保護など生物多様性の保全

計画期間を平成28年度(2016)から令和7年度(2025)と設定した「生物多様性神戸プラン」に基づき、生物多様性の保全に関する取り組みを進めている。文化財に関連する事業としては、神戸版レッドデータの改訂、生物多様性への理解を深めるための生き物観察会などの開催、里山を含めた自然環境を保全する活動への助成などである。これらの様々な取り組みによって市内の天然記念物の直接的な保護だけでなく、祭礼等に関わる素材の確保や景観の維持をはじめとした文化財を取り巻く環境が保護されることにつながっている。

(11) 市民の木・市民の森の指定や六甲山系の保全活動

古木や大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から、神戸市にとって重要なものを市民の木・市民の森として指定し保護している。その中には神前の大クスや白川の石抱きカヤなどの県及び市指定天然記念物も含まれている。神戸市からは維持管理費用の一部について助成などの支援を行っている。しかし、管理団体の高齢化や所有者の交代などにより、維持や管理への影響が出てくる可能性がある。



図 88 「こうべ森の学校」の活動状況

また、都市部の背山である六甲山系については、「六甲山グラ
ンドデザイン」を策定し、六甲山の活性化を図っている。「こうべ森の学校」などの市民・企業・行政の協働による再度公園の保全・活用や、神戸外国人墓地の保全と一般公開なども含まれている。

【主に活用に関する取り組み】

(12) 神戸市立博物館など文化財施設や区役所での文化財を生かした保存・活用

主な文化財展示施設として、神戸市立博物館と神戸市埋蔵文化財センターがある。それぞれの収蔵品や特色を生かし、文化財の保存・活用を行っている。

神戸市立博物館では、「国際文化交流・東西文化の接触と変容」をテーマとして、神戸の歴史形成に関する資料を収集・収蔵している。テーマに沿った特別展や収蔵している資料を活用した展示をはじめ、一般向けの講座や史跡巡りやワークショップを行うとともに、小学生などを対象としたワークショップや観賞会も行っている。館外でも市内小学校を中心として、指導主事や学芸員による連携授業や移動博物館車「おきしお夢はこぶ号」を活用した出張展示などを行い、博物館活動並びに文化財を活用し、広い世代に地域の歴史への理解を深めてもらう事業を展開している。また、学習支援交流員(ボランティア)を公募し、自主事業を含めた活動を行っている。さらに平成30年度(2018)には常設展示のリニューアルを行い、展示内容の充実や施設の利便性の向上を図っている。

神戸市埋蔵文化財センターは、修復・調査作業の終了した遺物及び写真・図面等の記録類を収蔵するだけでなく、これらの資料を公開活用事業や調査研究等の利用に供している。具体的には、発掘調査

資料を活用した展示をはじめ、最新の発掘調査成果などを活かした講演会や体験講座を実施している。区役所と連携し「西神戸歴史探訪」(西区)などの市民向け見学会も実施している。

これらの施設以外にも兵庫区役所や須磨区役所などでは、地域の歴史を知ってもらうために地域に密着した歴史講演会などを開催している。各区文化センターでも神戸市立博物館や神戸市埋蔵文化財センター等の出張展示や講演会を開催している。また、地域の団体等からの要請により市職員を派遣し、地域の歴史についての講演を実施することもある。



図 89 茅葺技術の体験



図 90 体験講座の様子



図 91 移動博物館車による出張展示
(神戸市立博物館提供)

(13) 神戸市立中央図書館や神戸市文書館の貴重資料等の保存・活用

神戸市立中央図書館や神戸市文書館には、郷土資料として貴重な資料が収集・収蔵されている。中央図書館は、主には桃木書院図書館という私設図書館のコレクションを引き継いだ資料、文書館は新修神戸市史の編纂作業に基づき収集された資料や寄贈を受けた資料である。現在は、これらの資料の整理を行い、閲覧などの公開を行っている。今後はさらに**活用の利便性**を高めるために、市内社会教育施設や神戸大学等の研究機関と連携を図る。中央図書館については、所蔵している貴重な資料のデジタル化を行い、高精細画像で観察できる「貴重資料デジタルアーカイブズ」を構築し、インターネットで公開し、活用に努めている。文書館は、今後、歴史的公文書の保存・管理を行う公文書館機能を有する施設を整備し、現文書館の機能についても移転・集約を行う予定である。

(14) 神戸市が管理する建造物及び史跡の保存・活用

指定及び未指定の建造物や史跡を各担当部局が主体になって管理・公開している。

建造物については、旧トーマス住宅(風見鶏の館 国指定)や旧ドレウエル邸(ラインの館 市認定)で指定管理者制度を活用している。また、内田家住宅(県指定)では、近隣住民による団体に維持管理を委託し、「お月見会」などのイベントや小学校の見学対応等について文化財課と共同で実施している。他の施設でも定期的に内部の公開等を実施している。また、神戸市立博物館や神戸市文学館のように国登録有形文化財の建造物を博物館施設として、神戸市重要景観形成建築物に指定されている旧生糸検査所をデザイン・クリエイティブセンター神戸(K I I T O)として活用するなど歴史的な建造物の転活用も積極的に行っている。

史跡については、五色塚(千壺)古墳 小壺古墳(国指定)をはじめ、大歳山遺跡(市指定)などがあり、その大半が公園として整備され、市民の憩いの場となっている。その中でも五色塚(千壺)古墳小壺古墳は昭和40年(1965)から50年(1975)に本格的な史跡整備が行われた神戸市を代表する史跡である。現在は地域住民によるNPO法人に管理を委託し、見学者の対応や草刈りなど日常の維持

管理に努めている。活用については、官民協力して行っている。例えば、「五色塚古墳まつり」は、史跡五色塚古墳 小壺古墳に近接する神戸市立霞ヶ丘小学校への出張授業と、まつり当日の小学生によるパレードを連動して行っている。また、管理を行っているNPO法人が自主的に「五色塚古墳から初日の出を見よう」などのイベントを行っており、様々な形で五色塚古墳 小壺古墳への理解を深める効果を図っている。



図 92 市所有の指定等文化財建造物の見学会の様子



図 93 五色塚古墳まつりの様子

(15) 文化芸術活動の発表の場としての文化財の活用

平成 29 年度、第 9 回フルーツコンクールの開催に際し、市民の認知度向上や機運醸成を目的として「神戸国際フルーツ音楽祭」を開催した。この音楽祭では、コンサートやワークショップの会場として、旧ハッサム住宅（国指定）、旧ハンター住宅（国指定）、旧小寺家厩舎（国指定）、内田家住宅（県指定）といった指定等文化財の建造物や神戸聖ミカエル大聖堂、湊川神社神能殿といった歴史的な建造物を活用した。

また、神戸市では、平成 16 年度から市内で活躍するアーティストの活躍機会の創出とともに、市民や観光客がまちなかで気軽に音楽に触れる場として、市内各所でジャズやフルーツのコンサートを実施しており、令和元年度は旧トーマス住宅（風見鶏の館 国指定）や旧ドレウエル邸（ラインの館 市認定）をコンサート会場として活用した。

神戸市が令和 2 年度に策定した「神戸市文化芸術推進ビジョン」では、「神戸の歴史を物語る文化財や伝統文化、郷土芸能の保存・継承・活用」を基本方針の 1 つとして掲げており、これからも文化芸術活動の発表の場として、積極的に文化財の活用を図っていく。

(16) 文化財を活用したフィルムコミッション事業

神戸市の外郭団体である一般財団法人神戸観光局内に設置されている神戸フィルムオフィスにより、神戸市内のロケ地誘致などを進めている。神戸市内にある文化財についても、ロケ地として使用されており、これまで旧ハンター住宅（国指定）や旧乾家住宅（市指定）、そして未指定の洋館などを映画やテレビなどの撮影場所として活用している。

ただし、指定等文化財については、法や条例に伴う規制があり、民間所有のものについても、住居等に使用しているために



図 94 旧ハンター住宅での撮影風景

利用が制限されるなどの問題がある。

表 21 市で所有する指定等文化財における近年のロケ地(映画・ドラマ)使用例

旧乾邸	<ul style="list-style-type: none"> ・映画「アルキメデスの大戦」 ・映画「日本独立」 ・テレビ朝日 木曜ミステリー「科捜研の女」 ・関西テレビ「探偵・由利麟太郎」
旧ハンター住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・映画「鋼の錬金術師」 ・映画「天外者」
旧ハッサム住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・NHK 連続テレビ小説「べっぴんさん」

(17) 観光と酒蔵文化に関する文化財の活用

以前から「北野町山本通伝統的建造物保存地区」が観光名所として多くの観光客を誘致しているが、それ以外にも近年では「神戸らしさ」を存分に堪能できる「特別感」のあるまち歩きや体験といった旅行プログラムを作成し、その中には歴史的な建造物を生かしたプログラムなども設定されている。特に西区では、観光部局と区役所が協力して、区に所在する古刹である太山寺を素材にしてプログラムを作成した。また、神戸市観光サイトで、観光スポットとして神戸市内の文化財や博物館等を紹介し、周知に努めている。ただし、MICEへの活用などの文化財の利用については、条件が合わないことも多く、今後も利用方法などの検討が必要と言える。

一方で、酒造は神戸市の重要な地場産業であり、かつ歴史的な文化と捉え、支援を行っている。令和2年度(2020)に日本遺産に認定された「伊丹諸白」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」について、**今後阪神間日本遺産推進協議会を主体として日本遺産講座の開催、周遊プランの造成、情報コンテンツ作成**などの事業が予定されている。神戸市では、灘五郷の酒造に関する文化財が構成文化財になっており、これまでも、**神戸市と西宮市と灘五郷酒造組合と民間が協力し、**



図 95 灘五郷関連イベント様子

日本酒振興の各種イベントを行い、首都圏・海外などへのPR活動を積極的に行ってきた。認定後もこれまで行ってきた事業とともに、日本遺産に関連した事業とも連携を図り、構成要素となっている文化財についても保存・活用を進めている。

(18) 小学校教育での文化財をはじめとした地域資源の活用

市内の小学校では、地域の歴史や産業などをまとめた「わたしたちの神戸」という副読本を活用し、現地見学などを通して地域の歴史について学習を行っている。また、小規模特認校として認定されている六甲山小学校と藍那小学校は、規模にとらわれず、都市部の子供たちを受け入れている。前者は六甲山、後者は里山という豊かな自然環境を生かし、特色ある学習活動や学校行事を展開している。

認定を受けていない小学校でも地域資源を生かした教育を行っている。例えば、北区の山田小学校では、現在も地域住民と連携した地域学習が行われている。3年生では地域住民から昔の道具を借用し使用方法等を学習する。4年生では山田町で明治時代からの特産品である菊栽培を体験、5年生で

は米作り体験、全校児童で町内の文化財等を巡る「ふるさとオリエンテーリング」、そして有志による丹生神社のこども相撲への参加などがある。今後はこれまで行ってきた活動を基礎にして、地域資源を有効に活用した地域学習を強化し、子供たちが地域の魅力を発信していく中で、文化財の活用を進める。



図 96 山田小学校の地域資源を生かした教育の様子（左：オリエンテーリング 右：菊栽培）

(19) 大学などの教育及び研究機関との協働事業

神戸大学を神戸市域における“知”の拠点として7つのシンボリックな連携事業について包括的な連携協定を平成25年（2013）に結んでいる。その中の一つに歴史文化に関する連携があり、協働で神戸市内の歴史文化の担い手の育成支援の充実を図っている。近年では、平成27年度（2015）から神戸市立中央図書館所蔵の『神戸村文書』の翻刻作業及びワークショップなどを行っている。また、令和2年度（2020）からは、神戸市北区を中心とした農村部での悉皆調査や過去に整理を行った資料を用い、地域の歴史を継承に関する方法などについても検討を行う。また、令和3年度から園田学園女子大学と民俗文化財に関する調査を行っている。

博物館施設では、博物館実習を受け入れているが、それ以外にも文化財課では神戸学院大学との包括連携に基づいた博物館学芸員課程に関する展示実習の指導、市立博物館では神戸市外国語大学、神戸松蔭女子学院大学と連携協定を締結し、大学での講義や博物館資料を活用した共同研究を行っている。近年では明治時代の洋装や洋菓子の再現を行っている。



図 97 大学連携による展示実習への協力



図 98 「明治時代の洋装再現」展示解説会のチラシ

(20) 農村地域の活性化に伴う活用

北区及び西区には、都心に隣接して優良な農地がまとまって存在し、美しい農村景観を有している。その景観を含め環境を守ってきた農村地域を活性化するために、様々な取り組みをまとめ「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」を策定し、3つの柱からなるテーマに分け政策を展開している。その一つの柱である自然文化環境の保全の施策として、文化財の保護や地域の文化資源保存活動の支援及びネットワーク化が位置付けられている。



図 99 北区に広がる里山の風景

農村部への移住支援や都市住民との交流などの事業の中には、歴史的な建造物や史跡などの保存・活用を計画しているものもある。さらに神戸市が管理しているホームページである「神戸・里山暮らし空き家バンク」や「神戸かやぶき古民家倶楽部」などの茅葺建物を含めた古民家の保存・活用も進められている。また、地元有志による里づくり協議会が作成した里づくり計画に基づく事業についても、助成などの支援を行っており、その中には文化財等を活用した事業も多く含まれている。

3-2 民間の文化財に関する保存・活用の取り組み

(21) 所有者による建造物の保存・活用

指定及び登録されている寺社建築は、信仰の場としてだけでなく、伝統的な祭り・行事の場として、氏子や檀家など地域住民などにより保存・活用が行われている。また、指定及び登録の茅葺建物や近代建築については、住居やオフィスとして利用されているものが多い。その一方で北野町山本通伝統的建造物群保存地区内にある旧小林家住宅（萌黄の館 国指定）をはじめとして公開されているものもあり、観光客を受け入れている。また、歴史的な建造物であることを生かして、レストラン施設としての活用が行われている例もある。

このような保存・活用を行うにあたっては、法や条例による規制、修理等の維持管理に関する費用の負担など検討すべき課題が依然として多い。

(22) 地域団体等による指定等文化財の保存・活用

自治会・^{ほうきんかい}奉賛会・保存会・ボランティア団体など様々な団体が地域に根差した活動を行っている。

文化財に直接関連するものとしては、認定地域文化財の管理及び保存団体による史跡の維持管理や伝統的な祭り・行事の保存継承に係る取り組み、文化環境保存区域における環境保全団体による保全活動、北野町山本通伝統的建造物群保存地区における「北野・山本地区をまもりそだてる会」によるインフィオーラータなどまちづくりに関する活動などがある。



図 100 インフィオーラータこうべ（北野坂）

それ以外にも、市民の木・市民の森の保全活動やまちづくり・里づくりに関連した文化財の保存・活用などがある。また、再度公園では、「こうべ森の学校」による環境保全活動があり、六甲山系の一つである摩耶山では、「摩耶山再生の会」が旧摩耶観光ホテル

(国登録)や摩耶山天上寺旧境内周辺を「マヤ遺跡」としてガイドツアーを行うなど様々な資源を活用し、六甲山系一帯の活用が図られている。

(23) 地域団体等による地域資源を生かした保存・活用

市内には自治会やまちづくり協議会及び里づくり協議会などが組織されており、それぞれに地域のコミュニティづくりに関する活動を行っている。策定したまちづくり構想や里づくり計画には、地域の財産として寺社や行事など様々な地域の資源が挙げられており、保存・活用が規定されているものが少なくない。

それ以外にも、様々な団体により活動が行われている。例えば、灘区では阪神・淡路大震災後のまちづくりを進める中で、灘区の魅力資源を再発見するべく、区民に文化財を含めた地域資源を募集し『灘百選』という形にまとめた。そしてそれを活かしたまちづくりを進めるため『灘百選の会』を立ち上げ、灘の魅力の発掘・伝承・発信活動や灘の歴史や文化などをテーマとした地域学講座などを行っている。運営は主に住民が主体で区役所がサポートを行っている。事務局に大学生を取り込むことにより、運営の補助を得られるだけでなく、学生と地元住民をつなぐ役割も果たしており、官民学の友好な連携が形成されている。また、北区山田町では、地元有志により結成された「山田民俗文化保存会」により、地元郷土史や歴史的な地域資源を記載したマップの作成、歴史的な地域資源の説明板の設置や整備などを積極的に行われ、地域の魅力の発信に取り組んでいる。ただし、自治会や保存会などの会員の高齢化や後継者不足により、今後の存続が危ぶまれる団体も少なくない。



図 101 灘百選の会の活動状況



図 102 山田民俗文化保存会による見学会

(24) 伝統文化の継承に伴う取り組み

能楽や茶道など日本の伝統文化については、様々な民間団体により継承の取り組みが行われている。神戸市でも 20 を超える団体が国の「伝統文化親子教室事業」を活用し、主に小学生を対象として放課後や休日に専門家の指導のもと体験教室を行い、伝統文化の普及や後継者の育成に努めている。いずれの教室でも、参加者から好評を得ている。また、北区に存在する農村歌舞伎舞台を活用して、地元団体が歌舞伎を行っている。

学校教育では、授業の一環として、地域の伝統的な祭り・行事への参加、和楽器演奏体験などの伝統文化に親しむための取り組みが行われている。

(25) 民間博物館施設による取り組み

神戸市内には、神戸市立博物館などの公共の博物館施設以外にも民間博物館が多数存在している。

先述のとおり近代の工業や酒造業にかかる実業家が住居・別邸を構えていたことや、神戸で発展した企業が存在するためである。例えば実業家の個人のコレクションを基礎とする白鶴美術館や香雪美術館、酒造文化を伝える沢の鶴資料館、大工道具を収集展示する竹中大工道具館、そして旧村の貴重な資料を保存・活用するため、財産区により設置された神戸深江生活文化史料館などがある。また、中国と日本との交流の足跡をたどり、神戸華僑の生活と活動について、美術品から生活用具まで貴重な文物、文献、資料を展示し、華僑自らが運営する神戸華僑歴史博物館などがある。いずれも神戸らしい歴史文化の特徴を伝える施設であり、資料の収集や保存だけではなく、それぞれに魅力的な展示、講演会やワークショップなどを行い、神戸の魅力を発信している。これらの博物館は、地域にゆかりのある企業及び地元企業などが設置したものや、地元の団体が設置したものが多く、景観への寄与や地域との連携など様々な形で文化財の保存・活用が期待される。

また、令和2年度からは神戸市内の公立・民間の博物館・美術館で構成する「K O B Eミュージアムリンク」という団体を組織し、緩やかな連携のもと館相互の交流などの協力体制の構築を図っている。

表 22 K O B Eミュージアムリンクメンバーリスト（令和2年12月1日現在）

No.	施設名	カテゴリー
1	神戸市立博物館	歴史・美術
2	KOBE とんぼ玉ミュージアム	とんぼ玉・体験
3	神戸パールミュージアム	真珠・歴史
4	神戸らんぶミュージアム	ランプ・歴史
5	神戸海洋博物館	船舶・歴史
6	カワサキワールド	ものづくり・歴史
7	アシックススポーツミュージアム	体験・道具
8	UCC コーヒー博物館	コーヒー・歴史
9	竹中大工道具館	大工道具・歴史
10	神戸北野美術館	美術
11	スペース 11 ダルビッシュミュージアム	スポーツ選手・歴史
12	兵庫県立美術館	美術
13	横尾忠則現代美術館	美術
14	有馬玩具博物館	おもちゃ・歴史・体験
15	菊正宗酒造記念館	日本酒・歴史
16	白鶴酒造資料館	日本酒・歴史
17	沢の鶴資料館	日本酒・歴史
18	神戸市立小磯記念美術館	美術
19	神戸ファッション美術館	ファッション・歴史
20	神戸ゆかりの美術館	美術
21	B B ブラザ美術館	美術

※パートナーとして、神戸市中央区役所・神戸観光局・神戸市総合インフォメーションセンター・株式会社 JTB・日本旅行・神戸市（広報課・つなぐラボ・文化交流課）・J R 西日本 神戸支社・NPO 法人 Unknown Kobe・(株)神戸デザインセンター

第6章 神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿とその課題

第1節 文化財の保存・活用についての目指すべき姿

文化財の保存・活用については、これまで所有者及び文化財部局をはじめとして、組織ごとに様々な方法で取り組んできたが、その取り組みや今回実施した「所有者意識調査」などを通して、多くの問題点が浮かび上がってきている。またその一方で、「市民意識調査」や「観光企業調査」などを通して、文化財に対する新たなニーズも提示されている。「市民意識調査」では、文化財の保存・活用を行う主体は行政であると多くの方が回答している。文化財課としては、保護について今後とも主体的に関わっていくが、数多く所在する神戸市の文化財を行政だけで支えるには限界があり、所有者はもちろん、広く市民を含めた様々な人々の協力を得ることがこれまで以上に重要である。

本計画の上位計画である『神戸2025ビジョン』においても、「多様な文化・芸術・魅力づくり」とともに「多様な市民の参画による地域コミュニティの活性化」を基本目標の一つに掲げている。少子高齢化の進行など社会情勢の急速な変化に対応し、文化財の保存・活用を推進するのは、地域総がかりで取り組む必要がある。以下にその方向性を示す。

1-1 文化財の保存・活用における全体的な方向性

①地域コミュニティによる文化財の保存・活用

国指定重要文化財をはじめとする「指定等文化財」はもちろんのこと、価値が十分に定まっていない「地域特有の文化財（未指定文化財）」についても取り上げ、これらが地域の歴史文化を醸成してきた重要な地域のアイデンティティであることを内外に周知する。あわせて市民が容易に触れる機会をつくるなど、より身近な存在として文化財が地域の誇りとなり、永く継承される「まち」を目指す。

②協働による文化財の保存・活用

文化財は、身近な暮らしや地域経済（地場産業）、教育など様々な場に関わることで、市民生活を豊かにする。そしてその魅力や大切さを共有し、**地域を越えて**、幅広く共に関わる人々を増やすことにより、文化財を継承することができる「まち」を目指す。

1-2 神戸市の地域性から見た文化財の保存・活用に関する方向性

神戸市域においては、その中央に連なる六甲山や帝釈山・丹生山などの山系によって地域が分けられ、文化財の置かれた状況が異なる。すなわち、一つは主要東西交通路と港を中心として発展した商工業地及び、**主に阪神間で働く人々の住宅地が形成された**六甲山系南麓地域であり、もう一つは農村地域と、それに近接する丘陵地帯に造られた大規模なニュータウンが広がる北部・西部地域である。大きく2つの地域に分けることができる。

このため、その地域ごとに特徴的な文化が育まれており、



図 103 神戸市内の地域分け図

それぞれの特徴を活かした保存・活用の姿を目指す必要がある。

①六甲山系南麓地域における方向性

六甲山系南麓地域は、交通至便であり、古くから住宅や寺社などが営まれ、現在も様々な形で文化財が存在している。そのため、それぞれの文化財の特性や実情に沿って、保存・活用を考えることが必要である。古くからの住民と新たに加わった住民が混在しているこの地域では、身近に文化財に触れることのできる機会を増やししながら、地域の歴史的な魅力を新旧住民が共有し、文化財と共に生きるまちを目指す。

また、北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区や灘五郷酒蔵地区、五色塚古墳を中心とした垂水・舞子地区など、地域に存在する文化財を面的にまとめ積極的に発信し、観光ツールとしてまちの活性化につなげることも視野に入れ、さらなる保存・活用に取り組む。

②北部・西部地域における方向性

北部・西部の農村部は、歴史ある寺社建築や茅葺建物などの建造物、あるいは伝統的な祭り・行事が数多く残っている地域である。この豊かな農村文化の特徴を残し、それを活かしながら継承することを目指す。そのためには、文化財が地域コミュニティにおいて、地域の魅力であり核であることを地域住民が再認識し、主体となって継承することを目指す。

しかし、この地域においては少子高齢化・人口減少がより顕著であるため、地域コミュニティだけではその存続が難しくなりつつある。そのため、農村地域に近接するニュータウン住民も文化財の保存・活用に参画することが必要である。また都市部と農村部を市域とする神戸市の特徴を活かし、文化財を観光や教育等も活用することで、都市部の住民も取り込んだ保存・活用に取り組む。

1-3 保存・活用に関する方向性についての展望

第2章でも触れたように神戸市は、多くの町村が合併して成り立っており、それが現在まで続く地域の特色につながっている。しかし、現在、神戸市が十分な文化財の把握ができていないわけではなく、その特色を示すことができず、大きく2つの地域の目指すべき方向性を設定するに留まっている。

今後は、本計画に位置付けた文化財の現状調査や地域における文化財の掘り起こし等を通じて、文化財の特徴や保存・活用に関する課題を再度検討する。そして、①と②で示した2つの地域の方向性をもとに、関連する文化財の抽出や文化財の保存・活用を重点的に行う地域の設定などを進め、各地域の実情に即した文化財の保存・活用に関する将来像を改めて描く必要がある。

第2節 文化財の保存・活用に関する課題

2-1 課題の整理

前節で示した目指すべき姿を実現させることを目的として、第5章で明記した既存の文化財調査の概要や文化財の保存・活用の取り組みと、市民意識調査、所有者の保存・活用に関する意識調査、観光団体への意識調査などから、現在、文化財の保存・活用の妨げとなっている課題を抽出し、その内容ごとに所在把握、文化財を取り巻く環境、防犯・防災、保存、情報発信・公開、日常における活用、産業・観光における活用、教育の場における活用、人材育成及び活用事業の連携、継承方法、価値観の多様化の11項目に分類した。

今後、文化財の保存・活用を行っていくうえで、“まもる”こと（保存），“いかす”こと（活用）、そして“つたえる”こと（継承）が重要である。それらが相互に関連して行われることにより、文化財が市民にとってかけがえのないものになっていくための好循環が生まれていくと考えている。このような考えから、今後の文化財の保存・活用の推進にあたり「文化財をまもる」・「文化財をいかす」・「文化財をつたえる」という3つのカテゴリーを設定し、先述の課題をそれぞれに分類した。さらに前節1-2で六甲山系を境に二つの地域を設定したことに伴い、それに特化した課題も抽出した。

2-2 「文化財をまもる」にあたっての課題

（1）文化財の所在把握に関する課題

建造物、無形民俗文化財、石造物などは、過去に把握調査が実施され**一定の成果を挙げているが**、近年は定期的な現状調査が行われていないものが多い。埋蔵文化財については、開発等に伴う確認調査などにより、継続的な把握が行われている。**神戸市は市域が広く対象も多くなることが予想され、調査手段及び方法などの検討ができていないため、美術工芸品をはじめ**それ以外の文化財については、十分な調査が行われていない。

これらの作業は専門的で膨大なものであるため、専門知識を持った職員を確保した上で、産官民学が協力した調査体制の整備を行う必要がある。

（2）文化財を取り巻く環境に関する課題

近年の社会経済状況や文化財所有者の世代交代などに伴い、文化財が売却される例が増加している。神戸市でも、国登録有形文化財の建造物が売却等により解体され、登録を抹消された事例があり、近年、滅失の危険性が高まっている。

住居や店舗などに**活用**している建造物等の文化財は、**文化財的価値の保存と活用の利便性を両立させることが課題である**。また、**住環境など文化財の置かれている環境**が著しく変化し、所有者や地域住民の文化財の維持や継承に関する意識が薄れていくことが予想される。法や条例による保護を図っているが、次世代の所有者や地域住民の保存に関する意思確認の把握は十分とは言えず、それを踏まえたうえで必要な措置を講じる必要がある。

(3) 防災・防犯対策に関する課題

近年、日本各地で多くの災害が多発している。災害の種類は、阪神大震災のような大規模で複合的な災害をはじめ、火災、台風、地震、獣害、虫害など様々である。

阪神・淡路大震災は、神戸市民にとって忘れることのできない大災害である。多くの人命や家屋が失われたと同時に、多くの文化財も多大な被害を被った。人員不足や市域の広さ、文化財の所在確認の不足などもその一員であった。その反省から、平常時から文化財の耐震化の推進をはじめ、文化財関係者の防災意識の醸成・向上や防災担当部局との情報共有、防災研修会等の開催による注意喚起、そして被災時の文化財レスキューの方法や体制の構築が必要とされている。

火災については、これまで消防訓練や防火設備点検などの対策が進められてきた。令和元年(2019)に起こったノートルダム大聖堂及び首里城の火災を教訓として、更なる対策の強化が進められている。神戸市でも、平成24年(2012)に伝統的建造物旧グラシアニ邸が火災により大きな被害を受けるといふ事例があり、建造物をはじめとした文化財の防火対策の必要である。しかし、設備の改修・新設については多額の費用がかかる上に、点検費用をはじめ維持管理に伴う経費も発生するため、文化財所有者の負担は大きい。

近年のゲリラ豪雨や巨大な台風の上陸などにより文化財の損壊の危険性が高まっている。平成30年度には度重なる台風の影響で、茅葺屋根の損傷や天然記念物等樹木の倒木が多発したことがあり、その経験をもとに平常時からの災害対策と発生時の対応について備える必要がある。

獣害・虫害等の生物による災害については、神戸市内でもアライグマなどの外来種だけでなく、シロアリやキクイムシなどによる文化財の損傷が報告されている。発生を確認した場合は、迅速な対応が必要となる。

これらの災害に加え、文化財に対する落書きや仏像などの盗難などの人災も全国的な問題となっている。神戸市でも人が常駐していない寺社も見受けられることから、被害を受ける可能性が高い。防犯カメラの設置等対策を進めているが、多くの文化財には及んでいない。

(4) 保存に関する課題

所有者の交代とともに、文化財に対する意識が希薄になり、継承が危ぶまれる可能性が生じている。さらに、伝統的な祭り・行事を支えてきた寺社の檀家や氏子をはじめ地域住民が、高齢化や世代交代によって少なくなっている。そのため、修理費用が大きな負担となるだけでなく、伝統的な祭り・行事の開催が困難になっている場合もある。

文化財は、適切に処置していくことで、さらに次の世代に継承されるものであるが、修理履歴などの情報が未整理のものも多く、管理上の課題となっている。そのうえ劣化防止の対策、保存に関する必要な技能者や材料の確保は十分とは言えない。美術工芸品や出土品などは、適切な処置を行ったうえで保管場所を確保することが求められているが、収蔵場所をはじめ十分に対処できているところは少ない。

埋蔵文化財発掘調査については、開発に伴う調査が大半であり、重要な遺跡であっても現地で保存することは難しいことが多い。

文化財の保存については、活用とバランスをとって計画的に進めていく必要があるが、現状では保存管理計画等を策定しているものは少ない。

2-3 「文化財をいかす」にあたっての課題

(1) 情報発信・公開に関する課題

現在、書籍の刊行やホームページ等による情報発信を行っているが、市民の意識調査によると、文化財の情報を得る手段としては、新聞及び広報誌とホームページが大半を占めているため、そのニーズに対応する必要がある。さらに観光団体への意識調査でも、市内の文化財を活用するためのツールが必要とされており、様々な分野のニーズに合わせ、**多様なメディア**を生かした情報発信を行っていくことが求められている。

現在、様々な理由で公開できていない文化財も多く、文化財への理解を促すためにも公開に関する措置を検討する必要がある。ただし、プライバシーの問題や文化財の盗難などの危惧から、所有者が文化財に関する情報の公開を希望しない場合も多い。

(2) 日常における活用に関する課題

これまで多くの文化財は、所有者や地域コミュニティにより保護されてきた。ただし、**公開**場所や日時が限定されていることも多く、一般市民が目にする機会が少ないものもある。さらに少子高齢化による担い手不足や、最近では新型コロナウイルス感染症拡大防止措置により行事を中止するなど開催が困難になることが増加し、日常の場で文化財に触れる機会が減少している。また、交通アクセスの未整備や現地説明板の整備不足など**も問題と言える。**

現在、博物館等による展示及び講座、地域団体による文化財の活用が行われている。しかし、市民の文化財の保存・活用に関する意識の把握が十分とは言えないため、アンケート等によりその把握し、より効果的な事業となるように努める必要がある。

(3) 観光等産業における活用に関する課題

寺社だけではなく、灘五郷の酒造や有馬筆など地場産業に関連する文化財も存在し、酒造に関しては、観光資源として活用されている。さらに近年、2つの日本遺産が認定されており、有効な活用が期待されている。しかし、文化財の観光等への活用については、文化財及びその活用方法に関する情報が観光団体に十分共有されておらず、その多くが観光資源として有効に活用されていない。

本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場（ユニークベニュー）として文化財を活用することについては、映画のロケ地や演奏会場として建造物等の利用が一部で進められているが、活用される文化財が限定されている。

(4) 教育の場における活用に関する課題

学習指導要領や神戸市教育振興基本計画においては、日本や地域の伝統や文化を学ぶことが明記されている。現在も、神戸市市立博物館や神戸市埋蔵文化財センター、**そして**民間団体が、市内の小中学校と連携した取り組みを実施しており、今後はより連携を深め活用することが求められている。

また、市内**及びその周辺**には研究機関でもある大学がいくつも所在しており、文化財調査等の協力のみならず、**専門職**育成のためにも連携した事業の展開が望まれている。

(5) 人材育成及び活用事業の連携に関する課題

建造物や地域で守られてきた遺跡（史跡）の維持管理を担ってきた人や、伝統的な祭り・行事における主体的な役割を担ってきた人々だけでなく、それを支える役割を持つ人々も少子高齢化によって減少している。文化財の公開をはじめ、その活用には多様な人材を必要としており、主体的に保護に関わる人材の養成と文化財の保存・活用への理解と協力を促していくことは重要である。

地域コミュニティにおいては、文化財が地域の資産として認識されてはいるが、地域住民と文化財に関連する部署や団体との連携不足などから、情報共有や人材育成への支援などをはじめ、活用を行うための協力体制の整備や活用方法の検討が不十分といえる。

2-4 「文化財をつたえる」にあたっての課題

(1) 継承方法に関する課題

文化財の継承については後継者不在、檀家や氏子など文化財に関係する人口の減少、所有者や管理者が不在になった場合の維持管理の対応などが課題となっている。また、建造物を残す意思があっても、相談の窓口が整備されていない。また、外部からの移住者などは伝統的な祭り・行事等に参加できない場合もあり、地域に住民がいるにも関わらず行事等の継続が困難となっている場合がある。また、文化財を伝えるにあたり、子供たちの存在は重要であるが、生活環境の変化とともに文化財との関わりが希薄になっており、存在を意識することが少なくなっている。

地域の伝統的な祭り・行事などを継続的に実施できなくなった場合や、天然記念物が高齢化により衰弱し、存続が危ぶまれる場合などに備え、所有者及び管理者が市役所関連部局と協力して継承方法を検討する必要がある。

現在のところ所有者及び管理者とともに継続的に保存・活用を推進していくための体制は十分とは言えない。行政は専門職や新規職員の採用などを実施し、所有者等を支援する体制を整えることが必要である。

(2) 価値観の多様化による課題

所有者の世代交代や所有権の移動などに伴い、後継者が前所有者と同じように文化財保護への意識を持っていないことがあり、売却・廃棄による文化財の滅失が懸念される場合がある。また、住宅開発などにより、新規住民が増加することで、地域の文化財等に対する意識の変化が生じている。地域の伝統的な祭り・行事なども内容を記録していない場合も多い。そのため、中断した行事を地域コミュニティの維持のために再開を図ろうとしても、実現が叶わない事例も生じている。

なお、文化財を伝えるには、神戸市の歴史文化への理解を深める必要がある。そのためにも新たな資料の収集及び調査研究が求められる。

現在は、神戸市全体にかかわる文化財についての保存・活用に関する方向性や目標が一般に示されておらず、今後の計画的な保存・活用のために、文化財保存活用地域計画の作成が必要となっている。

2-5 地域を特定した課題

(1) 六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に関する課題

この地域は、阪神・淡路大震災の被害が大きかった地域であり、建造物などの文化財も大きな影響を受けた。それと共に都市部であるがゆえに、相続や売買などにより建造物などの文化財が滅失し、かつての景観が失われているところも多い。個別に文化財保存管理計画などが作成されない状態であり、計画的な保存・活用をする上で、支障となっている。

数多くの文化財が存在しており、伝統的建造物群保存地区に指定されている北野町山本通をはじめとして、住民が主体となって文化財をまもり、いかすまちづくりが行われてきた地域も存在する。しかし、新旧住民の交流ができていない地域もある。

また、灘五郷や兵庫津のように日本遺産として認定されているものや、五色塚古墳のように有名な文化財なども多くが十分に保存・活用が行われているとは言えない。併せて、それを観光資源として活用することも求められている。

(2) 北部・西部地域における文化財の保存・活用に関する課題

農業従事者の高齢化や若年層の都市部への流出が進み農村人口の減少は著しい。このような状況が進むと、耕作放棄地が増え、里山やため池などの農村景観を維持することも難しくなり、**文化財を育てきた環境に大きな影響**を与えることになる。さらに防火・防犯設備が備わっている文化財は多くないため、これも今後の保存・活用の支障となっている。

この地域には茅葺建物や寺社などの文化財が多数存在しており、これまで以上に観光ツールとして、地域の拠点として活用することが求められている。しかし、現状として公共交通機関によるアクセスが都市部に比べると弱いことや、文化財の周知や現地の案内の未整備など活用には多くの課題がある。また、都市と近接した北部・西部地域は、農業を志す若者や里山暮らしに憧れる人々にとって非常に暮らしやすい環境であると同時に、多くの文化財が存在する歴史ある場所である。**しかし、多くの文化財では、その魅力が神戸市内外に周知できておらず、有効に活用できていない。**

第7章 神戸市の文化財の保存・活用に対する方針

第1節 文化財の保存・活用に対する方針の考え方

第6章第1節で示した神戸市の目指すべき姿を実現させるためには、同章第2節で抽出した様々な課題を克服する必要がある。そのためには、課題の抽出時に設定した「①文化財をまもる」、「②文化財をいかす」、「③文化財をつたえる」の3つのカテゴリーに沿った方針を立て、それぞれに関して措置を推進し課題の解決をはかりたい。すなわち、①については「所在把握」「取り巻く環境」「防災・防犯対策」「保存環境」、②については「情報発信・公開」「日常活動」「観光等産業」「教育」「人材育成・連携」、③については「継承方法」「価値観の多様化」である。なお、これらの措置を行うには、古くから様々な文化を取り入れてきた育まれてきた進取の精神と、伝統文化を受け継ぐ精神を併せ持った神戸らしい文化を醸成させてきた市民の気質が不可欠である。このため専門家だけではなく、市民・地域団体などと協力して措置を推進していくことが必要である。あわせて「文化財をまもる」、「文化財をいかす」、「文化財をつたえる」という実際の行動に従事する人材に対しても、適切な措置の推進が重要である。

神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿

- ①地域コミュニティによる文化財の保存・活用
- ②協働による文化財の保存・活用

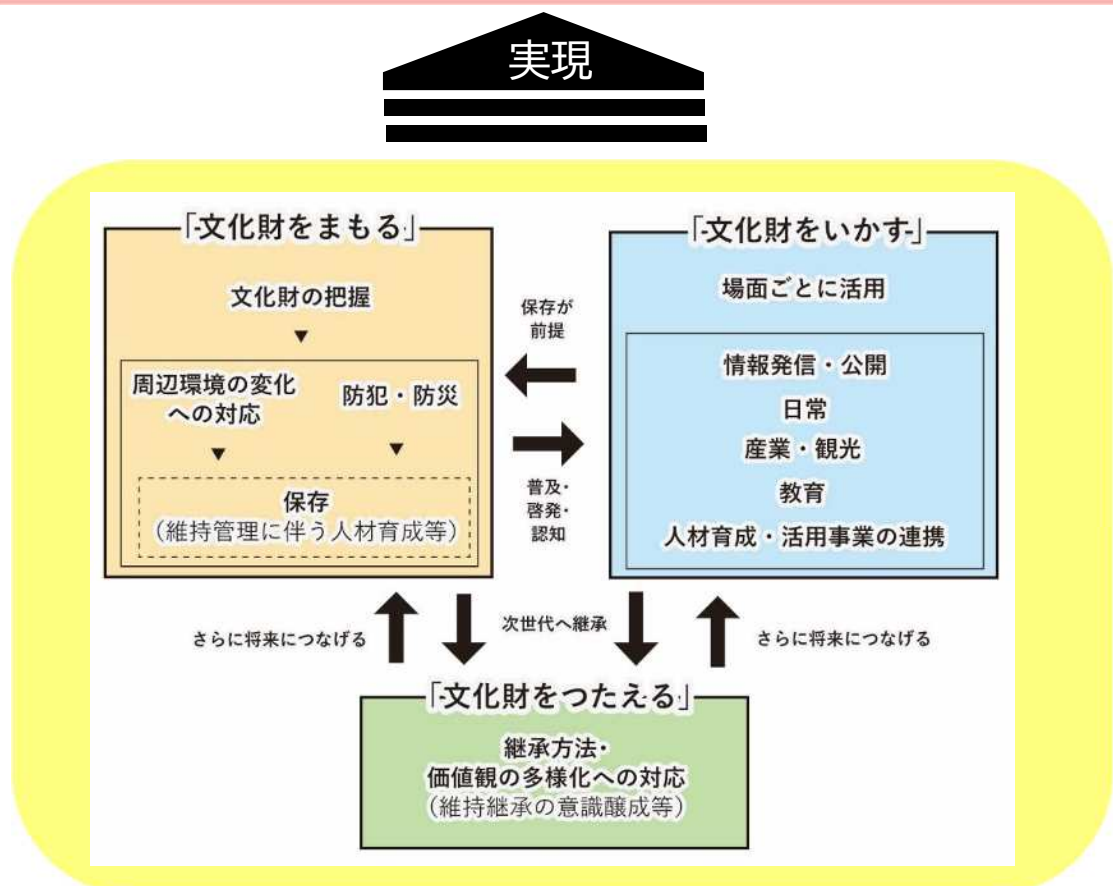


図 104 各方針の関係図

なお、神戸市では、イノベーションを通じた SDGs の実現に向けて、積極的な取り組みを進めている。地方創生を一層促進する上でも、SDGs の考え方を取り入れて、戦略的に取り組みを進めていくことが重要であり、神戸市 2025 ビジョンにおいても、これらの目標を意識し、ビジョンの実現を通じて神戸における SDGs の達成を目指している。本計画はビジョンの下位計画であることに加え、神戸市がこれから進める文化財の保存・活用が、文化財そのものの保存・活用に留まらず、自然環境をはじめと周辺環境も対象とし、教育・産業・まちづくりなど様々な分野との連携を取りながら進めていくものである。したがって、文化財の保存・活用に関する事業も SDGs に寄与するものと解することから、各方針に関連する目標のロゴを付す。

第2節 「文化財をまもる」ための方針



2-1 文化財の所在把握に対する方針

市内に存在する文化財を把握するために、庁内関係部局をはじめ大学や地域住民などと協力し、現状調査や悉皆調査を継続的に行う。埋蔵文化財については分布調査や確認調査などを重ね、遺跡の分布状況の把握を行う。

把握した文化財を次世代に継承していくために、データベースを整備し、保存・活用に努める。これらの業務を継続して行うためには、神戸市の文化財に関わる庁内関係部局、民間博物館や大学など文化財の保有・調査・研究を行う機関において、専門職員確保などの体制の整備が必要である。その上で産官民学が協力して所在把握に努める。



2-2 文化財を取り巻く環境の変化に対する方針

相続等による文化財の散逸及び滅失、開発事業に伴う景観や地域コミュニティの変質などによる滅失を防ぐため、法や条例による指定等を行い、文化財やそれを取り巻く環境に対する保護措置をとる。そして文化財担当部局が文化財所有者や活用事業者などに対して、保存・活用に関する助言など様々な形での支援を行う。未指定文化財については、**神戸歴史遺産制度を活用し、緩やかな保護を図る。**さらに庁内関係部局との情報共有に努め、連携事業を進める。

また、文化財の保存・活用は、文化財所有者や地域住民が主体的な立場であるため、今後の保存・活用の方向性を図るために、それぞれの意識を把握する。



2-3 防災・防犯対策に対する方針

防災については、台風や地震など突然の自然災害や人災による文化財の棄損、滅失等に対応するため、大規模な災害発生時における対応方法について、兵庫県及び大学などの研究機関や地域団体などと協力して検討を行う。また、消防局など関連する機関と情報共有をしていくと同時に、ハザードマップの作成や文化財防災マニュアル等を定め、その周知に努める。発災時にはそれに基づき、所有者・行

政、関係団体で迅速な対応を行うことができるように努める。

火災については、消防局による防火指導及び周知活動を継続して行うとともに、防火設備の設置・改修等の促進に努める。

市所有の文化財建造物については、耐震診断及びそれに基づく耐震工事を順次実施し、民間所有のものについても対策を図ることを促していく。

獣害及び虫害については、早期の把握し、関係機関と連携し対応のうえ、被害を最小限に留めることに努める。

台風等自然災害については、危険木の伐採など平常時からの対策を進めると同時に、被害が生じた場合に備え、助成だけではなく関係機関との連絡体制も整える。

防犯については、これまでも注意喚起や防犯カメラの設置を行ってきたが、今後とも、所有者などに対して、防犯への意識を高める取り組みを継続的に取り組むことに加え、警察や地域団体などとの協力についても調整を進める。



2-4 保存に対する方針

文化財を保存していくために、指定等を行い所有者の継承意識の醸成を図り、文化財巡視員制度による日常的な文化財の状況把握、個々の文化財に関する保存管理計画や保存活用計画の作成などを推進する。また、助成制度の拡充などにより所有者等の修理費用等の負担軽減や、適切な保存管理環境の整備に努める。同時に文化財の維持管理に必要な人材育成や修理のための素材確保に努める。

埋蔵文化財については、開発事業者と十分に協議し、可能な限り現地での保存を図る。滅失を避けられない部分については、今後の活用なども念頭に入れ最善の調査方法を検討し、記録保存に努める。さらに、整備に関して必要な調査や現地保存などの協議も積極的に行っていく。

第3節「文化財をいかす」ための方針



3-1 情報発信・公開に対する方針

市内に存在する魅力的な文化財をいかすためには、広く一般に周知する必要がある。積極的に報道機関への情報提供に加え、効果的な情報発信を行うために、神戸市の文化財関連書籍の継続的な刊行、ホームページなどデジタル媒体を活用し、市内の文化財情報の発信を推進する。

文化財への理解を促すためには、市民や所有者などへの意識調査を通じて、活用についてのニーズを把握したうえで、SNSをはじめとした様々な媒体を利用して周知を行う。そして現地での公開をはじめ、博物館や文化センター等様々な場所において文化財を公開するとともに、現在公開できない文化財を含め、VRやARなどの最新技術も利用した公開方法について検討し実施する。



3-2 日常における活用に対する方針

地域コミュニティが主体となって、地域にある文化財を町のシンボルとしていかすまちづくりを進めるとともに、伝統的な祭り・行事などを継続して開催していくことに努める。行政も日常生活のなかで身近に文化財に触れることができるように、文化センター等を利用した各地域での展示や講座などを行う。市民が農村歌舞伎舞台など地元が存在する文化財を活用するにあたって支援するなど、市民のニーズの把握に努め、様々な方法を検討し実施する。現地での案内や説明板については、多言語化も視野に入れ、設置及び改修を進める。



3-3 観光等産業における活用に対する方針

文化財を観光などにいかすために、関連機関と協力して文化財の紹介や活用に関するマニュアルの作成を行う。また、文化財を活用した観光プランなど体験型観光などを展開する。

文化財に関連する伝統産業や地場産業を振興するとともに、フィルムコミッションへの協力やMICEの誘致をはじめとしたユニークベニユーの推進や日本遺産を活用した新たなビジネス開発などを関係機関と協議検討する。



3-4 教育の場における活用に対する方針

神戸市立博物館などの文化財を所蔵する施設と小中学校などの学校現場との連携を深め、学校と協力して教材研究用資料の作成や、地域の文化財を題材とした授業や体験講座などを行い、子供たちが地域の歴史や伝統文化を学習する機会の拡充に努める。

次世代の研究者等の人材育成の観点からも大学と文化財に関わる連携事業の検討及び実施を図る。その結果明らかになった成果を、広く市民に還元できるような調査研究を進める。



3-5 人材の育成及び活用事業の連携に対する方針

建造物などの継続的な利用や、史跡の維持管理や伝統的な祭り・行事の継続的な実施のためには、所有者、地域コミュニティ、地域の企業、学校、行政などさまざまな立場の人々が連携して事業を推進する。

また、所有者などの要望に応じて、活用についての相談や活用事業者などとの橋渡し、そして所有者に代わって保存・活用を行うことも視野に入れ、文化財保存活用支援団体※の導入も検討する。

※文化財の保存・活用に関する技術的支援や所有者の代わりになって活用などを行う市が認定した民間団体のこと。

第4節「文化財をつたえる」ための方針



4-1 継承方法に対する方針

文化財を伝えていくために、費用負担の軽減や相談窓口の確保、文化財保存活用支援団体導入の検討など所有者が安心して文化財を維持管理してく環境を整える。さらに文化財を地域の核として位置付け、新旧住民が協力して文化財を継承する方法を検討する。そして、次世代を担う子供たちに対し、文化財に触れる機会を増やし、文化財の維持継承についての意識を醸成する。

継承にあたっては、様々な形で行政が関わっていく必要があるため、**文化財に関わる職員の**育成と確保に努める。

様々な措置を講じた上でも滅失を避けることができない文化財については、記録保存などを含め取り扱い方法についても検討する。なお、動物・植物・地質鉱物（天然記念物）や民俗文化財等、時代と共に変化することが前提となる文化財についても、継承方法や記録方法など、これからの保護のあり方を検討する。



4-2 価値観の多様化に対する方針

文化財を伝えていくために、これまでと同様に継続して文化財の収集・調査・研究・公開を行うとともに、指定・登録等をすすめることにより、その重要性を周知し、所有者及び市民の文化財への理解を深める。

市民に対して文化財の保存・活用に関する意識・ニーズを把握するとともに、文化財所有者の保存・活用に関する課題や管理・公開についての意識も把握する。それを踏まえ、**必要に応じて関係部署との調整を行い、**継承のための支援を行う。

複数の文化財を効果的に保存・活用するために、関連文化財群^{※1}や文化財保存活用区域^{※2}の設定を検討する。

計画期間においては、文化財保存活用地域計画協議会を定期的を開催し、措置の進捗状況などの把握に努める。

※1 地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの

※2 文化財が特定の地域に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための計画区域



5-1 六甲山系南麓地域における文化財の保存・活用に対する方針

六甲山系南麓地域については、近代の**建造物**が**数多く**残されており、それらの保護に努める。指定等文化財の建造物については文化財保存活用計画を作成し、計画的な文化財の保存・活用を進める。

文化財を核として、まちづくりや観光などの活用事業を住民とともに進めることを重点的に行う。北野町山本通重要伝統的建造物群保存地区、日本遺産（灘五郷・兵庫津）、五色塚古墳を中心とした垂水・舞子地区である。これらの地域に存在する文化財を面的に捉えることにより、それを生かしたガイドツアーや周遊ルートの開発、景観の保全などを推進する。これらの取り組みを通じ、住民間の交流も図る。

特に五色塚古墳 小壺古墳については、整備基本計画に基づき、整備に伴う確認調査やガイダンス施設などの周辺整備、近隣の文化財を含めた周遊ルートの整備を検討する。



5-2 北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針

北部・西部地域に多数残っている茅葺建物は、神戸市に特徴的な文化財でもあり、農村景観を構成する地域資源でもある。今後も安定して継承していくために、茅葺屋根の素材確保や茅葺技術の継承に**努める**。火災による滅失などを防ぐためにも、防火設備の整備を進める。さらに継承者の不在や活用のめどが立たないものについては、新たな利用者との橋渡しや地域の拠点としての活用を検討し、地域の活性化に努める。そのために、地域や庁内関係部局との情報共有を進める。

神戸の近代化の足跡を体感できる場所として再度公園の保全や外国人墓地の公開を継続して行い、**六甲山周辺の魅力向上につなげる**。

北区に存在する農村歌舞伎舞台は、かつての農村文化を伝える貴重な文化財であるため、地域にいきる文化財として、地域団体による歌舞伎公演を実施するなどの芸能活動の場としてさらに活用を進める。

また、寺社や茅葺建物を神戸市の新たな魅力として広め、地域住民が主体となって文化財を活用した周遊マップの作成やツアーの企画・運営などの農村ツーリズムについて支援する。さらに、特色ある教育活動の教材として文化財を活用し、将来の担い手である小学生に文化財に親しんでもらう。**このように地域が主体となって里づくりを進め、それと並行して文化財を取り巻く環境についても整備を進める**。

第8章 神戸市の文化財の保存・活用に関する措置

第1節 神戸市の文化財の保存・活用に関する具体的な措置

第6章第1節で明示した神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿を実現させるためには、その支障となっている課題を克服する必要がある。そこで第7章で規定した「文化財をまもる」・「文化財をいかす」・「文化財をつたえる」の3つの方針に基づき設定した措置及び地域を特定した措置は、以下の通りである。なお、**次節に記載した措置における重点事業を明確にするために、該当する事業には★印を付した。**

措置の実施にあたっての経費については、文化庁及びその他の関係省庁の国庫補助金や地方創生推進交付金、県市補助金等、ふるさと納税による寄附などの様々な方法で予算の確保に努め、関係各所と連携して進める。

■措置表の見方

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
55	★	歴史的建造物等の積極的な活用	登録文化財などの建造物の店舗利用など様々な活用を推進する。	◎	◎	◎			◎	市・民費	→					

事業番号

重点事業には★

措置（事業名）
※【新規】とあるものは、本計画より新たに始める措置

措置内容（事業内容）の概要

事業主体（行政以外）
《凡例》
◎：主体的に実施
○：事業に協力

事業の財源

事業期間
《凡例》
既存事業 →
新規事業 →
条件が整えば執行する事業 ⇨

事業主体（行政）
《凡例》
文：文化財課 博：博物館 景：景観政策課 区：区役所
建安：建築安全課 農：農政計画課 公：公園部計画課 森：森林整備事務所
環：都市環境課 観：観光企画課 フ：ファッション産業課 文流：文化交流課
危：危機管理室 消：消防局 図：図書館 書：文書館 保：文化財保護審議会
協：文化財保存活用協議会 日：日本遺産連絡協議会

※1 所有者には、博物館施設も含む

※2 外郭団体は、企業として分類

（一財）神戸観光局、（公財）神戸市民文化振興財団、（株）OMこうべ

※3 行政は、すべての事業に関与するものし、担当部署を明示している。

1-1 「文化財をまもる」ための措置

文化財の保存・活用を進める上で基本となる市内文化財を把握し、文化財の価値づけと保存のための規制・支援を行い、併せて防災・防犯に関する対策を図る。そのために以下の（１）～（４）の措置を実施する。

（１）文化財の所在把握に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
（１）文化財の継続的な現状確認																	
1		【新規】既存データの追跡調査	建造物や民俗文化財など過去に把握した文化財について、大学や区役所など庁内関係部局と連携して現状確認等の追跡調査を行う。		○				○	◎文・区	市						
2		埋蔵文化財包蔵地の把握調査	埋蔵文化財の分布調査、試掘調査を実施し、埋蔵文化財の範囲等の見直しを行う。		○					◎文	国・県・市						
（２）総体的な市内文化財の把握																	
3		文化財悉皆調査	過去に十分な調査が行われていない古文書などの美術工芸品、名勝地などの記念物について博物館等と協力して悉皆調査を行うとともに、食文化など新たな分野についても調査方法を含め検討を行う。		○				◎	◎文・博	市						
4		【新規】地域における文化財の把握調査	主に自治会・まちづくり協議会・里づくり協議会などの団体を対象にワークショップ形式で地域の歴史的資源を掘り起こし、未指定の文化財を把握する。		○				○	◎文	市						
（３）調査データの電子化及び管理																	
5		【新規】総合的な文化財データベース作成	歴史的な建造物や古文書など庁内関係部局・大学などが管理している文化財に関連する情報を収集し、文化財課が把握している情報と合わせたデータベースを作成する。それと併せて情報の追加修正など相互に情報共有できる体制を整える。							◎文	市						
（４）文化財の所在把握に係る体制整備の強化																	
6		文化財の保存・活用の体制整備	文化財の悉皆調査やその整理など文化財の把握の精度を高めるとともに、調査成果を生かした後の保存・活用を行うために、専門性を持った職員の配置を行うなど、体制の整備に努める。		—					◎文・関係部署	市						

（２）文化財を取り巻く環境の変化に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
（１）文化財の保護施策の充実																	
7		文化財の指定・登録・認定・選定	計画的な文化財の指定等を実施し、価値づけを行い適切な文化財の保存・活用に努める。		○					◎文・保	市						

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
8	★	【新規】神戸歴史遺産の認定	少子高齢化等の社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物などの地域の歴史を物語る貴重な遺産を神戸歴史遺産として認定することにより、認知度の向上と継承意欲の醸成を図る。		○					◎文	市						
9		神戸市指定景観資源の指定	歴史的な建造物や、地域のシンボルとなっている建造物を神戸市指定景観資源に指定し、保存活用計画に基づき、適切な保存・管理・活用・防災の手段を図る。		○					◎景	市						
10		市民の木・市民の森指定	古木・大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から重要なものを市民の木・市民の森に指定し、保存・活用に努める。	○	○					◎公	市						
11		文化環境保存区域内の開発行為の抑制	文化環境保存区域において、工作物の新築・改築、土地の区画形状の変更、工作物の色彩の変更などについて規制を行い、区域内の文化財を取り巻く環境を面的に保全する。		○					◎文	市						
12		生物多様性神戸プランに基づく事業の推進	生物多様性に関する普及啓発や保全活動に取り組む団体への支援、希少種の保全、外来種対策等の取り組みにより生物多様性の保全を推進する。	○						◎環	市						
13		【新規】庁内関係部局との情報共有・共同事業の推進	地域計画に位置付けた措置の実施状況の共有や、悉皆調査、連携事業など関連する部局と情報共有・事業内容の検討など連携をとり、事業を推進する。							◎文他	市						
(2) 地域住民の文化財の保存・活用に関する意識の把握																	
14		【新規】地域住民の文化財の保存・活用に関する意識の把握	各区まちづくり課と文化財課が協力し、文化財の保存・活用に関する地域住民の意向などを調査し、情報共有を行う。	○						◎文・区	市						
(3) 所有者への文化財の規制内容等の周知																	
15		文化財所有者への重要事項の説明	文化財を継続して保護していくために、所有者の交代時だけでなく、定期的に、所有者へ文化財を保護する上での重要事項の周知徹底を行う。		○					◎文	市						

(3) 防災・防犯対策に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 関係各所との災害時の連携の強化																	
16		【新規】大規模災害時の文化財保護対応検討	これまでの災害時対応の情報集約、課題抽出を行い、危機管理室・消防局など関係機関と「神戸市業務継続・受援計画」に記載のある情報処理活動・指揮調整体制・現場対応環境について、具体的な行動内容を検討する。また、市内文化財の防災計画が未策定のものについて計画策定を促す。	○	○				○	◎県・文・危・消	市						

(2) 日常時からの連絡体制強化												
17		【新規】危機管理室・消防局等への情報共有	非常時に備え、危機管理室・消防局・警察へ文化財リスト等の情報を共有する。 防災対策のために関連部署（危機管理室・消防局・警察）への文化財情報の提供について、所有者に許可の承諾を促す。		○					◎文・危・消	市	
(3) 防災に関する周知及び設備の整備												
18		防火指導	指定等文化財の所有者に対して定期的に防火防災に関する注意喚起や、消火設備等の査察を行い、防火指導を行う。		○					◎消	市	
19		文化財防火デーに伴う訓練等の実施	文化財防火デーに伴い、テレビなどのメディアを通じた広報活動を行う。市内文化財施設において消防訓練及び指導し、併せてそれ以外の施設についても立ち入り検査を実施し、防火体制の強化に努める。	○	○					◎消	市	
20		文化財防火設備の維持	国指定建築物は、国助成を活用した防災点検、市指定等の建築物について市助成により防火設備の設置に、市指定の茅葺建築物は、防火設備の点検について、それぞれ助成を行い、防火対策を行う。	○	◎					◎県・文	国・県・市	
21		【新規】文化財ハザードマップの作成	所有者や防災関係部局と協力して、各文化財における危機要素を抽出して、ハザードマップを作成する。それを周知することで、非常時の対応や日常管理に役立てる。	○	○			○		◎文・危・消	市	
22		防災マニュアルの周知	文化庁・兵庫県などが作成した防災防犯マニュアルの内容を文化財担当者、文化財所有者に周知し、防災意識の向上を図る。		○					◎文	市	
23		防災研修会の検討・実施	兵庫県や神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターなど関係機関と協力し、文化財担当者や所有者向けの防災などに関する研修会の内容・方法を検討し、実施する。		○				○	◎県・文	市	
24		建造物の耐震調査及び改修工事	指定等文化財建造物の耐震調査及び改修工事を行う。 市所有文化財を先導して耐震化を施し、耐震化のモデルとして情報提供を行う。大規模な耐震化に限らず、修理工事に併せて部分的な耐震化が図れるよう技術支援や助成を行う。		○					◎文・景	国・県・市	
25		台風等自然災害への対策	台風等により天然記念物の樹木の倒木、隣接する樹木の倒木による文化財建造物の損壊などの予防対策として、危険が予想される樹木の強剪定や伐採について、行政が所有者等に助言等支援を行い、対策を促進する。	◎	○					◎文	国・県・市	
26		獣害及び虫害への対応	アライグマなどの外来生物やシロアリなど害虫の被害に対して、駆除や予防措置などを行う。		◎					◎文・農	市	
(4) 防犯に関する周知及び設備の整備												
27		防犯意識醸成の促進	所有者に防犯に関する注意喚起、助言などを行い、防犯意識の醸成を図る。		○					◎文	市	

28		防犯設備設置等の支援	助成等を活用し、防犯カメラの設置などを支援し、防犯対策の強化に努める。	○	◎						◎文	市	
29		【新規】警察との情報共有	警察と文化財リスト等も共有し、平時から情報共有を行う。盗難等が発生した場合に、協力して対応する体制を整える。		○						◎文	市	

(4) 保存に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間					
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13
(1) 文化財の指定等の推進																
7		【再掲】文化財の指定・登録・認定・選定	計画的な文化財の指定等を実施し、価値づけを行い適切な文化財の保存・活用に努める。		○						◎文・保	市				
8	★	【再掲】【新規】神戸歴史遺産の認定	少子高齢化等の社会の変化により、継承が危ぶまれている地域に伝わる伝統的な祭り・行事や建造物などの地域の歴史を物語る貴重な遺産を神戸歴史遺産として認定することにより、認知度の向上と継承意欲の醸成を図る。		○						◎文	市				
9		【再掲】神戸市指定景観資源の指定	歴史的な建造物や、地域のシンボルとなっている建造物を神戸市指定景観資源に指定し、保存活用計画に基づき、適切な保存・管理・活用・防災の手段を図る。		○						◎景	市				
10		【再掲】市民の木・市民の森指定	古木・大木、歴史性、都市環境への貢献の観点から重要なものを市民の木・市民の森に指定し、保存・活用に努める。	○	○						◎公	市				
(2) 計画的な文化財の保全と整備の推進																
30		【新規】文化財所有者への維持管理・意識調査の実施	所有者にアンケートや聞き取り等を定期的実施し、継続的に維持管理に関する課題や継承の意向などの調査、把握に努め、計画的な保全に生かす。		○						◎文	市				
31		【新規】文化財保存活用計画の作成	神戸市所有の国指定重要文化財旧小寺家厩舎・船屋形・旧ハッサム住宅・旧ハンター住宅について、大規模修繕等を見据えた文化財保存活用計画の作成を順次進める。								◎文	国・県・市				
32		市所有の指定等文化財の管理及び公開	五色塚古墳・旧トーマス住宅など市所有の指定等文化財の適切な管理及び公開を行う。								◎文他・	市				
33		【新規】市内名勝の再整備	東遊園地（国登録）は令和5年度共用開始を目指して、歴史性も配慮した上で魅力的な公共空間を創出するべく再整備を行う。また、その他の指定等名勝についても、名勝としての価値を向上させるため、整備等の検討を行う。		○						◎公・文	国・県・市				

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
34		【新規】文化財カルテの作成・管理	埋蔵文化財・伝統的建造物群・文化環境保存区域・近代建築・茅葺建物・美術工芸品の修理や調査履歴など詳細なデータを作成する。GISなどを活用して管理し、計画的な修理などの保全、継承に生かす		○					◎文 ○景	市						
35		文化財巡視員制度等の運用	兵庫県文化財保護指導委員、神戸市文化財巡視員により、市内文化財の管理状態やき損の状況などの定期的な現状確認を行う。							◎県・文	県・市						
(3) 助言や助成等の支援体制の充実																	
36	★	市内文化財の修理等事業への助成	指定等文化財の修理等については既存の国県市による助成を活用するが、指定等文化財の個人負担費用や未指定文化財の修理等費用について、神戸歴史遺産制度の助成を活用し、負担費用の軽減を図る。	○	○					◎文 実	国・県・市						
37		神戸市指定景観資源への助成	神戸市指定景観資源の活用に向けた修理などについて助成を行い、有効かつ安定的な継承の支援を行う。	○	○					◎景	市						
38		地域文化資源への助成	未指定の各区の伝統的な祭り・行事等の地域に根差した文化資源の継承のために道具修理等に対して助成を行う。	○	○					◎区	市						
39		市民の木・市民の森助成	市民の木・市民の森の管理・運営へ助成を行う。	○	○					◎公	市						
(4) 文化財の収蔵環境の充実																	
40		【新規】文化財の保管環境の現状把握	文化財を継続して保護していくために、公共・民間ともに市内の文化財の保管状況を調査し、その対策を検討する。緊急性の高いものについては、別途対応する。		○					◎文	市						
41		収蔵施設の充実	神戸市立博物館・神戸市立中央図書館・神戸市文書館・神戸市埋蔵文化財センターの所蔵資料の保管・活用について、市内施設の再利用等も含め文化財の収蔵状況を改善する方法を検討する。							◎文・博・図・書	市						
(5) 保存技術に係る物的人的資源の確保・育成																	
42		計画的な文化財修理による修理等保存技術の継承	管理カルテに基づき、計画的な文化財修理の推進を図り、継続的な修理事業を実施することで、技術の継承や後継者育成を行う。		○	○				◎文	国・県・市						
43		茅場育成など修理等に使用する材料の確保	北区・西区に存在する茅葺建物を安定的に維持・継承していくために、神戸市内で茅を育成するなど様々な方法を検討実施し、文化財修理等の素材の安定的な確保に努める。	◎						◎区・文	市						
(6) 埋蔵文化財の適切な調査及び保存																	
44		埋蔵文化財の調査及び保存	発掘届出書・通知書の提出を徹底し、開発事業計画に基づいた適切な調整を行う。それと共に遺跡の現地保存についての調整や、出土遺物や調査記録が有効に活用できるような保存方法を検討する。		○	○				◎文	国・県・市						

1-2 「文化財をいかす」ための措置

活用する前提として、神戸市内の文化財を周知し、その上で日常、産業、観光、教育などの様々な状況にあわせた文化財の活用を図る。さらに活用を効果的に進めるために人材の育成やその支援を図る。そのために以下の(1)～(5)の措置を実施する。

(1) 情報発信・公開に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置(事業名)	措置内容(事業内容)	事業主体					財源	事業期間														
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学		行政	R4	R5	R6	R7	R8	R9 ～ 13								
(1) 市内文化財の情報発信及び公開の推進																								
45		【新規】映像等による文化財情報の発信	詳細調査等により作成された映像資料などを活用し、HPや動画サイトなどを通じ神戸市の文化財についての情報発信を行う。		○					◎文	市・国													
46		文化財関連書籍の発行	所蔵資料や調査成果の報告を広く市民に還元するため、調査報告書や概説書を発行する。		○				○	◎文・博	市													
47		ホームページやSNSなどのデジタルコンテンツなどによる情報提供の充実	積極的に報道機関などへの情報提供を行うと共に、文化財の紹介や文化財に関するイベントのお知らせなどを集約したHPやSNSなどのデジタルコンテンツを充実させる。		○					◎文・博・図・書	市・民間													
48		文化財見学会の実施	所有者や博物館等と連携して、特別公開を含めた文化財見学ツアーを検討し、実施する。埋蔵文化財については、遺跡の見学会などの公開を積極的に進める。		◎	○				◎文・博・観	市													
49		所蔵資料の公開活用事業の推進	民間及び市立の博物館施設等における展示など公開活用事業を推進する。収蔵資料の増加や研究の進展に伴い、展示内容のリニューアル等を検討し、実施する。		◎					◎文・博・図・書	国・県・市													
50		非公開文化財の公開促進	所有している文化財の公開について、各所有者に活用への理解を求め、可能な場合は、公開方法などを所有者や庁内関係部局、関連団体と協議する。	○	○	○				◎文	市													
(2) 最新技術等をはじめとした公開方法及び整備の検討																								
51		【新規】文化財公開方法検討	非公開の仏像や日時が指定される伝統的な祭り・行事、発掘調査が終了した遺跡など通常公開できないものについて、AR・VRなどの最新技術の活用を含め公開方法を検討する。公開にあたっては、多言語化についても検討する。		○	○				◎文	国・県・市													
52		【新規】史跡の整備についての検討	十分な整備が行われていない市内に点在する古墳等の史跡について、先行して実施する五色塚古墳の整備をモデルケースにして、周辺環境を含め史跡の価値を高め、まちづくりに寄与するような整備を検討する。	○		○				◎文・区(垂水)	国・県・市													

(2) 日常での活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間										
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13					
(1) 弾力的な文化財の利活用の検討																					
53		伝統的な祭り・行事等の継続的な実施	地域が主体となって、だんじりや獅子舞など伝統的な祭り・行事などを実施し、地域に根差した文化財の維持継承を図る。行政は助成等を行い、活動を支援する。	◎						○ 区・文	市	→									
54		文化財など地域資源を活用したイベントの実施	灘百選の会や神戸かやぶきネットワークなどが実施している地域に残る文化財等の地域資源を活用した講座や講演会、ワークショップなどを実施し、情報発信や普及に努める。	◎	◎					○ 区・文	市	→									
55	★	歴史的建造物等の積極的な活用	登録文化財などの建造物の店舗利用など様々な活用を推進する。	◎	◎	◎				◎ 景・農・文	市・民間	→									
(2) 文化財の魅力を感じることができる事業の推進																					
56		定期的な市民意識調査の実施	有効な文化財の保存・活用方法を検討するため、オンラインアンケート等により定期的な文化財の保存・活用に関する市民意識調査を実施する。	○						◎ 文	市					→					→
57		講演会等による歴史文化の周知	博物館施設等の市所有施設での講演会や出張授業などを実施し、文化財や神戸市の歴史文化の周知に努める。		○					◎ 文・博・区	市	→									
58		文化施設との連携事業	文化関係部局との文化財に関する活動の連携を行う。定期的に各区文化センターと共同で文化財に関する展示や勾玉づくりなどの体験講座を行い、文化財の周知に努める。また、博物館や図書館とも協力し展示などを行う。			○				◎ 文・博・図・文流	市	→									
(3) 現地での文化財情報の充実																					
59		説明板等の設置・改修	行政や地域団体等が文化財へのアクセスの改善や文化財のことをわかりやすく伝えるために、案内看板・説明看板等の設置・改修を行う。多言語化についても考慮する。	◎	○					◎ 文・区	市	→									

(3) 観光等における活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 産業や観光等への活用についての検討と支援																	
60		【新規】文化財の活用に関するマニュアルの作成と周知	観光業者やフィルムオフィスなど文化財を活用する事業者に向けて、文化財の特徴や活用に応じた注意事項、活用の実績など基本事項をまとめた活用マニュアルを作成し、文化財の公開等の活用推進を図る。	○	○	○				◎ 文	市	→					
61		文化財を生かした観光プランの検討	市内観光業者等と協力して、市内文化財を生かした新たな観光体験プログラムを作成する。	○	○	◎				◎ 文	民間	→					

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
62		フィルムコミッション・ユニークベニューの推進	文化財の目的外使用について、フィルムコミッションへの協力や、市所有の指定等文化財建造物等のユニークベニューについて検討する。活用実績を積み、課題や改善点などを踏まえ、民間所有の文化財にも広げることを検討する。	○	○	◎				◎ 文・ 文流・ 観	市						

（４） 教育での活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
（１） 教育機関と協力した文化財の活用																	
63		【新規】学校教育のための教材研究用資料等の検討	市内小中学校の教諭等と協力し、歴史学習を有効に進めるために各地域の特性を反映した教材研究用資料の作成を検討する。				○			◎ 文	市						
64		学校と連携した事業の推進	勾玉づくりなどの体験講座、移動博物館を利用した連携授業、学芸員による専門性を生かした授業など小中学校と連携した事業を実施する。				○			◎ 文・ 博	市						
65		大学等教育及び研究機関との連携事業の推進	博物館実習に対する支援、文化財等を題材にした特別講座の実施、古文書等市内文化財に関する共同研究、博物館資料を活用した生活文化等の再現について協力する。						◎	◎ 文 博	市						

（５） 人材育成及び活用事業の連携に対する方針に基づく措置



番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
（１） 文化財を活用する人材育成・確保への支援																	
65		【再掲】大学等教育及び研究機関との連携事業の推進	博物館実習に対する支援、文化財等を題材にした特別講座の実施、古文書等市内文化財に関する共同研究、博物館資料を活用した生活文化等の再現について協力する。							◎ 文 博	市						
66		地域団体等との情報共有・共同事業の推進	文化財のより良い活用を行うために、所有者、地域住民、管理団体等と意見交換し、地域の文化財を活用した共同事業の開催について検討する。	○	○					◎ 文・ 区	市						
67		【新規】文化財保存活用支援団体の指定への検討	今後、文化財の継承や活用などを有効に行うため、法定の文化財保存活用支援団体の指定及び保存・活用に関する事業内容の検討を行う。	○	○	○				◎ 文	国・ 県・ 市						

1-3 「文化財をつたえる」ための措置

文化財の継承のために、指定等による価値づけや助成などの支援を継続するとともに、地域や子供への積極的な働きかけや外部の人材などを生かした支援、滅失を踏まえた文化財保護のあり方を検討する。そのために以下の(1)～(2)の措置を実施する。

(1) 継承方法に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置(事業名)	措置内容(事業内容)	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
(1) 助言や助成等の支援体制の充実																	
36	★	【再掲】市内文化財の修理等事業への助成	指定文化財の修理等については既存の国県市による助成を活用するが、指定等文化財の個人負担費用や未指定文化財の修理等費用について、神戸歴史遺産制度の助成を活用し、負担費用の軽減を図り、安定的な継承を促す。	○	○					◎文・実	国・県・市						
67		【再掲】【新規】文化財保存活用支援団体の指定への検討	今後、文化財の継承や活用などを有効に行うため、法定の文化財保存活用支援団体の指定及び保存・活用に関して事業内容等を含め検討を行う。	○	○					◎文	国・県・市						
68	★	【新規】歴史的建築物保存活用事業	外郭団体(株OM こうべ・(一財)シティ・プロパティ・リサーチ)と連携し、歴史的建築物等の所有者と活用事業者等とのマッチング・技術的支援・情報発信を行う。		○	◎				◎景・文	市						
69		【新規】文化財保護に関する体制の強化	文化財行政を円滑に進めるために、庁内関係部局及び市内文化財関係者による保護体制の仕組みを構築する。	○	○	○	○	○	○	◎文	市等						
70		文化財保護に関する人材の確保	継続的に神戸市内の文化財を保護していくために神戸市の専門職等の確保に加え、博物館等研究機関の人材確保等も働きかける。	○	○				○	◎市	市等						
71		無形民俗文化財保存継承団体補助及び道具等修理購入への支援	市登録及び認定民俗文化財の保存団体に行事に関する道具や材料の調達などの費用について助成を行うことにより、伝統的な祭り・行事の継承を支援する。							◎文	市						
(2) 後継者の育成や継承意識の醸成の推進																	
72		民俗文化財や伝統文化の人材育成	伝統文化親子教室事業、地域文化遺産総合活用事業、神戸歴史遺産助成や地域文化資源助成などを活用し、指定・未指定を含めた伝統的な祭り・行事等の民俗文化財の継承に係る用具の修理・後継者育成・記録作成、主に小学生を対象とした体験型授業を行い伝統文化の普及に努める。	◎	◎					◎文・区	国・県・市						
73		後継者の育成・確保	文化財の継承に向けた地元保存会等の入会条件の見直しや行事の参加条件の見直しなどを行う一方で、行事等に関する技術・知識についてのマニュアル化について協議・検討する。	◎	◎					○文・区	市						
(3) 変化する文化財への対応																	
74		【新規】現状記録調査	滅失や状態が変化する文化財について、民俗文化財や天然記念物等の保護のために、映像等による記録や聞き取り調査等により現状記録を実施する。	○	○					◎文・区	国・県・市						

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9 ～ 13	
78		小中学校等との連携事業の推進	勾玉づくりなどの体験講座、移動博物館を利用した出張授業、学芸員による専門性を生かした授業など小中学校と連携した事業を実施する。また、特色ある学校づくりにおいて文化財分野に関する授業内容等の検討に協力する。	○	○		◎			◎ 文・博	市						
79		地域連携事業の推進	五色塚古墳まつり等地域にある史跡等を核にして、地域住民・地域の小中学校、区役所、文化財課が協力して、体験講座や時代行列のような文化財に親しむためのイベントを実施する。文化財関係部局との文化財に関する活動の連携を行う。	○	○	○	○	○		◎ 文・区	市						
58		【再掲】文化施設との連携	定期的に各区文化センターと共同で文化財に関する展示や勾玉づくりなど体験講座や講演会などを行い、文化財の周知に努める。また、博物館や図書館等とも協力し展示などを行う。			○				◎ 文・博・図・文流	市						
80		【新規】文化財保存活用地域計画協議会の継続的開催	協議会により事業進捗の監理と計画の見直しなどに向けての意見聴取を行う。							◎ 協・文	市						

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
89		日本遺産の活用（日本酒）	日本遺産「伊丹諸白(もろはく)」と「灘の生一本」下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷に関する事業を実施する。 ボランティアガイド等の育成、ワークショップやシンポジウムの開催、未指定文化財の資料収集、マーケティング調査、ホームページ作成、案内施設等の改修等を行う。	◎	○	○				◎日・観・フ・文	国						

（２） 北部・西部地域における文化財の保存・活用に対する方針に基づく措置

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間							
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13		
(1) 北部・西部地域に所在する文化財の保護																		
90		【新規】若王子神社防災設備設置事業の実施	火災による焼失を防止することを目的として、若王子神社（国指定）に防火水槽や放水銃などの防災設備を新設する。	◎	◎					○文	国・県・市							
43		【再掲】茅場育成など修理等に使用する材料の確保	北区・西区に存在する茅葺建物を安定的に維持・継承していくために、神戸市内で茅場育成するなど様々な方法を検討実施し、文化財修理等の素材の安定的な確保に努める。	◎						◎区・文	市							
91		茅葺建物の保存・活用方法の検討	景観・農政・文化財・住宅・区役所等の庁内関係部局が茅葺建物について行っている事業について情報を共有し、茅葺建物の情報などの基礎的なデータの共有の検討など保存・活用の方法について検討する。							◎文・景・農・区・建安	市							
92		再度公園及び外国人墓地における活動の実施	市民参加による環境整備「こうべ森の学校」の実施、神戸外国人墓地の定期的な公開を行う。	○	○					◎森	市							
93		茅葺建物利活用の推進	茅葺建物に関するイベントや関連団体の情報を集約するための神戸かやぶき古民家倶楽部（HP）を利用し、茅葺建物についての情報の発信と所有者や活用者の相談の窓口として活用する。	○	◎					◎景	市							
(2) 文化財を活用した農村部の活性化の推進																		
94		里づくり計画に伴う事業の実施	地域住民が設定した里づくり計画に記載された文化財を活用した事業を実施することにより、住民間の交流を促し地域コミュニティの強化を図る。	◎						○文・区・農	市							

番号	重点事業	措置（事業名）	措置内容（事業内容）	事業主体						財源	事業期間						
				市民・地域団体	所有者	企業	教育	大学	行政		R4	R5	R6	R7	R8	R9～13	
95		神戸・里山暮らし空家バンクを活用した建造物の継承	「神戸・里山暮らし空家バンク」を活用し、活用をめどが立たない茅葺建物について新たな利用者とマッチングし、保存・活用を推進する。	○	◎					◎農	市						
96		里づくり計画事業への支援	里づくり計画に基づく事業へ助成を行うことで、文化財を活用した農村地域の活性化に関する事業についても支援を行う。	○	○					◎農	市						
97		里づくりの拠点施設等改修支援事業	茅葺建物をはじめとした農村地域の空き家などになった古民家を活用し、里づくり拠点施設としての整備や、神戸・里山暮らし空家バンクに登録した建物への移住に係る改修などを支援し農村地域の活性化を図る。	○	○					◎農	市						
(3) 北部・西部地域に所在する文化財の観光・教育への活用																	
98		農村歌舞伎舞台の活用	農村歌舞伎上演団体が主体となって、現存する農村歌舞伎舞台の保存・継承・演技手に対する育成の場の提供および農村と都市との交流の喚起を目的として、農村歌舞伎上演会の開催を継続して行う。その活動について行政は助成等の支援を行う。	◎	○					◎区・文	市						
99		【新規】農村ツーリズム事業への支援	地域団体が行う農村の地域資源の発掘、魅力発信及び地域活性化に資する取組と認められる農村ツーリズム（周遊マップ制作、ツアーの企画・運営等）について支援を行う。	○	○					◎農	市						
100		【新規】特色のある小学校づくり	主に農村部等の小規模学校を対象として、地域の寺社や旧跡、地場産業などの地域資源を生かした授業や学校行事に取り組み、地域学習を通して、地域の魅力を発信できる次世代の育成を図る。	○	○		◎			○文他	市						

第2節 新しい取り組みにおける重点事業

2-1 神戸歴史遺産制度

(1) 創設の背景

少子高齢化や地域コミュニティの変容などの社会状況の変化や価値観の多様化により、地域で継承されてきた歴史的な遺産の継承者や支援者が減少し、それに伴い所有者などの経済的負担が増加し、最も重要な人から人への継承が困難になっている。その結果、伝統的な祭り・行事の継続や歴史的な建造物の維持が困難になっている。すでに法や条例により保護や評価の対象になっている指定等文化財においても、その負担は大きく、それ以外の未指定文化財においてはさらに厳しい状況にある。これらを合わせて、再評価し、所有者や地域住民、さらに多くの人々に歴史的な遺産を再認識していただく契機とするとともに経済的な支援を行うために、新たな制度を令和2年度に創設した。

(2) 制度の内容

法や条例によりすでに指定等を受けているもの、今後受けるものは自動的に神戸歴史遺産となる。指定等をまだ受けていない未指定文化財は、所有者等からの申請を受けて、神戸市が、認定する。この認定は、指定等文化財とは異なり、現状変更の事前承認等の特段の制限は伴わない。

神戸歴史遺産の認定によって、所有者等が、その内容や意義、経緯について理解を深め、さ

らにそれを広く伝えることにより、多くの共感者が増え、継承気運の醸成が図られる契機となることを目指している。このことにより、今後の継承のあり方が模索され、新たな変化が起きる可能性もある。所有者等が認定を受けたことを評価し、価値として情報発信にも活用することを期待している。神戸歴史遺産の所有者等は、継承に関する事業を行う場合、必要な事業費の内、補助対象になる経費を目標に、神戸市が行うふるさと納税等の寄附募集に登録し、助成を受けることができる。

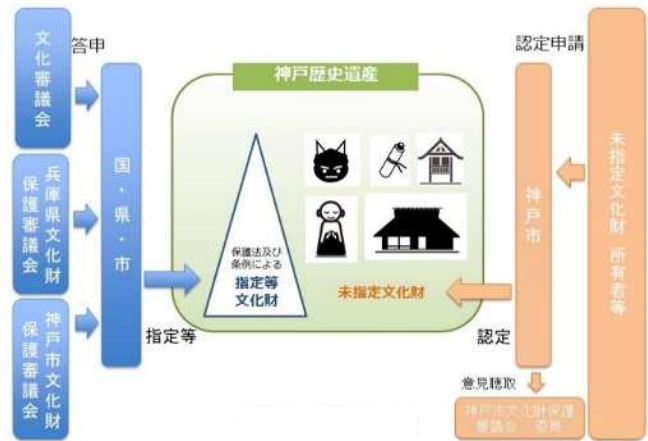


図 105 神戸歴史遺産の仕組み

(3) 認定の要件等

未指定文化財が認定を受けるためには、その募集に対して所有者等が申請する必要がある。認定の要件は次の5点である。

- ① 概ね法、県条例、条例に定める文化財の種類に属するもの。
- ② 神戸市域の歴史的特性を現わすもの。
- ③ 概ね50年以上の歴史のあるもので、神戸市内で市民等により継承された実績のあるもの。
- ④ 主たる所在地が神戸市内であるもの。または神戸市内を活動の拠点とするもの。
- ⑤ 所有者、管理者、保持者又は保持団体が明確で認定への合意が得られたもの

申請内容が上記の要件に合致していることを確認した上で、その分野の神戸市文化財保護審議会委員の意見を聴取し、次に掲げる事項を総合的に考慮したうえで、認定の可否を決定する。

- ① 神戸市の地域的特性として次世代に引き継ぐ必要があること。
- ② 市民の遺産として伝えていく必要があること。

認定を受けた後は、その内容に変更があった場合は届出が必要であるが、事前の承認は必要としない。

(4) 助成の要件等

神戸歴史遺産は、継承などに必要な保存修理事業や活用事業において、様々な助成を受けることができる。その助成は、補助対象経費のうち、指定等文化財については国・県・市の指定等に伴う補助金以外の負担、未指定文化財については所有者等の負担に対して行う。対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものである。

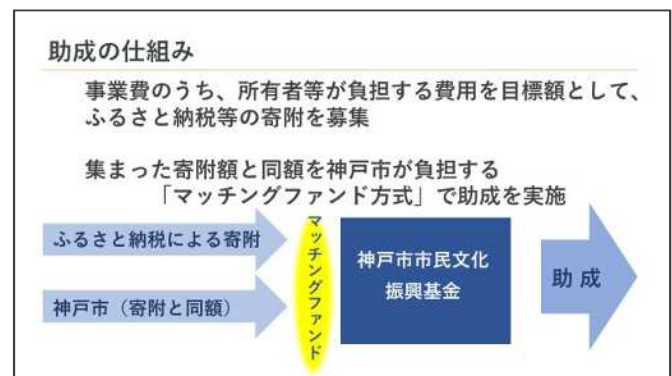


図 106 神戸歴史遺産助成の仕組み

- ① 継承のために必要な事業
- ② 所有者等の同意が得られている事業
- ③ 所有者等に活用の展望がある事業
- ④ 成果を公開することができる事業

補助の対象となる経費は下記の通りであるが、神戸歴史遺産の保存・活用・継承に必要なとみなされない経費、経常的な維持管理経費、主に営利を目的とした経費等は助成の対象とはならない。

- ① 修理にかかる経費
- ② 継承者育成にかかる経費
- ③ 記録作成にかかる経費
- ④ 災害等による被害の復旧にかかる経費
- ⑤ 公開・活用のための改修にかかる経費
- ⑥ 防犯・防災設備の設置・改修にかかる経費
- ⑦ 継承のための活用事業にかかる経費

助成を受けるためには、神戸市が行うふるさと納税等の寄附募集に、所有者等が希望する助成額を事業計画等と共に申請する必要がある。助成は、集まった寄附額をもとにマッチングファンド方式で行う。

令和3年1月から制度が運用され、神戸歴史遺産の認定及び助成が開始されている。

2-2 様々な連携による歴史的建造物の保存活用事業

神戸市内には多くの歴史的建造物が存在しており、これまで行ってきた指定等文化財の様々な支援策や、神戸歴史遺産制度などにより、指定等文化財及び未指定文化財の保存・活用を進める。

さらに令和2年度に、「歴史的建築物の保存活用推進に関する基本協定」を神戸市と神戸市の外郭団体である株式会社OMこうべで結んでいる。その主な内容は、指定等文化財、景観形成重要建築物等あるいはその同等の歴史的建築物の保存・活用を図るために、所有者と活用者とのマッチングや技術的支援を、神戸市の依頼により株式会社OMこうべが令和3年度に設立した一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチが行う。

対象となる建築物は多様であるため、様々な手法を模索し、活用を推進することにより、継承を図ろうとしている。行政と民間企業の社会貢献事業との連携により、神戸市にとって歴史的、景観的に重要な建築物の活用の推進を目指している。

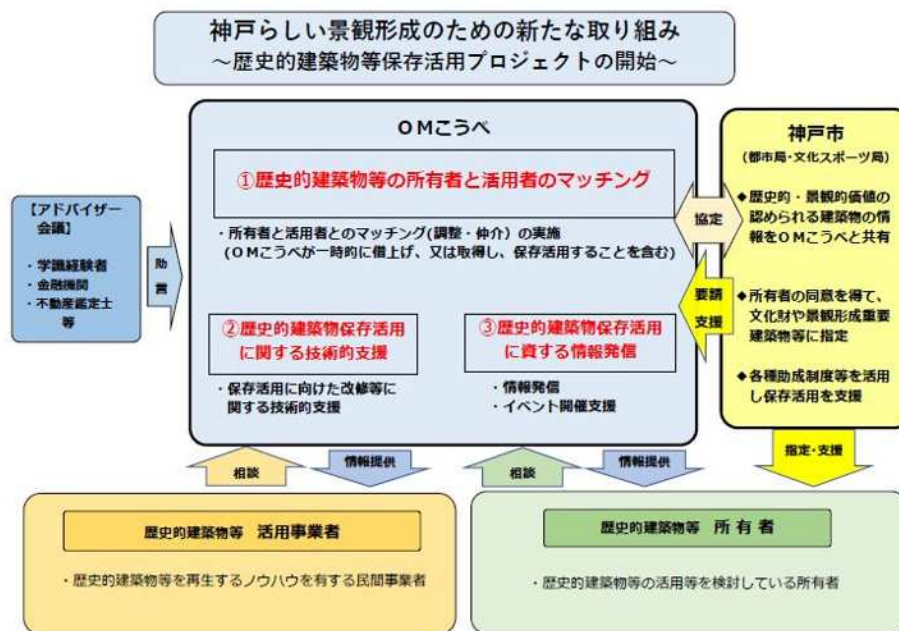


図 107 歴史的建造物の保存活用に関する相関図

2-3 史跡等の整備

神戸市では、史跡をはじめ多くの指定等文化財を有しているが、保存・活用を計画的に進めているものは少ない。今後は順次、保存・活用計画を作成し、実行する必要がある。その中で五色塚古墳については、令和2年(2020)に「史跡五色塚(千壺)古墳 小壺古墳整備基本計画」を作成しており、本計画に史跡整備のモデル事業として位置付ける。

(1) 史跡五色塚(千壺)古墳 小壺古墳の概要

垂水区に所在する全長194mの兵庫県下最大規模の前方後円墳と、径70mの大型円墳である。五色塚古墳は、4世紀後半に築かれた前方後円墳としては列島内で最大級の規模を誇る古墳である。

昭和40年度(1965)から10年にわたる発掘調査・整備工事が行われ、昭和50年(1975)に全国初の築造当時の姿に復元された古墳公園として開園した。

指定名称 : 五色塚 (千壺) 古墳 小壺古墳

指定年月日 : 大正 10 年(1921) 3 月 3 日

追加指定 : 昭和 49 年(1974) 5 月 22 日、昭和 54 年(1979) 7 月 2 日、

平成 18 年(2006) 7 月 28 日

指定面積 : 45,778.81 m²

(2) 整備基本計画策定の経緯と目的

史跡公園開園後、昭和 59 年 (1984) には古墳北側の旧市営住宅敷地内で周濠の外側に二重目となる周溝が発見され、さらなる整備に向けて準備を進めていたが、平成 7 年 (1995) の阪神・淡路大震災の被災により計画は中断を余儀なくされた。

その後、平成 18 年 (2006) には市営住宅跡地などを国の史跡に追加指定をし、24 年度 (2012) には出土品の一部 (大型円筒埴輪など) が国の重要文化財に指定された。

また、古墳北側の史跡整備予定地を取得したものの 20 数年を経過し、古墳本体も整備後 40 数年を経て痛みも随所に見られるようになった。このため、史跡を将来にわたって適切に保存・活用するために必要な整備に関する計画を策定することとなった。考古、遺跡整備、修景、市民参画などに関する有識者による「史跡五色塚 (千壺) 古墳 小壺古墳整備基本計画策定委員会」を設置し、協議検討を行った。平成 30 年 (2018) から令和元年度 (2019) にかけて委員会を 6 回開催し、令和 2 年 (2020) 3 月に「史跡五色塚 (千壺) 古墳 小壺古墳整備基本計画」を策定した。

(3) 整備の基本理念

五色塚古墳は住宅地に囲まれ、早くから都市化が進んでおり、最寄りの交通機関からのアクセスも便利である。周辺には多様な文化財が点在し、大型集客施設が立地しているなど、産業・観光振興の視点からも整備・活用を考えていくことも必要である。

史跡の本質的価値 (学術的重要性) を確実に保存・継承することを第一に考え、学校教育や地域振興などにおいても積極的な活用をはかるとともに、その本質的価値をわかりやすく伝え、市民に広く愛され親しまれる都市公園として整備することを基本理念とする。

史跡五色塚 (千壺) 古墳 小壺古墳の本質的価値

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ①古墳時代前期後半から末頃の大規模古墳 | ④大量に見つかった埴輪 |
| ②明石海峡に臨む立地とその眺望 | ⑤周濠の外側を巡る堤と周溝 |
| ③保存状態が良好な墳丘 | ⑥同時期に類例の少ない墳丘付随施設 |

(4) 整備の基本方針

①本質的価値の保存に関する整備

- ・五色塚古墳前方部の葺石露出展示を維持し、保護や修復方法を検討する。
- ・すでに復元されている五色塚古墳・小壺古墳の復元内容をより充実させる。
- ・市営住宅跡地部分は遺構を確実に保護し、遺構等を復元的に表示する。

②史跡の価値を顕在化する整備

- ・解説板を適切な配置や多言語での解説、AR・VRなどの開発を検討する。

③歴史文化資産を活かした地域づくりに貢献する整備

- ・団体見学解説や体験学習が行える機能も備えた展示・サービス施設を設置する。
- ・展示・サービス施設では重要文化財の五色塚古墳出土品を公開・収蔵・保管する。
- ・都市公園として、緑地の整備や休憩用設備及び防災設備の設置を検討する。

④周辺の歴史文化遺産を活用する整備

- ・展示・サービス施設に近隣地域の文化財周遊の拠点ともなる機能を付加する。

(5) 事業計画 (案)

下記のとおり、整備方針に基づく計画、調査、設計、整備に関する事業を実施する。

項目		令和元年度	〃 2年度	〃 3年度	〃 4年度	〃 5年度	〃 6年度	〃 7年度	〃 8年度	〃 9年度	〃 10年度	〃 11年度
計 画	整備基本計画	→										
	調査											
調 査	現地調査	→ 測量調査										
	非破壊調査			→								
	発掘調査		→	→								
設 計	基本設計			→	→							
	実施設計				→	→						
整 備	市営住宅跡地整備					→	→					
	展示・サービス施設整備							→				
	五色塚古墳墳丘修理・ 埴輪列復元等								→	→	→	
	小壺古墳整備									→		
	管理事務所撤去・整地								→			
	民有地買い上げ											→
	デジタルコンテンツ 開発							→				
	サイン・解説板設置				→	→	→	→	→	→	→	→
有識者会議	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	整備基本計画策定委員会						整備指導委員会					

図 108 五色塚古墳・小壺古墳整備にかかる工程 (基本計画)

(6) 全体計画図

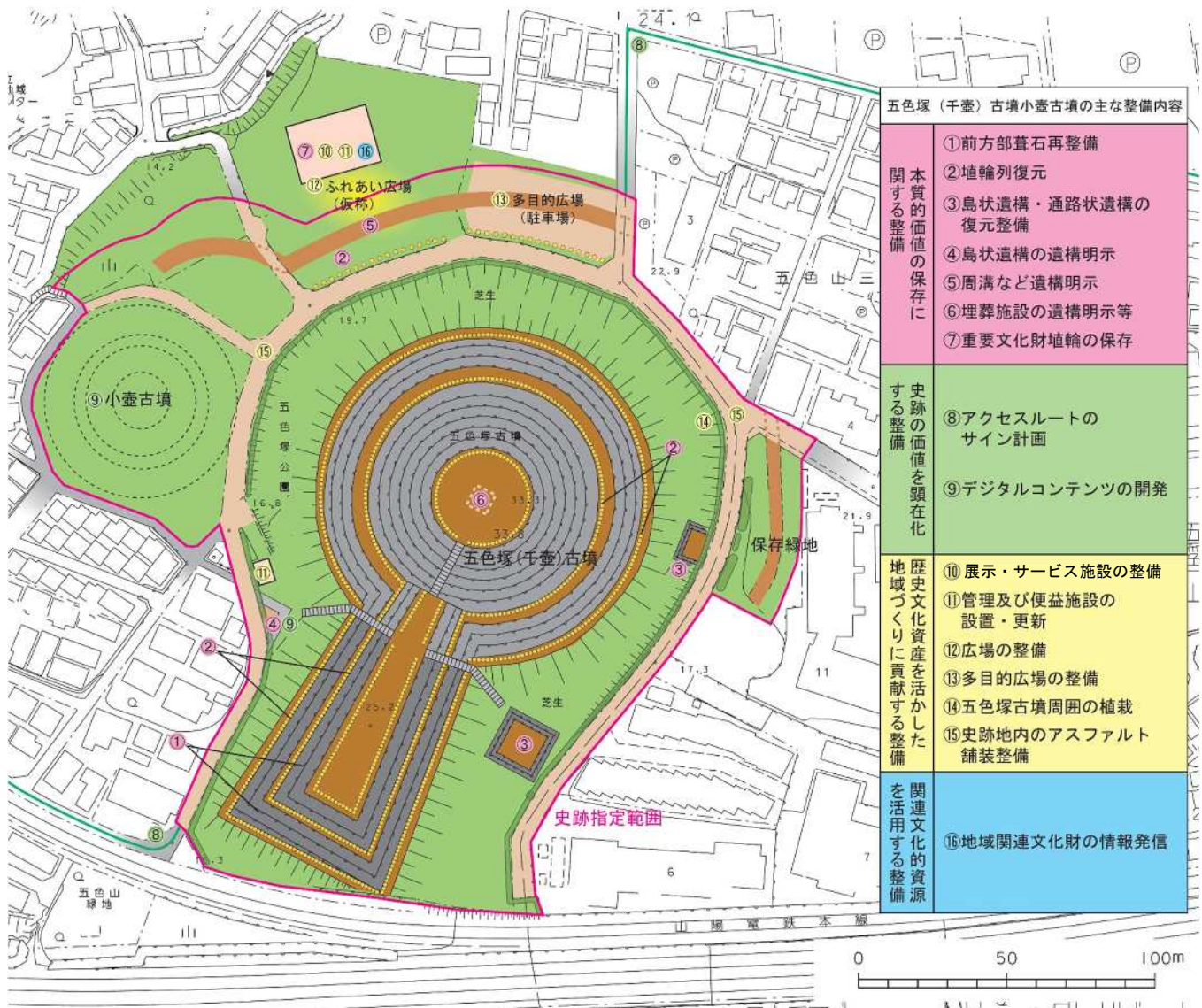


図 109 五色塚古墳・小壺古墳整備予定図

第9章 神戸市の文化財の保存・活用の推進体制

第1節 文化財の保存・活用の推進体制

本計画を実行するにあたっては、**神戸市文化スポーツ局文化財課が行政内部において文化財に関わる事案に対して、関係部局と連携を取りながら、主体的に企画・調整の役割を担う。**そして、本章に挙げた所有者（博物館施設を含む）・官公庁・地域団体・企業・教育・大学だけでなく市民も含めて、それぞれが主体となり、一体となって取り組む必要がある。そのためには、個々が保存・活用に関する事業を進めるだけでなく、文化財課が必要に応じて窓口となり、互いに連携しあえる体制の構築を進める。

市の基幹となる事業については、文化財に係る様々な関係者で構成される文化財保存活用地域計画協議会や文化財保護審議会で意見聴取しながら、持続可能な文化財の保存・活用を進める。

次節以降に神戸市の具体的な組織と計画を進める上で、協力を要する民間の組織を示した。

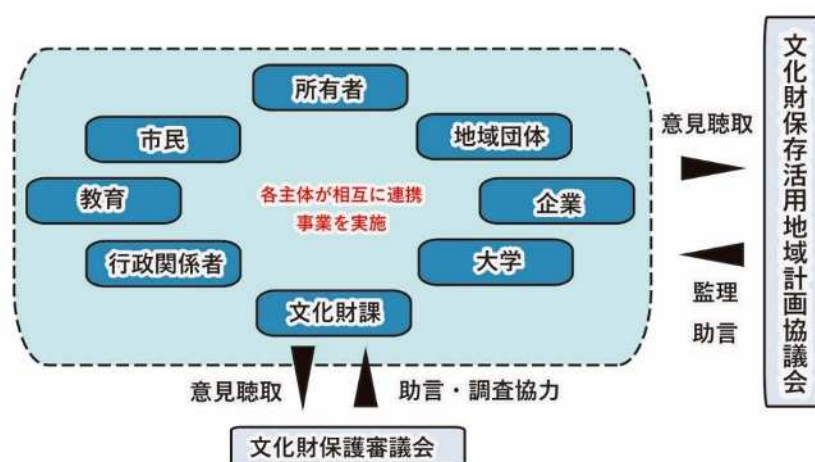


図 110 文化財の保存・活用の推進体制

第2節 現在の神戸市等行政の体制（令和3年度）

2-1 文化財を所管する部署・組織

神戸市文化スポーツ局文化財課（文化財保護活用係・埋蔵文化財調査係）

業務内容 **文化財に関する相談受付及び連絡調整**
市内文化財の把握及び指定等に伴う調査
文化財の修理・継承に伴う助成等支援
埋蔵文化財の調査・保存・活用・収蔵

職員数 35名（埋蔵文化財専門職・建築職・事務職）

神戸市文化財巡視員

業務内容 市内文化財（埋蔵文化財除く）の現況確認及び意見の提言

構成員 5名

神戸市立博物館（小磯記念美術館・神戸ゆかりの美術館も含む）

業務内容 所蔵品は主に考古・歴史資料、南蛮紅毛美術など美術資料、古地図資料の3分野から構成され、神戸の歴史と「国際文化交流・東西文化の接触と変容」をテーマとした資料の収集・保存及び普及啓発

職員 41名（考古・歴史を専門とする職員・美術を専門とする職員・歴史地理を専門する職員・その他事務職員）

神戸市文化財保護審議会

審議する事項 文化財指定等文化財保存活用に関する重要事項を審議

委員 15名

神戸市文化財保存活用地域計画協議会

業務内容 文化財保存活用地域計画の運用等の監理及び計画の見直しに係る意見の提言

委員 14名（上限15名）

2-2 関係部局及び部署

神戸市文書館（企画調整局政策企画部企画課・文書の保存・活用）

危機管理室（防災）

文化スポーツ局文化交流課（文化芸術）

神戸市立中央図書館（郷土資料の保存と活用）

経済観光局観光企画課（観光）

経済観光局ファッション産業課（地場産業振興）

経済観光局農政計画課（農村・里山活性化）

都市局景観政策課（都市景観）

建築住宅局建築安全課（建築基準法による規制調整・検討）

建設局公園部計画課（市民の木・市民の森）

建設局公園部森林整備事務所（再度山・神戸外国人墓地）

環境局都市環境課（生物多様性）

消防局予防課・査察課（防火）

区役所まちづくり課（地域活動の振興）

教育委員会（学校教育・教科指導）

2-3 兵庫県関係部署

兵庫県教育委員会文化財課（文化財の保存・活用及び助言）

兵庫県企画県民部地域創生局／兵庫県立歴史博物館／兵庫県立考古博物館／兵庫県立歴史博物館ひょうご歴史研究室／兵庫県立人と自然の博物館／兵庫県立コウノトリの郷公園／兵庫県立美術館／兵庫陶芸美術館

第3節 主な外郭団体及び地域の文化財関係機関

一般財団法人神戸観光局／公益財団法人神戸市民文化振興財団／一般財団法人神戸すまいまちづくり公社／株式会社OMこうべ／一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ／神戸市文化遺産活用実行委員会／日本遺産連絡協議会／神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター／園田学園女子大学／兵庫県博物館協会及び加盟施設／ひょうごヘリテージ機構H²O／兵庫県みどりのヘリテージマネージャー会（MHM）／庭ヘリテージマネージャー会（庭HM）／NPO法人 ひょうごヘリテージ機構H²O神戸／NPO法人神戸茅草ネットワーク／歴史資料ネットワーク／灘百選の会／摩耶山再生の会／北野・山本地区をまもり、そだてる会／山田民俗文化保存会／KOBEMUSEUMリンク

資料1 神戸市指定等文化財一覧

1. 建造物

区名	名称	指定種別	備考
東灘区	旧村山家住宅	国指定	
東灘区	木水家住宅主屋	国登録	
東灘区	古澤家住宅主屋	国登録	
東灘区	古澤家住宅附属屋	国登録	
東灘区	富永家住宅主屋	国登録	
東灘区	富永家住宅附属屋	国登録	
東灘区	白鶴美術館本館	国登録	
東灘区	白鶴美術館事務棟	国登録	
東灘区	白鶴美術館土蔵	国登録	
東灘区	白鶴美術館茶室（松庵）	国登録	
東灘区	私立灘中学校・高等学校本館	国登録	
東灘区	甲南漬資料館（旧高嶋家住宅主屋）	国登録	
東灘区	五助堰堤	国登録	
東灘区	旧鍵野家住宅主屋	国登録	
東灘区	大土神社本殿	国登録	
東灘区	大土神社拝殿及び幣殿	国登録	
東灘区	大土神社摂社住吉社本殿	国登録	
東灘区	大土神社摂社天満社本殿	国登録	
東灘区	大土神社蔵	国登録	
東灘区	大土神社鳥居	国登録	
東灘区	御影公会堂	国登録	
東灘区	武藤家住宅主屋	国登録	
東灘区	武藤家住宅蔵	国登録	
東灘区	武藤家住宅女中部屋	国登録	
東灘区	武藤家住宅門	国登録	
東灘区	甲南女子大学管理棟	国登録	
東灘区	甲南女子大学3号館	国登録	
東灘区	甲南女子大学渡廊下	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校管理棟	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校特別棟	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校体育館	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校体育研究室	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校講堂	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校守衛室	国登録	
東灘区	甲南女子中学校・高等学校	国登録	
東灘区	旧乾家住宅主屋・土蔵2棟付廊下・ガレージ・塀・待合所	市指定	
東灘区	塩野家住宅（旧稲畑家住宅）	市指定	
灘区	神戸大学 本館	国登録	
灘区	神戸大学 講堂	国登録	
灘区	神戸大学 兼松記念館	国登録	
灘区	神戸大学 人文社会系図書館	国登録	
灘区	神戸文学館（旧関西学院大学ランチ・メモリアル・チャペル）	国登録	

灘区	六甲山荘 (旧小寺家山荘)	国登録	
灘区	ロイ・スミス館本館 (旧大谷家住宅主屋)	国登録	
灘区	ロイ・スミス館車庫 (旧大谷家住宅車庫)	国登録	
灘区	ロイ・スミス館門柱及び石垣 (旧大谷家住宅門柱及び石垣)	国登録	
灘区	神戸大学武道場 (旧神戸商業大学道場)	国登録	
灘区	杣谷堰堤	国登録	
灘区	神戸ゴルフ倶楽部クラブハウス	国登録	
灘区	神戸ゴルフ倶楽部チェンバー	国登録	
灘区	旧摩耶観光ホテル	国登録	
灘区	六甲八幡神社厄神宮本殿附銘板並びに修理棟札	県指定	
灘区	六甲八幡神社本殿附擬宝珠4基	市指定	
中央区	旧ハンター住宅	国指定	
中央区	徳光院多宝塔	国指定	
中央区	船屋形	国指定	
中央区	旧ハッサム住宅	国指定	
中央区	旧小寺家厩舎	国指定	
中央区	旧トーマス住宅 (風見鶏の館)	国指定	
中央区	小林家住宅 (旧シャープ住宅) 萌黄の館	国指定	
中央区	旧神戸居留地十五番館	国指定	
中央区	布引水源地水道施設	国指定	
中央区	神戸市立博物館	国登録	
中央区	神戸市水の科学博物館	国登録	
中央区	海岸ビル	国登録	
中央区	うろこの家 (旧ハリヤー邸) 主屋	国登録	
中央区	浅木家住宅主屋	国登録	
中央区	フロインドリーブ本店 (旧ユニオン教会)	国登録	
中央区	北野物語館 (旧 M. J. シェー邸)	国登録	
中央区	兵庫県公館 (旧兵庫県庁舎)	国登録	
中央区	アメリカンハウス (旧ハムウェイ邸)	国登録	
中央区	海岸ビルヂング	国登録	
中央区	旧神戸居留地煉瓦造下水道	国登録	
中央区	フットテクノビル	国登録	
中央区	日本真珠会館	国登録	
中央区	李・山下家住宅主屋	国登録	
中央区	李・山下家住宅塀	国登録	
中央区	新港貿易会館 (旧新港相互館)	国登録	
中央区	増田家住宅主屋	国登録	
中央区	増田家住宅石垣及び塀	国登録	
中央区	坂井家住宅主屋	国登録	
中央区	坂井家住宅北面東棟門及び塀	国登録	
中央区	坂井家住宅南面塀	国登録	
中央区	松尾ビル (旧小橋屋呉服店神戸支店)	国登録	
中央区	神戸ポートタワー	国登録	
中央区	旧坂家住宅主屋	国登録	
兵庫区	神戸市水道局鳥原立ヶ畑堰堤 (鳥原ダム)	国登録	
兵庫区	長田家住宅	国登録	
兵庫区	旧岡方倶楽部 (小物屋会館)	国登録	
兵庫区	湊川隧道	国登録	

兵庫区	清盛塚石造十三重塔	県指定	
兵庫区	石造五輪塔（真光寺）	県指定	
北区	八幡神社三重塔（六條八幡神社）	国指定	
北区	若王子神社本殿	国指定	
北区	箱木家住宅	国指定	
北区	石峯寺薬師堂	国指定	
北区	石峯寺三重塔	国指定	
北区	豊歳神社本殿	国指定	
北区	神戸市水道局千苺堰堤（千苺ダム）	国登録	
北区	旧駿河屋	国登録	
北区	御所坊本館	国登録	
北区	御所坊新館	国登録	
北区	御所坊土蔵	国登録	
北区	南僧尾観音堂	県指定	
北区	川向家住宅	県指定	
北区	内田家住宅	県指定	
北区	石造五輪塔（石峯寺）	県指定	
北区	塩田八幡宮本殿	市指定	
北区	八多神社本殿	市指定	
北区	八多神社本殿（六條八幡神社）	市指定	
北区	八幡神社舞台（六條八幡神社）	市指定	
北区	八幡神社本殿（淡河八幡神社）	市指定	
北区	谷家住宅	市指定	
北区	前田家住宅	市指定	
北区	永福家住宅主屋・北物置小屋・南物置小屋	市指定	
北区	百濟家住宅	市指定	
北区	大前家住宅主屋・納屋	市指定	
北区	洲上家住宅	市指定	
北区	箱木家住宅土蔵	市指定	
北区	番匠家住宅	市指定	
北区	大前家住宅	市指定	
北区	大前家住宅	市登録	
北区	片山家住宅	市登録	
北区	南部家住宅	市登録	
北区	溝下家住宅	市登録	
北区	乗池家住宅	市登録	
北区	清内家住宅	市登録	
北区	赤井家住宅	市登録	
北区	薬師堂	市登録	
北区	寿福寺庫裏	市登録	
北区	永徳寺本堂	市登録	
北区	林家住宅	市登録	
北区	畠田家住宅	市登録	
北区	林家住宅	市登録	
北区	天満神社本殿覆屋	市登録	
北区	辻尾家住宅	市登録	
北区	平井家住宅	市登録	
北区	岡家住宅主屋	市登録	

長田区	長田神社 本殿	国登録	
長田区	長田神社 幣殿	国登録	
長田区	長田神社 拝殿	国登録	
長田区	長田神社 東楽所	国登録	
長田区	長田神社 西楽所	国登録	
長田区	長田神社 透塀及び門	国登録	
長田区	長田神社 天照社	国登録	
長田区	長田神社 八幡社	国登録	
長田区	長田神社 月読社	国登録	
長田区	長田神社 出雲大社	国登録	
長田区	長田神社 蛭子社	国登録	
長田区	長田神社 松尾社	国登録	
長田区	長田神社 神門	国登録	
長田区	長田神社 神符授与所及び附属屋	国登録	
長田区	長田神社 廻廊及び脇門	国登録	
長田区	長田神社 神楽殿	国登録	
長田区	槌橋家住宅 主屋	国登録	
長田区	兵庫県立長田高等学校神撫会館	国登録	
長田区	旧駒ヶ林公会堂	国登録	
長田区	石造燈籠（長田神社）	県指定	
須磨区	福祥寺本堂内宮殿及び仏壇	国指定	
須磨区	旧和田岬灯台	国登録	
須磨区	荒井家住宅 主屋	国登録	
須磨区	荒井家住宅 蔵及び納屋	国登録	
須磨区	石造十三重塔（福祥寺）	県指定	
須磨区	石造宝篋印塔（妙法寺）	県指定	
須磨区	西尾家住宅主屋、松風閣、真珠亭、石炭庫、車庫	県指定	
垂水区	移情閣	県指定	
垂水区	舞子公園 旧木下家住宅 主屋	国登録	
垂水区	舞子公園 旧木下家住宅 土蔵	国登録	
垂水区	舞子公園 旧木下家住宅 納屋	国登録	
垂水区	旧武藤家別邸洋館	国登録	
垂水区	K家別邸主屋	国登録	
垂水区	K家別邸離れ	国登録	
垂水区	移情閣（国指定部分を除く）	県指定	
垂水区	石造宝篋印塔（遊女塚）	県指定	
垂水区	石造宝篋印塔	県指定	
垂水区	石造宝篋印塔（久昌寺）	県指定	
垂水区	旧ジェームス家住宅主屋・倉庫・連結棟・プール付附属棟1,2・東屋・門及び塀	市指定	
西区	太山寺本堂	国宝	
西区	太山寺仁王門	国指定	
西区	如意寺阿弥陀堂（常行堂）	国指定	
西区	如意寺三重塔	国指定	
西区	如意寺文殊堂	国指定	
西区	太山寺三重塔	県指定	
西区	宗賢神社本殿	県指定	
西区	近江寺本堂	市指定	

西区	住吉神社本殿	市指定	
西区	春日神社本殿	市指定	
西区	春日神社拝殿・幣殿	市指定	
西区	春日神社舞台	市指定	
西区	八幡神社本殿	市指定	
西区	性海寺本堂	市指定	
西区	田中家住宅	市登録	
西区	龍象院本堂	市登録	

2. 美術工芸品

区名	名称	指定種別	備考
絵画			
東灘区	紙本墨画淡彩瀟湘八景図	国指定	白鶴美術館
東灘区	紙本著色高野大師行状図	国指定	白鶴美術館
東灘区	紙本金地著色四季花鳥図(六曲屏風)	国指定	白鶴美術館
東灘区	絹本著色稚児大師像	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本墨画布袋図	国指定	香雪美術館
東灘区	絹本著色聖徳太子像	国指定	香雪美術館
東灘区	絹本著色二河白道図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色児観音縁起	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色病草紙(残闕)	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色法華経絵巻	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本淡彩湛碧斎図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本淡彩瀟湘八景図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本墨画維摩図	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本墨画山水図	国指定	香雪美術館
東灘区	絹本著色毘沙門天像	国指定	香雪美術館
東灘区	紙本著色レパント戦闘図・世界地図	国指定	香雪美術館
灘区	絹本著色絹本著色弥勒曼荼羅	市指定	天上寺
中央区	紙本金地著色泰西王侯騎馬図	国指定	市立博物館
中央区	絹本著色織田信長像	国指定	市立博物館
中央区	紙本著色四都図・世界図	国指定	市立博物館
中央区	紙本金地著色南蛮人渡来図	国指定	市立博物館
中央区	紙本著色相州鎌倉七里浜図	国指定	市立博物館
中央区	紙本著色フランシスコ・ザビエル像	国指定	市立博物館
北区	紙本著色丹生山明要寺参詣曼荼羅図	市指定	—
北区	絹本墨画群猫図	市指定	—
北区	絹本著色一万三千仏図	市指定	—
北区	絹本著色釈迦三尊画像	市指定	石峯寺
須磨区	紙本著色平敦盛画像	市指定	須磨寺
須磨区	絹本著色月たん宗光禅師頂相	市指定	禅昌寺
西区	絹本著色如意輪観音画像	市指定	龍華院
—	絹本著色不動四童子像	国指定	—
—	絹本著色両界曼荼羅図	国指定	—
—	絹本著色釈迦三尊像	国指定	—
—	絹本著色金剛経十六善神像	国指定	—
—	絹本著色不動二童子像	国指定	—

—	絹本着色法華曼荼羅図	国指定	—
—	絹本着色愛染曼荼羅図	国指定	—
—	絹本着色白衣観音像	国指定	—
—	絹本着色十六羅漢像	国指定	—
—	絹本着色両界曼荼羅図	国指定	—
—	絹本着色十一面観音像	国指定	—
—	紙本墨画淡彩四季山水図	国指定	—
—	絹本着色普賢十羅刹女像	国指定	—
—	絹本着色熊野曼荼羅図	国指定	—
—	絹本着色施餓鬼図	国指定	—
—	紙本着色遊行縁起 (詞 行顕筆)	国指定	—
—	絹本着色大日如来像	国指定	—
—	著色絵料紙墨書観普賢経残闕 (扇面写経)	国指定	—
—	白描絵料紙墨書金光明経 卷第二 (目無経)	国指定	—
—	紙本墨画護摩壇様並三十七尊三昧邪形	国指定	—
—	紙本着色浄土五祖絵	国指定	—
—	紙本白描建保六年中殿御会図	国指定	—
—	絹本着色一字金輪曼荼羅図	国指定	—
—	紙本淡彩駿牛図断簡	国指定	—
—	絹本着色天台四祖像	市指定	—
—	絹本着色両界曼荼羅	市指定	—
彫 刻			
東灘区	木造薬師如来立像	国指定	香雪美術館
灘区	不動明王及二童子像	県指定	善光寺
中央区	木造菩薩立像 (伝如意輪観音像)	国指定	大龍寺
中央区	木造十一面観音像	国指定	歓喜寺
中央区	木造持国天立像 増長天立像	県指定	徳光院
兵庫区	木造薬師如来坐像	国指定	薬仙寺
兵庫区	木造十一面観音立像	国指定	能福寺
兵庫区	木造十一面観世音菩薩立像	市指定	薬仙寺
北区	木造波夷羅大将立像	国指定	温泉寺
北区	木造聖徳太子立像 (南無仏太子像)	国指定	善福寺
北区	木造毘沙門天立像	国指定	多聞寺
北区	木造吉祥天立像	国指定	多聞寺
北区	木造地藏菩薩立像	国指定	多聞寺
北区	木造大日如来坐像・釈迦如来坐像・阿弥陀如来坐像	国指定	無動寺
北区	木造不動明王坐像	国指定	無動寺
北区	木造十一面観音像	国指定	無動寺
北区	木造阿弥陀如来坐像	県指定	無動寺
北区	木造薬師如来立像	県指定	寿福寺
北区	木造阿弥陀如来立像	市指定	寿福寺
北区	木造聖観音立像	市指定	寿福寺
北区	木造薬師如来坐像 附 如来坐像残欠4片	市指定	平田薬師堂
北区	木造毘沙門天立像	市指定	温泉寺
北区	木造薬師如来坐像	市指定	石峯寺
長田区	木造大日如来坐像	国指定	宝満寺
長田区	木造阿弥陀三尊像	市指定	海泉寺
長田区	木造板五輪卒塔婆	市指定	常福寺

須磨区	木造十一面観音立像	国指定	福祥寺
須磨区	木造毘沙門天立像	国指定	妙法寺
須磨区	木造不動明王像	県指定	福祥寺
須磨区	木造聖観音坐像	市指定	福祥寺
須磨区	木造聖観音立像	市指定	妙法寺
須磨区	木造薬師如来坐像	市指定	妙法寺
須磨区	木造十二面観音菩薩像	市指定	禅昌寺
須磨区	木造伎楽面・崑崙(社伝抜頭)	市指定	綱敷天満宮
垂水区	木造阿弥陀如来坐像	国指定	多聞寺
垂水区	木造日光月光菩薩立像	国指定	多聞寺
垂水区	木造阿弥陀如来坐像	国指定	転法輪寺
垂水区	転法輪寺木彫群	市指定	転法輪寺
垂水区	木造四天王立像	市指定	転法輪寺
西区	木造阿弥陀如来坐像	国指定	太山寺
西区	塑像金剛力士像	県指定	如意寺
西区	木造阿弥陀如来立像	市指定	常纂寺
西区	木造阿弥陀如来坐像	市指定	如意寺
西区	木造金剛力士像	市指定	薬師寺
西区	木造不動明王立像	市指定	太山寺
西区	木造獅子・狛犬	市指定	太山寺
西区	木造伝三所権現坐像	市指定	太山寺
西区	木造四天王立像	市指定	太山寺
—	銅造菩薩半跏像	国指定	—
工 芸 品			
東灘区	宋白地黒搔落竜文瓶	国指定	白鶴美術館
東灘区	金襴手獅子牡丹唐草文八角大壺	国指定	白鶴美術館
東灘区	蓮華唐草蒔絵螺鈿蝶形卓 附半月形曲物箱	国指定	白鶴美術館
東灘区	蓮華唐草蒔絵螺鈿蝶形卓	国指定	白鶴美術館
東灘区	金銅小幡ほか1件一式	国指定	白鶴美術館
東灘区	太刀	国指定	香雪美術館
東灘区	太刀	国指定	香雪美術館
東灘区	志野山水文矢筈口水指	国指定	香雪美術館
中央区	南蛮人桜花文蒔絵鞍	市指定	神戸市
中央区	銅製経箱(有馬温泉寺伝来)	市指定	神戸市
北区	黒漆厨子	国指定	温泉寺
長田区	黒漆金銅装神輿	国指定	長田神社
長田区	太刀拵	県指定	長田神社
須磨区	金銅密教法具ほか3件一式	国指定	勝福寺
須磨区	九条袈裟 伝月庵宗光所用	市指定	禅昌寺
西区	色々威腹巻 ほか7件一式	国指定	太山寺
西区	銅製鍍金宝珠鈴	市指定	太山寺
西区	青磁花瓶並びに青磁盤	市指定	太山寺
—	刺繍種子両界曼荼羅図	国指定	—
—	鱈口	県指定	—
—	銅製鍍金釣燈籠	市指定	—
—	銅製鍍金釣燈籠	市指定	—
—	鱈口	県指定	—
—	銅製経箱	県指定	—

—	段威腹巻	国指定	—
—	銅鐘	国指定	—
—	桜山鵲蒔絵硯箱	国指定	—
—	短刀〔銘景光〕	国指定	—
—	短刀〔銘国光〕	国指定	—
—	三鈷柄剣〔銘重吉入道作〕	国指定	—
—	花鳥文磬	国指定	—
—	錆絵滝山水図茶碗 尾形乾山作	国指定	—
歴 史 資 料			
中央区	神戸外国人居留地計画図 3幅	市指定	神戸市
北区	天正七年制札（1579年）・天正八年制札（1580年）	県指定	
書 跡			
東灘区	賢愚経残巻（大聖武）（2巻）	国宝	白鶴美術館
東灘区	大般涅槃経集解（71巻）附大般涅槃経後分（2巻）	国宝	白鶴美術館
東灘区	画図讃文巻第廿七	国指定	白鶴美術館
東灘区	註楞伽経巻第二 三	国指定	白鶴美術館
東灘区	根本百一羯磨巻第五	国指定	白鶴美術館
東灘区	法華経巻第八（色紙）	国指定	白鶴美術館
東灘区	大慧宗杲墨蹟	国指定	香雪美術館
東灘区	藤原俊成自筆消息案	国指定	香雪美術館
灘区	紺紙金字妙法華経（伝待賢門院御筆）8巻	県指定	仝利天上寺
中央区	紙本墨書法華経奥書	国指定	湊川神社
中央区	和田岬・湊川砲台（台場）関係資料	市指定	神戸市
兵庫区	岡方文書	市指定	
須磨区	当山暦代2巻	県指定	福祥寺
須磨区	古筆貼交屏風6曲1双	県指定	正覚院
西区	紙本墨書妙法蓮華経	国指定	太山寺
西区	紙本墨書大塔宮令旨及注進状	国指定	太山寺
西区	紺紙金字仏説大吉祥陀羅尼経仏説宝賢陀羅尼経	市指定	太山寺
西区	曾我物語（仮名本）	国指定	太山寺
考 古 資 料			
東灘区	硬玉勾玉付金鎖頸飾	国指定	白鶴美術館
東灘区	饜飶文方ゆう（図形文字一）	国指定	白鶴美術館
東灘区	象頭じこう	国指定	白鶴美術館
東灘区	犧首饜飶き鳳文尊	国指定	白鶴美術館
東灘区	犧首饜飶き竜文方壘（図形文字一）	国指定	白鶴美術館
東灘区	饜飶き鳳文方尊（文字六）	国指定	白鶴美術館
東灘区	りゅう金銀渦雲文壺	国指定	白鶴美術館
東灘区	りゅう金竜池文銀洗	国指定	白鶴美術館
東灘区	き鳳象文ゆう	国指定	白鶴美術館
東灘区	き鳳象文尊 臣辰尊	国指定	白鶴美術館
東灘区	饜飶き鳳文壘（図形文字一）	国指定	白鶴美術館
東灘区	りゅう金花鳥文銀杯	国指定	白鶴美術館
中央区	桜ヶ丘出土銅鐸 銅戈群	国宝	神戸市
西区	西求女塚古墳出土品	国指定	神戸市
西区	五色塚古墳出土品	国指定	神戸市
西区	狩口台きつね塚古墳出土品	市指定	神戸市
西区	滝の奥経塚出土品	市指定	神戸市

西区	本山遺跡出土弥生時代前期木製品等	市指定	神戸市
西区	新方遺跡(野手・西方地点)出土人骨	市指定	神戸市
西区	銅鐸鑄型未製品	市指定	神戸市
西区	白水瓢塚古墳出土品	市指定	神戸市
西区	塩田北山東古墳出土品	市指定	神戸市
西区	史跡五色塚古墳・小壺古墳出土品	市指定	神戸市
西区	北青木遺跡出土銅鐸	市指定	神戸市
西区	本山遺跡出土銅鐸	市指定	神戸市
西区	深江北町遺跡出土木簡・墨書土器	市指定	神戸市
西区	上沢遺跡佐波理鏡他井戸出土品	市指定	神戸市
西区	白水遺跡梵鐘鑄造遺構出土品	市指定	神戸市
西区	祇園遺跡出土玳瑁袖小碗 附同遺跡第3次調査出土貿易陶磁器	市指定	神戸市
西区	高津橋大塚古墳出土品	市指定	神戸市

3. 石造物

区名	名称	指定区分	年代
東灘区	伝平野備前守忠勝参り墓石室	市指定	鎌倉時代後期[延慶3年(1310)]
兵庫区	石造十三重塔(清盛塚)	県指定	鎌倉時代後期[弘安9年(1286)]
兵庫区	石造五輪塔(一遍上人廟所:真光寺)	県指定	鎌倉時代後期～南北朝時代、震災時に遺骨確認
兵庫区	題目板碑(久遠寺)	市指定	鎌倉時代後期
長田区	石造灯籠(長田神社)	県指定	鎌倉時代後期
北区	石造五輪塔(石峯寺)	県指定	南北朝時代[暦応2年(1339)]
北区	石造五輪塔(温泉寺)	市指定	鎌倉時代後期
北区	石造宝篋印塔(清光寺)	市指定	南北朝時代
北区	石造宝篋印塔(切畑)	市指定	南北朝時代[永徳2年(1382)]～室町時代初期
北区	石造五輪塔(柳谷)	市指定	南北朝時代[永徳3年(1383)]
北区	石造灯籠(杉尾神社)	市指定	南北朝時代[応安元年(1368)]
北区	石造灯籠(大歳神社)	市指定	室町時代初期[応永7年(1400)]
北区	石造灯籠(杉尾神社)	市指定	室町時代前期
須磨区	石造十三重塔(福祥寺)	県指定	鎌倉時代後期[嘉暦2年(1327)]
須磨区	石造宝篋印塔(妙法寺)	県指定	南北朝時代[応安3年(1370)]
須磨区	石造五輪塔(敦盛塚)	市指定	室町～安土桃山時代
須磨区	地藏石仏(有馬家墓所)	市指定	南北朝時代
須磨区	石造傘塔婆(北向八幡神社)	市指定	南北朝時代
垂水区	石造宝篋印塔(遊女塚)	県指定	南北朝時代[建武4年(1337)]
垂水区	石造宝篋印塔(西名)	県指定	南北朝時代[康暦2年(1380)]
垂水区	石造宝篋印塔(下畑)	県指定	南北朝時代[観応3年(1352)]
垂水区	石造宝篋印塔(畑ノ辻)	市指定	南北朝時代[康安元年(1361)]
西区	しばり地藏石仏	市指定	鎌倉時代後期～南北朝時代

4. 民俗文化財

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	灘の酒造用具	国指定有形	
東灘区	弓弦羽神社のだんじり	市登録無形	
東灘区	東明八幡神社のだんじり	市登録無形	
東灘区	保久良神社のだんじり	市登録無形	
東灘区	本住吉神社のだんじり	市登録無形	
灘区	兵庫県の酒造習俗（昭43完結）	国選択無形	
灘区	沢の鶴株式会社大石蔵（前蔵・大蔵）	県指定有形	
灘区	弁才船絵馬	市指定有形	
灘区	河内国魂神社の猿田彦	市登録無形	
灘区	船寺神社の獅子舞	市登録無形	
中央区	水陸普度勝会（関帝廟の盂蘭盆）	市地域無形	
中央区	南京町春節祭	市地域無形	
兵庫区	兵庫木遣音頭	市登録無形	
兵庫区	和田神社のだんじり	市登録無形	
北区	下谷上の舞台	国指定有形	
北区	農村歌舞伎舞台（長床）	県指定有形	
北区	上谷上農村歌舞伎舞台	県指定有形	
北区	淡河八幡神社御弓神事	県指定無形	
北区	熊野神社の獅子舞	市登録無形	
北区	南僧尾神楽獅子	市登録無形	
北区	六條八幡神社の流鏝馬神事	市登録無形	
北区	無動寺のオコナイ	市登録無形	
北区	原野六斎太鼓念佛	市登録無形	
北区	淡河八幡神社の御旅神事	市登録無形	
北区	雀のお頭	市登録無形	
北区	有馬温泉入初式	市地域無形	
長田区	長田神社古式追儺式 附 鬼面 7面	県指定無形	
長田区	長田マダン	市地域無形	
須磨区	車大歳神社の翁舞	国指定無形	
須磨区	勝福寺の追儺式	市登録無形	
須磨区	妙法寺追儺式	市登録無形	
須磨区	多井畑カネタタキ	市登録無形	
垂水区	転法輪寺の追儺式	市登録無形	
垂水区	明王寺の追儺式	市登録無形	
西区	性海寺の追儺式	市指定無形	
西区	伊川谷惣社の獅子舞	市登録無形	
西区	神出町、三坂神社・大歳神社・嶋姫神社の獅子舞	市登録無形	
西区	近江寺の修正会	市登録無形	
西区	前開八幡神社のシュウシ	市登録無形	

5. 無形文化財

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	灘の酒樽製作技術	国選択保存技術	
北区	有馬筆（書画用）技術	県指定（工芸技術）	
須磨区	須磨琴（一絃琴）	県指定（芸能）	

6. 史跡

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	処女塚古墳	国指定	
東灘区	沢の井	市認定	
灘区	西求女塚古墳	国指定	
中央区	楠木正成墓碑	国指定	
中央区	再度山大龍寺磨崖梵字岩	市指定	
兵庫区	和田岬砲台	国指定	
兵庫区	一遍廟所	県指定	
兵庫区	塞神の碑及び塞神の松跡の碑	市認定	
北区	伝豊太閤湯山御殿跡	市指定	
北区	丹生山・明要寺参道丁石群	市指定	
北区	栗落花の井	市認定	
長田区	腕塚	市認定	
長田区	菅公の匂いの梅旧跡	市認定	
長田区	平忠度洞塚	市認定	
長田区	監物太郎頼賢の碑	市認定	
長田区	平盛俊塚の碑	市認定	
須磨区	松風村雨堂	市認定	
須磨区	那須与一墓所	市認定	
垂水区	五色塚（千壺）古墳 小壺古墳	国指定	
垂水区	旧明石藩舞子台場跡	国指定	
垂水区	狩口台きつね塚古墳	市指定	
垂水区	大歳山遺跡	市指定	
西区	白水瓢塚古墳	県指定	
西区	太山寺磨崖不動明王	市指定	
西区	木津の六地藏磨崖仏	市指定	
西区	端谷城址	市指定	
西区	野中の清水	市認定	

7. 名勝

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	旧乾家庭園	市指定	
中央区	相樂園	国登録	
中央区	東遊園地	国登録	
北区	再度山公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地	市指定	
北区	十輪院庭園	市指定	石峯寺塔頭寺院
北区	竹林寺庭園	市指定	石峯寺塔頭寺院
須磨区	西尾邸庭園	市指定	
西区	安養院庭園	国指定	太山寺塔頭寺院
西区	成就院庭園	県指定	太山寺塔頭寺院
西区	歓喜院庭園	市指定	太山寺塔頭寺院
西区	福聚院庭園	市指定	太山寺塔頭寺院

8. 天然記念物

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	渦ヶ森スラスト	県指定	
東灘区	弓弦羽神社のムクノキ	市指定	
灘区	神前の大クス	県指定	
灘区	妙善寺のソテツ	市指定	
中央区	大龍寺寺叢及び周辺のスダジイ群落	市指定	
長田区	丸山衝上断層	国指定	
長田区	長田神社のクスノキ	市指定	
北区	素盞鳴尊神社の社叢	市指定	
北区	有間神社の社叢	市指定	
須磨区	白川の石抱きカヤ	市指定	
垂水区	転法輪寺の原生林	県指定	
西区	太山寺の原生林	県指定	

※市指定天然記念物の東灘区の「鷺の森のケヤキ」は平成29年の台風により倒木。

9. 伝統的建造物群

区名	名称	指定種別	備考
中央区	旧アボイ邸（イタリア館・プラトン装飾美術館）	伝統的建造物	
中央区	旧トーセン邸主屋，門	伝統的建造物	
中央区	旧サッスーン邸	伝統的建造物	
中央区	旧ムーア邸	伝統的建造物	
中央区	旧アメリカ領事館官舎（神戸北野美術館）	伝統的建造物	
中央区	旧ドレウエル邸（ラインの館）	伝統的建造物	
中央区	旧舛田・橘邸（洋館長屋）	伝統的建造物	
中央区	旧フェレ邸（ベンの家）	伝統的建造物	
中央区	旧フデセック邸（英国館）	伝統的建造物	
中央区	旧ヒルトン邸（旧パナマ領事館・神戸トリックアート・不思議な領事館）	伝統的建造物	
中央区	パラストイン邸	伝統的建造物	
中央区	レイン邸	伝統的建造物	
中央区	旧トーマス住宅（風見鶏の館）	伝統的建造物	
中央区	小林家住宅（萌黄の館）	伝統的建造物	
中央区	山田邸主屋・付属屋	伝統的建造物	
中央区	マリニン・フタレフ邸	伝統的建造物	
中央区	丹生邸主屋，門・レンガ塀・板塀	伝統的建造物	
中央区	鄭邸主屋・付属屋，レンガ塀	伝統的建造物	
中央区	神戸華僑総会	伝統的建造物	
中央区	旧スタデニック邸	伝統的建造物	
中央区	旧グラシアニ邸	伝統的建造物	
中央区	ボリビア領事館主屋	伝統的建造物	
中央区	門邸主屋・付属屋・車庫，門・レンガ塀（旧ディスレフセン邸）	伝統的建造物	
中央区	シュウエケ邸	伝統的建造物	
中央区	キャセリン・アンダーセン邸	伝統的建造物	
中央区	寺西邸主屋・付属屋，門・レンガ塀・街灯	伝統的建造物	
中央区	下村・渋谷邸主屋，門・レンガ塀	伝統的建造物	
中央区	旧ヴォルヒン邸（香りの家オランダ館）	伝統的建造物	
中央区	上久保邸主屋，門・レンガ塀・鉄柵	伝統的建造物	
中央区	モッシュ邸西棟	伝統的建造物	
中央区	モッシュ邸東棟	伝統的建造物	

中央区	八千代主屋・蔵、門・板塀	伝統的建造物	
中央区	北野天満神社	伝統的建造物	
中央区	浄福寺本堂	伝統的建造物	
中央区	前田邸主屋、門・レンガ塀	伝統的建造物	
中央区	J R西日本三宮ゲストハウス	伝統的建造物	
中央区	旧バクレー邸主屋	伝統的建造物	
中央区	林邸主屋・付属屋、門	伝統的建造物	
中央区	山口邸主屋・蔵・車庫、門	伝統的建造物	
中央区	神戸女子短大北野寮主屋・蔵、門・レンガ塀	伝統的建造物	

10. 文化環境保存区域

区名	名称	指定区分	備考
東灘区	白鶴美術館及びその周辺（指定面積約 0.4 ha）		
中央区	徳光院及びその周辺（指定面積約 0.9 ha）		
北区	石峯寺及びその周辺（指定面積約 5.1 ha）		
北区	無動寺・若王子神社及びその周辺（指定面積約 2.2 ha）		
北区	八幡神社及びその周辺（指定面積約 0.9 ha）		
須磨区	福祥寺（須磨寺）及びその周辺（指定面積約 18 ha）		
西区	太山寺及びその周辺（指定面積約 17.9 ha）		
西区	如意寺及びその周辺（指定面積約 28.0 ha）		
西区	性海寺及びその周辺（指定面積約 5.0 ha）		

11. 歴史的建造物

区名	名称	指定区分	備考
中央区	徳光院本堂		徳光院及びその周辺
中央区	徳光院開山堂		徳光院及びその周辺
中央区	徳光院鐘楼		徳光院及びその周辺
中央区	徳光院弁天堂		徳光院及びその周辺
中央区	徳光院山門		徳光院及びその周辺
北区	石峯寺本堂		石峯寺及びその周辺
北区	石峯寺鐘楼		石峯寺及びその周辺
北区	石峯寺鼓楼		石峯寺及びその周辺
北区	石峯寺仁王門		石峯寺及びその周辺
北区	十輪院（土塀と門）		石峯寺及びその周辺
北区	竹林寺（土塀と門）		石峯寺及びその周辺
北区	竹林寺本堂		石峯寺及びその周辺
北区	無動寺本堂		無動寺・若王子神社及びその周辺
北区	無動寺鐘楼		無動寺・若王子神社及びその周辺
北区	無動寺庫裡		無動寺・若王子神社及びその周辺
北区	六條八幡神社拝殿		八幡神社及びその周辺
北区	六條八幡神社神饌所		八幡神社及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）本堂		福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）護摩堂		福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）大師堂		福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）鐘楼		福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）書院		福祥寺（須磨寺）及びその周辺
須磨区	福祥寺（須磨寺）仁王門		福祥寺（須磨寺）及びその周辺
西区	太山寺観音堂		太山寺及びその周辺
西区	太山寺羅漢堂		太山寺及びその周辺
西区	太山寺釈迦堂		太山寺及びその周辺

西区	太山寺経蔵		太山寺及びその周辺
西区	太山寺護摩堂		太山寺及びその周辺
西区	太山寺阿弥陀堂		太山寺及びその周辺
西区	如意寺仁王門		如意寺及びその周辺
西区	福聚院 本堂		如意寺及びその周辺
西区	福聚院 文殊堂 附 棟札1枚		如意寺及びその周辺
西区	福聚院 庫裡		如意寺及びその周辺
西区	福聚院 表門		如意寺及びその周辺
西区	性海寺土蔵		性海寺及びその周辺
西区	性海寺鐘楼		性海寺及びその周辺
西区	性海寺手水舎		性海寺及びその周辺
西区	性海寺仁王門		性海寺及びその周辺
西区	福智院薬医門		性海寺及びその周辺
西区	福智院庫裏		性海寺及びその周辺
西区	福智院土蔵		性海寺及びその周辺
西区	福智院納屋		性海寺及びその周辺
西区	龍華院門		性海寺及びその周辺
西区	龍華院土塀		性海寺及びその周辺
西区	龍華院庫裏		性海寺及びその周辺
西区	龍華院土蔵		性海寺及びその周辺
西区	龍華院井戸		性海寺及びその周辺

12. 神戸歴史遺産（未指定）

区名	名称	指定区分	備考
灘区	六甲ケーブル六甲山上駅		
北区	湯女を起源とする有馬芸妓文化		
須磨区	「武井家文書」及び「武井家伝来絵画資料（粉本）」		
須磨区	安徳帝内裏跡伝説地		
垂水区	宮野尾神社の獅子舞		

表4 代表的な神戸市域の郷土誌等

資料名	発行年
再版 神戸市史 本編総説	大正 10 年
再版 神戸市史 本編各説	大正 13 年
再版 神戸市史 別録 一	大正 11 年
再版 神戸市史 別録 二	大正 12 年
再版 神戸市史 資料 一	大正 12 年
再版 神戸市史 資料 二	大正 12 年
再版 神戸市史 資料 三	大正 13 年
再版 神戸市史 附図	大正 12 年
再版 神戸市史 年表・書目・索引 編纂顛末	大正 14 年
神戸市史 第二集 本編 各説 総説	昭和 12 年
神戸市史 第二集 別録	昭和 12 年
神戸市史 第二集 附図 資料 年表 書目 索引 編集顛末	昭和 12 年
神戸市史 第三集 行政編	昭和 37 年
神戸市史 第三集 社会文化編	昭和 40 年
神戸市史 第三集 産業経済編	昭和 42 年
神戸市史 第三集 年表索引編	昭和 43 年
神戸市史 第一集 本編各説	昭和 46 年
神戸市史 第一集 別録一	昭和 46 年
神戸市史 第一集 別録二	昭和 46 年
神戸市史 第一集 資料一	昭和 46 年

神戸市史 第一集 資料二	昭和 46 年
神戸市史 第一集 資料三	昭和 46 年
神戸市史 第一集 附図	昭和 47 年
神戸市史 第一集 年表・書目・索引 編纂顛末	昭和 47 年
新修神戸市史 歴史編Ⅰ 自然・考古	平成 元年
新修神戸市史 歴史編Ⅱ 古代・中世	平成 22 年
新修神戸市史 歴史編Ⅲ 近世	平成 4 年
新修神戸市史 歴史編Ⅳ 近代・現代	平成 6 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅰ 第一次産業	平成 2 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅱ 第二次産業	平成 12 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅲ 第三次産業	平成 15 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅳ 総論	平成 26 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅳ 総論	平成 26 年
新修神戸市史 産業経済編Ⅳ 総論	平成 26 年
新修神戸市史 行政編Ⅰ 市政のしくみ	平成 7 年
新修神戸市史 行政編Ⅱ くらしと市政	平成 14 年
新修神戸市史 行政編Ⅲ 都市の整備	平成 17 年
新修神戸市史 生活文化編	令和 2 年
兵庫県百年史	昭和 42 年
兵庫県史 第 1 卷	昭和 49 年
兵庫県史 第 2 卷	昭和 50 年
兵庫県史 第 3 卷	昭和 53 年
兵庫県史 第 4 卷	昭和 54 年
兵庫県史 第 5 卷	昭和 55 年
兵庫県史 別巻	昭和 57 年
兵庫県史 考古資料編	平成 4 年
兵庫県史 史料編 古代一	昭和 59 年
兵庫県史 史料編 古代二	昭和 60 年
兵庫県史 史料編 古代三	昭和 61 年
兵庫県史 史料編 中世一	昭和 58 年
兵庫県史 史料編 中世二	昭和 62 年
兵庫県史 史料編 中世三	昭和 63 年
兵庫県史 史料編 中世四	平成 1 年
兵庫県史 史料編 中世五	平成 2 年
兵庫県史 史料編 中世六	平成 3 年
兵庫県史 史料編 中世七	平成 5 年
兵庫県史 史料編 中世八	平成 6 年
兵庫県史 史料編 中世九 古代補遺	平成 9 年
兵庫県史 史料編 近世一	平成 1 年
兵庫県史 史料編 近世二	平成 4 年
兵庫県史 史料編 近世三	平成 5 年
兵庫県史 史料編 近世四	平成 7 年
兵庫県史 幕末維新一	平成 10 年
兵庫県史 幕末維新二	平成 10 年
兵庫県市町村合併史 上巻・下巻・附図	昭和 37 年
西撰大観 上巻・下巻	明治 44
武庫郡誌	昭和 48
有馬郡誌 上巻・下巻	昭和 49
本庄村史 地理編・民俗編 神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ	平成 16
本庄村史 歴史編 神戸市東灘区深江・青木・西青木のあゆみ	平成 20
御影町誌	昭和 11
魚崎町誌	昭和 32
西灘村史	昭和 50
有野町誌	昭和 63
道場町誌	平成 16
八多町誌	平成 20
山田村郷土誌	大正 9
山田村郷土誌 第二編	昭和 54
うはらの歴史再発見～ちょっと昔の東灘～	平成 12

灘百選	平成 13
灘の歴史	平成 23
神戸歴史トリップ 新・中央区歴史物語 (改訂版)	平成 17
由緒あるまち 兵庫 町名・史跡・民話をたずねて	昭和 63
兵庫の歴史 ー古代から幕末までー	平成 5
兵庫の歴史 ー明治維新から前後現代までー	平成 7
北区の歴史	平成 6
丹生山田ガイドマップ第2版	令和 2
須磨の歴史散歩	平成 9
須磨の歴史	平成 2
垂水郷土史	平成 3
垂水百年のあゆみ	平成 6
垂水百年のあゆみ 続編	平成 11
緑と太陽のまち ー西区ー	昭和 62
西区ふるさと自慢百選	平成 15
兵庫県神社誌 上巻・中巻・下巻	昭和 12
兵庫県民俗芸能誌	平成 52
神戸の史跡	昭和 56
写真で見る 神戸の石仏 巡礼ガイドブック	昭和 53
神戸の道標	昭和 60

資料2 アンケート調査結果

1. 市民意識調査

(1) アンケート概要

実施期間：2020年9月28日(月)～10月18日(日)

方法：文化財課HP上でのネットアンケート

有効回答件数：1639件

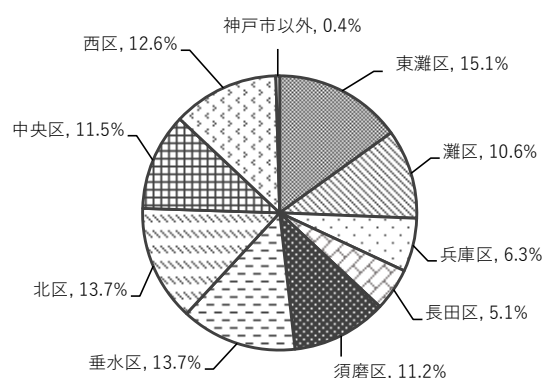
備考：10月2日(金)に神戸市ネットモニター向けに周知メールにて周知

(2) 回答者の属性

Q1. あなたのお住まいをお答えください

回答者の居住地で、最も多いのは15.1%の東灘区であり、最も少ないのは0.4%の神戸市以外、市内に限ると5.1%の長田区となっている。回答者の居住地にばらつきがあることに留意する必要がある。

	総計(件)	割合(%)
東灘区	247	15.1
灘区	173	10.6
兵庫区	103	6.3
長田区	83	5.1
須磨区	184	11.2
垂水区	224	13.7
北区	224	13.7
中央区	188	11.5
西区	206	12.6
神戸市以外	7	0.4
総計	1639	100.0

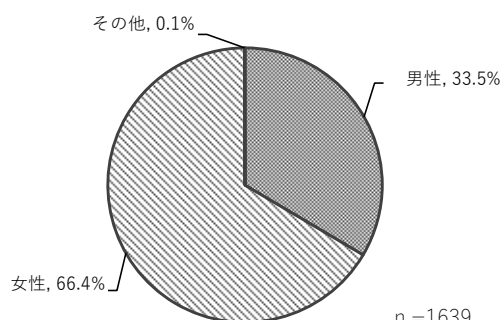


n=1639

Q2. あなたの性別をお答えください

回答者の性別は、男性33.5%、女性66.4%であり、男性より女性の方が多い。

	総計(件)	割合(%)
男性	549	33.5
女性	1089	66.4
その他	1	0.1
総計	1639	100.0

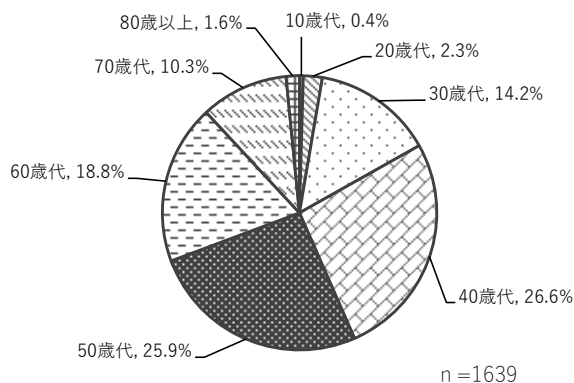


n=1639

Q3. あなたの年齢をお答えください

回答者の年齢は、40歳代が26.6%と最も多く、次いで50歳代25.9%となっている。一方で、10歳代、20歳代、80歳以上は5%未満であり、若年層や後期高齢者層の意見は比較的少ない結果となっている。

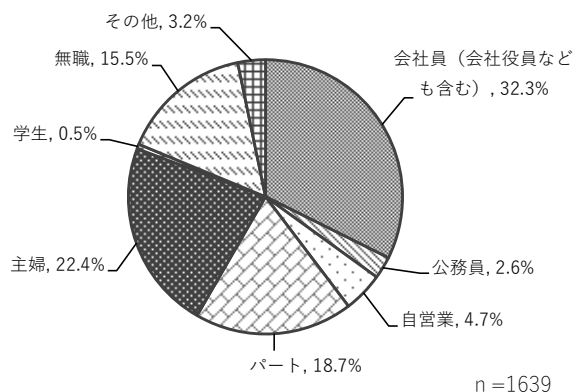
	総計(件)	割合(%)
10歳代	7	0.4
20歳代	37	2.3
30歳代	232	14.2
40歳代	436	26.6
50歳代	424	25.9
60歳代	308	18.8
70歳代	169	10.3
80歳以上	26	1.6
総計	1639	100.0



Q4. あなたのご職業をお答えください

回答者の職業は、会社員（会社役員なども含む）が32.3%と最も多く、次いで主婦22.4%、パート18.7%となっている。

	総計(件)	割合(%)
会社員（会社役員なども含む）	530	32.3
公務員	43	2.6
自営業	77	4.7
パート	306	18.7
主婦	367	22.4
学生	9	0.5
無職	254	15.5
その他	53	3.2
総計	1639	100.0

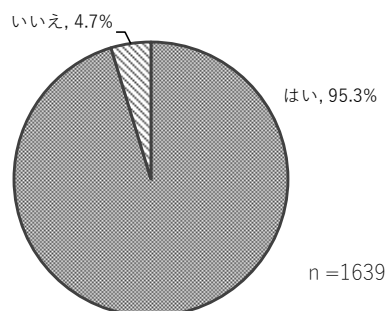


(3) 文化財の保存活用について

Q5. 神戸市に愛着はありますか

神戸市への愛着について、「はい」と回答された方は95.3%であり、ほとんどの方が神戸市に愛着があるという結果になっている。

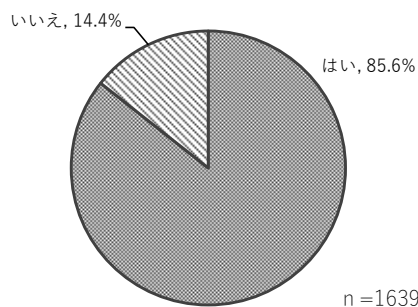
	総計(件)	割合(%)
はい	1562	95.3
いいえ	77	4.7
回答者数	1639	100.0



Q6. 文化財に興味はありますか

文化財への興味について、「はい」と回答された方は85.6%であり、「いいえ」を大きく上回る結果となっている。

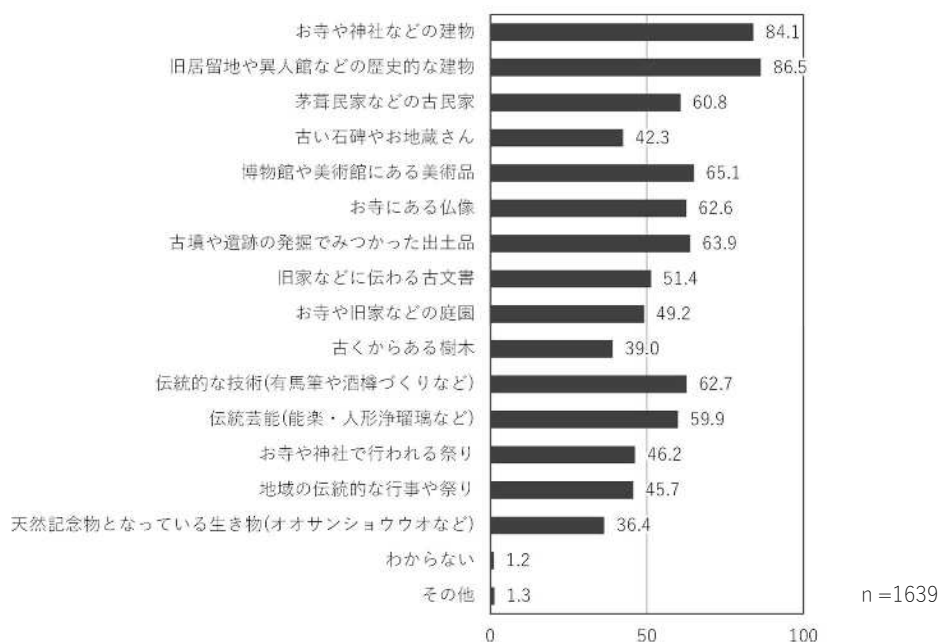
	総計(件)	割合(%)
はい	1403	85.6
いいえ	236	14.4
回答者数	1639	100.0



Q7-1. あなたが文化財だと思うのはどのようなものですか（複数回答）

文化財と思うものは、「旧居留地や異人館などの歴史的な建物」が86.5%と最も多く、次いで「お寺や神社などの建物」84.1%、「博物館や美術館にある美術品」65.1%であり、有形文化財に対して文化財だと認識される方が多い結果となっている。

「わからない」、「その他」を除くと、「天然記念物となっている生き物(オオサンショウウオなど)」36.4%、「古くからある樹木」39.0%、「古い石碑やお地蔵さん」42.3%の順に少なく、天然記念物や身近にある石碑や地蔵を文化財と思う人は比較的少ない。

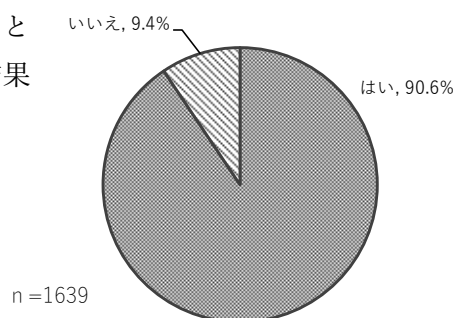


	総計(件)	割合(%)		総計(件)	割合(%)
お寺や神社などの建物	1378	84.1	古くからある樹木	640	39.0
旧居留地や異人館などの歴史的な建物	1417	86.5	伝統的な技術(有馬筆や酒樽づくりなど)	1028	62.7
茅葺民家などの古民家	996	60.8	伝統芸能(能楽・人形浄瑠璃など)	982	59.9
古い石碑やお地蔵さん	694	42.3	お寺や神社で行われる祭り	758	46.2
博物館や美術館にある美術品	1067	65.1	地域の伝統的な行事や祭り	749	45.7
お寺にある仏像	1026	62.6	天然記念物となっている生き物(オオサンショウウオなど)	597	36.4
古墳や遺跡の発掘でみつかった出土品	1047	63.9	わからない	19	1.2
旧家などに伝わる古文書	842	51.4	その他	22	1.3
お寺や旧家などの庭園	806	49.2			
回答者数				1639	100.0

Q8. 神戸市内で博物館や寺社など文化財に関係するところに行ったことがありますか

市内の博物館や寺社など文化財に関係するところに行ったことがある方は90.6%であり、行ったことがない方を大きく上回る結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
はい	1485	90.6
いいえ	154	9.4
回答者数	1639	100.0

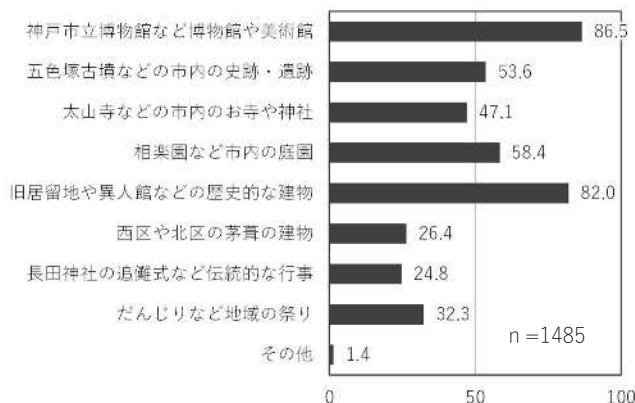


Q9-1. (Q8で“はい”と答えた方) 具体的にどこに行きましたか (複数回答)

市内の文化財に関係するところへの訪問先は、「神戸市立博物館など博物館や美術館」が86.5%と最も多く、次いで「旧居留地や異人館などの歴史的な建物」82.0%、「相楽園など市内の庭園」58.4%であり、観光資源としても集客力のある箇所が比較的多い結果となっている。

「その他」を除くと、「長田神社の追儺式など伝統的な行事」24.8%、「西区や北区の茅葺の建物」26.4%、「だんじりなど地域の祭り」32.3%の順に少なく、祭礼等の無形民俗文化財や農村地域の茅葺き民家への訪問が比較的小さい結果となっている。

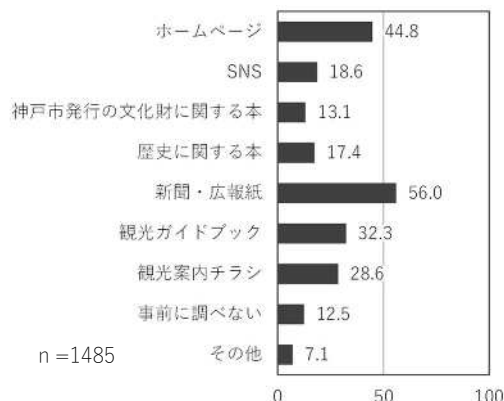
	総計(件)	割合(%)
神戸市立博物館など博物館や美術館	1285	86.5
五色塚古墳などの市内の史跡・遺跡	796	53.6
太山寺などの市内のお寺や神社	700	47.1
相楽園など市内の庭園	867	58.4
旧居留地や異人館などの歴史的な建物	1218	82.0
西区や北区の茅葺の建物	392	26.4
長田神社の追儺式など伝統的な行事	368	24.8
だんじりなど地域の祭り	480	32.3
その他	21	1.4
回答者数	1485	100.0



Q10-1. (Q8で“はい”と答えた方) 文化財の情報をどのような媒体で知りますか (複数回答)

文化財の情報を得た媒体は、「新聞・広報誌」が56.0%と最も多く、次いで「ホームページ」44.8%、「観光ガイドブック」32.3%となっている。「神戸市発行の文化財に関する本」や「歴史に関する本」を情報源としている方は比較的小さい結果となっている。また、「事前に調べない」は12.5%いる結果となっている。

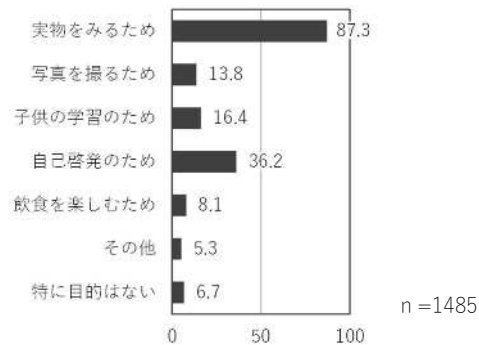
	総計(件)	割合(%)
ホームページ	665	44.8
SNS	276	18.6
神戸市発行の文化財に関する本	195	13.1
歴史に関する本	259	17.4
新聞・広報紙	831	56.0
観光ガイドブック	480	32.3
観光案内チラシ	424	28.6
事前に調べない	185	12.5
その他	105	7.1
回答者数	1485	100.0



Q11-1. (Q8 で“はい”と答えた方)文化財や関連する施設に行く目的は何ですか (複数回答)

文化財や関連する施設に行く目的は、「実物をみるため」が 87.3%と最も多く、実物展示・公開の重要性が窺える結果となっている。

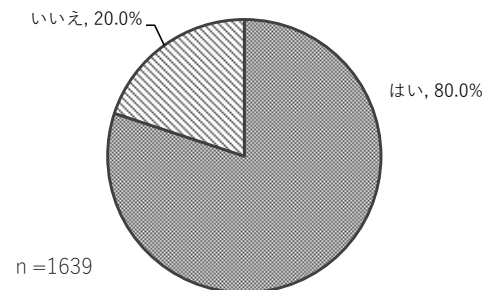
	総計(件)	割合(%)
実物をみるため	1296	87.3
写真を撮るため	205	13.8
子供の学習のため	243	16.4
自己啓発のため	538	36.2
飲食を楽しむため	120	8.1
その他	78	5.3
特に目的はない	100	6.7
回答者数	1485	100.0



Q12. 文化財に関するイベントがあれば参加してみたいですか

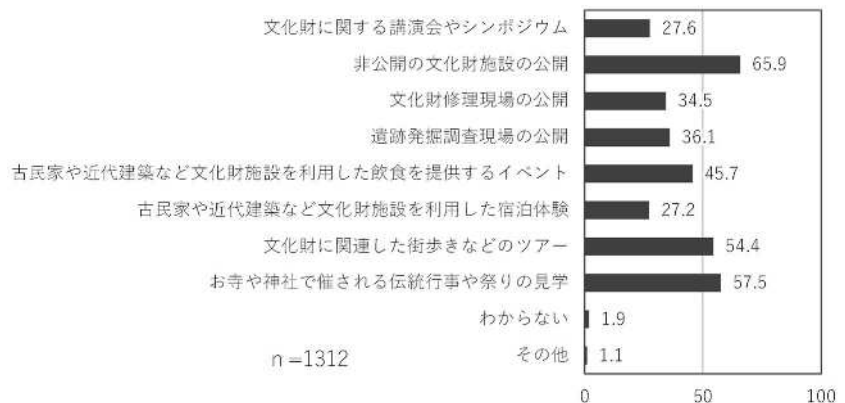
文化財に関するイベントへの参加意向は、「はい」が 80.0%であり、「いいえ」を大きく上回る結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
はい	1312	80.0
いいえ	327	20.0
回答者数	1639	100.0



Q13-1. (Q12 で“はい”と答えた方)どのようなイベントに参加してみたいですか (複数回答)

参加してみたいイベントは、「非公開の文化財施設の公開」が 65.9%と最も多く、次いで「お寺や神社で催される伝統行事や祭りの見学」57.5%、「文化財に関連した街歩きなどのツアー」54.4%となっている。「わからない」、「その他」を除くと、「古民家や近代建築など文化財施設を利用した宿泊体験」27.2%、「文化財に関する講演会やシンポジウム」27.6%の順に少ない結果となっている。

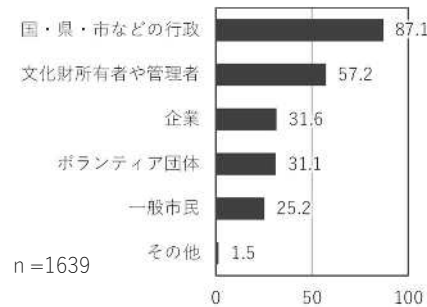


	総計(件)	割合(%)		総計(件)	割合(%)
文化財に関する講演会やシンポジウム	362	27.6	古民家や近代建築など文化財施設を利用した宿泊体験	357	27.2
非公開の文化財施設の公開	864	65.9	文化財に関連した街歩きなどのツアー	714	54.4
文化財修理現場の公開	452	34.5	お寺や神社で催される伝統行事や祭りの見学	755	57.5
遺跡発掘調査現場の公開	473	36.1	わからない	25	1.9
古民家や近代建築など文化財施設を利用した飲食を提供するイベント	599	45.7	その他	15	1.1
回答者数				1312	100.0

Q14-1. 文化財を守り、後世へ引き継いでいくのはどのような団体が適当だと思いますか（複数回答）

文化財を保存・継承していくのに適した団体は、「国・県・市などの行政」が87.1%と最も多く、次いで「文化財所有者や管理者」57.2%となっている。「一般市民」や「ボランティア団体」、「企業」は約3割前後と比較的少なく、地域の文化財を地域で守るという意識が深く醸成されていないことが窺える結果となっている。

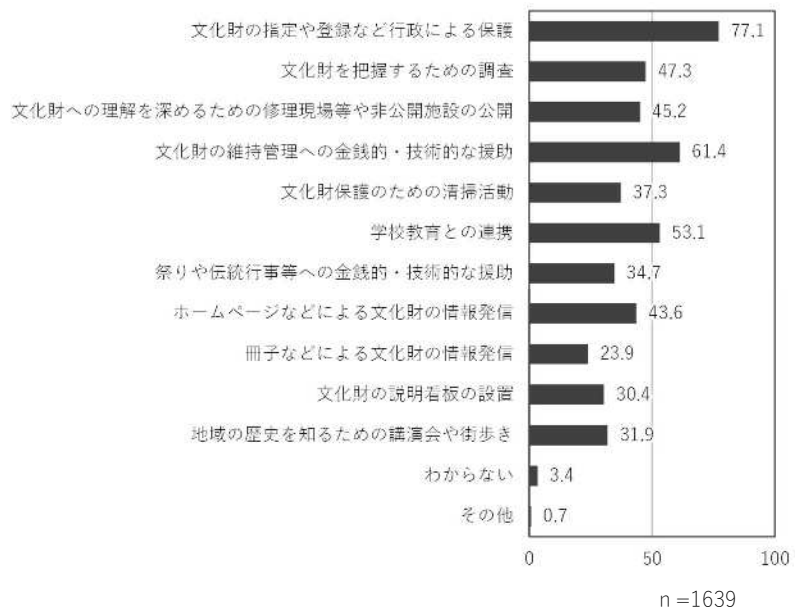
	総計(件)	割合(%)
国・県・市などの行政	1427	87.1
文化財所有者や管理者	938	57.2
企業	518	31.6
ボランティア団体	510	31.1
一般市民	413	25.2
その他	24	1.5
回答者数	1639	100.0



Q15-1. 文化財を守り、後世へ引き継いでいくために、どのような取り組みをしたらよいと思いますか（複数回答）

文化財を保存・継承していくためにすべき取り組みは、「文化財の指定や登録など行政による保護」が77.1%と最も多く、次いで「文化財の維持管理への金銭的・技術的な援助」61.4%、「学校教育との連携」53.1%であり、行政的な取り組みを求める意見が比較的多い結果となっている。

「わからない」、「その他」を除くと、「冊子などによる文化財の情報発信」、「文化財の説明看板の設置」、「地域の歴史を知るための講演会や街歩き」の順に少なく、一部の情報発信の取り組みが比較的小さい結果となっている。

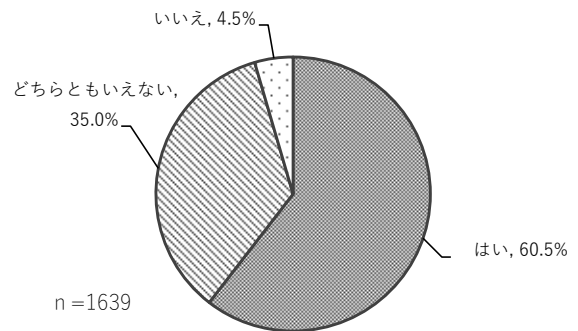


	総計(件)	割合(%)		総計(件)	割合(%)
文化財の指定や登録など行政による保護	1264	77.1	ホームページなどによる文化財の情報発信	715	43.6
文化財を把握するための調査	776	47.3	冊子などによる文化財の情報発信	391	23.9
文化財への理解を深めるための修理現場等や非公開施設の公開	741	45.2	文化財の説明看板の設置	499	30.4
文化財の維持管理への金銭的・技術的な援助	1006	61.4	地域の歴史を知るための講演会や街歩き	523	31.9
文化財保護のための清掃活動	612	37.3	わからない	55	3.4
学校教育との連携	871	53.1	その他	12	0.7
祭りや伝統行事等への金銭的・技術的な援助	569	34.7			
回答者数				1639	100.0

Q16. 市内の文化財を守り、後世へ引き継いでいくために協力したいと思いますか

市内の文化財を保存・継承するための協力に関する意向は、「はい」が60.5%であり、「どちらともいえない」と「いいえ」を上回る結果となっている。

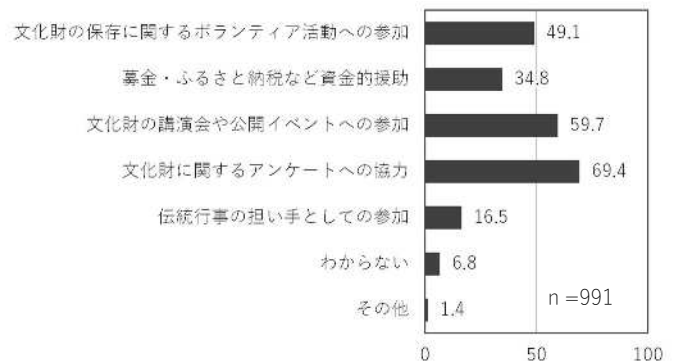
	総計(件)	割合(%)
はい	991	60.5
どちらともいえない	574	35.0
いいえ	74	4.5
回答者数	1639	100.0



Q17-1. (Q16で“はい”と答えた方) どのような活動に協力したいと思いますか (複数回答)

市内の文化財を保存・継承するために協力したい活動は、「文化財に関するアンケートへの協力」が69.4%と最も多く、次いで「文化財の講演会や公開イベントへの参加」59.7%となっている。49.1%の方が「文化財の保存に関するボランティア活動への参加」と回答されている一方で、「伝統行事の担い手としての参加」は16.5%と最も少ない結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
文化財の保存に関するボランティア活動への参加	487	49.1
募金・ふるさと納税など資金的援助	345	34.8
文化財の講演会や公開イベントへの参加	592	59.7
文化財に関するアンケートへの協力	688	69.4
伝統行事の担い手としての参加	164	16.5
わからない	67	6.8
その他	14	1.4
回答者数	991	100.0

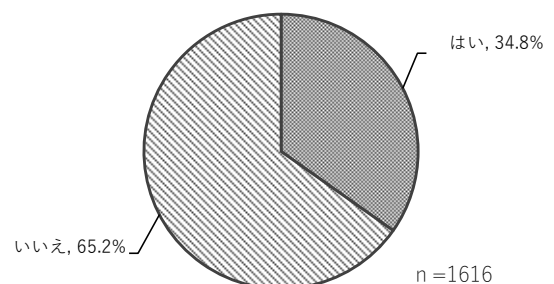


(4) ふるさと納税について

Q18. ふるさと納税をしたことがありますか

ふるさと納税の経験は、「いいえ」が65.2%であり、ふるさと納税をしたことがない方が過半数を占める。

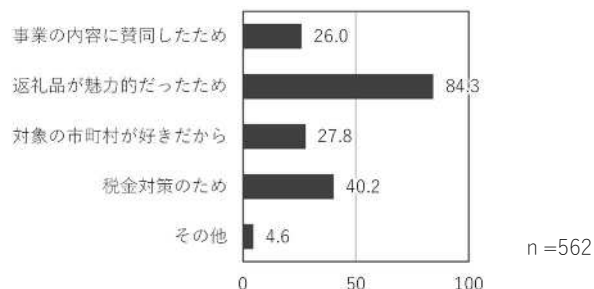
	総計(件)	割合(%)
はい	562	34.8
いいえ	1054	65.2
回答者数	1616	100.0



Q19-1. (Q18で“はい”と答えた方) どのような目的でふるさと納税をしようと思いましたか(複数回答)

ふるさと納税をした目的は、「返礼品が魅力的だったため」が84.3%と最も多い結果となっている。一方で、「事業の内容に賛同したため」や「対象の市町村が好きだから」は3割未満である。

	総計(件)	割合(%)
事業の内容に賛同したため	146	26.0
返礼品が魅力的だったため	474	84.3
対象の市町村が好きだから	156	27.8
税金対策のため	226	40.2
その他	26	4.6
回答者数	562	100.0

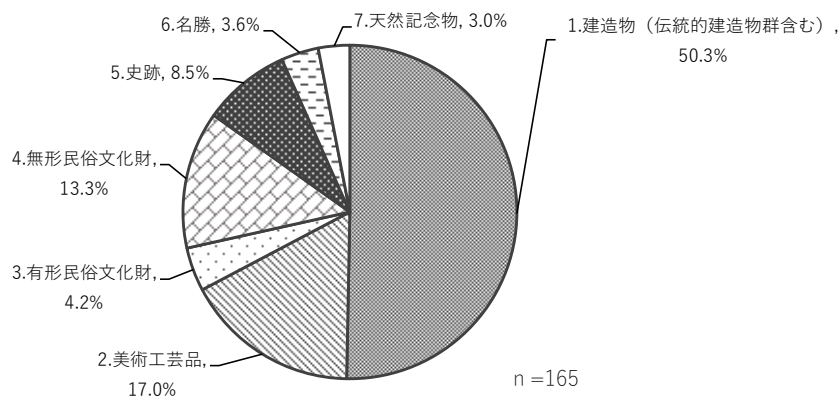


2. 文化財所有者調査

(1) 回答者の属性

所有(管理)する文化財別の回答者の構成は、各分類の指定件数に差があることに留意する必要があるが、「1.建造物(伝統的建造物群含む)」が50.3%と最も多く、次いで「2.美術工芸品」17.0%、「4.無形民俗文化財」13.3%となっている。

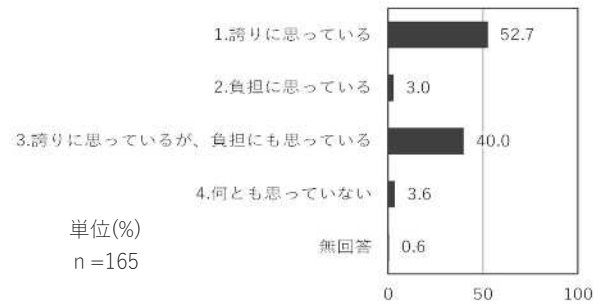
所有(管理)する文化財の種類	回収数	構成比(%)	備考(例)
1.建造物(伝統的建造物群含む)	83	50.3	太山寺、箱木家住宅、海岸ビルディングなど
2.美術工芸品	28	17.0	温泉寺蔵木造波夷羅大将立像、岡方文書など
3.有形民俗文化財	7	4.2	灘の酒造用具、下谷上の舞台など
4.無形民俗文化財	22	13.3	車大歳神社の翁舞、南京町春節祭など
5.史跡	14	8.5	伝豊太閤湯山御殿跡、平盛俊塚など
6.名勝	6	3.6	安養院庭園、竹林寺庭園など
7.天然記念物	5	3.0	太山寺の原生林、妙善寺のソテツなど
総計	165	100.0	



(2) 文化財の保存・管理について

問1 文化財を所有（管理）していることについてどのように思われますか。（あてはまる番号1つに○）

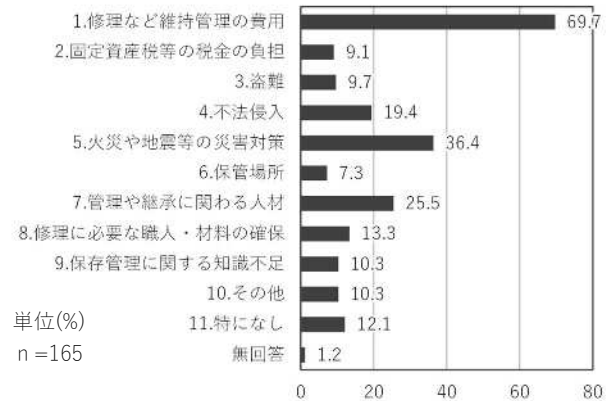
文化財の所有（管理）についての考えは、「1.誇りに思っている」が52.7%と最も多く、次いで「3.誇りに思っているが、負担にも思っている」37.6%となっている。「2.負担に思っている」「4.何とも思っていない」と回答された方は、それぞれ約3%見受けられた。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1. 誇りに思っている	36	21	2	16	7	2	3	87	52.7
2. 負担に思っている	4		1					5	3.0
3. 誇りに思っているが、負担にも思っている	40	6	4	5	5	4	2	66	40.0
4. 何とも思っていない	3	1			2			6	3.6
無回答				1				1	0.6
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問2 文化財を所有（管理）するうえで、困っていることはありますか。（あてはまる番号すべてに○）

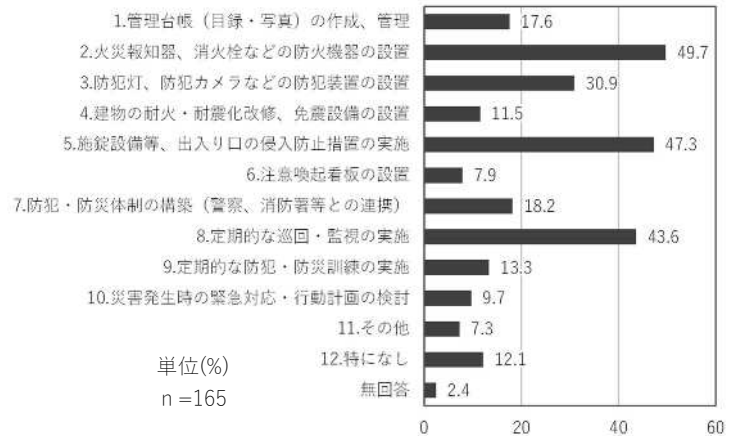
文化財を所有（管理）するうえで困っていることについて、「1.修理など維持管理の費用」が69.7%と最も多く、次いで「5.火災や地震等の災害対策」36.4%、「7.管理や継承に関わる人材」25.5%となっている。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1. 修理など維持管理の費用	74	13	6	10	5	4	3	115	69.7
2. 固定資産税等の税金の負担	15							15	9.1
3. 盗難	6	6	2	1			1	16	9.7
4. 不法侵入	17	7	1		3	3	1	32	19.4
5. 火災や地震等の災害対策	38	12	4	2	1	2	1	60	36.4
6. 保管場所	2	6	2	1			1	12	7.3
7. 管理や継承に関わる人材	17	2	2	13	5	3		42	25.5
8. 修理に必要な職人・材料の確保	11	2	2	3	1	2	1	22	13.3
9. 保存管理に関する知識不足	12	3	1		1			17	10.3
10. その他	9	5		1		2		17	10.3
11. 特になし	4	7		3	5		1	20	12.1
無回答				2				2	1.2
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問3 対象の文化財（無形民俗文化財の場合は用具等）に対して、どのような防犯、防災対策をしていますか。（あてはまる番号すべてに○）

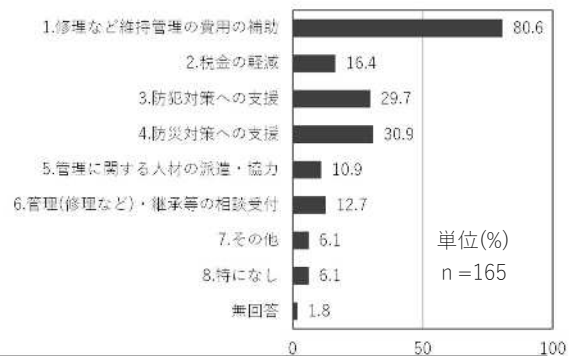
対象の文化財に対して実施している防犯・防災対策は、「2.火災報知器、消火栓などの防火機器の設置」が49.7%、「5.施錠設備等、出入口の侵入防止措置の実施」47.3%、「9.定期的な防犯・防災訓練の実施」43.6%が4割以上を占めている。「12.特になし」と回答された方は12.1%おられ、指定等文化財を所有（管理）されている約1割以上の方が防犯・防災対策を実施していない結果となっている。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1.管理台帳(目録・写真)の作成、管理	9	8	3	5		4		29	17.6
2.火災報知器、消火栓などの防火機器の設置	52	15	6	7	1	1		82	49.7
3.防犯灯、防犯カメラなどの防犯装置の設置	27	13	3	3	4	1		51	30.9
4.建物の耐火・耐震化改修、免震設備の設置	13	1	2	3				19	11.5
5.施錠設備等、出入口の侵入防止措置の実施	38	20	5	8	3	4		78	47.3
6.注意喚起看板の設置	5	3	2	2	1			13	7.9
7.防犯・防災体制の構築（警察、消防署等との連携）	15	7	2	3	2	1		30	18.2
8.定期的な巡回・監視の実施	32	12	4	6	8	5	5	72	43.6
9.定期的な防犯・防災訓練の実施	13	4	3	1		1		22	13.3
10.災害発生時の緊急対応・行動計画の検討	7	2	2	1	3	1		16	9.7
11.その他	7	4		1				12	7.3
12.特になし	9	3		4	4			20	12.1
無回答	1	2		1				4	2.4
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問4 文化財を守っていくために、どのような支援があればよいと思われますか。（あてはまる番号すべてに○）

文化財を守っていくために要望する支援は、「1.修理など維持管理の費用の補助」が80.6%と最も多く、次いで多い「4.防災対策への支援」30.9%、「3.防犯対策への支援」29.7%と約50ptの差がある。「5.管理に関する人材の派遣・協力」10.9%、「6.管理(修理など)・継承等の相談受付」12.7%について要望される回答は、比較的少ない結果となっている。

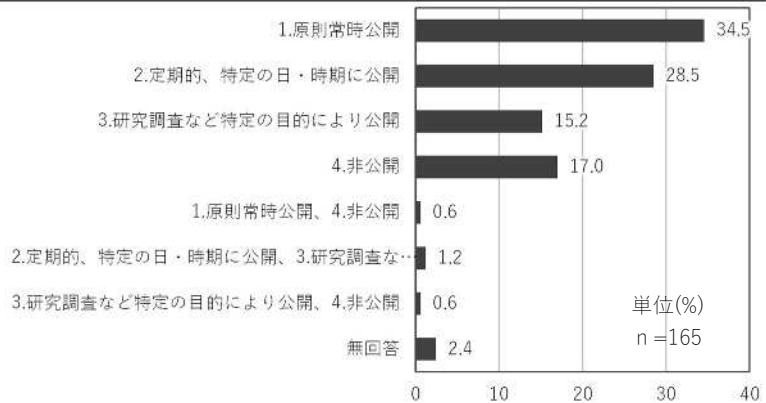


	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1.修理など維持管理の費用の補助	74	21	7	17	7	5	2	133	80.6
2.税金の軽減	21	3	1		1	1		27	16.4
3.防犯対策への支援	24	14	5	3	3			49	29.7
4.防災対策への支援	30	9	3	2	5		2	51	30.9
5.管理に関する人材の派遣・協力	12	2		1	1	1	1	18	10.9
6.管理(修理など)・継承等の相談受付	13	2	1	4			1	21	12.7
7.その他	6	3			1			10	6.1
8.特になし	3	1		3	2		1	10	6.1
無回答	1			1	1			3	1.8
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

(3) 文化財の活用について

問5 所有（管理）する文化財の公開状況についてお聞かせください。（あてはまる番号1つに○）

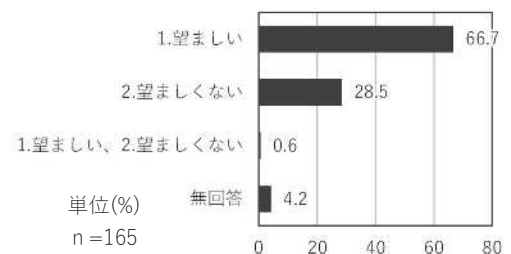
所有（管理）する文化財の公開状況については、「1.原則常時公開」が34.5%と最も多く、次いで「2.定期的、特定の日・時期に公開」28.5%となっている。住居として利用されている建造物は「4.非公開」とされている方が多い結果になっている。



	1.建造物	2.美術工艺品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1.原則常時公開	28	3	5	3	13		5	57	34.5
2.定期的、特定の日・時期に公開	20	8		14	1	4		47	28.5
3.研究調査など特定の目的により公開	8	10	1	4		2		25	15.2
4.非公開	23	4	1					28	17.0
「1.原則常時公開」かつ「4.非公開」	1							1	0.6
「2.定期的、特定の日・時期に公開」かつ「3.研究調査など特定の目的により公開」		1		1				2	1.2
「3.研究調査など特定の目的により公開」かつ「4.非公開」	1							1	0.6
無回答	2	2						4	2.4
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

問6 所有（管理）する文化財を公開など活用することは望ましいと考えますか。（あてはまる番号1つに○）

所有（管理）する文化財の公開など活用することに対する意向は、「1.望ましい」が66.7%、「2.望ましくない」が28.5%と、「1.望ましい」の方が多く結果となっている。

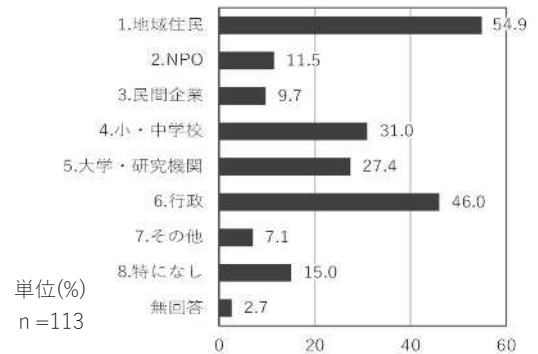


	1.建造物	2.美術工艺品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計 (件)	割合 (%)
1.望ましい	50	16	6	17	12	4	5	110	66.7
2.望ましくない	29	9	1	4	2	2		47	28.5
1.望ましい、2.望ましくない	1							1	0.6
無回答	3	3		1				7	4.2
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

◇問6-1（問6で「1.（文化財を活用することは）望ましい」と答えた方）

（2）活用を行ううえで、どのような団体と協力したいと思われませんか。（あてはまる番号すべてに○）

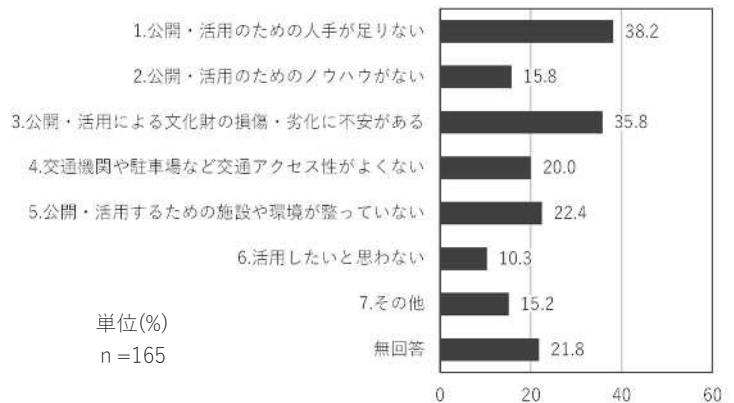
活用を行ううえで、協力したい団体は、「1.地域住民」が54.9%と最も多く、次いで「6.行政」46.0%となっている。「3.民間企業」は9.7%と約1割にあたるが、「7.その他」を除く選択肢の中で最も少ない結果となっている。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合 (%)
1.地域住民	26	4	5	14	9	1	3	62	54.9
2.NPO	8	1	1	1		2		13	11.5
3.民間企業	6		1	3	1			11	9.7
4.小・中学校	12	1	4	10	7	1		35	31.0
5.大学・研究機関	12	9	3	4	1	2		31	27.4
6.行政	25	9	3	6	7	1	1	52	46.0
7.その他	5	1			1	1		8	7.1
8.特になし	7	3	1	1	2	2	1	17	15.0
無回答	2						1	3	2.7
回答者数	51	16	7	18	12	4	5	113	100.0

問7 公開など活用を考える場合、どのような不安や問題点があると思いませんか。（あてはまる番号すべてに○）

公開など活用を考える場合の不安や問題点について、「1.公開・活用のための人手が足りない」が38.2%、「3.公開・活用による文化財の損傷・劣化に不安がある」が35.8%と多く、次いで「5.公開・活用するための施設や環境が整っていない」22.4%、「4.交通機関や駐車場など交通アクセス性がよくない」20.0%となっている。無回答も21.8%みられた。

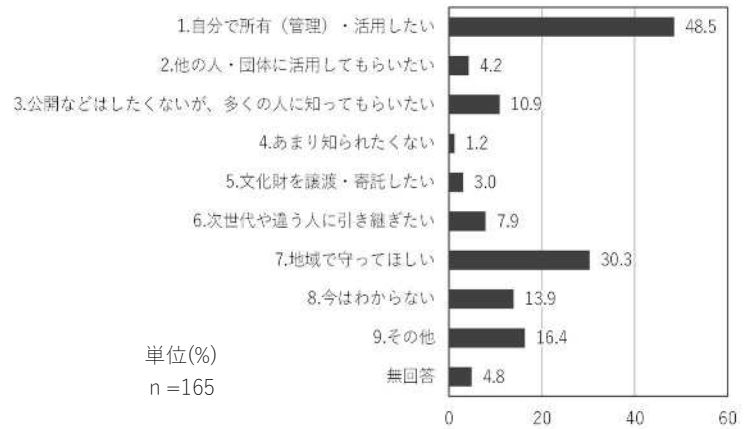


	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合 (%)
1.公開・活用のための人手が足りない	32	10	3	9	4	4	1	63	38.2
2.公開・活用のためのノウハウがない	16	4	2		3	1		26	15.8
3.公開・活用による文化財の損傷・劣化に不安がある	37	13	3	4		2		59	35.8
4.交通機関や駐車場など交通アクセス性がよくない	25	3	2	1	2			33	20.0
5.公開・活用するための施設や環境が整っていない	20	13	2			2		37	22.4
6.活用したいと思わない	12	3	1	1				17	10.3
7.その他	14	1		5	3	2		25	15.2
無回答	10	7	1	9	5		4	36	21.8
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

(4) 今後の保存活用等について

問8 所有（管理）している文化財を今後どのようにしたいとお考えですか。（あてはまる番号すべてに○）

所有（管理）している文化財に対する今後の意向について、「1.自分で所有（管理）・活用したい」が48.5%と最も多く、自ら保存活用したいと思われる方が約半数おられる。一方で、「7.地域で守ってほしい」（30.3%）や「6.次世代や違う人に引き継ぎたい」（7.9%）、「5.文化財を譲渡・寄託したい」（3.0%）を回答される方もおられ、今後自ら保存活用していくことに難しさを感じられる回答も見受けられる。



	1.建造物	2.美術工芸品	3.有形民俗文化財	4.無形民俗文化財	5.史跡	6.名勝	7.天然記念物	総計(件)	割合(%)
1.自分で所有（管理）・活用したい	44	16	3	5	4	5	3	80	48.5
2.他の人・団体に活用してもらいたい	5		1	1				7	4.2
3.公開などはしたくないが、多くの人に知ってもらいたい	11	1		4	1	1		18	10.9
4.あまり知られたくない	1		1					2	1.2
5.文化財を譲渡・寄託したい	3	2						5	3.0
6.次世代や違う人に引き継ぎたい	4	2		3	4			13	7.9
7.地域で守ってほしい	20	2	4	13	6	1	4	50	30.3
8.今はわからない	13	3	2	2	2	1		23	13.9
9.その他	14	4		4	3	2		27	16.4
無回答	2	5		1				8	4.8
回答者数	83	28	7	22	14	6	5	165	100.0

3. 観光企業調査

(1) 回答者の属性

回収数は計 11 件であり、神戸観光局（各部署）と市内観光業者はほぼ同数となっている。

回収数が少なく、団体によって活動内容が異なるため、観光事業者全体の傾向とは言えないことに留意する必要がある。

	回収数	構成比(%)
市内観光業者	5	45.5
神戸観光局	6	54.5
総計	11	100.0

(2) 文化財を活用した取組みの現状・意向について

問1 神戸市の文化財を活用したいと思われませんか。(あてはまる番号1つに○) また、その回答理由についてお聞かせください。

市内の文化財の活用意向は、「既に活用している」が最も多く、次いで「機会があれば活用したい」となっている。「活用したくない」と回答された団体はみられない。

	総計(件)	割合(%)
1.既に活用している	6	54.5
2.積極的に活用したい	1	9.1
3.機会があれば活用したい	4	36.4
4.活用したくない		0.0
回答者数	11	100.0

回答理由

1.既に活用している	<ul style="list-style-type: none"> ・北野異人館等を活用した観光誘客事業の展開 ・映画・ドラマ等のロケ地 ・他都市からの誘客 ・顧客からの希望 ・周遊券をセットにした商品の販売 ・旅行ツアーの販売
2.積極的に活用したい	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE でユニークベニューとして提案できる会場の少なさ
3.機会があれば活用したい	<ul style="list-style-type: none"> ・関心の持ってもらいやすさ ・旅行商品として、神戸ならではの文化財の活用のしやすさ ・行事等での絵図や文書、写真等の活用希望 ・各文化財の価値や良さ等の知識・理解不足

問2 神戸市のどのような文化財を活用したいと思われませんか。現在、活用されている文化財も含めてご回答ください。(あてはまる番号すべてに○)

市内の活用したい文化財は、「建造物」が最も多く、次いで「史跡」、「名勝」・「伝統的建造物」・「神戸の歴史文化の中で育まれた地域資源」であり、外にある文化財が比較的多い結果となっている。一方で、「絵画」、「出土品」を回答された団体はいない結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
1.建造物(寺社、民家、近代建築物など)	10	90.9
2.絵画(仏画、人物画など)		0.0
3.彫刻(仏像、人物像など)	1	9.1
4.工芸品(鎧や陶磁器など)	1	9.1
5.文書資料(本、絵図、文書など)	2	18.2
6.出土品(土器、石器など)		0.0
7.民俗文化財(お祭り、風習など)	2	18.2
8.史跡(五色塚古墳など)	7	63.6
9.名勝(安養院庭園、相楽園など)	6	54.5
10.天然記念物(社寺林、古木など)	2	18.2
11.伝統的建造物群(北野町)	6	54.5
12.神戸の歴史文化の中で育まれた地域資源(有馬温泉、灘のお酒、異国の文化など)	6	54.5
13.その他		0.0
回答者数	11	100.0

問3 一般的に文化財を活用するうえで支障になっていることはありますか。(あてはまる番号すべてに○)

文化財を活用するうえで支障になっていることは、「文化財に関する知識が不足している」が最も多く、次いで「活用の方法が分からない」・「所有者の意向と合わない」・「駐車場や公共交通機関など交通環境が不十分である」・「周遊ネットワークが組みにくい」・「文化財保護法以外の法律(建築基準法、消防法、旅館業法等)による規制」が多い。一方で、「説明板がない」を回答された団体はみられない。

	総計(件)	割合(%)
1.文化財に関する知識が不足している	7	63.6
2.活用の方法が分からない	2	18.2
3.所有者の意向と合わない	2	18.2
4.広報発信ツールが不十分である	1	9.1
5.駐車場や公共交通機関など交通環境が不十分である	2	18.2
6.トイレが整備されていない	1	9.1
7.説明板がない		0.0
8.周遊ネットワークが組みにくい	2	18.2
9.文化財保護法による規制	1	9.1
10.文化財保護法以外の法律(建築基準法、消防法、旅館業法等)による規制	2	18.2
11.その他	2	18.2
回答者数	11	100.0

11. その他

MICE のユニークベニューとして提案できる会場の少なさ
英語表記のない説明板

問4 一般的に文化財を活用するにあたって、どのような支援やツールがあるとよいと思われますか。(あてはまる番号すべてに○)

文化財を活用するうえであればよい支援やツールは、「歴史が分かるガイドブックやマップの発行」が最も多く、次いで「文化財を紹介する HP の整備」であり、情報発信の重要性が窺える結果となっている。一方で、「文化財専門家の派遣」、「所有者とのマッチング斡旋」、「文化財に関する研修の実施」は比較的少ない結果となっている。

	総計(件)	割合(%)
1.財政的補助	4	36.4
2.文化財専門家の派遣	2	18.2
3.観光振興など活用に関する専門家の派遣	3	27.3
4.歴史が分かるガイドブックやマップの発行	6	54.5
5.文化財を紹介する HP の整備	5	45.5
6.所有者とのマッチング斡旋	2	18.2
7.文化財に関する研修の実施	2	18.2
8.文化財の活用に関する相談窓口の設置	3	27.3
9.その他		0.0
回答者数	11	100.0

(3) 文化財を活用した取り組み内容について

問5 現在、行われている文化財を活用した取り組み内容についてお聞かせください。(神戸市以外も含む)

現在、行われている文化財を活用した取り組みについて、17件の回答があった。その内訳として、「観光コースへの組み入れ」が6件と最も多く、次いで「まち歩き」4件となっている。具体的な内容としては、旅行商品の販売や建造物の施設利用、グッズ作成などがあげられている。

回答のあった取り組み	総計 (件)
1.体験メニューの実施	0
2.まち歩き	4
3.観光コースへの組み入れ	6
4.関連イベントの開催	2
5.観光資源としてグッズ等の作成	1
6.その他	4
回答数(取り組み数)	17
(無回答)	1

※回答者により、回答数0~3とばらつきがあるため、数(事例数)のみを整理

	取り組み内容(概要)
2.まち歩き	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド向け観光スポットとして紹介 ・周遊券とセットにした旅行商品の販売 ・地元めぐりツアー(通常は非公開) ・着地型観光のプログラムとして活用
3.観光コースへの組み入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプターでの遊覧 ・一般公開前の時間外貸し切り・特別拝観
4.関連イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・重要文化財での観劇プランの販売
5.観光資源としてグッズ等の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・グッズ開発等への、商標の使用許可 ・パンフレット作製
6.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の文化財の一般公開 ・地域の歴史紹介 ・着地型観光のプログラム ・レストランやパーティー会場等としての活用 ・ホテルとして活用 ・映画・ドラマの撮影 ・パンフレットの作成 ・マップの作成

問6 今後、神戸市で行いたいと考える文化財を活用した取り組みについてお聞かせください。

今後、神戸市で行いたいと考える文化財を活用した取り組みについて、14件の回答があった。その内訳として、「観光コースへの組み入れ」が4件と最も多く、次いで「まち歩き」・「関連イベントの開催」2件となっている。具体的な内容としては、観光コースやツアーへの組み入れ、ユニークメニューなどがあげられている。

回答のあった取り組み	総計 (件)
1.体験メニューの実施	1
2.まち歩き	2
3.観光コースへの組み入れ	4
4.関連イベントの開催	2
5.観光資源としてグッズ等の作成	0
6.その他	5
回答数(取り組み数)	14
(無回答)	2

※回答者により、回答数0~2とばらつきがあるため、数(事例数)のみを整理

	取り組み内容(概要)
1.体験メニューの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・異人館巡りコースの設定
2.まち歩き	<ul style="list-style-type: none"> ・オシャレなガイドとの街歩き ・神戸の歴史にちなんだまち歩き ・各施設と連携した新たなコース設定やプログラムの検討
3.観光コースへの組み入れ	<ul style="list-style-type: none"> ・研修も兼ねたツアーへの組み込み ・お酒好きな団体へのツアー組み込み ・各神社をめぐるツアー ・異人館巡りの昼食場所としての利用
4.関連イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・仕事帰りに立ち寄るイベント ・コンサート・映画上映
6.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・学校連携事業(教材の作成、出前授業など) ・飲食を伴うユニークメニューとしての利用 ・公開異人館での、館内飲食・パーティー・ウェディング等の更なる活用 ・映画・ドラマの撮影

(4) その他行政に期待することについて

問7 貴団体が文化財を守り、活用しやすくするために、市など行政にどのようなことを期待しますか。(枠内に具体的に記述)

行政に期待することについては、主に文化財の活用に関する情報発信や活用に向けた窓口の設置等を求める声が多くあげられている。

文化財の維持管理 情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の維持管理に対する支援 ・文化財を紹介する広報の充実（HPの見やすさ向上、ガイドブックの作成） ・文化財を取りまとめた案内情報の発信 ・知識不足を補う分かりやすい資料の提供 ・駐車場やトイレの有無、バスツアーの受け入れ可否の情報公開 ・文化財活用のための事業者向けの説明会や講習会の実施 ・旅行会社としては常に新しい観光地を探しているので、より文化財のPRやタイアップできることを期待 ・旅行者の方から神戸市の文化財をツアーに組み込んで欲しいと依頼を受けるような神戸市の文化財の魅力の発信と整備を期待
文化財活用に関する仲介・窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財所有者と事業者との引き合わせや仲介 ・一元的な文化財の活用に関する相談窓口の設置 ・問い合わせ窓口の一本化 ・活用できる文化財のデータベースの公開 ・契約書のスムーズな締結 ・内容により簡易にスタートができる仕組み
文化財の施設利用・規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・利用可能なユニークベニューとなりうる場所の整理（特徴、魅力ポイント、広さ、活用方法、利用料金など） ・観光客目線により柔軟な対応（前売り券等の販売、旅行会社への手数料、開館日・開館時間の延長、館内飲食等の解禁等）

【パブリックコメント意見 神戸市文化財保存活用地域計画（案）に関して寄せられた意見】

【原文】

・埋蔵文化財の保護について

市内では埋蔵文化財の発掘調査が今でも頻繁に行われ、過去の歴史への知見が増している。しかし、遺跡保存としては、今でもなお不十分な側面がある。六甲山南麓域が特にそうだが、市街地の開発、再開発による遺跡の破壊を結果として抑制できていない点が問題である。

遺跡はまず地下に保存されてこそ、将来の遺産として価値がある。神戸市内の歴史を把握するという意味では、一定の成果をあげており、公共用地を中心に、最大限、調査せずに保存する方策に積極的に取り組んでほしい。

最近の全国の開発動向を見ても、都市開発の計画ありきで、遺跡が破壊される事例があまりにも多い。東京の高輪築堤跡は話題を集めつつも、ほとんど破壊が決定している。開発計画の見直しや公開空地の設定のしかたなど、現状の行政指導等で努力できる余地はなおあると思われる。市有地では特に開発への配慮をさらに求めたい。

少子化で住宅地に限っても需要減が見込まれるのに、宅地開発で六甲山麓がなお開削され続けているのはなぜか。桜ヶ丘銅鐸の出土地付近も、いまや住宅が迫っている。また新型コロナウイルスが、結果としてインバウンドや国内観光客だけに頼った地域振興の限界を明らかに示しているのに、市中心部再開発の建設の槌音が止まないのはなぜか。空き家対策などの取り組みは、巡り巡って過剰な再開発・資本による建物と人の更新を見直し、遺跡保護にもつながってくる。他の指定・未指定文化財と同様に、遺跡を現状で周知し、活用しながら保存を進める努力を考えるべきで、さらに具体的な方策を、委員のメンバーに出していただき、盛り込んでほしい。

【意見の概要】

発掘調査により、知見が増していることは良いが、遺跡の保存の観点から、公共用地などを中心に調査を行わず保存することについても取り組んでほしい。

他の指定・未指定文化財と同様に、遺跡を現状で周知し、活用しながら保存を進める努力を考えるべきで、さらに具体的な方策を、委員のメンバーに出していただき、盛り込んでほしい。

【文化財課の考え方】

遺跡が存在する範囲について、遺跡地図やHPによる公開を積極的に行い、データの更新も随時行っています。今後も遺跡範囲を広く公開することによって、遺跡を避けた開発が行われるように促すように進めていきます。また、埋蔵文化財の保存・活用についても、発掘調査は必要な範囲での調査に留め、可能な限り現地保存を今後も図っていきたいと考えています。公開については、分かり易い書籍の刊行や、AR・VRなどの活用も検討していきたいと思います。

・景観保全について

茅葺民家に対する取り組みは注視される。ただし、神戸市全体では、古い景観を構成する建造物の維持が困難になっている。特に沿岸部では近代建築が取り壊される例が後を絶たない。このままでは更地やマンションとなり景観の均質化していくことが懸念される。神戸市でも様々な取り組みを行っているが、より幅広く市民が景観の維持、運営に関わり易い取り組みが必要と思われる。

地域にある未指定文化財もふくめて、文化・自然遺産を幅広く文化財として把握し、保存活用する試みが広がってきている（地域歴史遺産）。震災復興以来の長年の成果でもあり、震災の経験を伝える活動と合わせ、さらに強化すべきであろう。

景観を構成する街路樹や路傍の石造物までをふくめ、市内のさまざまな遺産について悉皆調査、日常的なパトロールや確認を行えるように、体制を構築してほしい。専門職員だけで行えることなく、市民の担い手をどう育成し、活動の幅を広げるかも、さらに盛り込んで頂きたい。

日本遺産は活用重視型の取り組みだが、構成遺産は未指定も多く、個々の保存活用は所有者や地域に任されている。活用方法と同時に、市指定や登録など保存策の充実も図ってほしい。

なお、自然物のうち、断層など地形地質の遺産は保護も難しいが、市内には特徴的な地形も多く、開発での配慮も希望したい。

【意見の概要】

古い景観の保護のために、市民が維持・運営に関わりやすい取り組みができないか
文化財の把握の推進を希望している
市民を含めた人材育成をはじめとしたすそ野の広い文化財保護体制の構築を位置づけられないか
個々の文化財保護の施策を充実させてほしい
神戸市特有の自然地形の保護を考慮に入れることはできないか。

【文化財課の考え方】

景観の保護については、これまでも取り組んでおりますが、今後も景観政策課等関係部署と協議し、市民との協力関係の構築方法をはじめ検討していきたいと思っております。

神戸歴史遺産制度や外郭団体と協力した歴史的建築物等の保全転活用支援などにより支援体制の拡充を行い、文化財の保護を強化していきます。

自然地形などは把握が不十分であるため、所在調査など基礎的な資料を蓄積した上で、その保護について検討したいと思っております。

【原文】

・重点事業 史跡等の整備 五色塚古墳について

- 1 駐車場として暫定的に整備する多目的広場は、現状はやむを得ないが将来的には近隣駐車場用地を用地買収し計画区域外に駐車場を整備するよう要望する。
- 2 現状の駐車場は目的外利用車が多く、見学者の訪れる季節に駐車出来ないこともあることから、ゲートを設置し90分400円程度の有料駐車場化を行い、収入を古墳整備に充てて欲しい。
- 3 垂水駅からの公共交通機関を利用した徒歩見学者の案内経路（通称：赤道）の経路設定経緯・根拠・理由を明確にして欲しい。
- 4 将来発生が確実視されている南海・東南海大地震や津波への防災対策として垂水駅から霞ヶ丘駅までの約2キロ間の平坦地である平磯地区から高台である五色塚古墳への避難ルートの設定は付近住民の悲願です。また近年、海岸部の平磯地区にマリニピア神戸や明石海峡大橋、孫文記念館（移情閣）・舞子公園整備などの名所・旧跡・観光施設が整備され訪れる買い物客や観光客が増加しているが、アクセスルートが全く異なるため五色塚古墳の見学に結び付かないことに歯がゆさを感じています。そこで、五色塚古墳から平磯地区へのアクセスルートを開設することで、史跡見学から郷土への関心・郷土愛の醸成、観光客・見学者の増加、緊急時の避難ルートの確保という、史跡保存・観光・防災に活用できる歩行者ルートを開設してはどうか。
- 5 現状の徒歩見学者の案内経路は垂水駅からの案内が非常に分かりにくく、急こう配の坂があり、しかも回り道となっている。また、古墳見学車両が南下する歩道のない道路に繋がっており大変危険である。上記4のこともあることから、むしろ垂水駅からの徒歩見学者の案内は五色山2丁目内を通過する方が道路の勾配もなだらかであり、一部は歩道もあり安全である。また距離も近いことから五色塚古墳へのアクセスルートとして車両ルートと歩行ルートを明確にゾーニングするべきである。
- 6 現計画案では駐車場として整備する多目的広場内に赤道から徒歩見学者を最短ルートで誘導する計画であるが、上記4・5の理由により動線が交差し、不適と考える。また、駐車場に徒歩見学者を誘導するルートはゾーニングからいっても好ましくない。
- 7 駐車場から管理棟への通路を整備する計画となっているが、短絡的にルートを設定すると、見学者以外が通過するためのショートカットコースとなり、駐車場に無関係の歩行者がいたずらに増加し危険が増大することから、再検討の必要がある。このため通路を迂遠にし、見学者以外が通行できずまた開館時間中のみ通行できるようにするなど安全対策に十分な配慮検討をするべきである。
- 8 高木となっているクスノキ等が複数存在し、古墳の稜線を消しており目で古墳の全容を把握出来ず魅力を損なっている。また管理棟付近の電線についてのみ地中化を行う計画であるが、史跡指定区域全域で整備すべきである。

【文化財課の考え方】

五色塚古墳については、計画の重点事業として位置付けている。現在、基本計画を策定し、計画の実行に向けて検討している最中です。ご意見については、内容を十分に精査した上で、実施計画の参考とさせていただきます。

※特に断りがない場合は、兵庫県教育委員会文化財課からのご意見です
左欄のページ数は現在の計画案に対応しています

全体	<p>6～8章の冒頭の書き始めがわかりにくい。特に6章は、日本語になっていない。必要な項目を、思いっくままに列記したような文章で、意味が難解な上に、日本文としてもおかしい文章になっている。（黒崎委員）</p> <p>全般的に「活用」という語のみで、どのように活用するかという点がアクションプランに薄いように感じる。神戸歴史遺産も認定後の活用が、広く周知することにとどまっているように見受けられる。踏み込んだ活用が重要ではないか。（大江委員）</p> <p>文化財課が文化財行政に関する企画調整役となって、計画を進めていくようにしてほしい。また、大学との連携により人材を含めた体制の強化ができるのではないかと。それについても計画に盛り込めないか（庁内意見）</p>
第1章 第1節 P1	<p>「村じまい」→「廃村」くらいの方が、意味が明瞭にならないか。</p> <p>「農村部では顕著と言える。」→「農村部における減少傾向が顕著である。」（直前の文章の「わずかに減少」が顕著と読めるため）</p>
第2節 P2	<p>「歴史文化とは、文化財と周辺の自然環境や景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承などの文化財を取り巻く周辺環境など様々な環境が一体となったものである。」</p> <p>→例えば、「歴史文化とは、文化財とその周辺の歴史的・自然的な環境（自然環境、景観、文化財を支える人々の活動、文化財を維持継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承など）が一体となったものである。」とすれば図と整合しないか。</p>
第3節 3-1 P3	<p>SDGsは入れる必要があるか。7章にロゴを入れるだけでは、ただ当てはめた感が強い。この地域計画が個々の開発目標にどう寄与しているか別途説明が必要なのではないか。ロゴも、例えば9「インフラ整備」や15「森の豊かさ」が本当に該当するのか。</p>
3-2 P4	<p>文化財に関連しないことは削除したほうが良い。（例：P4 神戸2025ビジョンの大半。）</p>
第5節 P9	<p>「見直しをかけ、計画終了に伴い適当な時期に」→「見直しを行うとともに、計画終了時に」</p> <p>「生じるおそれがある変更軽微な変更を除く変更が生じた場合は」→「生じるおそれがある変更（軽微な変更を除く）が生じた場合は」</p>
第2章 第1節	
1-6 (1) P14	<p>カタクチイワシ・イカナゴについて「生活史を完結させる」表現工夫。魚の生活史に違和感がある。</p>
1-6 (3) ② P16	<p>太山寺も転法輪寺も県指定。直後の「県や市の天然記念物」と合わない。</p>
1-8 (1) P18	<p>「原生林が維持されていることに加え・・・」は、特定の場所にしか残されていないため、「社叢などに維持されているところもある」のように限定した方が良い。（石丸委員）</p>

第2節	「農家の後継者不足が明白」→「農家の後継者不足が顕著」の方が適当か。
2-1 P19	
2-3 P21	「一方で、別荘地やレジャーの場として開発された六甲山や摩耶山には、ロープウェイやケーブルカーなどの交通手段が整備された。」
2-4 (1) P23	「漁船だまり」は正式な名称か？
2-4 (2) P24	「震災復興事業として、…進められている。」→主語が分かる書き方に。 「外国文化を起源とする産業は、…初めて…」→「これらの産業には、…発祥…」
2-4 (3) P26	3段落目冒頭の「観光資源の発掘・魅力化と滞在型観光を進めることで神戸観光の推進を図っている。」という部分は、「観光」が1行に3回重複（表現工夫） 「マイクロツーリズムの気運が高まっている」一般的に言われているということだけでなく、具体的に事例があるなら、それを書いたらどうか。
2-5 P27	北区・西区に少ないと言わず、「六甲山系南麓地域に多い。」でとめた方がよいのでは。
2-7 (1) P28	「工業地帯及び住宅地が密集している。」に違和感がある。 北部・西部地域で鉄道網が発展していないのは、「平地が少ない」ことが原因か。（市澤委員）
第3節全般 P29～41	【 】のタイトルが、単なる時代・時期になっているものが多い。言葉と時期が混在しており統一感がない。 時代ごとに構成が異なるところがある。基本は「時系列的記述」＋「特記事項」なのだろうか？ 古い時代と江戸時代・近代では随分と構成が異なる。P35 中世に関して言えば、【建造物】が立項されているが、寺院に附属する仏像、古文書、寺院に限らず見られる石造物などにも注目すべきでは。すべてを記すことはできないが、中世＝建造物、という誤解を与えかねない。（市澤委員）
3-3 P32	「仏教の影響を受けた」 仏教公伝以前に仏像の造形品が日本に伝わっていたという意味なので、表現工夫を。仏教公伝以前にもその影響を受けて鏡が日本で造られたという印象を与えないか。
3-5 P35	「中世以来の寺院」に近江寺を入れてはどうか。（市澤委員） 「足利尊氏らが造反し」→「足利尊氏らが離反し」 「当初摂津及び播磨守である赤松氏」国司でなく守護では？
3-6 P37	指定名称「下谷上の舞台」を使用
3-9 (2) P45	「制度設立」→「制度創設」
第3章 第1節 P46	「それに対して民間の事業家が・・・博物館施設を設立した。」表現工夫（例） →「一方、阪神間には実業家が・・・設立した博物館施設も多く知られている。」

<p>P47</p>	<p>「火災を契機に」→「焼損を契機に」 「制定されたことにより、」→「制定され、」</p> <p>「活動と兵庫県による「ヘリテージ」の制度は、現在各地で展開されている。」 →「活動と、兵庫県が始めた「ヘリテージマネージャー」の養成は、現在全国各地に広がっている。」</p> <p>下記は、震災に関連する事項に対しての指摘 「さらに国、県の防災計画の中に文化財が位置づけられつつある。」について、文化庁防災業務計画は昭和49年に定められており、阪神淡路とは関係ない。 県の地域防災計画に文化財が記載されたのがいつかは確認していないが、「られつつある」の意味が不明。 神戸市の地域防災計画に触れないのはなぜか。</p>
<p>P48 (表)</p>	<p>P46に香雪美術館について触れているため、昭和47年に香雪美術館開設を記載しては(勝盛委員)</p>
<p>P49 (表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成5年 フェア神戸」→「フェア神戸」 ・「平成7年 復興調査班設置」は県の動向へ ・「平成9年 文化財登録制度創設」は平成8年6月です。 ・「平成13年 兵庫県ヘリテージマネージャー育成を開始」→育成でなく「養成」に。 ・「平成17年 西求女塚古墳が国重要文化財指定」→「国史跡指定」に。 ・「令和2年「伊丹諸白」と「灘の生一本」 下り酒が生んだ銘醸地、伊丹と灘五郷」(「造」削除) ・令和2年に「兵庫県文化財保存活用大綱の策定」を追加 ・直近の保護法改正が抜けている。 ・国指定はもっと多いのに一部しか記述せず、取り上げた類型に偏りがある。抽出するのなら、記載の方針を明記すべき。あるいは、煩雑さを避けるため、指定の記載を割愛するのも一案。
<p>第2節 2-4 P56</p>	<p>「無形民俗文化財に記録選択されている。」→「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されている。」</p> <p>地域文化財については、神戸市独自の認定制度なので、特筆して書いてみてはどうか。(大江委員)</p> <p>鬼追い行事については、修正会にともなう鬼追い行事と寺院の修正会の行事である説明が必要か。(大江委員)</p>
<p>P57</p>	<p>「須磨琴」と「有馬筆技術」は(県指定)追加</p>
<p>2-5 (1) 【砲台】 P58</p>	<p>「政治的緊張感」→「政治的緊張」</p>
<p>P60 (3)</p>	<p>この中にオオサンショウウオのことが出てくるので、そこは、【動物】として見出しを付けてはどうか。(石丸委員)</p>
<p>2-7 P62</p>	<p>「文化環境」の定義は文章が長く、文意もとりにくい。「文化環境」は市が独自にここで措定しようとしている概念なのか、既成の概念なのか。(市澤委員)</p>
<p>第4節 P67</p>	<p>令和3年度の文化財保護法の改正内容を反映する必要あり(文化庁)</p> <p>未指定文化財は指定(登録)文化財未満のみを指すように読めます。 未指定には従来の文化財分類に入らないもの(例えば、伝承地や禁足地…入ってはいけない場所)を歴史遺産として把握する必要がある。神戸歴史遺産の制度設計のときにも</p>

	話をしたが、文化財分類にあてはまらないものが民俗文化には多く存在する。奄美市の歴史文化基本構想の奄美遺産の独自分類が参考になる。 (大江委員)
第5節 P67	「複数の自治体で認定されている」→「複数の自治体が申請した」自治体を認定している訳ではないので、表の「認定自治体」も「申請自治体」へ。日本酒の表には、「兵庫県（）」は不要かと。
第4章 P69 ①	古墳のあった時期に都はないため、表現を再考すべき。 大王墓（ヤマト王権の大王の墓）に匹敵する大きさとはいえない。 「暮らしやすい町」、「ゆとりのある生活」表現工夫。 「新しいものをいち早く取り入れ」、「伝統的な行事などを大切にすること」という異なる二つのことをうまくつなぐ表現の工夫を。 「ゆとりある生活」とあるが、そういう総括でよいのだろうか。(市澤委員)
P69 ②	意味がとりにくい。「守る」と「開発」「災害」と「回復」を整理して記述すべき。 (市澤委員) 「植生の回復を図った。」「自然に手を加え」という異なる二つのことをうまくつなぐ表現の工夫を。
P70 ③	歴史資料ネットのみを取り上げるが、P47で触れたヘリテージマネージャーのことを、ここでなぜ取り上げない？ヘリテージマネージャーの養成も、阪神・淡路の教訓をもとに作ったことで、全国展開をしている。
第5章 第1節 P71	神戸大学以下の文章、主述の関係が不明確。(市澤委員)
第2節 P74～75	「〇割」「半数」はわかりやすいが、「比較的」「一定数」は多数を占めるものはない中で、比較的多いということか。(市澤委員)
第3節 3-1 (3) P77	「個人住宅に伴う調査を対象として計画的に整理を進め、発掘調査報告書刊行を含めて公開を行っている。」→「震災復興として行われた個人住宅建設に伴う調査を対象として計画的に整理作業を進めており、発掘調査報告書刊行をはじめ調査成果の公開を行っている。」
3-1 (5) P78	だんじりまつり は民俗語彙（地元の呼称でしょうか）としてあまり使用しない用語。 (大江委員)
3-1 (12) P81	「五色塚古墳まつり」は、区役所との連携だけでなく、削除か。(前頁記載)
3-1 (13) P81	「利便性」は「活用の利便性」にしたほうがよいのでは。(市澤委員)
3-1 (18) P84	「目指す」主体は市でしょうが、「教育委員会と連携し」という書き方にならないか。
3-2 (22) P85	こうべ森の学校、摩耶山再生の会などに「 」があったほうがよいのでは。また、文末の「このように行政・企業・」以下の文章は文意がとりにくい。(市澤委員) →文末削除している。

<p>第6章 第1節 P88</p>	<p>文化財をみんなで守るという趣旨の文章であるが、その前に前提として文化財保護の主体として行政の責務を明記すべきではないか。(勝盛委員)</p>
<p>1-1 P88</p>	<p>①と②の違いを明確にすべきか。①は地域につくられたコミュニティ、②はそれを超えた協力関係、地域の強い繋がりとは違うボランタリーな協力のことか。(市澤委員)</p>
<p>1-3 P89</p>	<p>たしかに文化的な地域差はあるが、過去においてもこの地域は相互に繋がりをもちながら共存していた。地域差を示すだけでなく、その繋がりをどう再生していくかも課題ではないか。この点、案全体の基調に関わる問題と思う。(市澤委員)</p>
<p>1-3 P89</p>	<p>「当計画に位置付けられた措置の実施」というの表現はわかりにくい。(勝盛委員)</p> <p>改めて文化財の特徴を抽出するのか、文化財の課題ではなく、文化財の保存・活用の課題では。</p>
<p>第2節 2-2 (2) P90</p>	<p>社会的経済状況、文化財所有者の世代交代、保存としようの利便性の両立といった問題が記載されているが、結論がわかりにくい。(勝盛委員)</p> <p>題名も含め、「開発により住環境をはじめとした文化財を取り巻く環境」の意味がわからない。(勝盛委員)</p> <p>「使用」→「活用」がよいのでは。</p>
<p>2-2 (4) P91</p>	<p>保存施設、スタッフの確保について将来計画がどうなっているのか、記してはどうか(全体の構成にもよるが)。(市澤委員)→方針・措置</p> <p>「保存活用計画は少ない」となっているが、あるのか?</p>
<p>2-3 (1) P92</p>	<p>「多様なメディア」(修正)</p>
<p>2-3 (2) P92</p>	<p>記述内容は公開のこと。P97の方針につながる課題を書くべきでは。</p>
<p>2-3 (3) P92</p>	<p>3段落目は課題ではないので、冒頭にもってくるなど工夫が必要。また、有馬筆と有馬人形筆を使い分けるべきだと思うが、有馬筆は観光資源として活用されているといえるのか。</p> <p>単純な情報だけでなく、どのような活用ができるかなどの情報が必要。(勝盛委員)</p>
<p>2-3 (4) P92</p>	<p>「専門家」ではなく、「専門職」のほうが適当か。(市澤委員)</p>
<p>2-3 (5) P93</p>	<p>「多くの人が必要なため、人材の確保は重要である。」(①活用を担う人材は「確保」するものか。表現に工夫が必要。②「多くの人」というより、様々な価値観をもった人々が、価値を共有しながら関わる必要があるのではないか。)</p>
<p>2-4 (1) P93</p>	<p>文化財を有形と無形に分けて記述した方が分かり易いのでは。</p> <p>それとも、無形と建造物が主体の文章であるのであれば、明確にした方がよいのでは。(勝盛委員)</p> <p>一件ごとに対応を考えるのではなく、実施困難な祭り・行事などの継承方法に対するルールづくりを市が作るということか。</p>

2-4 (1) P93	3 段落目文章は市の体制のこのようですが、前の 2 段落とつながらないので、接続詞をいれるなどして、表現を工夫。
2-4 (2) P93	タイトルと合わない内容では。特に 3 段落目の意味が不明ですが、この地域計画のことか。
2-5 (2) P94	「北部・西部地域では」不要 里山、農村などの価値や保全についても触れてあり、良いと思う。しかし、第 2 段落の「魅力的な文化財」という表現が気になる。これから集客を期待できる資源という意味であれば、具体的に書いてみてはどうか。(石丸委員)
2-5 (2) P94	「文化財を育て環境に大きな影響を与える」→育ん「だ」？ 「はぐくんで環境に大きな影響を・・・」→「はぐくんできた環境」(石丸委員) 「また、都市と近接した北部・・・」以下の文章の着地点がわからない。外部の人を呼び込むための PR であれば、文化財が存在することが PR できていないことを書けばよいのでは。(勝盛委員) 文章整理が必要。「また、」以降の文章は必要か。 「魅力的な文化財が多いが、地域の拠点として活用できていない。また、暮らしやすく文化財のある歴史ある場所なのに、PR ができていない」
第 7 章 第 1 節 模式図 P95	「神戸市の目指すべき姿」表現工夫「文化財の保存・活用についての目指すべき姿」か？
第 2 節 2-2 P96	P102 の新規「神戸歴史遺産」のことが触れられていない。 文化財保護法より上位の法律に基づいて指導する部局、財源を振り分ける部局に“参加”していただく必要があるのでは(建築基準法など)。文化財保護に寄り添う市政の在り方を文言に入れられないか。(勝盛委員)
2-3 P96~97	別の委員会で、災害のうち、特に火災については消防署との連携が関係してくるため、災害でひとくくりにしてしまわないほうがよいという意見があった。(井上委員) →P91 課題、P96・97 方針にもつながる
2-4 P96	「課題」で保存活用計画が少ない(ない)とあるのに、「方針」ではその対策を書かないのか。
第 3 節 3-5 P98	「文化財保存活用支援団体」(4-1 にも記されている)とはどのような団体か。どこかで定義されているのか。(市澤委員)
第 4 節 4-1 P99	「その人材」とは、役所の人材のことか。(勝盛委員)
4-2 P99	ここで、文化財の継承を円滑に進める意思をしめすため、「行政他部署の文化財への理解を共有する」との一文が必要では。(勝盛委員)
第 8 章 第 1 節 1-1 (1) 3 の事業	古文書も入れてはどうか。(市澤委員・井上委員)

P102	
1-2 (2) 53 の事業 P108	具体性に欠けている。祭礼行事と民俗芸能に限定した施策なのか。 (大江委員)
1-2 (4) 63 の事業 P109	個別の授業のころではなく、小中高一貫の教育課程（カリキュラム）にふみこんだ内容にできないか。(大江委員)
1-2 (4) 65 の事業 P109	「歴史的事象の再現などを実施する」はわかるようで、しっくりこない。(市澤委員)
1-3 (1) 75 の事業 P111	変化する文化財への対応については、滅失への対応、天然記念物への対応について言及されていてよかった。(石丸委員)
77 の事業 P111	元の文章では「欠くことはできず」との記載があり、他のセルの文章とテイストが異なるが。(市澤委員)
1-4 (2) 98 の事業 P115	農村舞台の活用については、ターゲットはどこでしょうか。地元なのか、関係人口を増やして活用するのか、目的を含めて具体性にかけるように思う。(大江委員)
第 9 章 第 3 節 P123	協力機関として、この度協定を結んで、調査を行うこともあり、園田学園女子大学を記載できないか。(大江委員)
資料 1 P124	「旧村山家住宅 国指定重要有形文化財」→「旧村山家住宅 国指定重要文化財」 資料 1 の名称にイニシャルで表記しているもの→国登録・県指定等公開されているものもイニシャルでよぶのか。

その他の意見

(市澤委員)

神戸市の中世文化を考える上では、4つの文化圏が想定できるのでは。

海岸沿いの南部の文化圏

湯山街道沿いの北部の文化圏

南北をつなぐ谷沿いの道、中世寺院などが営まれた山の道の文化圏

中東部の山間部の南北交通路により形成された入会地としての文化圏

神戸市地域計画（案）にかかる主な修正内容

令和4年3月7日

注意事項	<p>本文には修正箇所を赤字＋灰色で明示。 <u>（特に本書に記載のないものは、指摘による簡単な文言訂正）</u> <u>協議会委員・保護審議会委員・庁内関係部署・兵庫県教育委員会からからの意見をもとに修正。</u></p>
全体	<p>（委員より）全般的に「活用」という語のみで、どのように活用するかという点がアクションプランに薄いように感じる。神戸歴史遺産も認定後の活用が、広く周知することにとどまっているように見受けられる。踏み込んだ活用が重要ではないか。 →重点事業を進めることで、計画の内容をさらに充実させるように考えたい。 歴史遺産制度は周知と支援に関する制度。歴史遺産認定により自発的な活用を促していきたい。</p> <p>（庁内より）文化財課が文化財保護に関する諸施策の企画・調整等、文化財行政の調整役としての立場を明示することで、計画の実効性が高まると思う。また、文化財保護については、庁内の専門職の確保だけではなく、大学も保護の主体と捉え、庁内での協力関係と共に短期的な目標としてその体制づくりを進めてほしい。 →1-4 「文化財をつたえる」ための措置の69で体制づくりを位置づけた。</p>
第1章 第3節 3-1 P3	<p>（県教委より）SDGsは入れる必要があるか。7章にロゴを入れるだけでは、ただ当てはめた感が強い。この地域計画が個々の開発目標にどう寄与しているか別途説明が必要なのではないか。ロゴも、例えば9「インフラ整備」や15「森の豊かさ」が本当に該当するのではないか。 →上位計画との関連と、文化財の保存・活用が社会問題とリンクしていることを明確化する意味でも必要。第7章第1節で再度、SDGsとの関連性を説明した上で必要なロゴを明示する。</p>
3-2 P4	<p>指摘をもとに文化財に直接関係のない内容は削除。 ○首都圏などへの神戸の魅力発信及び移住促進○食都神戸の推進。</p>
P6	<p>神戸市業務継続・受援計画について、冒頭に地域防災計画との関係を明記。</p>
第2章 第2節 P26	<p>（3）観光業 （県教委より）「マイクロツーリズムの気運が高まっている」一般的に言われているということだけでなく、具体的に事例があるなら、それを書いたらどうか。 →神戸観光局の公式資料を基に具体例を追加。</p> <p>ユニークベニユーの説明を追加。</p>
第3節 P29～45	<p>小見出しの表現を統一した。</p>
第3章 第1節 P46～49	<p>表14については、個別の指定情報は削除し、内容を精査の上追加修正。</p>
第4節 P67	<p>最新の法改正内容等反映</p>

第4章 P69	<p>(委員より) ①の文章中「ゆとりある生活」とあるが、そういう総括でよいか。 →修正検討が必要。</p> <p>(委員より) ②の文章の意味がとりにくい。「守る」と「開発」「災害」と「回復」を整理して記述すべき →指摘をもとに2段落目内容を整理し、開発と保全について整合を図った。</p>
第5章 第2節 P74~75	指摘をもとに、具体的な割合の表現に修正。
第3節 3-1 P76 (2)	委員からの指摘を反映して、市条例の特徴でもある地域文化財・文化環境保存区域を追記。
P77 (3)	パブコメ意見を受けて、発掘調査の保存に関する現在の取り組みを明確にするように「工事により損壊する箇所が必要最小限になるように調整している。」と記載。
P81 (12)	(14)で「五色塚まつり」等同じ記載があるため、煩雑さをなくすため、削除し、見学会のみの記載に留めた。
P83 (17)	日本遺産での取り組みについて、取り組み内容を時点修正。
P84 (19)	大学連携について時点修正など文言修正。
P86 (22)	現在の地域団体の活動の例に留めた記載に修正。
第6章 第1節 P88	<p>意味が通るように文言修正。</p> <p>文化財課が主体的に保護に関わるとともに各方面の協力が必要であるという趣旨の文章を追加。</p>
1-1 P88	②協働の範囲をはっきりするために、「地域を越えて」という文言を追加。
1-2 P88	指摘をもとに地域のイメージが伝わりやすいように文言修正。
P89	①・② 指摘をもとに地域のイメージが分かり易いように文言修正。
1-3 P89	地域差という表現が分断をイメージさせるという指摘をもとに、「地域の特色」というプラスのイメージがある言葉に文言修正。
第2節 2-1 P90	意味が通るように文言修正。
2-2 P90 (2)	<p>(委員より) 保存と使用の利便性の両立について記載させているが、題名を含めてわかりにくい。</p> <p>→文化財が置かれている環境が変化して、保存だけではいけない状況になっているということ、所有者や地域住民の声を吸い上げることが必要ということ旨の内容としている。</p>
P91 (3)	<p>(委員より) 防災・防犯に関する方針で、火災などすべてをひとまとめにしない方が良いのではないか。</p> <p>→ケースごとに整理して記載。(主に文章の組み換え)</p>

P91 (4)	現状について具体的な問題を追記。 保存管理計画に修正。(保存活用計画は現在ないため)
2-3 P92 (2)	対応する方針との整合が図れていないという指摘をもとに、内容修正。
P92 (3)	地場産業及び日本遺産は現状として冒頭に記載するように修正。
P93 (5)	「活用には多くの人が必要なため、人材の確保は重要である」という表現では意味が伝わらないため、「文化財の保存・活用への理解と協力を促していくこと」とし、価値を共有して保存・活用を進める重要性を示した。
2-4 P93 (1)	(委員より) 有形無形に分類して記述した方が良いのではないか。 →継承については共通する課題も多いため、大きな修正は加えていない。 継承方法の検討については、大きなルールを所有者等の意見を聞きながら検討する必要があることが分かるように修正。 最終段落 市の支援体制の強化という意味が伝わるように、表現修正。
P93 (2)	(委員より) タイトルと内容が一致しないのではないか。 人の価値観の変化により文化財が置かれる状況が変わっていくという記載と考えるため、最終段落部分は保存活用に関する計画の必要性についてわかるように記載を修正のみ行った。
2-5 P94	文末表現を北区の文化財が十分にPR出来ていないから、活用が不十分であるとの内容に修正。
第7章 第1節 P95	意味が通るように文言修正。 図104 各方針の関係図の「神戸市の目指すべき姿」を「神戸市の文化財の保存・活用についての目指すべき姿」に修正。
P96	SDGsについて改めて方針にロゴを付すことについて説明を追加。
第2節 2-2 P96	指摘をもとに神戸歴史遺産制度を追記。 (委員より) 文化財保護に寄り添う市の姿勢を示す文言が必要ではないか。 →「保存・活用に関する助言など様々な形で支援を行う」という文言でカバーできていると考えているため、未修整。
2-3 P97	指摘をもとに災害ごとの記載に修正。
2-4 P97	「個々の文化財に関する保存管理計画や保存活用計画の作成などを推進する」という文章を追加。 パブコメを反映して、史跡整備等で必要な調査を行う必要があることを明記。
3-2 P98	行為の主体がわかるように文章を修正。
3-5 P98	文化財保存活用支援団体についての説明を追記。

第4節	
4-1 P99	継承に伴う行政の人材が必要なことを明確にするために、「文化財に関わる職員」と文言修正。
4-2 P99	文化財の継承を円滑に進めるために、行政他部署との文化財に関する理解の共有という内容が必要との指摘から、「必要に応じて、関係部署と調整を行い」という文書を追加。 関連文化財群・文化財保存活用区域についての説明を追加。
第5節	
5-2 P100	文末に「このように地域が主体となって里づくりを進めることにより、文化財を取り巻く環境についても整備を進める。」を追加して、内容を補足した。
第8章	
第1節 P101	課題方針措置の関連性がわかるように文言修正。 次ページ以下の措置表に重点事業のマーキングすることについて説明を追加。
1-1(1) P102	(1) 文化財の所在把握に対する方針に基づく措置。 所在把握に限定した内容とするため、「文化財カルテの作成・管理」を削除。 「文化財カルテの作成・管理」はP106(4)に位置づけ。
20の事業 P104	内容に合わせ防災設備ではなく、防火設備と文言修正。
25の事業 P104	課題及び方針の記載に合わせ、台風等自然災害に関する措置を抜き出して、新たに設定。
1-3 69の事業 P110	庁内連携を含めた文化財保護体制の構築を強調するため、体制強化について措置を追加。
1-4 83の事業 P113	旧トーマス住宅・旧ハンター住宅の耐震化工事を位置づけ。
98の事業 P115	農村歌舞伎舞台の活用について、主体者が明確になるように文言修正。
第2節	
2-2 P118	歴史的建造物の保存活用事業の内容がわかりやすくなる様に相関図を挿入。
第9章	
第1節 P122	冒頭に、文化財課が保存・活用に関して各所との連絡調整を初めとして、主体的な役割を持つことを明記。
第2節 P122	文化財課の役割を明記。
P123 以下 資料1	指定等文化財について名称にイニシャルで表記しているものを実名で表記。

作成及び認定のスケジュールについて

	令和2年度									令和3年度									令和4年度										
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月				
	神戸市文化財保存活用地域計画素案作成・修正									神戸市文化財保存活用地域計画（案）修正									計画案完成										
保護審議会	開催				開催		開催	3/11開催						開催							開催								
協議会			第1回開催	日程調整 修正内容報告	第2回開催 (12月中旬)	日程調整 修正内容報告	第3回開催	3/4開催						日程調整 修正内容報告 意見聴取							開催								
検討（報告）項目	・作成主旨 ・項目 ・歴史文化の特徴		・作成主旨 ・項目 ・歴史文化の特徴 ・保存・活用の課題		・保存・活用の方針 ・保存・活用の措置 ・保存・活用の体制 ・地域計画素案修正内容		・地域計画素案 内容の確認	・地域計画素案 修正内容						内容の確認											修正内容確認 スケジュール				
庁内検討会			第1回開催	日程調整 修正内容報告	第2回開催	日程調整 修正内容報告	第3回開催			進捗状況をメール等で共有																			
検討項目			・作成主旨 ・文化財関連業務上の課題抽出 ・文化財関連業務計画の共有 ・協議会内容の共有		・課題の文章案 ・地域計画素案協議 ・協議会内容の共有		・地域計画素案 ・協議会内容の共有																						
市会														局内調整	局内調整	素案報告										計画案報告			
パブリックコメント														庁内調整												実施			
文化庁申請																										計画案修正・完成	文化庁へ素案提出	文化庁へ本申請	文化庁審議会 認定通知 プレス発表
県文調化整庁	進捗状況に応じ随時 令和4年度上半期までに現地視察必要																												

第4回文化財保存活用地域計画協議会でのご意見（令和4年3月7日開催）

●パブリックコメント

○埋蔵文化財の保護

この意見に対しては、既に計画の中に記載されていることもあるので、現在の案に「特に重要な遺構等については、現地保存の協議を積極的に行っていく」、「整備に関する調査についても必要に応じて行っていく」を追加すると良い。

○景観の保全

自然地形の保護について、把握が不十分であるとする誤解を受けるので、修正が必要。

○五色塚古墳の整備

整備に関する委員会で、この意見を共有し、整備を進めていくことを盛り込む。

●文化財保存活用地域計画

○全体的に文章表現などの再確認が必要。

○第4章① ・①の「ゆとりある生活」という表現は、上流階級を想像させるので適切か。

・ゆとりのある生活という意味は分かるので、言い換えが必要。

・交流による開放性というのも神戸の特徴と言える。

・「多様な価値観」と「ゆとりのある生活様式」と「開放性」を記載することで、神戸らしい文化芸術のもととなっていると説明できる。

○第6章 ・冒頭に第4章歴史文化の特徴を受けて、それを守るために目指すべき姿を設定しているという組み立てにすると、神戸市の歴史文化の特徴が生かされるので、ぜひ記載を。

・1-1の①と②はあくまで手段及び方法を示しているため、各文末にある「・・・「まち」を目指す」というところが、将来像であると思われるので、それを抜き出し、続けてその方法として、①・②の文章を修正した方がわかりやすい。

・取り組みの記載について、文化財の指定・登録・認定や景観資源の指定などが混在しているので、整理した表を巻末に入れるとわかりやすい。

○第8章

・事業の主体として「市民」が少ない。

・所在確認調査などは、「市民」が協働して参加できるように。

・伝統的な祭り・行事などへの支援は、道具修理だけでなく、行事の運営や継承に関する事業へのソフト支援についても考えることはできないか。

・文化財の保存施設については、改善を図るというような表現で、もう少し突っ込んだ内容にできないか。

・コロナ禍で行事を中断し、それが滅失につながってしまう可能性があるため、伝統的な祭り・行事の開催状況を早期に把握することが必要。

・措置表の実施期間の点線矢印表示については、条件が整えば実施する事業としているが、実施する可能性があれば、実線表示にしてもよいのでは。

・今回の計画では市全体の歴史文化の特徴を抽出しているが、今後は次期計画作成も念頭に入れ、計画の措置として、地域ごとの歴史文化の特徴を把握し、関連文化財群や文化財保存活用区域の検討が必要。